

左ノ各號ニヨリ豫防措置ヲ施行スヘシ但シ海港檢疫法第一條ノ船舶ニ對シテハ同法及其施行ニ關スル規定ニヨリ措置スヘシ

- 一 患者ハ傳染病院又ハ隔離病舎其他適當ノ場所ニ收容シ死者ハ必要ナル處置ヲ爲シタル後引取者ニ引渡シ若シ引取者ナキトキハ明治三十二年三月法律第九十三號行旅病人及行旅死亡人取扱法ニヨリ處置スルコト
- 二 患者又死亡アリタル船舶及有菌鼠ノ續出等ニ依リ著シク病毒ニ汚染セル船舶ニハ除鼠ノ消毒方法ヲ施行シ乘客乗組人ハ消毒方ヲ施行シタル後隔離所若クハ消毒方法ノ施行ヲ了リタル船内其他適當ノ場所ニ隔離スルコト
- 三 船舶内ニ有菌若クハ有菌ノ疑アル鼠アリタルトキハ除鼠ノ消毒方法ヲ施行シ乘客乗組人ニ對シ周密ナル健康診斷ヲ行フコト
- 四 汽車ニアリテハ患者又ハ死者アリタル車室及病毒汚染ノ疑アル車室ハ之ヲ取離シテ消毒方法ヲ施行シ病毒感染ノ疑アル乘客ハ消毒方法ヲ施行シタル後隔離所其他適當ノ場所ニ隔離スルコト
- 五 患者又ハ死者ノ手荷物及病毒汚染ノ疑アル積荷手荷物ハ消毒方法ヲ施行スルコト
- 六 消毒其他設備ノ都合等ニヨリ前各號ノ事項ヲ施行スルコト能ハサルトキハ假リニ病毒ノ散逸ヲ防クヘキ相當ノ手當ヲ爲シ他ノ港又ハ他ノ停車場ニ於テ其處置ヲ爲スコト
- 七 船舶ノ寄港シタル地又ハ汽車ノ停車シタル地ノ地方廳ニ關係事項ヲ急報スルコト

第十九條 船客乗組人ノ上陸後及積荷ノ陸揚後ニ於テ船舶ニ「ベスト」病毒汚染ノ事實アリタルコトヲ發見シタル場合ハ上陸人員ノ行先地及貨物輸送先ノ地方廳ニ對シ上陸人員ノ宿所姓名貨物ノ數量種類記號(精確ニ調査シ相違ナキ様注意ヲ要ス)取扱店、荷主及發送月日等ヲ急報スヘシ當

該船舶ノ出港後ニアリテハ尙其行先ノ地方廳ニ其事由ヲ電報スヘシ海港檢疫法第一條ノ船舶又ハ汽車ニ關シテモ亦本令ニ準ス

但シ船舶ノ行先地臺灣ナルトキハ同總督府ニ電報スヘシ

第二十條 第十八條第七又ハ第十九條ノ通報ヲ受ケタル地方廳又ハ船舶汽車ニ病毒汚染ノ事實アリタルコトヲ發見シタル地方廳ニ於テハ病毒潜伏ノ疑アル期間、上陸人員及貨物運搬人夫、其他該當船舶汽車ニ關係アル向等ニ對シ其健康狀態ヲ注意スヘシ

第二十一條 病毒ニ汚染セル家屋、倉庫、船舶、汽車内等ニ在リタル貨物ニシテ既ニ他ニ移シアルモノハ一時搬出輸送ヲ停止シ其間積入倉庫及關係アル家屋ニ對シ殺鼠劑捕鼠器ノ配置其他適當ノ方法ニヨリ鼠ノ驅除ヲ嚴行シ且ツ驅除シタル鼠其他必要ト認ムル材料ニ就テ細菌検査ヲ行フヘシ

前項未段ノ検査ニ於テ「ベスト」菌ヲ發見シタルトキ又ハ調査ノ結果病毒汚染ノ形跡アリト認メタルトキハ當該貨物同積入倉庫及當該貨物ノ運搬ノ用ニ供シタル船舶貨車等ニ對シ消毒ノ方法ヲ施行セシムヘシ

第二十二條 病毒汚染ノ疑アル貨物ト同一ノ倉庫内ニアリ又ハ同一ノ船舶貨車内ニテ有菌鼠ヲ發見シタル等ニ依リ病毒汚染ノ疑アリト認メタル場合ハ消毒方法ヲ施行セシムヘシ

第二十三條 「ベスト」發生ノ狀況豫防措置ノ大要ハ其都度又繼續施行セル豫防事務ノ成績ハ毎月別紙雛形ニ準シ之ヲ内務省ニ報告スヘシ

號「ベスト」患者報告		姓名		年齢	
所住	職業	月日	見發	月日	定確
斷診	病發	月日	見發	月日	定確

(丙號)

同一所ニ於テ數頭ヲ發見シタルトキハ其頭數、場所ヲ明記シ且ツ號數ヲ自何號至何號ト記スヘシ

「ベスト」遮斷區域内豫防事務成績		人口數		倉庫	
區域ノ位置	除鼠ノ消毒方法ニ從事シタル人員	同ノ開始日	同ノ終了日	除鼠裝置ノ配置個數	同ノ設置日數
除鼠數	生鼠數	同上ノ生鼠數	同上ノ生鼠數	除鼠成績	普通患者
消毒藥ノ概量	消毒シタル量	患者	患者	消毒成績	患者

(丁號)

月一一般豫防事務成績報告

一、除鼠成績		細菌検査		其他	
市區	除鼠數	細菌検査	細菌検査	乾固又ハ腐敗セルモノ	其他
町村名	買收其他計	ナ行ヘタチ有スルモノ	ナ行ハサ	乾固又ハ腐敗セルモノ	其他
計					
系計					

發見ノ方法		發見ノ場所		發見ノ場所	
住家及周圍ノ狀況	ハシキ鼠ノ有無	發病ノ場所	發病ノ場所	發見ノ場所	發見ノ場所
健康ノ前狀	病毒ノ系統傳染ノ原因(會等)ノ認ムヘキモノ	發病ノ場所	發病ノ場所	發見ノ場所	發見ノ場所
發病ノ前狀	發見當時ノ症候	發病ノ場所	發病ノ場所	發見ノ場所	發見ノ場所
健康ノ前狀	發見當時ノ症候	發病ノ場所	發病ノ場所	發見ノ場所	發見ノ場所
發病ノ前狀	發見當時ノ症候	發病ノ場所	發病ノ場所	發見ノ場所	發見ノ場所
健康ノ前狀	發見當時ノ症候	發病ノ場所	發病ノ場所	發見ノ場所	發見ノ場所

二、死體檢案成績

市	男	肺膜	肺肋膜	脚氣	腦出	心臓	咯血	腺腫	筋肉	丹	其他	計
町	女	炎	炎	衝心	血	麻痺	毒症	腺炎	毒	ト	染病	其他
村	計	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
計	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
累計	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

三、除鼠の清潔方法施行成績

市	住家	市場	工場	停車場	貨物場所	倉庫	除鼠數
町	同	同	同	同	同	同	同
村	同	同	同	同	同	同	同
計	同	同	同	同	同	同	同
累計	同	同	同	同	同	同	同

四、檢診成績

市	檢診ナ行ヒタル	檢診ニ依リ發見シタル
町	同	同
村	同	同
計	同	同
累計	同	同

●除鼠の消毒法清潔方法施行手續

- 一 除鼠消毒法清潔方法施行セントスル區域内ニハ先ツ二日以上日々殺鼠劑捕鼠器等ノ除鼠裝置ヲ配置シ日々其成績ヲ檢査スルコト
- 二 前項ノ除鼠裝置ハ天井裏床下流下棚上等常ニ鼠ノ交通スル場所ニ配置スヘク其個數ハ家屋ノ大小ニ依リ一定シ難シト雖モ殺鼠劑ハ一戸平均拾個以上トシ倉庫物置等ニアリテハ一坪ニ付約壹個ノ割合トナスコト
- 三 除鼠の消毒法清潔方法ノ施行ニ從事セシムル人員ハ人夫五名乃至十名ヲ以テ一組トナシ警察官吏及市町村吏員ヲシテ之ヲ監督セシメ施行區域ノ廣狹ニヨリ若干組ヲ設置セシムルコト但シ毎組ノ人夫中ニハ可成大工及屋根職ノ心得アルモノ各壹名ヲ加フルコト
- 四 前號ノ人夫ヲシテ除鼠の消毒方法ノ施行ニ從事セシムル場合ニハ其衣類ヲ相當ノ消毒衣ニ着替セシメ又足袋手袋帽ヲ用ヒシムルヲ要ス必要アルトキハ呼吸器若クハ棉花ヲ以テ鼻口ヲ被ハシムル等ノ方法ニヨリ塵埃吸入ノ豫防ニ注意セシムヘシ
- 五 區域外ニ出ツル場合ニハ其都度相當消毒沐浴ノ上元服ニ更メシムルコト
- 六 除鼠の消毒方法施行區域大ナル場合ハ毎日ノ施行小區域ヲ更ニ亞鉛板屏其他鼠ノ交通ヲ杜絶スル裝置ニヨリ之ヲ區畫スルコト
- 七 除鼠方法施行ノ際ハ左ノ各號ニ注意スルコト
- 八 (イ)天井ノ一部若クハ全部ヲ取外シ鼠及其巢ヲ搜索シ掃除ナ行フコト
- 九 (ロ)床板及臺所流ハ其一部ヲ取外シ鼠ノ搜索ナ行ヒ孔穴アルトキハ之レヲ發掘スルコト但シ土地ニ密著セル床板及臺所流シ其全部ヲ剝離スルコト
- 十 (ハ)羽目板、下見板等ハ全部若クハ一部ヲ剝離シ間隙内ニ於ケル鼠ノ搜

〔千葉警〕

〔千葉警〕

索ナ行フコト

- (ニ)屋根及屋根裏ハ間隙ノ有無ヲ檢シ孔穴アルトキハ瓦屋根ニアリテハ其全部若クハ一部ヲ葺屋ニアリテハ其全部ヲ剝離シ鼠及其巢ヲ搜索スルコト
- (ホ)倉庫物置等ニアリテハ貨物其他ノ物品ヲ搬出シ若クハ相當ノ方法ヲ施シタル後特ニ其地盤ヲ精査シ孔穴アルトキハ之ヲ發掘シ鼠ノ搜索ナ行フコト
- (ハ)密閉シ得ヘキ倉庫類ニアリテハ可成「フオルムアルデヒート」又ハ亞硫酸瓦斯ヲ用ヒ鼠ヲ煙殺スルコト
- (ト)溝渠ハ之ヲ精査シ孔穴アルトキハ之ヲ發掘シテ鼠ノ搜索ナ行フコト

七 消毒方法施行ノ要項左ノ如シ

- (イ)屋根裏、天井板、羽目板類ハ石炭酸水又ハ昇汞水等ノ消毒藥液ヲ以テ處置スルコト
- (ロ)戸障子押入棚類ハ消毒藥液ヲ以テ拭淨スルコト
- (ハ)畳、蓆、敷物等ハ消毒藥液ヲ以テ拭淨シ若クハ之ヲ撒布シタル後日光ニ曝露スルコト
- (ニ)常用ノ衣類寢具ハ蒸汽消毒又ハ煮沸消毒ニ附シ常用ノ什器ハ其品類ニ應シ熱汽消毒藥液消毒又ハ日光消毒ニ付スルコト但シ箸筯、長持其他一定ノ容器内ニ藏セル衣服什器類ニシテ病毒汚染ノ疑ナシト認ムルモノハ此ノ限ニアラス
- (ホ)床下地盤、臺所流下、下水溝渠、便所、芥溜其他不潔ナル場所ハ石灰乳ヲ以テ消毒スルコト
- (ヘ)井戸、井戸流シハ病毒汚染ノ虞アルトキハ石灰乳ヲ以テ消毒スルコト
- (ト)患者ノ排泄物又ハ排泄物ヲ以テ汚染シタル物品ハ之ヲ燒却若クハ熱

八 清潔方法施行ノ要項左ノ如シ

- (イ)第六ニヨリ鼠ノ驅除ナ行ヒタル後掃除ナ行フコト
 - (ロ)糞鼠ノアリタル場所其他病毒汚染ノ疑アル不潔ナル場所ハ消毒方法ヲ行ヒタル後掃除ナ行フコト
 - (ハ)汚水停滯ノ場所ニ對シテハ溝渠ヲ浚渫スルコト
 - (ニ)屋根裏、壁、床下、臺所流シ、溝渠等ニ鼠ノ交通棲息ノ虞アル孔穴アルトキハ之ヲ填塞シ必要ノ場所ニハ修理改造ヲ爲スコト
 - (ホ)塵芥ハ之ヲ燒却スルコト
- 第一條 生活「ベスト」菌又ハ之ニ疑ハシキ細菌ヲ貯藏シ其ノ培養又ハ動物試驗等ナ行ハントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
- 一 檢査所ノ名稱及位置
- 二 檢査所建物ノ構造、敷地ノ坪數及圖面

●「ベスト」菌取扱取締規則

(明治三十四年十二月二十五日)

(內務省令第三十九號)

- 三 所長、主任者及主任代理者ノ氏名、履歷
前項ノ認可ヲ受ケタル後前各號ノ事項ニ變更ヲ要スルトキハ更ニ認可ヲ受クヘシ
- 地方長官ハ必要ト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得
- 第二條 検査所ノ開始及廢止ハ五日以内ニ地方長官ニ届出ヘシ
- 第三條 検査所ハ他ノ建物ト隔離スヘシ但シ一建物ヲ區畫シテ其ノ一部ニ検査所ヲ設ケルコトヲ得
- 検査所ニハ少クモ左ノ三室ヲ設ケ其ノ出入口ノ戸扉ニハ鎖鑰ヲ備フヘシ
- 一 「ベスト」菌ノ培養及顯微鏡検査室
- 二 試験動物ノ收容及解剖室
- 三 消毒室
- 第四條 検査所各室ノ床及側壁ハ不透透質ノ材料ニテ造リ洗滌消毒ニ便ニスヘシ
- 窓、換氣孔、排水孔其ノ他外部ニ開口スル孔隙ハ蚊蠅ノ出入ヲ防クニ足ルヘキ緻密ナル金網ヲ以テ被フヘシ
- 汚水溜ニハ蓋ヲ設ケ其ノ周壁及排水管ハ不透透質ノ材料ニテ造ルヘシ
- 第五條 検査所ニ於テハ左記ノ器具、裝置ヲ設備スヘシ
- 一 生活「ベスト」菌及有菌ノ疑アル材料ノ容器
- 二 試験動物容器(硝子器若ハ磁器又ハ金屬板ヲ張りタル硝子箱ニシテ金網製ノ蓋ヲ有スルモノ)
- 三 消毒裝置(燒却爐、蒸氣消毒器、乾熱消毒器、消毒藥劑ノ類)
- 四 其ノ他「ベスト」菌ノ検査ニ必要ナル物品
- 第六條 検査所主任者及其ノ代理者ハ「ベスト」菌ノ培養「ベスト」菌ノ検査及試験動物ノ取扱其ノ他ノ取締ニ關シ左ノ各項ヲ遵守スヘシ

- 一 主任又ハ其ノ代理者ノ在ラサルトキハ助手、使丁ヲ検査室ニ留マラシムヘカラス
- 二 検査室、動物室、消毒室等ニハ猥ニ他人ヲ入ラシムヘカラス
- 三 何人ト雖モ検査室、動物室、消毒室ニ入ル際ハ豫防衣ヲ著シ出ルトキハ之ヲ脱シ手足ヲ消毒スヘシ又室内ニ於テハ飲食、喫煙スヘカラス
- 四 豫防衣ハ一週二回以上消毒ヲ行ヒ之ヲ洗濯スヘシ若病毒ニ汚染シタルトキハ其ノ都度消毒ヲ行フヘシ
- 五 検査室ニハ無用ノ物品ヲ置クヘカラス
- 六 室内ノ物品ハ消毒ヲ行ヒタル後ニ非レハ他ニ搬出スヘカラス
- 七 生活「ベスト」菌及有菌ノ疑アル材料ハ確實ニ閉鎖シ得ヘキ容器ニ納メ主任又ハ其ノ代理者ノ外手ヲ觸ルヘカラス
- 八 汚物又ハ汚物ニ觸レタル物品ハ速ニ消毒ヲ行ヒ又ハ燒却スヘシ
- 九 一度検査室ニ入レタル動物ハ撲殺ノ上燒却スヘシ
- 十 斃死シタル試験動物ハ燒却スヘシ
- 十一 汚水溜ノ汚水ハ消毒ヲ行ヒタル後ニアラサレハ他ニ搬出スヘカラス
- 十二 主任又ハ其ノ代理者検査室ヲ退出スルトキハ出入口ノ戸扉ニ鎖鑰ヲ施スヘシ
- 第七條 生活「ベスト」菌及有菌ノ疑アル材料ノ紛失又ハ試験中ノ動物逸シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ直ニ所轄警察官署ヲ經テ地方長官ニ届出ヘシ
- 第八條 生活「ベスト」菌及有菌ノ疑アル材料ハ何人ト雖モ之ヲ授受スルコトヲ得ス但シ検査所間又ハ官廳ト検査所間若ハ警察官署ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第九條 生活「ベスト」菌ヲ運送スル場合ニハ培養物ヲ入レタル硝子管ヲ熔

〔千葉警〕

〔千葉警〕

閉シ濾過紙又ハ綿等柔軟ナル物ヲ以テ被包シ「ブリキ」罐内ニ入レ更ニ之ヲ木箱ニ納メ柔軟ナル物ヲ以テ填充シテ嚴封ヲ施シ「注意物」ト明記スヘシ

患者若ハ死體等ヨリ採取シタル検査材料ヲ運送スル場合ニハ之ヲ密閉シ得ル硝子罐内ニ納メ前項ニ準シテ之ヲ處置スヘシ

- 第十條 診断ノ目的ヲ以テ臨時施行スル醫師ノ検査ニ對シテハ本則ヲ適用セズ但シ地方長官ハ必要ト認ムルトキハ検査ヲ停止スルコトヲ得
- 第十一條 第一條第八條ニ違背シタル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第十二條 第二條第七條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

- 第十三條 府縣郡市町村其ノ他公共團體ニ於テ行フ「ベスト」菌取扱ニ關シテハ本則ノ規定ヲ準用ス
- 第十四條 本則施行ノ際現存スル検査所ハ明治三十五年六月三十日迄ニ本則ニ依リ認可ヲ受クヘシ
- 第十五條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

●ペスト豫防ニ關スル件

(明治三十三年十二月訓令第百二十九號)

ペスト豫防ニ關シテハ屢々訓令スル處アリ官民一致シテ豫防法ヲ嚴行シタルニ依リ幸ニ該病毒ヲ縣下ニ侵ルヘシメサルヲ得タリ流行地タル大阪市ニ於テモ一時終熄ニ歸シタリシカ客月來再ヒ大阪市ニ數十名ノ患者ヲ出シ又新タニ和歌山縣ニ發生シ尙蔓延ノ兆アルニ至テハ實ニ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ今ニ於テ充分ノ警戒ヲ加ヘ嚴密ニ防遏法ヲ執行スルニアラサレハ如何ナル慘狀ヲ來スヘキヤ測ルヘカラス依テ病毒傳播ノ系路ヲ杜絶スルニ最モ緊要ナル左記事項ハ此際一層嚴重ニ實施スヘシ

第三編 衛生 第三章 防疫

一 樞要ナル市街地ニ於テハ一般ニ鼠族ノ驅除ヲ獎勵スルコト

二 停車場附近、貨物陸上場附近、貨物運送店、倉庫、船舶等ニハ特ニ鼠族ノ驅除ヲ嚴行スルコト

●斃死シタル家鼠發見届出方ノ件

(明治三十二年十一月訓令第七十七號)

斃死シタル家鼠ヲ發見シタル者ハ直ニ所轄警察署分署又ハ巡查駐在所若クハ巡行巡查ニ申告スヘシ違フモノハ五圓以上一圓以下ノ科料ニ處ス本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

●虎列刺病豫防施設心得ニ關スル件

(大正二年五月衛第三九三二號通牒)

虎列刺病豫防施設ニ關シテハ從來一定ノ準則ナク自然其取扱區々ニ涉リ豫防上遺憾ナキ能ハサルヲ以テ今回豫防施設ニ關スル心得別冊ノ如ク設定セラレ候ニ付心得ノ爲メ及送附候也

第一章 通則

- 第一條 本心得ニ於テ有病地域ト稱スルハ患者及保菌者ノ發生部落ヲ云ヒ注意區域ト稱スルハ有病地域ニ隣接若ハ交通等ノ關係ヨリ病毒汚染ノ疑アル地域ヲ云フ
- 第二條 警察官署ハ有病地域並注意區域ヲ表示セル地圖ヲ備ヘ置キ患者又ハ保菌者ノ發生若ハ轉歸ニ付其ノ地點ニ左記符號ノ標點ヲ附スヘシ
- 一 眞正患者
- 二 疑似患者
- 三 保菌者
- 四 全 治

- 五 死 亡
 - 第三條 警察官署ハ明治三十六年本縣訓令第四十二號ニ依リ各町村ノ準備スヘキ事項ヲ査閲シ其ノ不備ヲ認メタルトキハ直チニ之ヲ補充セシメ患者發生ニ當リ差支ナカラシムヘシ
 - 第四條 防疫従事員ハ常ニ郡醫師會及開業醫ト氣脈ヲ通シ患者ノ發見ニ努ムヘシ
 - 急病人(特ニ腸胃病、膈膜炎、吐瀉病等)及急病死者ハ可成速ニ探知スルノ方法ヲ講シ其ノ病症ヲ確ムヘシ
 - 第五條 疑ハシキ患者又ハ死者アリタルトキハ第五章ノ探便方法ニ依リ其ノ糞便ヲ採取シ速カニ之ヲ最寄細菌検査所ニ送附スヘシ
 - 前項死者ノ死因明カナラサル場合ハ其ノ葬儀ヲ見合ス様説諭スヘシ
 - 第六條 豫防上ニ關スル注意警告等ハ漁業組合、衛生組合、地方青年團等ニ漏ナク傳達シ小學校生徒ニ對シテハ當該校長ト協議シ隨時講話セシメ尙種々ノ方法ヲ案シテ一般公衆ニ會得セシムヘシ
 - 第七條 有病地及注意區域(其ノ都度指定スルモノトス)ヲ發シタル船舶ノ寄港シタルトキハ直チニ探便證ヲ検査シ若シ疑ハシキ病者アリタルトキハ出發以來ノ經過地等ヲ取調ヘ其ノ探便證ヲ謄寫シ報告スヘシ
 - 探便證ヲ携帶セサルモノアルトキハ直チニ探便ノ上最寄検査所ニ送附シ同時ニ其ノ船籍及乗組員ノ氏名ヲ報告スヘシ
 - 第八條 警察官署ハ必要アリト認メタルトキハ漁業組合、衛生組合、豫防委員等ノ活動ヲ促シ左記事項ヲ實行セシムヘシ
 - 一 組合ニハ平素相當ノ消毒藥ヲ設備セシメ組合内ニ疑ハシキ患者若ハ死者アリタルトキハ時機ヲ失セズ消毒ニ差支ナカラシムルコト
 - 二 組合内ニハ適當員數ノ小使特設又ハ組合員ノ輪番等ヲ常設シ敏事ヲ處スルノ便ニ備ヘシムルコト
 - 三 組合内ニ患者發生シタルトキハ直チニ之ヲ組合員ニ通知シ一面警

(千葉警)

- 四 組合員ヲシテ適當ノ時機ニ於テ可成他ノ町村若ハ他ノ部落ニ於ケル防疫施設ノ實況ヲ見學セシムルコト
- 第九條 警察官署ハ豫メ其管内ニ於ケル病毒侵入ノ經路タルヘキ交通其他ノ關係ヲ精査シ置キ之ヲ報告スヘシ
- 第二章 注意區域
 - 第十條 警察官署ハ交通其ノ他ノ關係上注意區域ト認メタルトキハ直チニ之ヲ報告シ防疫專務員ヲ定メ專ラ防疫事務ニ當ラシムヘシ
 - 前項ノ防疫專務員ヲ定メタルトキハ同時ニ服務心得ヲ設定シ防疫專務員ノ氏名ト共ニ報告スヘシ
 - 第十一條 衛生組合、漁業組合、町村吏員、其他ヲ以テ第二十條記載ノ各係ヲ組織シ各自ノ分擔ヲ定メ各係ヲシテ發動ノ準備ヲ調ヘシメ尙第二十條第二種乃至第四種ノ徽章ヲ用意セシムヘシ
 - 第十二條 前條ノ探便係ハ第五章檢病係ハ第九章船舶監視係ハ第八章ノ規定ニ則リ直ニ其ノ事務ヲ開始スヘシ
 - 第十三條 各戸便所ニ石灰末ヲ備ヘ上圖毎ニ之ヲ糞池内ニ撒布セシムヘシ
 - 第十四條 町村各部落毎ニ便宜ノ場所ヲ選ミ投書函ヲ設備セシメ疑ハシキ患者及死者ヲ密告セシムヘシ
 - 第十五條 防疫專務員又ハ受持巡查ヲシテ毎日一回町村役場及開業醫ニ就キ死亡者及病者ノ狀況ヲ調査セシムヘシ
 - 第十六條 豫防上ノ警告又ハ心得事項ハ交通頻繁ノ場所又ハ船舶集合地其ノ他適當ナル個所ニ揭示スヘシ
 - 第十七條 漁村ニアリテハ特ニ左記各項ヲ確守セシムヘシ
 - 一 出漁スヘキ各漁船ハ豫メ其ノ發着地點ヲ定メ蓋ニ變更セシム且發着毎

(千葉警)

- ニ所屬漁業組合事務所、檢疫事務所、巡查駐在所、町村役場等ノ内便宜ノ個所ニ届出シムルコト
 - 二 出漁シタル者ハ危急ノ場合ヲ除ク外如何ナル場所ニモ上陸又ハ寄港セシメサルコト
 - 三 出漁ノ漁船ニハ可成三十倍ノ石灰酸水ヲ漁夫一人ニ付四合ノ割合ヲ以テ携帶セシムルコト
 - 四 出漁中薪水其ノ他ノ物資ニ欠乏ヲ來シタルトキハ上陸セシテ最寄漁業組合其ノ他ニ依頼シ供給ヲ受ケシムルコト
 - 五 前號ノ要求ヲ受ケタル者ハ必ス之レニ應スルノ手配ヲナシ置クコト
 - 六 他ノ地方ノ船舶ニシテ寄港シタルモノノ内疾病者アリタルトキハ町村役場、巡查駐在所、漁業組合等ニ申告セシムルコト
 - 七 前號ノ申告ヲ受ケタルトキハ速ニ當該船舶ニ町村醫ヲ同伴シ健康診斷ヲ爲サシムルコト
 - 八 居村地先ニ於テ漁業ニ従事スル者ノ外漁夫ハ必ス納屋又ハ其ノ漁船内ニ起臥セシメ自宅其ノ他ヘ出入セシメサルコト
 - 九 漁船ノ出入ヲ監視スル爲メ漁業組合、衛生組合等ヲシテ沿岸展望ニ便ナル場所ヲ選ミテ見張ヲ爲サシメ其ノ實行ハ警察官吏ニ於テ監督スルコト
 - 一〇 漁船ニハ密接ノ装置アル小竹筒又ハ試験管ヲ乗組員ノ數ニ應シテ備ヘ置キ吐瀉又ハ下痢ノ病者アリタルトキハ第二十九條ノ方法ニ依リ糞便ヲ採取シ置カシムルコト
 - 一一 自村船舶ト他ノ地方ノ船舶トヲ識別スル爲メ自村船ニハ入港ノ際可成一定ノ小旗ヲ掲示セシムルコト
 - 一二 最寄細菌検査所ノ都合ヲ問ヒ合セ普ク一般漁夫ノ檢便ヲ行フコト
- 第十八條 警察官署ハ檢便ニ着手シタルトキハ第一號様式(探便旬報)ニ依リ第一報ハ即日爾後ハ旬報トシテ報告スヘシ

第三章 有病區域

- 第十九條 患者又ハ保菌者ヲ發見シタルトキハ時機ヲ失セズ之レヲ隔離病舎ニ收容シ其ノ家族、同居者、其ノ他病毒汚染ノ虞アル者ニ對シテハ左記各號ニ依リ取扱フヘシ
 - 一 健康者ハ可成一定ノ隔離所ニ收容シ若シ一定ノ隔離所ヲ得ルコト能ハサルトキハ患者又ハ患者ヲ出タル船舶、納屋、等ヲ其ノ儘隔離所トシ他人ト來往交通セシメサルコト
 - 二 前號ノ隔離所ニハ漁業組合、衛生組合、豫防委員等ヲシテ警察官吏ト共ニ監視セシムルコト
 - 三 隔離所ニハ日用品ノ供給、其ノ他ノ用辨ヲ欠カシメサル様豫メ協定セシメ置クコト
 - 四 隔離所ニハ一定ノ雜役人夫ヲ置キ外部トノ聯絡ニ便セシムルコト
- 第二十條 衛生組合員、漁業組合員、區吏員、町村吏員等ノ内ヲ以テ左ノ各係ヲ設ケ係長ヲ置キ適當人員ヲ配置シ各其ノ分掌事務ニ従事セシムヘシ
 - 一 探便係
 - 二 消毒係
 - 三 隔離係
 - 四 船舶監視係
 - 五 檢病係
 - 六 給水係
 - 七 庶務係
- 第二十一條 前條各係ハ第五章以下所定ノ事務ヲ取扱フヘシ但シ土地ノ狀況若ハ習慣等ニ依リ特別ノ事情アル場合ハ其ノ實況ニ鑑ミ適宜ニ之ヲ取捨スルコトヲ得

第四章 徽章

第二十二條 本心得ニ依リ防疫ニ從事スル各係員ハ一定ノ徽章ヲ佩用スヘシ

第二十三條 徽章ヲ分テ左ノ四種トス

第一種 腕章 赤、青、黄(一寸五分幅布)

第二種 赤色リボン 蝶結(巾一寸ノモノヲ徑二寸五分ニ結ヒタルモノ)

第三種 青色リボン 蝶結(巾五分ノモノヲ徑一寸ニ結ヒタルモノ)

第四種 方一寸ノ白布ニ掛名又ハ受持地名ヲ墨書シタルモノ

第二十四條 前條ノ徽章ハ左ノ區別ニ依リ之レヲ佩用スルモノトス

第一種ハ防疫團員之レヲ佩用スルモノニシテ團長及醫師ハ赤、部長ハ黄、

巡查ハ青トシテ左腕上腕部ニ纏結ス但シ醫師ハ腕章中央部ニ白布ヲ以テ

十字形ヲ附スルモノトス

第二種ハ其ノ他ノ防疫従事員第三種ハ雜役夫用ニシテ共ニ之レヲ左胸部

ニ佩用スルモノトス

第四種ハ前號佩用者中其ノ係若ハ受持ヲ明カナラシムル爲メ第二種第三

種徽章ノ下ニ留針ヲ以テ併用スルモノトス

第五章 探便

第二十五條 虎列刺患者又ハ同疑似患者發生シ豫防上必要アリト認メタル

トキハ本章ノ規程ニ依リ探便スヘシ

第二十六條 探便器ニハ左ノ區別ニ依リ色紙ヲ貼付スルノ外排便ノ月日時

並住所氏名(第二十七條第二號ノ場合ハ何某外何名トスルコト)ヲ記シ

タル紙片ヲ貼付スヘシ

一 患者

二 患者ノ家族、同居者又ハ之レ等ノ者ト交通シタル者

三 注意區域内ノ者

四 前各號以外ノ者

前項ノ用紙ハ豫メ印刷若クハ復寫シ之レヲ準備シ置クヘシ

(赤)
(青)
(紫)
(白)

第二十七條 前條ノ探便ハ左ノ區別ニ依リ取扱フヘシ但シ技術者ヨリ別段

ノ要求アル場合ハ此ノ限りニ非ス

一 前條第一號第二號ハ各人毎ニ探便スルコト

二 前條第三號第四號ニ該當スルモノニシテ同居者若シクハ一家族ニ係

ルトキハ第三號ハ凡ソ五人第四號ハ凡ソ十人ヲ同一探便器ニ探便ス

ルコト

第二十八條 探便ハ一人毎ニ探便係立會ノ上之レヲ行ヒ遲滯ク細菌検査

所ニ送付ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十九條 探便ハマツチ軸様ノモノヲ以テ小豆大ニ採取シ(竹筒ヲ用ユ

ル場合ハ倍量トナス)若シ水様便ナルトキハ割箸様ノモノ、一端ニ脱脂

綿ヲ結束シ充分之レニ吸收セシメ探便器ノ底部ニ挿入シ堅ク密栓シテ漏

出ノ恐ナカラシムヘシ

注意、マツチ軸ハ豫メ發火セシメタルモノヲ用フルチ宜シトス

第三十條 死者ニ對シテハ特ニ緊要ナル場合ノ外探便セサルコト若シ止ム

ヲ得ス探便スル場合ハ可成醫師又ハ看護婦ヲシテ之レヲ行ハシムヘシ但

シ此ノ場合ハ二回以上各別ノ探便器ニ採取スヘシ

第三十一條 新患者發生シタルトキハ直チニ探便シ急速最寄細菌検査所ニ

送付スヘシ

第三十二條 隔離者ノ探便ハ隔離期間中二回乃至三回之レヲ行フヘシ但シ

疑ハシキ者ニ對シテハ隨時之レヲ採取シ尙ホ冬期ニ限り隔離解除ノ後五

日間内ニ更ニ一回ノ探便ヲ行フヘシ

第三十三條 探便ハ左ノ順序ニ依リ迅速ニ之レヲ行フヘシ但シ被探便者便

通ナキトキハ「グリセリン」灌腸若ハ同座藥ヲ用キ便通ヲ促スノ方法ヲ探

ルヘシ

一 患者

二 患者ノ家族、同居者、其ノ他病汚染ノ疑アル者

〔千葉警〕

〔千葉警〕

三 注意區域内ノ者

前項以外ノ者ノ探便ハ細菌検査所ト打合せ可成短時日ニ探便ヲ了スヘシ

第三十四條 細菌検査ノ結果陽性ナリシモノハ其ノ陰性ニ至ル迄隔日一回

探便送付スヘシ

第三十五條 第二十七條第二號ニ依リ探便シタル者検査ノ結果陽性ナルト

キハ直チニ各個人別ニ探便送付スヘシ

本條及前條ノ場合ニハ細菌検査所ヨリ其旨ヲ係員ニ通告スヘシ

第三十六條 第三十三條第二項ニ該當スル者ノ探便ハ可成各個人ニ古新聞

紙ヲ配付シ置キ之レニ糞便ヲ採取シ置カシムヘシ

第三十七條 探便係 常ニ所要ノ探便器ヲ備ヘ置キ若シ不足チ生シタル場

合ハ小竹筒(約徑七分位)ヲ調製シ一時探便器ニ代用スヘシ

第三十八條 探便器ハ一切藥物ヲ以テ消毒スヘカラス且探便後検査所ニ送

付ノ場合ニ於テハ可成直立セシメ横倒シ又ハ逆立チ等ノ爲メ糞便ノ漏出

スルコトナカラシムヘシ

第三十九條 探便係ハ第三號様式ノ探便簿ヲ調製シ其ノ都度之レヲ登記ス

ヘシ

第四十條 検査ノ結果ハ必要ナル場合ノ外猥リニ之ヲ口外スヘカラス

第四十一條 船舶乗組員ニ對スル探便ハ入船時ニ於テ之レヲ行ヒ同時ニ探

便證ヲ交付スヘシ

第六章 消毒

第四十二條 消毒係ハ豫メ左記事項ヲ心得專ラ病毒ノ所在ヲ探究シ適宜ノ

消毒ヲ行フヘシ

一 虎列刺菌ハ患者ノ大便ト共ニ排泄セラレ吐物ニハ稀レニ混入スルコ

トアリト雖モ其ノ他ノ部門ヨリ排泄セラレ、コトナシ

二 虎列刺菌ハ空氣中ニ飛散スルコトナシ但シ塵埃ニ附着シ飛散スルコ

トアリト雖モ此ノ時ニ在リテハ既ニ菌ハ乾燥ノ爲メ死滅スルモノナ

第三編 衛生 第三章 防疫

四

虎列刺菌ハ外物ニ對スル抵抗力甚タ弱キカ故ニ其ノ孤立セルモノハ

法定ノ消毒藥ニ觸ルレハ直チニ死滅スト雖モ糞池内其ノ他汚物中ニ

混在スルトキハ他物ニ遮ラ 消毒藥ノ效力及ハサル場合アルヲ以テ

消毒ノ際ハ充分攪拌シ且可成長時間放置スヘシ

虎列刺菌存在ノ場所ハ第一糞池、第二患者及患者ノ纏ヒシ衣類、臥

具等ナリ而モ患者ハ大便ノ抑制力ナク至ル所ニ排便ノ虞レアルヲ以

テ便所ヨリ寢室ニ至ルマテノ間便所内ハ勿論便所扉ノ把手手洗水等

ハ常ニ病毒ノ存在ヲ想像セサルヘカラス患者ノ臥床前交通セシ家ノ

便所等亦特ニ注意スヘシ

五 患者ノ井戸ハ患者若ハ看護人等病毒汚染ノ指端ヲ以テ釣瓶、柄杓等

ヲ握リ虎列刺菌ヲ移入スル恐レアルヲ以テ最モ危険ナリトス又患者

ノ交通セシ家及其ノ通路ニ當ル路傍ノ井口等モ亦危険ヲ豫想セサル

ヘカラス

六 患者ノ乗組ミタル船及船具、漁具類ハ病毒汚染ノ虞レアルモノナリ

第四十三條 消毒係ハ最モ迅速ニ左記物品ノ準備ヲ爲スヘシ

一 消毒藥品 (石炭酸、昇汞、鹽酸、生石灰等)

二 消毒藥容器 (四斗桶、バケツ、甕等)

三 消毒用器 (噴霧器、如露、スツブレー等)

四 消毒衣

第四十四條 消毒藥品ハ左ノ例ニ依リ調製應用スヘシ

一 生石灰末ヲ製スルニハ生石灰一罐ヲ四斗桶ニ投入シ之レニ水五升ヲ

加ヘ蒸チ水ニ侵シタルモノヲ以テ覆蓋スヘシ(此ノ際熱チ起シテ蒸

氣發散スルヲ以テ石炭酸壘ヲ投入シ置クトキハ同時ニ石炭酸モ亦溶

解シテ便利ナリ)

二 石炭酸ハ一磅ニ付キ鹽酸五勺水四升七合ヲ加ヘ攪拌シツ、溶解スヘ

- シ(石炭酸一磅ヲ溶解シタルモノハ噴霧器ヲ以テスルトキハ平方約十五坪ヲ消毒シ得ルノ量トス)
- 三 消毒薬中石炭酸欠乏シタルトキハ「クレゾール」石鹼液ヲ使用スヘシ但シ濃分チ多量ニ含有ヘル水ヲ以テ溶解スルトキハ著シク白濁シテ變化ナ起シ效力チ減少セララル、カ故ニ注意スヘシ
- 四 昇水水ハ昇水一分鹽酸十分水九百八十九分ヲ以テ溶解シタルモノトス而シテ昇水ハ其ノ價廉ナルカ故ニ多量ノ消毒薬ヲ要スル場合ニ於テハ最モ適切ナリト雖モ甚ダシキ毒性チ有シ且變化シ易キモノナルヲ以テ飲食物、具、玩具、金屬性器具糞便等ニハ一切使用スヘカラ
- 第四十五條 患者ノ家族ハ消毒後隔離係ニ引渡シ可成消毒ニ從事セシムヘカラス
- 第四十六條 患者ノ消毒ハ患者及死體ノ處置ヲ終リタル後ニ之レチ行フヘシ但シ應急ノ消毒ハ此ノ限りニアラス
- 第四十七條 患者ノ消毒ハ概ネ左ノ順序方法ニ依リ行フヘシ
 - 一 生石灰末二升ニ付キ水一斗二升ノ割合ヲ以テ石灰乳ヲ作り糞池中ニ投入シテ攪拌スヘシ但シ石灰乳ノ量ハ糞尿全量ノ四分ノ一タルヘシ
 - 二 糞池以外ニ排便シタル者アルトキハ前項ニ準シ消毒スヘシ
 - 三 糞池ノ消毒ヲ終リタルトキハ便所ノ内部ヲ石炭酸水ヲ以テ消毒スヘシ
 - 四 便所ノ消毒ヲ終リタルトキハ便所ヨリ患者ノ居室ニ至ル通路ヲ經テ順次患者ノ居室及其ノ使用セシ被服、寢具、其ノ他ノ器具ヲ消毒シ順次他ノ部位ニ及ボスヘシ
 - 五 飲食物器具ニ對シテハ煮沸消毒ヲ行フヘシ
 - 六 病室ニ汚染シ又ハ汚染ノ疑アル物品ハ家屋内ニ於テ消毒シタル後ニ

〔千葉警〕

- 二 死者ノ取扱ハ最モ丁寧ニシ苟モ殘酷非禮ノ處置ヲ爲スヘカラサルコト
- 三 家具物品ノ取扱ヲ鄭重ニシ努メテ破損ヲ避クルコトニ注意スルコト
- 四 動作ハ靜肅ニ且綿密敏捷ナルコト
- 五 塵芥ヲ飛揚セシメサル様注意スルコト
- 六 係員外溢リニ出入セシメサルコト
- 七 消毒中ハ現場ニ於テ飲食セサルコト
- 八 消毒ノ際ハ必ス消毒衣ヲ着用シ其ノ終リタルトキハ直チニ消毒衣ヲ脱シ手足ノ消毒ヲ行フコト
- 九 消毒ノ際使用シタル衣類及器具ハ終了後直チニ消毒ヲナスコト
- 第五十二條 看病人、患者ノ家族其ノ他消毒方法ノ施行又ハ患者、死體、排泄物ノ運搬等ニ從事シ病室ニ接觸シタル者ハ其ノ都度手足及衣服ヲ消毒セシメ且時々入浴セシムヘシ
- 第五十三條 消毒係ハ他ノ各係ヨリ消毒ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之レニ應スヘシ
- 第五十四條 病室汚染ノ虞アル魚介類ニ對シテハ煮沸、燒却又ハ石灰乳ニ浸シ適宜之レチ消毒スヘシ但シ病室ニ汚染セサルコト確實ナル場合ニ限リ之レチ省略スルコトヲ得
- 第七章 隔離
- 第五十五條 隔離ハ病室汚染ノ疑アル者ニ對シ其ノ消毒方法ヲ終リタルトキヨリ起算シ滿五日間之レチ行フヘシ
- 第五十六條 隔離所ニ於テ使用スル寢具其ノ他ノ什器類ハ可成日々日光ニ曝シ室内ノ掃除ハ毎日一回以上怠ラス周到ナラシムヘシ
- 第五十七條 隔離所ハ可成飲料水源、遊サカリ清潔ナル場所ヲ選ミ居室ハ一人一疊ヲ下ラス且一家庭ニアラサル限リハ男女其ノ室ヲ分ツヘシ但シ十二歳未満ノ者ハ此ノ限りニアラス

- 六 アラサレハ屋外ニ搬出スヘカラス
- 六 家屋内ノ消毒ヲ終リタルトキハ周圍ノ汚物及家屋内ヨリ取り出シタル塵芥ノ類ハ之レチ燒却スヘシ但シ燒却シ能ハサル汚泥ノ如キハ充分乾燥セシムヘシ
- 七 汚水溜及下水中ニハ石灰乳ヲ其ノ水量ノ四分ノ一ヲ投入シ攪拌スヘシ
- 八 井戸ハ水量ヲ計リ其ノ五十分ノ一ニ相當スル生石灰末ヲ濃乳トシテ投入シ攪拌シタル後十二時間之レチ放置スヘシ
- 九 患者並其ノ家族ノ着衣及寢具類ハ蒸氣消毒ニ附スヘシ
- 一〇 貴重品例ハ軸物、額面、屏風、床飾ノ類ハ日光消毒ヲ行フヘシ
- 患者ト交通シタル者ノ家屋及患者ノ發生シタル船舶ハ患者ニ準シ消毒方法ヲ行フヘシ
- 第四十八條 注意區域内ニ於ケル家屋ハ左ノ部位ヲ消毒スヘシ
 - 一 糞池、便所、疊及廊下、其ノ他必要ト認ムル個所
 - 二 下水
 - 三 井戸
 - 前項以外ノ部位ハ清潔方法ヲ行ハシムヘシ
- 第四十九條 病室ニ汚染セル物品ニシテ價値チキモノ例ハ襪履ノ如キ物ニ對シ藥物ヲ以テ消毒シ得失相償ハスト認ムルモノハ患者若ハ其ノ關係者ニ説諭シテ燒却セシムヘシ
- 第五十條 患者若ハ死體其ノ他病室汚染ノ物品ヲ運搬シタル駕籠釣臺等ノ類ハ使用後毎回昇水水又ハ石炭酸水ヲ以テ擦拭スヘシ
- 死體ハ其ノ被服ニ昇水水若ハ石炭酸水ヲ充分ニ撒布シ又ハ之レニ浸シタル布ヲ以テ包ミタル後棺ニ斂メ火葬ニ附スヘシ
- 第五十一條 消毒方法施行ニ當リテハ左ノ事項ニ注意スヘシ
 - 一 家人ニ對シテハ其ノ言語ヲ慎ミ丁寧ニスルコト

〔千葉警〕

- 第五十八條 隔離所ニハ浴場ヲ設ケ可成日々沐浴セシムヘシ
- 第五十九條 隔離所ニ對シテハ專ラ懇切チ旨トシ其ノ感情ヲ害フカ如キコトナキ様注意スヘシ
- 第六十條 病室内ノ患者ニ面會セムトスル者アルトキハ之ヲ許スハ差支ナシト雖モ患者ニ接觸セシメ又ハ長時間ノ談話ヲ爲サシメサルハ勿論其ノ退出ニ當リテハ相當ノ消毒ヲ行フヘシ
- 第六十一條 隔離所ハ毎日二回(午前午後)以上之レチ視察シ其ノ健康狀態及日用品ノ供給並衛生狀況ヲ監督スヘシ
- 第六十二條 左記事項ハ其ノ都度直チニ庶務係ニ通知スヘシ
 - 一 收容セシ患者ノ氏名及收容日時
 - 二 隔離人ノ氏名及場所並日時
 - 三 患者ニ面會セシ者ノ氏名及日時
 - 四 隔離者ヨリ新患者ヲ發生シタルトキ但シ此ノ場合ハ消毒係探便係ニモ亦之レチ通知スヘシ
 - 五 隔離者ノ健康狀態ニ異狀ヲ認メタルトキ
 - 六 隔離所ニ於テ日用品ニ不足チ生シタルトキ
- 第六十三條 隔離所ニハ相當個數ノ便所ヲ設ケ隔離者チシテ濫リニ便所外ニ排便セシメサル様注意スヘシ
- 第六十四條 隔離者ハ之レチ隔離室ニ登居セシムルコトヲク隔離所ノ區域内ニ於テ日中ハ勉メテ戶外ニ出シ手、職又ハ漁具ノ修補等適宜ノ作業ヲ爲サシメ可成其ノ行動ヲ制限セサル様注意スヘシ
- 第六十五條 隔離所入口適當ノ場所ニ現在ノ隔離人氏名年齢及隔離月日時解除スヘキ月日時隔離ヲ要スル事由ノ大要ヲ掲示スヘシ
- 第六十六條 患者若ハ隔離者ノ家族ニシテ其ノ活計ニ窮スル者ノアリタルトキハ之ヲ庶務係ニ通知スヘシ
- 第六十七條 隔離者中ニ疾患ヲ發見シタルトキハ直チニ檢病係ニ通知シ

醫ノ健康診断ヲ求ムヘシ

第八章 船舶監視

第六十八條 沿岸適當ノ地ニ監視所ヲ設ケ漁業組合、水産組合、衛生組合、豫防委員等ノ内ヨリ監視人ヲ定メ晝夜間斷ナク出入ノ船舶ヲ監視セシムヘシ

第六十九條 監視所ニハ左ノ簿冊ヲ備ヘ所定ノ事項ヲ記載セシムヘシ

- 一 船舶乗組人名簿 (第四號様式)
- 二 日誌 (第五號様式)

第七十條 自村船タルト他村船タルトヲ問ハス總テ他ノ地方ニ寄港シ又ハ他ノ地方ノ船ト交通シ若ハ其ノ目的ヲ以テ出發スルモノハ注意船舶トシテ取扱フヘシ

第七十一條 注意船舶ノ出入アリタルトキハ監視員ハ其ノ都度之レヲ警察官署長ニ報告スヘシ

前項ノ報告ヲ受ケタル警察官署長ハ船主名、船種、出入時間其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ關係警察官署長ニ通報スヘシ

第七十二條 注意船舶ノ入港シタルトキハ可成上陸セシメ監視員ニ於テ其ノ用向キヲ開キ取り之レヲ所辨ヘシ

第七十三條 警察官署長ハ注意船舶出入表(第六號様式)ヲ作り其ノ都度之レヲ報告スヘシ

第七十四條 注意船舶ノ入港シタルトキハ直ニ其ノ健康状態ヲ觀察スルト同時ニ探便證ヲ検査シ五日以上經過スルモノ及探便セサルモノアリタルトキハ直ニ探便係ニ通知スヘシ

第七十五條 注意船舶ノ乗組員ニ對シテハ其ノ出船スル迄日々ノ健康状態ヲ監視スヘシ

第七十六條 船舶ノ出入ハ嚴密ナル調査ヲ遂ケ所定ノ簿冊ニ登記シ入港者ニ對シテハ必ス薪水其ノ他物資ノ欠乏ナキヤ否ヤヲ問ヒ合セ若シ欠乏ナ

前項ノ調査ヲ爲スニ當テハ須ラク同情的態度ヲ以テ之レニ當リ民衆チンテ畏怖若ハ隱避ノ念アラシメサル様注意スヘシ

第八十八條 病系調査ノ際ハ特ニ左記事項ニ注意シ且第四十二條各號ノ事項ヲ參照シ專ラ病原菌ノ所在ヲ探究シ其ノ經路ヲ明カナラシムヘシ

- 一 患者、若ハ其ノ家族及同居者カ有病地又ハ他ノ患者若ハ其ノ家族及同居者等トノ交通關係
- 二 有病地及他ノ患者若ハ其ノ家族及同居者トノ間ニ於ケル物品受授ノ關係
- 三 家用汲水取ノ場所及其ノ水源地ノ模様
- 四 患者飲食物ノ献立
- 五 乗組船ノ寄港地

前各號中第一ハ患者ノ身體ニ違和チ生シタルトキヨリ三週間、第二以下ハ十日以前ニ溯リ調査スヘシ

第八十九條 病系調査ハ患者、同家族、同居者等ヨリ聴取スルノミナラス廣ク他方面(漁業組合、船主、近隣居住者等)ニ就キ之レヲ調査シ其ノ眞想ヲ得ルニ努メラルヘシ

第九十條 檢病係ハ常ニ數個ノ探便器ヲ携帯スヘシ

第九十一條 檢病係ハ當日調査シタル大字、戸數、人口及健康診断ニ從事シタル醫師ノ氏名其ノ他觀察ノ狀況ハ必ス之レヲ庶務係ニ通報スヘシ

患者ヲ發見シタルトキハ直チニ隔離係及消毒係ニ通報スヘシ

第十章 給水

第九十二條 給水係ハ飲水水源タル井泉ノ所在ニ就キ其ノ周圍ノ狀況ヲ取調ヘ危險ノ虞アルモノト然ラサルモノトヲ區別シ飲料水トシテ安全ナルコト確實ナルモノ、外ハ悉ク其ノ狀況ヲ消毒係ニ通知シ消毒ヲ行ハシムヘシ

第九十三條 飲料水トシテ安全ナル井泉ニハ常ニ監視員ヲ附シ之ヲ愛護セ

訴フルトキハ漁業組合チシテ供給ノ手配ヲ爲サシメ出船者ニ對シテハ所定ノ石炭酸水及小竹筒ヲ携帯シ居ルヤ否ヤヲ検査スヘシ

第七十七條 船舶内ニ疾患患者アルトキハ入港ノ際所定ノ小旗ヲ振り之レヲ知ラシムル様豫メ一般漁業者ニ指示スヘシ

第七十八條 船舶内ニ虎列刺患者ヲ發見シタルトキハ其ノ住所、氏名、年齢、發見ノ場所並乗組人員等ヲ庶務係、隔離係、消毒係、探便係等ニ通知シ當該船舶ハ直チニ之レヲ隔離シ嚴重監視スヘシ

第七十九條 船舶碇繋場ニハ必要個數ノ共同便所ヲ設ケ漁夫チシテ港内又ハ海岸ヘ排便セシメサル様監視スヘシ

第八十條 監視係ハ漁船乗組員ニ對シ時々豫防上ノ心得事項ヲ訓話スヘシ

第九章 檢病

第八十一條 檢病係ハ本章ノ規定ニ依リ檢病調査、健康診断病系調査ノ事務ニ從事スヘシ

第八十二條 健康診断ハ左ノ區別ニ從ヒ之レヲ行フヘシ

- 一 隔離者ハ毎日一回以上
- 二 有病地域内ハ毎日若ハ隔日一回以上

第八十三條 檢病調査ノ結果疑ハシキ患者ヲ發見シタルトキハ町村醫若ハ警察醫チシテ健康診断ヲ行ハシメ直チニ探便係ニ交付スヘシ

第八十四條 健康診断ハ町村醫、警察醫、防疫員ノ内チシテ從事セシメ檢病係ニ立會フヘシ

第八十五條 檢病ノ戸口調査ヲ行ハムトスルトキハ第二號様式ノ檢病調査表ヲ作製シ各戸見易キ場所ニ貼付シ置キ調査ノ都度當該日ノ欄ニ認印シ若シ不在者アリタルトキハ不在ト記入スヘシ

第八十六條 有病地域ハ勿論注意區域内ニ死者アリタルトキハ直ニ隔檢シ其ノ疑ハシキモノハ主治醫チシテ探便セシメ探便係ニ交付スヘシ

第八十七條 病系調査ハ最モ迅速ニ且確實ニ調査スヘシ

シメ其ノ採柄ニ付テハ嚴密之レヲ監視シ病毒ノ侵入ヲ防止スヘシ

第九十四條 病毒全部落ニ散蔓シ又ハ土地ノ狀況ニ依リ生マ水ノ使用ヲ危險ト認ムルトキハ煮沸水供給ノ手配ヲ爲スヘシ

第九十五條 煮沸水ノ使用ハ患者ニアリテハ患者發見ノトキヨリ消毒終了後五日間隔離所ニアリテハ隔離期間中有病地域及注意區域内ニ於テハ警戒ヲ解除スル迄ノ期間タルヘシ

第九十六條 煮沸水供給ノ實行中ハ常ニ各戸ヲ巡視シ使用ノ目的及方法ヲ懇切ニ諭示シ且實行ノ適否ヲ査察スヘシ

第九十七條 煮沸水ハ概ネ左ノ用途ニ充テシムルモノトス

- 一 飲食用
- 二 合嗽用
- 三 食物及飲食器具洗滌用
- 四 洗面及手足洗滌用

第九十八條 煮沸水供給場ハ不潔ノ場所ヲ遠サカリ而モ供給ニ便ナル處ヲ選ムヘシ

第九十九條 煮沸水ノ容器ニハ覆蓋ヲ設ケ使用前煮沸水ヲ以テ數回洗滌スヘシ

第一百條 煮沸水供給場ニ於テ使用スル器具ハ煮沸水用ト他ノ所用トヲ判然區別シ殊ニ柄杓ハ昆蟲、塵芥等ノ附着ヲ防止スル爲メ覆蓋アル容器ニ入レ置キ其ノ使用ニ際シテハ柄杓水中ニ没入セサル様注意スヘシ

第一百一條 煮沸水供給場ニハ係員及作業ニ從事スル者ノ外出入セシムヘカラス

第一百二條 煮沸水供給ニ從事スル者ハ身體被服ヲ清潔ナラシメ可成白衣ヲ着用セシムヘシ

第一百三條 煮沸水供給量ハ一人一日ニ付五升以上ヲ豫想スヘシ

第一百四條 煮沸水供給場ニハ供給簿ヲ作り毎日ノ煮沸高及供給シタル戸數

(第六號様式)

月 日 注意船舶出入表

船籍地	見張所		小濱		岩和		田		計
	出	入	出	入	出	入	出	入	
勝浦		二							二
銚子									一
岩船			小濱行						一
岩和									一
田									一
計									四

(例) 三月三日 大原町小濱見張所ニテ勝浦船二隻入タリ

岩船見張所ニテ銚子船一隻入り岩船ノ船ニシテ小濱行ノ船一出テタリ
岩和田見張所ニテ岩和田ノ船ニシテ小濱ニ寄港シタルモノ歸村シタリ

●虎列刺又ハ疑ハシキ病者ノ便警
察部ニ送付ノ件

(明治四十年十月十五日)
檢發第一五三號

虎列刺又ハ之ニ疑ハシキ患者死者ヲ發見シタル時ハ細菌検査上必要有之候
ニ付煮沸水ヲ以テ清潔ニ洗滌シタル小硝子瓶ニ醫師ナシテ消毒セサル糞便
ヲ採取セシメ密栓ヲ爲シ且封蠟ヲ施シ更ニ消毒セル竹筒等ニ容レ途中危険
ナキ方法ニ依リ巡査ナシテ直ニ當部ニ送附セラルヘク此段及通牒候也

●同上ニ係ル再發患者ノ系統正シ
キモノ、便ハ送付ヲ要セサル件

(明治四十年十一月二日)
檢發第一八六號

虎列刺ノ診斷ハ是迄臨床的症候ニ依ルノ外細菌検査ノ成績ニ依リテ決定シ
來リ候處今後ハ初發ノ届出患者並ニ死體檢按ノ場合及醫師ノ疑診ニ係ル吐

[千葉警]

瀉病、下痢病其他急性病死者ニシテ死因不明ノ患者ヲ除クノ外頗々患者ヲ
續出シテ發病ノ原因及傳染系路等明カナル流行時ニ際シテハ醫師ノ届出ニ
ヨリ相當處理シ發生ノ都度必スシモ檢鏡材料ノ送付ヲ要セサル義ト心得ラ
ルヘク此段及通牒候也

●赤痢病豫防ニ關スル内訓

(明治三十二年四月)
内訓第一七號

傳染病ノ豫防ハ患者ノ發生セサル時ニ於テ町村ニ於ケル各般ノ準備ヲ整備
シ注意ヲ密ニシ其發生ニ當リ之レニ處スルノ機ヲ失セサルコトヲ圖ラサル
ヘカラス從來縣下ニ於テ流行スル赤痢病ハ概ネ初夏ノ候ニ始リ漸次流行蔓
延スルノ狀勢アル殊ニ客年流行ノ餘毒潜伏ノ恐レモ之アリ本年モ亦大ニ流
行ヲ來スノ虞ナシトセス今ヨリ之カ豫防措置ヲ完成スルノ必要ヲ認メ今回
檢疫委員部ヲ縣廳内ニ設置シ専ラ檢疫豫防ノ事務ヲ取扱ハシム就テハ此際
各般ノ豫防法ヲ勵行シ病者ヲ未發ニ防遏シ既發ノ病者ニ在テハ局部ニ於テ
絶滅セシムヘキ時期シ苟モ姑息弛怠ノ措置ナカランコトヲ要ス
依テ左ノ事項ニ由リ豫防上遺策ナキ措置セラルヘシ
一 檢疫委員又ハ郡役所警察官署ハ町村吏員豫防委員駐在巡査等ヲ最寄ノ
場所ニ召集シ左ノ事項ヲ協議講習シ置クコト

- 一 消毒器具ノ溶解法使用法並ニ應用
- 二 消毒器具ノ使用法並ニ應用
- 三 一般消毒方法清潔方法實行手續
- 四 患者死者ノ取扱方法
- 五 病院病舎ノ取締方法
- 六 隱蔽患者發見手續
- 七 其他必要ナル事項

ク周知セシムルコト

- 一 郡部醫會又ハ學校醫ニ協議シ赤痢流行ノ景況及豫防上必要ナル事項ヲ
講話セシムルコト
- 一 市街ハ毎月三回以上村落ハ二回以上期日ヲ定メ溝渠下水芥溜ハ勿論邸
宅内外チ自衛的掃除ヲ爲サシメ之レカ持續チ監視督勵スルコト
- 一 農業團體又ハ個人ニ塵芥汚泥ノ掃除營業ヲ獎勵シ且ツ相當ノ監督ヲ爲
シ清潔法執行ノ便ニ供スルコト
- 一 前項ノ便ナキ町村ニ在テハ塵芥汚泥ヲ蒐集シ燒却又ハ無害ノ地ニ投棄
スヘキ方法ヲ設ケシムルコト
- 一 既發病院病舎ハ豫メ掃除修理シ何時ニテモ患者ヲ收容シ得ヘキ準備ヲ
ナサシムルコト
- 一 病院病舎ナキ町村ハ之レニ充用スヘキ家屋ヲ豫定シ前項ニ準シ何時ニ
テモ收容シ得ヘキ用意ヲナサシムルコト
- 一 町村ニ於テハ消毒器具藥品ヲ整備セシムルコト
- 一 町村醫師看護婦及人夫等ノ豫約ヲナサシムルコト
- 一 檢疫委員又ハ郡吏員其部内チ巡回シ町村ニ於ケル各般設備ノ整否ヲ踏
査シ完備ナキ期セシムルコト
- 一 豫防委員ノ缺員ナキ様設備セシムルコト
- 一 衛生組合ノ行動發達ヲ計ルコト
- 一 巡禮乞丐等ニ注意スルコト
- 一 發病町村ニ必ス檢疫委員ヲ派遣シ各般ノ處置疎漏ナカラシムルコト

●赤痢病豫防上流行地ニ在ツテハ
祭事中止ニ關スル件

(明治三十八年七月)
檢發第三一號

追々赤痢病發生増加ノ狀況ニ有之ニ付テハ夫々防疫上遺策ナキ義ト認候得
共漸ク各地例祭ノ時機ニ會際セシヲ以テ町村ノ任意ニ放置候時ハ古來ノ惡

風上防疫ノ一手段ト心得特ニ祭禮ヲ執行スル向モ有之ヤノ趣且ツ例祭ニ事寄セ暴飲過食或ハ不熟ノ果物又ハ不良水ヲ飲食スル等ノ結果益々惡疫ノ流行ヲ助長スルノ虞有之ヲ以テ其部内各町村中同患者續發ノ模様アルモノ及附近町村ニ病勢猖獗ナル地方ニアリテハ傳染病豫防法第十九條三號ノ精神ニ基キ神官、氏子惣代等重立者ニ對シ防疫方法ノ旨趣ヲ懇諭シ町村自ら其祭事ノ舉行ヲ中止シ飲食物ニ注意ヲ爲ス様措置セラレヘシ右依命此段及通牒候也

赤痢病豫防ニ關スル件

(明治四十年三月二十一日)
(訓示第七〇號)

赤痢病豫防ニ關シ内訓第一號ヲ以テ傳染病豫防法施行規則第六條第一號乃至第三號ノ處分ハ特別ノ場合ヲ除キ之ヲ嚴行スルニモ及ハサルニ付該規則ノ運用ヲ謬ラサルヘキ旨御訓令相成候處本縣赤痢病患者發生ノ狀況ニ徴スルニ隔離中發生ニ係ルモノ年々患者ノ三分一乃至五分一ヲ占ムルカ故ニ隔離中ハ交通遮斷中ニ比シ一層注意ヲ要シ候ニ付患者及之レト交通セシ人家ノ同居者ニシテ現ニ頭痛發熱腹痛等ノ赤痢前驅症狀ヲ有シ病毒感染ノ疑ヒ十分ナルモノハ勿論病毒一局部ニ猖獗ヲ極メ若ハ病勢蔓延ノ兆アリ流行ノ狀態尙險アルトキ又ハ人家稠密ノ地多衆集スル場所及軍隊所在地其附近ニシテ防疫上ニ至大ノ關係アルトキ等ノ如キ特別ノ場合ハ從來ノ如ク交通遮斷及隔離處分ノ勵行ヲ要スヘキモ如上ノ外土地並流行ノ狀況カ該處分ヲ必要ト認メサルトキハ相當期間内交通遮斷及隔離ニ代ルニ監視若ハ健康診斷ノ法ヲ以テ之レヲ補ヒ豫防消毒上遺漏ナカラシメンコトヲ期スヘシ

赤痢病豫防ニ關スル件

(明治四十年三月二十一日)
(内訓第一號)

赤痢病豫防ニ關シテハ傳染病豫防法發布以來交通遮斷並隔離ヲ嚴行スルノ方針ヲ執リ來リ候處爾來各地方ノ病況ニ鑑ミ又豫防方策ノ進歩ニ就テ考察スルニ特別ノ場合ヲ除ク外之ヲ嚴行スルニモ及ハサル事ト被認從テ傳染病豫防法施行規則第六條第一號乃至第三號ノ處分ハ之ヲ執行セサル方寧ロ大局ノ防疫上利益ノ場合モ可有之候條本文ト牴觸スル從前ノ例規ハ適宜取捨シ其運用ヲ謬ラサル様相當措置スル義ト心得ラルヘシ

赤痢患者消毒ニ關スル件

(明治四十四年八月二十二日)
(檢第一四〇一號)

本年赤痢病發生ノ狀況ハ九郡三十九町村ニ及ヒ其ノ患者數ハ昨年ニ比シ五十餘名ヲ増加シ尙續發蔓延ノ徵アリ殊ニ其ノ死亡率ハ患者百人中二十人餘ヲ算シ甚タ不良ナリ斯ノ如ク不良ノ現象ヲ呈セルハ其ノ原因一ナラスト雖患者ノ隱蔽ハ其ノ主ナルモノト認メラレ候而シテ患者隱蔽ノ弊ハ固ヨリ一般衛生思想ノ幼稚ナルニ因ルヘシト雖モ又一面ニ於テハ傳染系統ノ調査徹底セサルモノ及患者ノ消毒形式ニ流レ徒ニ不要ノ場所ニ嚴重ナル消毒ヲ爲スモノアルニ因ルト思料セラレ候ニ付爾今別紙赤痢患者ニ對スル消毒心得ニ準據シ傳染系統ヲ細査スルト共ニ適切ナル消毒ヲ施行セシメテ本病ノ撲滅ヲ期セラレ度候

赤痢患者ニ對スル消毒心得

- 一 患者ノ病歴、經過、傳染ノ系統ヲ細密ニ質シ參考トナスヘシ
- 二 患者及其ノ附近ノ狀況ヲ觀察スヘシ
- 三 消毒スルニ當リテハ病毒附著ノ確カナルモノニ對シ全力ヲ盡シ病毒汚染ノ疑少ナキモノニ對シテハ徒ニ形式的ノ消毒ヲナサ、ル様心掛クヘシ
- 四 消毒ノ施行ハ晝間ニ於テナスヘシ

五 消毒ヲ要スヘキ物件ニシテ消毒費用ヨリ廉價ナルトキハ家人ニ諭シ總却スヘシ

六 消毒ニ從事スルモノハ雇員及人夫ニ至ルマテ本心得ヲ豫メ知得セシムヘシ

消毒ノ準備

- 七 消毒ニ要スル藥品器具等ヲ準備スヘシ
- 八 消毒施行ニ從事スルモノハ患者ニ入ルニ先チ豫防衣ヲ着シ履物ハ不潔ナラサル草履若クハ足袋ニ穿キ換ユヘシ
- 九 消毒ヲ施行スヘキ家屋ニ患者死者アルトキハ病毒ノ散亂セサル應急措置ヲ家人ニ懇諭シ患者死者ヲ他ニ移シタル後消毒ヲ行フヘシ
- 十 消毒ノ實行
 - イ 消毒ハ庖厨、患者ノ寢室、衣服、器具、便所等ノ順序ヲ以テ行フヘシ
 - ロ 水櫃(水槽)等ハ其ノ水量五十分ノ一以上ノ生石灰末ヲ投入攪拌セシ後常用ノ飲食器具ヲ之ニ投入シ其ノ混入ヲ嫌疑スル物品ハ品質ニヨリ煮沸若クハ蒸氣又ハ石炭酸水ヲ以テ消毒スヘシ
 - ハ 臺所ニ附屬スル棚ハ石炭酸水ヲ以テ拭淨スヘシ之ニ使用スル布巾等ハ他ニ使用スルモノト區別スヘシ
 - ニ 臺所流シニハ全面ニ石灰乳ヲ灌クヘシ
 - ホ 飲食物ノ殘餘ハ再煮シタル後ニ非レハ食料ニ併用ス可カラズ
 - イ 病毒ニ汚染ノ疑アル井戸ハ其水量五十分ノ一以上ノ生石灰末ヲ荒布又ハざる等ニ容レ之ヲ井水中ニテ上下ニ振盪シ井側鈞瓶ハ其ノ石灰水ニテ洗淨シ井水ハ十二時間以上放置シタル後汲出スヘシ
 - イ 戸、障子、襖等ノ引手及疊、板間、敷居等其他常ニ手足ノ觸ル、

部分チ石炭酸水若クハ昇水水ヲ以テ丁寧ニ拭淨スヘシ

- ロ 患者常用ノ器具物件ハ其ノ品質ニヨリ蒸氣消毒又ハ前項イノ消毒ヲ行ヒ或ハ之ニ塩ヘサルモノハ日光ニ曝露シテ消毒ニ代フヘシ
- ハ 消毒施行上ニ使用スル布巾及用器等ハ屢々交換シテ不潔トナラサルコトニ努ムヘシ
- 十三 患者ノ使用セシ衣服臥具ノ類ハ煮沸若クハ蒸氣消毒ヲ行ヒ若クハ石炭酸水ニ六時間以上浸漬スヘシ
- 十四 患者ノ上圖シタル便所ノ消毒
 - イ 便池ハ其便量ノ四分ノ一以上ノ石灰乳ヲ投入攪拌シ又便池ノ周邊ニハ石灰乳ヲ全面ニ灌クヘシ
 - ロ 便所ノ床板及履物又ハ扉等(扉ノ引手若ハ摘ミト稱スル所及きんかくし)手ノ觸ル、部分ハ石炭酸水ヲ以テ消毒スヘシ
 - ハ 手洗鉢(有蓋カラン付ノ分ヲ除ク)ハ其水量五十分ノ一以上ノ生石灰末ヲ投入シ之ニ柄杓手拭等ヲ投シ又手洗流シ場ハ石灰乳ヲ以テ消毒スヘシ
 - ニ 便器ハ其ノ内外全面又欄楯ノ類ハ石炭酸水若ハ石灰乳ヲ以テ消毒スヘシ
 - ホ 便所ノ消毒ニ從事シタルモノハ一旦手足其他ノ消毒ヲナシ更衣ノ後ニアラサレハ他ノ事務ニ從事スヘカラス
- 十五 病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑ヒアル下水及塵芥
 - イ 下水ハ成ルヘク上流ヲ堰止メ下流ヘ生石灰末ヲ撒布スヘシ
 - ロ 塵芥溜ニ現在セルモノハ勿論消毒ニヨリ掃出シタルモノハ燒却スヘシ又其容器ハ石灰乳ヲ以テ消毒スヘシ
- 十六 天井、壁、床下ハ消毒ヲ要セス但シ病毒ニ汚染ノ疑ヒアルモノハ此限リニアラス又家屋ノ周圍等ニ石灰ヲ撒布スルコトハ無用ナリ

消毒後所置

十七 消毒後ハ家人ニ諭示シテ掃除ナ行ハシメ且日光ノ射入空氣ノ流通ヲ良クシ乾燥ニ努メシムヘシ
十八 消毒從事者ハ其完了シタル後消毒用器具並豫防衣、履物自己ノ手足ヲ消毒スヘシ

腸室扶斯患者ノ排尿消毒方ニ關スル件

(明治三十六年二月 訓示甲第三號)

縣下傳染病者ノ數ニ徵スルニ赤痢ハ既往明治十九年ヨリ同三十四年迄十六年間毎年患者七百八強死亡者二百八強ノ平均ヲ見腸室扶斯ハ毎年患者九百三十人死亡者二百八強ノ平均數ヲ示セリ而シテ赤痢ハ二十九年以來急ニ昇リテ其後年々僅カク高低ヲ呈ハスニ過キス反之腸室扶斯ハ十九年以來急劇ノ變象ヲ呈セサルモ逐年少シモ減少セサルハ統計ノ示ス事實ナリトス今ニシテ之レカ豫防救濟ノ策ヲ講究セシムルハ將來益々其蔓延ヲ助長シ毒力及フ所測ルヘカラサルモノアラントス蓋シ本病ノ原因竝ニ傳染系統ニ對シテ豫防ノ完テ盡サス則滅ノ果ヲ收ムルニ疎慢ナルニ職由スルモノ、如シ而シテ從來世人カ其觀念ニ乏シク深ク顧慮セザリシ腸室扶斯患者ノ尿中ニチブス菌ヲ排泄シ從テ其傳染力強大ナルコトハ以前ヨリ醫學者間ニ考究セラレタ事實ナリシカ近來ニ至リ其排泄スル場合甚々多數ナルコトヲ證明シ現ニ我邦ノ腸室扶斯患者ニ就テ研究セシ所ニ依ルモ其百中約六十以上ノ細菌排泄アルヲ知ルニ至レリ故ニ若シ之レニ對スル實際ノ豫防消毒方唯糞便ニミ密ニシテ尿ヲ疎ニスルトキハ病毒ノ大部ヲ逸シテ其ノ結果徒勞ニ屬シ消毒ノ周到完全ナ期スルコト能ハス依テ將來ハ此點ニ留意シ根本的ノ消毒ヲ嚴行シ以テ本病ノ削減ナ期スヘシ

腸室扶斯患者ニ關スル件

(明治四十四年七月五日 衛第四五八九號)

チフス菌攜帶ノ除隊軍人取締ニ關スル件

(明治四十一年十月十六日 訓示第一八五號)

陸軍下士卒中腸室扶斯病ニ罹リ治癒後六ヶ月以上ニ亘リ尙腸室扶斯菌ヲ排泄スル者ハ現役免除ノ旨其筋ヨリ通牒有之候ニ付テハ右除役者歸郷ノ場合ハ其都度通知可相成管ニ付該通知ヲ受ケタルトキハ町村ト協議ノ上防疫上本人ニ對シ自衛醫療ヲ受ケシムルハ勿論排泄物ニ對シテモ相當消毒ヲ爲サシムル方法ヲ講シ施行方監視スヘシ

發疹室扶斯豫防設備ニ關スル件

(大正三年四月八日 衛第二七六三號)

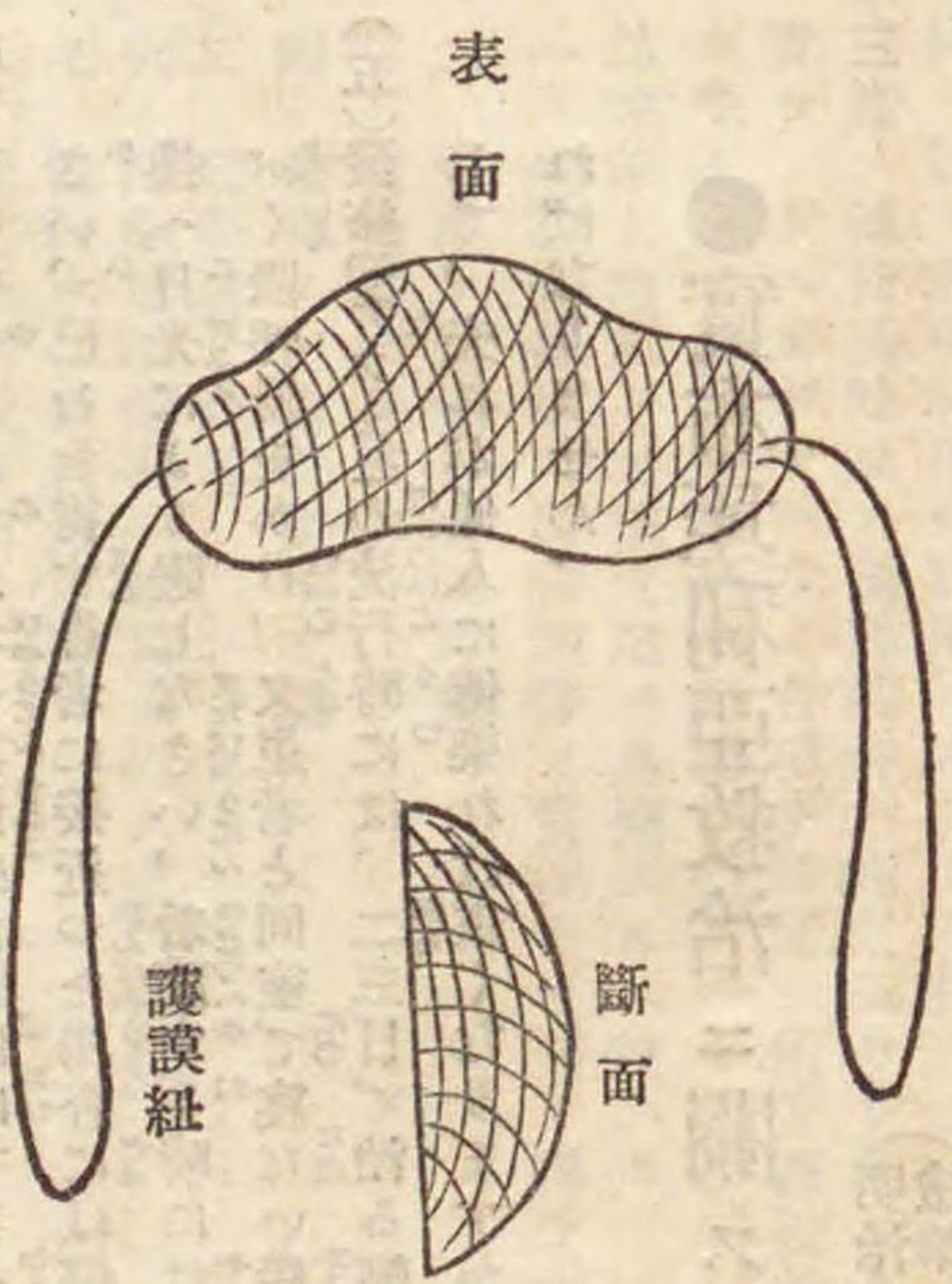
發疹室扶斯豫防ニ關シテハ曩ニ屢々通牒シタルヲ以テ遺憾ナク豫防ニ努メツ、アルコト、信スルモ警視廳管内ニ於ケル該病ハ倍々猖獗ヲ逞ウシ一日平均五十名内外ノ新患者發生シ其ノ傳染力猛烈ニシテ豫防消毒ノ困難ナル到底虎列刺赤痢等ノ比ニアラス現ニ東京府ニ於テハ別表ノ如ク多數ノ防疫従事員カ感染スルニ至リシ狀況ナルヲ以テ一層豫防ニ努メラレ度殊ニ本病ハ其病系學者間ノ諸説今尙一定セス然モ傳染系路多クハ呼吸器ニ依リ感受スルモノ、如キヲ以テ一朝患者發生ノ場合ハ防疫従事員ハ勿論看護婦役夫等ニ至ル迄左圖ノ如キ呼吸器ヲ必ス使用セシムル様注意相成度候也

本年六月警察會議ノ際諮問相成タル腸室扶斯患者自宅治療許否ニ關スル件ハ病院病舎ノ設備無之カ又ハ其ノ設備アルモ戸障子其ノ他ノ建具若ハ壁板張等ノ圍ニ破損シテ室内ノ保温ニ便ナラス從テ治療上不適當ト認ムル等已ムテ得サル場合ニ限り自宅治療ヲ許シ其ノ他ハ可成收容スルコトニ取扱有之度候

腸室扶斯等豫防ニ關スル件

(明治四十五年二月六日 檢第二〇〇號)

腸室扶斯病菌ハ比較的頑強ニシテ患者治癒後數週日乃至數ヶ月間モ潛菌シテ病毒ヲ排泄スルモノアリ殊ニ之レニ感染シタル場合ニ於テモ潜伏期間比較的永ク且ツ發病當時ニ於テモ診定ニ困難ナルモノアリ從テ此等ノ間ニ病毒ハ散蔓シ終ニ慘害ヲ逞フスルモノ多々有之候是レカ豫防方法ニ就テハ患者ヲ隔離病舎ニ收容シ患者等ニ對シテ適當ナル消毒方法ヲ施行セラレツ、アルヘシト雖モ近來腸室扶斯患者ノ發生頗ル多ク實ニ客年一月以降三百九十餘名ノ多キニ達シ四時共ニ終熄ヲ見ル能ハサル有様ニ有之候該病ハ其性質上發生ノ時期一定セサルモノナルヘキモ斯ク其ノ數ノ多キハ豫防上頗ル遺憾ニ被存候概シテ腸室扶斯患者ノ診定ハ日時ヲ要スルニ依リ此ノ間ニ何等ノ豫防方法ヲ行ハス亦治癒後ニ於テモ相當期間内注意ヲ欠ク等ノ事由ニ依リ其ノ撲滅ニ困難ヲ來スモノナルヘシ故ニ爾今醫師ニ對シテハ苟モ該患者ニ疑ハシキモノアル場合ハ家族ニ注意シテ相當ノ豫防方法ヲ講セシムルト同時ニ一面警察官署(又ハ巡查駐在所)ニ注意申告ヲ爲サシメ診定期間内ニ於テ病毒ノ散蔓ヲ防止スルノ方法ヲ採ルノ必要ヲ感シ候尙治癒後ニ於テモ亦少ナクトモ數日間ハ排泄物其ノ他ニ對シテ適當ノ豫防措置ヲ採ル等該病豫防ニ關シ嚴密注意督勵有之度候也
追テ傳染病發生報告(第二期書面報告)ニハ爾今何病タルヲ問ハス總テ其ノ備考欄ニ初診ノ日時ヲ調査記入セラレ度候



〔千葉警〕

發疹室扶斯豫防ニ關スル件

(大正三年四月十八日 衛第三一一二號)

發疹室扶斯豫防ニ關シテハ曩ニ屢々通牒シ置キタルヲ以テ遺憾ナク豫防方法ヲ講シツ、アルコト、信スルモ東京市ニ於ケル狀況ハ倍々猖獗ヲ逞メ何時終熄スルヤモ測リ難ク殊ニ東葛飾郡船橋町ニ四名(内一名死亡)ノ患者發生セリ今ヤ本縣ノ防疫事務ハ多端ニシテ之レカ豫防撲滅ニ全力ヲ傾注スヘキ時ベスト豫防ト共ニ本病ニ對シテ一層注意警戒相成尙別紙豫防心得書送付候ニ付此段普ク周知ノ方法ヲ講セラレ度候也

發疹「チフス」豫防の心得

(大正三年四月 内務省衛生局)

(第一) 發疹「チフス」とはどんな病氣か。
 發疹「チフス」と云ふ病氣は非常に傳染力の強い、發疹性熱病で、不潔な家屋に多人數棲ふ場所、即ち木賃宿、養育院、監獄、工場、寄宿舎、貧民部等によく流行り、又食物の不足、境遇の不良時、例へば饑饉や戦争の時にも、流行るのであります。
 其の症候の概略を申しますと、身體に病芽が入つてから一二週間は潜伏してゐますが、其中突然に悪寒がして、程なく四十度以上の高熱が出て、頭痛が強く、眩暈がして、全身は倦怠く、薦骨部や四肢の諸關節に疼痛を覺え、到底起きておられず病室に就くようになり、神識朦朧となつて譫語を云ひ、顔面は潮紅、浮腫狀に見え、眼球結膜は充血し、體温は降らず、三四日経過中に帽針頭大の蓄癩様發疹が胸部から出初めて全身へ擴るのであります。
 此の病氣に罹れば病症により差違あれど百人中二十人位は死にます、幸に治療する者は發病後十二三日経つと熱が次第に降り、漸々恢復くつてまゐります。
 (第二) 發疹「チフス」はどうして傳染か。
 此の病氣の病原體は未だ決定しませんが、血液中に發疹芽があります、それで虱や(蚤)などが患者の病芽のある血を吸ふた後に他の健康者を刺して病芽を傳染します、又患者の咳嗽の泡沫を吸込つて、或は患者に近づき、看護などし患者に接觸つて傳染り、又患者の使用つたもの例へば衣類、寝具類、夜具、雜用品等によつても傳染るのであります。
 (第三) 發疹「チフス」に罹らないようにはどうして豫防するか。
 (一) 發疹「チフス」の豫防法は、住居を清潔に掃除し、窓を明け放して空

實布埜利亞救治ニ關スル件

(明治四十五年二月三日) 檢第一七三號

〔千葉警〕

氣の流通をよくし、日光の射入る様にとめ、又食物を改善し、(虱)や(蚤)を削減するよう注意するのが第一であります。
 (二) 發疹「チフス」は非常に傳染力が強いから、此病が流行時には感冒の様でも、あまり熱も高く、譫語が出るほどなれば、早く醫師の診察を受け、若し此の病氣と確定れば病院に入れるのが宜しいのであります、此の病は恐しい病氣なれど早く療治すれば治り易いのであります。
 (三) 患者の居室や、其中の家具類はよく掃除し消毒して、疊や敷物は消毒の上日光に曝露し、患者の衣類、寝具類、雜用品等は初めに熱湯で煮るか、或は他の方法で消毒をした後に洗濯しなければなりません、價値の無い品物は焼却なさい、患者の口をすすいだ水、痰唾の類も消毒せねばなりません。
 (四) 發疹「チフス」の患者や其發生した家にはなるべく接近しないようになり、已むを得ず患者に接近した場合には歸つて直ぐ衣類を全部着換へ日光によく曝しなさい、看護する時には必ず看護服を着てなるべく吸呼吸器をかけ、又患者と居室で寝ない様になさい。
 (五) 發疹「チフス」の流行時には、二三日で治る輕症のものも多數ありまして、夫れが他人に傳染れば重くなりますから、輕いものにも注意ねばなりません。

各郡長
 實布埜利亞救治ニ關シテハ血清療法ナル方法アルモ僻地ニ於テハ其購求ニ日時ヲ要シ治療ノ時期ヲ逸スル虞アルニ依リ各村町ニ之ヲ備付方ニ就キ一昨年以來郡長會議ノ際御指示セラレタル等ナルモ未タ設備ナキ町村モ尠カラサルトノ聞ヘ有之候從テ該患者數ハ昨年中ニ著シク増加シ其ノ死亡者モ比較的多少本年一月中ニ於ケル總患者四十七名ニ對シ三八%強ノ死亡率ヲ示シ尙郡ニヨリ八ニ對スル五、五ニ對スル四ノ死亡者アルモ、有之該病豫防救治上頗ル遺憾ニ被存候條爾今其ノ豫防上相當ノ注意ヲ要スルハ勿論各町村ニ對シ遺漏ナク血清ヲ備付シメ適當ニ之ヲ利用スルニ遺憾ナキ様御督勵有之度候也

實布埜利亞救治ニ關スル件

(明治四十五年二月三日) 檢第一七二號

各警察署長

實布埜利亞豫防ニ關シテハ度々御指示又ハ通牒ニ及ヒ置候處近來該患者數ハ著シク増加シ本年一月中ニ於テモ既ニ四十七名ニ及ヒ其ノ死亡率モ三八%強ヲ示シ豫防上頗ル遺憾ニ被存候元來實布埜利亞患者ニ對シ適當ニ血清療法ヲ施スニ於テハ總テ救治シ得ヘキハ今更説明ヲ要セサル次第ニ有之而モ僻地ニ於テハ其ノ購求ニ日時ヲ要シ治療ノ期ヲ失スル虞アルニ依リ各町村ニ備付シムヘク定メシ督勵中ノコト、ハ存候モ未タ設備ナキ町村モ尠カラサルノ聞ヘ有之候條此際設備ナキ町村ニ對シテハ之ヲ督勵スルト共ニ一面該患者等ニ對シ嚴密其ノ豫防措置ニ注意シ遺憾ナキ様取扱ハレ度候也

傳染病院及隔離病舎設備規則

(明治三十一年七月) 縣令第三十三號

第一條 傳染病院隔離病舎ハ必要ニ應シテ指定ス

第三編 衛生 第三章 防疫

- 第二條 傳染病院又ハ隔離病舎共同使用ノ必要アル場合ハ町村制第百十六條ニ依リ數町村組合設備スルコトヲ得
- 第三條 傳染病院又ハ隔離病舎ハ指定セラレタル否トニ拘ハラス之ヲ設置セントスルトキハ左ノ各項ヲ具備シ所管郡役所ヲ經テ縣廳ニ届出認可ヲ受クヘシ改築移轉其他變更ヲ要スルトキ亦同シ但改築ノ際ハ第一項第二項第六項第七項第九項ヲ具備スルニ及ハス
- 一 建設位置並ニ四隣地勢ノ實況トナ知り得ラルヘキ見取圖
 - 二 敷地ノ地種地目及坪數
 - 三 建物構造仕様書
 - 四 建物ノ正面側面平面圖
 - 五 建築費ノ概算
 - 六 國縣道鐵道樞要里道最近人家ノ距離
 - 七 飲料水ノ良否及距離
 - 八 起工及落成月日
 - 九 收容スヘキ住民部落ノ戶數人口
- 第四條 傳染病院又ハ隔離病舎ノ敷地並ニ位置ハ成ヘク左ノ各項ニ依ルヘシ
- 一 敷地ハ一段歩以上ナルコト
 - 二 相當道路ヲ存シ若クハ之レヲ設ケ得ヘキ土地ニシテ患者ノ運搬其他交通上ニ不便ナキコト
 - 三 開豁高燥且空氣ノ流通光線ノ射照良好ニシテ風水害ノ虞ナキ土地ナルコト
 - 四 汚水下水ノ滯留セル池沼溝渠及埋火葬場等ニ近接セサルコト
 - 五 人家アル部落及飲料水ニ遠隔セサルコト
- 第五條 傳染病院ニハ左ノ局室ヲ設クヘシ
- 一 重症患者室
 - 二 輕症患者室
 - 三 快復期患者室
 - 四 看護人室

- 五 屍室
- 六 役夫室
- 七 消毒所
- 八 物置
- 九 浴室
- 十 炊事場
- 十一 醫局藥局事務室
- 十二 小使室
- 第十三條 傳染病院ニハ前條ノ居室ヲ設クルノ外物品交換所洗濯所及汚水溜ヲ備ヘ又病室看護人室事務室等ニハ各別ニ厠園ヲ設クヘシ
- 第十四條 傳染病院ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ
 - 一 柱礎棟梁其他ノ材料ハ堅固ナルモノヲ用キ屋上ハ成ルヘク不燃質物ヲ以テ葺クヘシ
 - 二 室ノ内外側壁ハ總テ板其他消毒洗濯ニ便利ナル物質ヲ以テ構造スヘシ
 - 三 病室ノ正面ハ硝子戸又ハ障子ヲ用キ三尺以上ノ通路ヲ設ケ其外端ニ沿フテ兩戸ヲ付スヘシ
 - 四 病室ノ後面ハ高さ三尺長サ室ニ等シキ中窓ヲ設ケ硝子戸ハ障子、雨戸ヲ設クヘシ
 - 五 病室ノ床ハ高さ二尺以上ト厚サ八分以上ノ板ヲ用キ間隙ナキ様張詰メ天井ハ床以上七尺以上タルヘシ
 - 六 床下ハ煉瓦又ハ漆喰敷キ(三寸以上タル)トナシ後面便宜ノ所ニ汚水溜ヲ設ケ適宜勾配ヲ付シ之レニ通セシムヘシ
 - 七 床下ノ周圍ハ障壁ヲ設ケス外部ヨリ見透シ得ヘキ様構造スヘシ
 - 八 病室ノ面積ハ適宜トス然レトモ患者一人ニ付キ一坪半下ルヘカラス
- 第十五條 屍室ヨリ見透ササル位置ニ設ケ其内外共板張トナシ窓ハ硝子又ハ鐵

- 網ヲ張リ猫鼠ノ出入ヲ防ク裝置ヲナスヘシ
- 便所及ヒ洗濯汚水溜
- 第十條 洗濯所ハ厚板ヲ以テ構造シ糞池ハ糞藥ヲ施シタル甕ヲ用キ其周圍及汚水溜ハ總テ漆喰敷キトナスヘシ
- 第十一條 傳染病院ノ周圍ニハ塋塋若クハ木柵ヲ設クル等自由ノ交通ヲ遮斷セル裝置ヲナスヘシ
- 第十二條 傳染病院又ハ隔離病舎ニハ左ノ器具藥品等ヲ設備スヘシ
 - 一 熱氣消毒器械
 - 二 藥物消毒用器械
 - 三 車務所用器具器械
 - 四 醫局及藥局用器具器械
 - 五 患者汚物運搬具
 - 六 宿直員及貧困患者用寢具
 - 七 病室用衣
 - 八 行燈提灯等其他一切ノ雜用具
 - 九 消毒藥品
 - 十 治療器械及藥品但醫局藥局ヲ開キタル場合ニ限ル
- 第十三條 前項ノ品目員數ハ設備ノ上所管郡役所ヲ經テ縣廳ニ届出ツヘシ
- 第十四條 傳染病院ニハ左ノ職員ヲ置クヘシ
 - 院長 一人
 - 但上席醫員ヲシテ兼攝セシムルコトヲ得
 - 醫員 若干
 - 調劑員 若干
 - 事務員 若干
 - 看護人 若干
 - 炊事人 若干
 - 役夫小使 若干
- 第十五條 患者十人迄二人以上十人ヲ增毎ニ一人ヲ増ス
- 第十六條 隔離病舎ハ傳染病院ノ簡易ナルモノトス故ニ各條ニ準ヒ適宜者

〔千葉警〕

略設備スルモノトス

附則

- 第十三條 既設ノ傳染病院隔離病舎ニシテ本則第四條第五條第六條第七條第八條ニ適合セサルモノハ補修改築ノ期限ヲ定メ第三條ノ手續ニ從ヒ來ル八月三十日限届出認可ヲ受クヘシ又第九條ノ設備ハ第十條ニ依リ一ヶ月以内ニ届出ツヘシ

町村設置避病院管理方

(明治二十八年八月五日) 訓令第三十四號

- 第一 醫長ハ院内ノ醫務衛生事務ヲ掌理シ醫員以下看護人等ヲ監督スヘシ 醫長ハ毎日一回以上回診シ治療並看護ノ方法ヲ醫員及看護人ニ指示スヘシ
- 第二 醫員ハ醫長ノ指揮ヲ承ケ治療其ノ他患者ニ關スル事務ヲ擔當スヘシ
- 第三 調劑掛ハ醫長ノ指揮ヲ承ケ調劑ニ關スル一切ノ事務ヲ擔當スヘシ
- 第四 消毒ニ從事セシムル爲メ豫メ院内醫員ニ就キ消毒擔當者若干名ヲ定メ置クヘシ
- 第五 看護人ハ醫長ノ指揮ヲ承ケ懇切ニ患者ノ看護ヲ爲スヘシ
- 第六 醫員調劑掛事務員ハ交番宿直スヘシ
- 第七 看護人ハ院内ニ宿泊シ交番ヲ以テ通宵看護ニ從事スヘシ 看護人ニシテ調劑所及賭場ニ往復スルモノハ豫メ之ヲ定メ置キ其ノ他ハ限リニ出入セシムヘカラス
- 第八 入院患者ノ父母妻子兄弟等附添看護ヲ出願スルトキハ院務ニ妨ケナキ限ハ之ヲ許可スルコトヲ得但院内ノ諸規則醫長以下ノ指揮ヲ遵守セシメ且限リニ外出ヲ許スヘカラス
- 第九 醫長醫員及看護人病室ニ入ルトキハ病室用衣ヲ被ヒ病室ヲ出テタルトキハ之ヲ脱スヘシ

- 見舞人其ノ他病室ニ出入スルトキハ本項ニ準シ病室用衣ヲ被ハシムヘシ
- 消毒所屍室汚物置場及燒却所ニ出入スルトキモ亦本項ニ準スヘシ
- 第九條 病室用衣ハ一週二回以上消毒ノ上之ヲ洗濯スヘシ若シ患者ノ排泄物ニ觸レタルトキハ其都度十分消毒ヲ爲スヘシ
- 患者運搬ノ器具ハ十分消毒ヲ爲スヘシ
- 第十條 病室其他ニ於テ患者又ハ其被服器具等ニ觸接シタルトキハ速ニ手足其ノ他觸接シタル部分ヲ二十倍ノ石炭酸水五十倍ノ格魯兒石灰水又ハ十倍ノ昇汞水(着色シタルモノ)ヲ以テ消毒スヘシ
- 第十一條 飲料水及飲食物ハ必ス煮沸シタルモノヲ用ユヘシ
- 第十二條 飲食物ハ避病院指定ノモノ、外ハ總テ他ヨリ院内ニ運ヒ入ル、ヲ禁スヘシ
- 第十三條 患者用ノ飲食器具ハ毎回必ス之ヲ煮沸シ又ハ熱湯ニテ洗滌スヘシ
- 第十四條 患者ニ供シタル飲食物ノ殘餘ハ直チニ消毒ノ上一定ノ場所ニ棄却スヘシ
- 第十五條 患者ノ排泄物ハ必ス一定ノ容器中ニ取り概ネ排泄物量二倍ノ石灰乳十倍ノモノ)ヲ混シ一時間以上放置スヘシ
- 第十六條 石灰乳ニ代フルニ格魯兒石灰ヲ以テスルコトヲ得此場合ニ於テハ排泄物量約十五分ノ一ノ格魯兒石灰ヲ混シ十五分間放置スヘシ汚水ノ消毒モ亦之ニ準ス
- 第十七條 患者ヲ快復期患者室ニ移ストキハ豫メ相當ノ消毒ヲ爲スヘシ
- 第十八條 患者全癒退院ノ際ハ先ツ十倍ノ昇汞水又ハ四十倍ノ石炭酸水ニテ全身ヲ拭淨シタル上入浴セシメ石鹼ヲ以テ身體ヲ清洗シ然ル後衣服ヲ更ヘ退院セシムヘシ
- 第十九條 患者ノ被服又ハ寢具器具其ノ他病室汚染ノ疑アルモノハ消毒法ヲ行ヒタル後ニアラサレハ院外ニ持出ツルコトヲ禁ス

- 第十九 患者ノ寢具衣類其ノ他ノ布片ヲ消毒スルニハ蒸汽消毒又ハ煮沸消毒ヲ行フヘシ但同法ヲ行ヒ能ハサルトキハ二十倍ノ石炭酸水中ニ浸漬スヘシ
- 第二十 革製ノ物品ハ二十倍ノ石炭酸水又ハ五十倍ノ格魯兒石灰水ヲ以テ拭淨スヘシ
- 第二十一 患者ニ觸接シタル物ニシテ熱氣又ハ藥力ヲ以テ消毒シ能ハサルモノハ少クモ六日間日光ニ直射シ乾燥セル場所ニ曝スヘシ
- 第二十二 患者ノ排泄物ニ觸接セル物品ニシテ價格ノ低廉ナルモノハ成ルヘク之ヲ燒棄スヘシ
- 第二十三 牀板側壁及家具中木製及金屬製ノ部分其他之ト類似ノ物品ハ二十倍ノ石炭酸水ヲ以テ浸シタル布片ヲ以テ拭湧スヘシ但側板壁等ヲ消毒スルニハ十倍ノ石灰乳ヲ用ユルモ可ナリ此場合ニ於テハ少クモ二時間放置シタル後洗滌スヘシ病室ハ消毒ヲ終リタル後成ルヘク二十四時間放置シ空氣ヲ流通セシムヘシ
- 第二十四 死者アルトキハ直チニ二十倍ノ石炭酸水ニ浸シタル布片ヲ以テ全身ヲ被包シ速ニ之ヲ屍室ニ移スヘシ
- 第二十五 火葬又ハ埋葬スル爲メ死體ヲ他所ニ移ストキハ棺中ニ生石灰又ハ格魯兒石灰ヲ入レ其ノ上ニ死體ヲ置キ更ニ該藥ヲ撒布シテ之ヲ密閉スヘシ
- 死體ノ運搬ハ未明又ハ夜間ニ於テスヘシ
- 第二十六 院內ニハ寢具其他必要ナル器具藥品等ヲ備ヘ置クヘシ院內ノ諸員及ヒ外來者ニ使用セシムル爲メ病室用衣ヲ備ヘ置クヘシ寢臺ヲ用ヒサル場合ニ於テハ疊上ニ油紙其ノ他汚物滲透ノ虞ナキ物ヲ敷クヘシ

●病院病舎ノ取締方法

(明治三十二年五月 訓示號外)

- 傳染病患者ヲ病院病舎ニ收容スルハ畢竟郷黨各人ノ健康ヲ保持スルト共ニ病毒ノ傳播ヲ絶ツヘキ所ニシテ豫防上必要缺クヘカラサル措置ナリ故ニ其患者ニ對シテハ可及的待遇ヲ厚フシ明治二十八年訓令第三十四號ニ依リ管理シ尙ホ左ノ取締法ヲ嚴行スルコトヲ要ス
- 一 假設病舎ト雖モ周圍ニ柵欄ヲ設ケ出入口ヲ一定シ自由ノ交通ヲナサル様相當取締ヲ爲スコト
- 二 病室ハ男女各別ニ爲スコト
- 三 專任ノ醫師ヲ備入レ患者隨意ノ治療ヲ爲サシメサルコト
- 四 患者ノ飲食物ニ院內又ハ病舎ニ相當ノ賄人ヲ定メ醫師監督ノ下ニ調理シ自宅ヨリ取寄セサラシムルコト
- 五 患者ハ何如ナル物品ト雖モ醫師ノ許可シタルモノニアラサレハ室內ニ持込マシメサルコト
- 六 看護婦付添看病人ハ患者ノ同室ニ於テ飲食セシメサルコト
- 七 飲食器具ハ患者ニ見舞其他ノ爲面會セント來リタルモノハ之レヲ許シ其病室ノ外他室ニ立入ラシメサルハ勿論長時間ノ談話ヲナサシメサルコト
- 八 患者ニ面會シタルモノハ手足ヲ石炭酸水ニテ洗ヒ其他相當ノ消毒ヲ了スルニアラサレハ退去セシメサルコト
- 九 患者ノ便器ハ覆蓋アルモノヲ用キ一定ノ場所ニ置キ脱便毎ニ消毒藥ヲ濯キ直ニ一定ノ溜器ニ移シ毎日煮沸消毒或ハ燒却スルコト
- 十 病院病舎ニハ必ラス上草履ヲ供ヘ患者ノ外之ヲ穿タシムルコト
- 十一 病院病舎ノ出入口ニハ石炭酸水ヲ浸潤シタル棕相製ノ靴拭ヒ或ハ藁藁ノ類ヲ敷キ履物ノ消毒ヲサシムルコト
- 十二 患者及付添人等ノ携帶品ハ相當ノ消毒ヲナスニアラサレハ還付セシメサルコト
- 十四 各病室毎ニ消毒藥及煮沸水ヲ備ヘシムルコト

〔千葉警〕

〔千葉警〕

- 十五 患者用ト健康者用トヲ區別シ入浴所ヲ設備スルコト
- 十六 患者治癒シタルトキハ沐浴更衣シタル後ニアラサレハ退去セシメサルコト
- 十七 患者危篤ノ症候ヲ呈シタルトキハ即時其旨ヲ實家ニ通知スルコト
- 十八 患者死亡シタルトキハ他患者ノ知得セサル様成規ノ消毒ヲ爲シ死室ニ移シ若シ縁者ノ接見ヲ請フ者アルトキハ時間ヲ限定シテ之ヲ許シタル後火葬ノ手續ヲ爲スコト
- 十九 病院病舎ノ清潔法ハ左ノ各項ニ依ルヲ要ス
- 一 掃除ハ日怠ラス周到ナルヲ要シ其塵芥ハ直ニ燒棄スルコト
- 二 病室ノ内外及便所ハ一日二回以上石炭酸水ニテ拭淨スルコト
- 三 糞池下水等ハ日日消毒藥ヲ投入スルコト
- 四 蠅ハ常ニ力メテ驅除スルコト

●病院病舎病家ニ日誌備付方ノ件

(明治三十二年七月 訓令甲第四十七號)

(沿革)明治四五年六月訓令甲第二六號改正
傳染病患者ヲ治療スル病舎病家ニ日誌ヲ備ヘ豫防措置上ニ關スル事項ヲ摘載スルハ當該吏員職務執行上必要缺クヘカラサル義ニ付左ノ記載例ニ準ヒ自今之レヲ備ヘ事細大トナク必要ト認メタル事項ハ摘載スヘシ

日誌記載例

- 一 豫防事務所開設月日
- 一 患者ノ氏名及收容月日並ニ病狀ノ概況
- 一 事務所日勤吏員ノ官職氏名
- 一 主治醫師ノ氏名及診察回数
- 一 看護婦役夫小使等ノ氏名及雇入解雇月日
- 一 巡視シタル當該吏員ノ氏名月日

第三編 衛生 第三章 防疫

- 一 當該吏員ニ於テ巡視ノ際指示又ハ注意シタル事項ハ指示者自ラ記載スヘシ
- 一 消毒藥ノ購入高竝ニ使用高
- 一 當該吏員ニ於テ患者發生ノ部落ニ對シ清潔法消毒法ヲ實行シタル家屋數及月日
- 一 隱蔽者發見ノ方法之ヲ實行シタル回数月日
- 右ノ外必要ナル事項

●病院病舎内日誌其他備付ノ件

(明治三十九年九月 訓令甲第三十號)

- 傳染病院隔離病舎ニハ日誌ノ外記録ノ見ルヘキモノナク檢疫上支障不尠就テハ自今左ノ書類帳簿ヲ備フヘシ
- 一 病院病舎敷地坪數、建坪ノ平面圖價格及建設年月日ヲ記シタル臺帳
- 二 病院病舎ノ事務員、治療醫、看護婦、役夫及小使等ノ勤怠簿
- 三 備品臺帳別紙第一號様式ニ依リ記入スヘシ
- 四 消耗品臺帳別紙第二號様式ニ依リ各品目毎ニ記載スヘシ
- 五 各患者ニ對スル醫師ノ臨床日誌及處方箋

(用紙美濃野紙)

品目	年月日	摘	要	受	價格	拂
事務員印						

種類 數量

種類	數量
備	
考	

● 傳染病豫防設備方ノ件

(明治三十六年六月 訓令甲第四十二號)

傳染病豫防上必要ト認ムルニ依リ各町村ニ於テハ此ノ際左ノ各號ヲ實施スヘシ

- 一 病院病舎ハ豫メ掃除修理シ何時ニテモ患者ヲ收容シ得ヘキ準備ヲナスコト
- 二 病院病舎ノ設ケナキ町村ハ之ニ充用スヘキ家屋ヲ豫定シ前項ニ準シ何時ニテモ患者ヲ收容シ得ヘキ準備ヲナスコト
- 三 醫師看護婦及人ニ等ヲ豫約シ置クコト
- 四 消毒器具藥品ヲ整備スルコト其整備スヘキ器具藥品ノ種類ハ概ネ左ノ如シ
 - (イ) 蒸汽消毒器 壹個以上
 - (ロ) 煮沸消毒器(釜又ハ鍋) 同
 - (ハ) 驗溫器 同

〔千葉警〕

● 傳染病豫防法ニ依リ交通遮斷中ノ軍人又ハ兵役義務者ニシテ充

員召集令狀ヲ受ケタル場合ニ於ケル處置方

(明治三十四年十一月 訓令甲第五九號)

傳染病豫防法ニ依リ一旦交通遮斷ヲ命ジタル軍人又ハ兵役義務者ハ縱ヒ充員召集令アルモ其ノ日時間ハ外出セシメサル義ト心得ラルヘシ

● 看護婦隔離方ノ件

(明治三十五年九月 訓令甲第四一號)

傳染病患者ノ看護ニ從事セシムル爲メ町村ニ於テ備入レタル看護婦解僱ノ際ハ三日間隔離セシムヘキ旨曾テ訓示及置タル次第モ有之候處自今素案アル看護婦ニ對シテハ必シモ隔離スルヲ要セス解僱ノ際相當醫師ヲシテ檢診セシメ若シ其隔離ヲ必要ト認メタル場合ニ於テハ制規ノ日限通リ隔離ヲナシ歸家セシムル様心得ラルヘシ

● 傳染病流行時ニ於ケル人民群衆取締方ノ件

(明治三十六年七月 訓令甲第二三號)

傳染病流行時ニ在テハ祭禮供養興行等人民ノ群衆ヲ制限シ又ハ禁止スルノ必要アリ而シテ之レカ禁付ヲ爲ス場合ハ傳染病豫防法第十九條ニ依ラサルヘカラスト雖如斯ハ可成命令ヲ俟タズ自ラ廢止若クハ延期セシムルノ手段ヲ採リ尙ホ其事情法律ヲ適用スルノ必要アリト認ムルトキハ速カニ本官ニ報告セラルヘシ

● 檢病的戸口調査ニ關スル件

(明治四十年十月十四日 訓令第二五六號)

一四九

● 交通遮斷ニ關スル件

(明治三十九年九月一日 訓令第三六一號)

- (ツ) 生石灰 五罐以上
- (ネ) 鹽酸 五磅以上
- 六 衛生組合ニ注意ヲ與ヘ規約ノ實行ヲ期セシムルコト
- 七 衛生講話會幻燈會等ノ手段ヲ以テ個人ノ注意ヲ喚起スルコト
- 八 學校長及學校醫ニ協議シ生徒ニ對シテ傳染病流行ノ狀況及豫防上必要ナル事項ヲ講話セシムルコト
- 九 密告其他ノ便宜ノ方法ヲ以テ隱蔽患者ノ發見ニ努ムルコト

● 傳染病ノ爲交通遮斷ノ宅ニ郵便物配達ニ關スル件

(明治二十八年八月 檢收第一〇九二號)

郵便電信局ニ於テ傳染病ノ爲メ交通遮斷ノ家宅ニ郵便及電報ヲ配達セントスルトキ出張ノ檢査委員ニ其交付ヲ依託シタルトキハ職務執行上差支ナキ限リハ其依頼ニ應ジシムヘキ旨其筋ヨリ通牒ノ次第モ有之候條檢査委員一同ヘ示達相成度命ニ依リ此段及通牒候也

ヨリ傳染病患者タルコトヲ知ラサルヲ以テ患者移送ニ付テノ注意並準備等十分ナラス隨テ病者ヲ所々ニ散蔓セシメ豫防消毒上ノ困難渺カラサルヲ以テ將ニ傳染病患者ヲ縣立干葉病院ニ入院セシメ治療ヲ受ケントスル者アルトキハ病室ノ都合等ヲ問合セタル上八院ノ手續ヲナサシムル様其ノ部内ニ於ケル開業醫ハ勿論一般人民ニ注意ヲ加ヘ不都合無之様措置セラレ度此段及通牒候也

● 檢疫視察上注意方ノ件

(明治四十四年九月十二日) (衛第一七九八號)

從來檢疫委員ヨリ提出スル檢疫視察復命書ヲ見ルニ往々其視察形式ニ流ルノ嫌ナキ能ハサルモノアリ例セハ町村ニ於テ檢疫事務ヲ開始スルトキハ日誌並ニ備品、消耗品等ノ出納簿ヲ備フヘキ管ナルニ之レカ設備ヲ怠ルモ其ノ他隔離病舎ニ於ケル設備若ハ管理方法ノ不完全ナルモノヲ認ムルモ漫然之レヲ看過シ何等注意ヲ與ヘサルモノアリ又發病ノ原因系統ノ調査ハ防疫施設上最モ緊要ノ事項ニ屬ス併モ之レカ調査ヲ等閑ニ附シ從テ視察復命書中亦往々不明若ハ不詳トノミ記載スル向アリ斯クテハ防疫上視察ノ眞價ヲ疑ハシムルモノアルヲ以テ前段設備ノ不完全ナルモノニ對シテハ夫々注意警告ヲ與ヘ又後段發病系統ノ明瞭ヲラサルモノト雖モ少ナクモ調査手續ノ概要ヲ記述シ以テ他日ノ参照ニ資セララルヘク自今一層注意相成度候

● 公立傳染病院又ハ隔離病舎ニ於ケル注射療法ニ關スル件

(明治四十一年八月二十二日) (衛收第六四三六號)

公立傳染病院又ハ隔離病舎ニ於テ注射療法ヲ施シ若ハ外科的施術ヲ行フ場合ニハ救急ノ場合ヲ除ク外患者又ハ之ニ代ハルヘキ者ノ同意ヲ得ヘキハ勿

論ト存候處殊ニ學術社會ニ於テ尙ホ一般ニ公認セララル、ニ至ラサル血清ノ類ヲ注射セントスルカ如キ場合ニ、篤ト其性狀ヲ指示シタル上希望ニ依リ使用セシムル様取計相成度依命此段及通牒候也

● 衛生組合設置規則

(明治三十三年五月) (縣令第二十八號)

(沿革)明治三十九年五月縣令第四〇號改正

- 第一條 町村ハ區域ヲ定メ衛生組合ヲ設置スヘシ其ノ區域ハ凡ソ三十戸以內ヲ標準トナスヘシ
- 第二條 衛生組合ハ清潔方法消毒方法並ニ傳染病豫防救治其ノ他衛生上諸般ノ事ヲ施行スル爲メ規約ヲ設クヘシ
- 組合規約ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ
 - 一 攝生遵守スヘキ事項
 - 二 日常清潔方法
 - 三 傳染病患者發見ノ方法
 - 四 傳染病患者ノ生ノトキ豫防消毒ノ方法
 - 五 傳染病若ハ之ニ疑ハシキ病ニ罹リ貧困ニシテ醫療ヲ受クルコト能ハサルモノ、救濟方法
 - 六 貧困又ハ孤獨ニシテ清潔方法消毒方法ヲ行フコト能ハサルモノ、救濟方法
 - 七 交通遮斷ヲ受クル家ニ要スル物品調達方法
 - 八 各戸ニ要スル消毒藥準備ノ方法
 - 九 組合規約違反者處分ニ關スル方法
 - 十 組合ニ要スル費用ノ收支方法
 - 十一 前各號ノ外豫防救治其ノ他衛生上必要ナル事項
- 第三條 組合規約ハ町村長ニ於テ郡長ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

〔干葉醫〕

〔干葉醫〕

五 貧困又ハ醫師ナキ等ノ爲醫藥ヲ得ルコト能ハサル患者アルトキ以上ノ外必要ト認メタル事項

● 種痘法

(明治四十二年四月十四日) (法律第三十五號)

- 第一條 種痘ハ左ノ定期ニ於テ之ヲ行フ但シ痘瘡ヲ經過シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
 - 一 第一期 出生ヨリ翌年六月ニ至ル間但シ不善感ナルトキハ翌年六月ニ至ル間ニ於テ更ニ種痘ヲ行フヘシ
 - 二 第二期 數ハ歳十歳但シ不善感ナルトキハ翌年十二月ニ至ル間ニ於テ更ニ種痘ヲ行フヘシ
- 定期前二年以內ニ善感シタル種痘ハ第二期ノ種痘ト看做ス
- 第二條 保護者ハ未成年者ヲシテ種痘ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フ
- 第三條 左ニ掲クル者ハ未成年ノ生徒、院生若ハ之ニ準スヘキ者又ハ未成年ノ寄寓者ヲシテ種痘ヲ受ケシメ又ハ保護者ヲシテ其ノ義務ヲ履行セシムヘシ
 - 一 學校、育兒院又ハ之ニ準スヘキ場所ノ校長、院長其ノ他首長
 - 二 教育、監護又ハ備便ノ目的ヲ以テ人ヲ寄寓セシムル者
- 前項各號ニ掲クル者ノ法定代理人アルトキハ法定代理人ニ前項ノ規定ヲ適用ス
- 第四條 新ニ保護者ト爲リ又ハ新ニ前條ノ關係ヲ生シタルトキハ種痘ヲ受ケサルカ又ハ之ヲ受ケタル證據不明ナル未成年者ヲシテ六月以內ニ種痘ヲ受ケシメ又ハ保護者ヲシテ其ノ義務ヲ履行セシムヘシ
- 前項ノ期間內ニ其ノ手續ヲ爲シ難キ事由アルトキハ市町村長 區長ヲ以テ以下ノニ準スル區ニ届出ツヘシ
- 未成年者ヲ備使スル雇主ニ關シテハ其ノ之ヲ寄寓セシメサル場合ト雖前二項ノ規定ヲ適用ス

- 郡長規約ヲ認可シタルトキハ知事ニ報告スヘシ
- 第四條 衛生組合ハ便宜ノ方法ヲ以テ組長副組長各一人ヲ選定スヘシ
- 組長及副組長ニハ組合ニ於テ手當ヲ給スルコトヲ得
- 第五條 組長ハ規約執行ノ責ニ任ス組長事故アルトキハ副組長之ヲ代理スヘシ
- 第六條 組合區域內現住者ハ該組合規約ヲ守ルヘキ義務アルモノトス
- 第七條 衛生組合ニハ消毒藥及器具ヲ備付クヘシ
- 第八條 衛生組合ニ關スル費用ハ總テ組合ヲ組織スルモノ、負擔トス
- 第九條 衛生組合ニ對スル町村費補助ハ郡長ヲ經テ知事ニ報告スヘシ
- 第十條 (削除)
- 附則
- 第十一條 從前組織シタル衛生組合ハ本則ニ依リ明治三十三年六月三十日限り更ニ認可ヲ受クヘシ

● 衛生組長申告事項

(明治三十六年六月) (衛發第一一六號)

- 衛生組長ヲシテ町村長ニ口頭又ハ簡易ノ手續ニ依リ衛生上諸般ノ事項ヲ申告セシムルハ自然衛生組合ノ自動發達ヲ促カシ一面町村衛生行政ヲ翼賛セシムル效アリト認メラレ候ニ付便宜ノ方法ニ依リ概ネ左記ノ事項ヲ申告セシムルノ規程ヲ設ケ實行セシムル様御措置相成度依命此段及通牒候也
- 申告事項
 - 一 何病ニ拘ハラス其病性異常ナルカ又ハ傳染若クハ流行ノ兆アルモノ
 - 二 販賣飲食物ノ腐敗若ハ贗造ニ係ルモノヲ發見シ或ハ之ヲ食シテ其害ヲ被リタルモノ
 - 三 飲食物其他諸般ノ中毒ニ罹リタルモノ
 - 四 井戸若ハ水道便所等ノ構造ヲ改良シ又ハ飲料水ヲ瀆過スル等ノ方法ヲ設ケタルトキ

前條第二項ノ規定ハ前三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五條 市町村ハ種痘ヲ施行スヘシ

第六條 市町村長ハ種痘定期ニ在ル者ノ種痘期日ヲ指定スヘシ

第七條 疾病其ノ他ノ事故ニ因リテ市町村長ノ指定シタル期日ニ種痘ヲ受ケシムルコト能ハサル場合ニ於テハ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ其ノ事由ヲ具シ市町村長ニ猶豫ヲ申請スルコトヲ得

第八條 市町村長ハ第一期種痘ヲ完了シ又ハ之ヲ要セサルニ至リタル者ヲ戸籍吏ニ通知シ戸籍吏ハ戸籍簿ノ欄外ニ符號ヲ以テ之ヲ記入スヘシ

第九條 市町村長ノ指定シタル期日ニ種痘ヲ受ケス其ノ他種痘ヲ怠リ又ハ之ヲ受ケタル證據不明ナル未成年者アルトキハ市町村長ハ更ニ期日ヲ指定シテ種痘ヲ受ケシメ又ハ直ニ種痘ヲ行フヘシ

第十條 種痘ヲ怠リタル者又ハ種痘ヲ受ケタル證據不明ナル者ノ定期外ニ受ケタル種痘ハ第一條第二項ノ場合ヲ除クノ外其ノ定期種痘ト看做ス

第十一條 第五條ノ種痘ヲ受ケタル者ノ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ市町村長ノ指定シタル期日ニ於テ檢診ヲ受ケシムヘシ但シ其ノ期日ニ檢診ヲ受ケシムルコト能ハサル事由アルトキハ市町村長ニ届出ツヘシ

第十二條 醫師定期種痘ヲ施行シタル者ヲ檢診シタルトキハ種痘證ヲ交付スヘシ

第十三條 醫師ハ其ノ診療ニ係ル痘瘡患者全治シタルトキ之ニ痘瘡經過證ヲ交付スヘシ

第十四條 當該吏員ノ請求アルトキハ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ種痘證又ハ種痘證ヲ提示セシムヘシ但シ命令ニ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 地方長官ハ痘瘡豫防上必要ト認ムルトキハ種痘ヲ受クヘキ者ノ範圍及期日ヲ指定シテ臨時種痘ヲ命スルコトヲ得

第十六條 醫師虛偽ノ種痘證ヲ交付シ又ハ檢診セシメテ種痘證ヲ交付シタルトキハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 左ニ掲クル者ハ科料ニ處ス
一 第四條又ハ第十一條第一項ニ違反シタル者
二 保護者又ハ第三條ノ義務者ニシテ市町村長ノ指定シタル期日迄ニ種痘ヲ受ケシメサル者

第十八條 第十二條又ハ第十四條ニ違反シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

第十九條 官廳公署及官立公立ノ學校等ニ於テハ第三條第一項及第四條第一項乃至第三項ノ規定ニ準シ其ノ措置ヲ爲スヘシ

第二十條 本法ニ於テ保護者ト稱スルハ未成年者ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ後見人、親權ヲ行フ者又ハ後見人ナキトキハ戶主、戶主未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ戶主ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ後見人ヲ謂フ

本法ハ市町村又ハ市町村長トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ之ニ準スヘキモノニ該當ス

附則
本法ハ明治四十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

種痘規則ハ之ヲ廢止ス

本法施行前ハ七歳以前ニ種痘ヲ受ケタル者又ハ種痘ヲ受ケタルモ其ノ時期不明ナル者ハ本法ニ依リ第一期ノ種痘、數ハ歳八歳以後ニ種痘ヲ受ケタル者ハ第二期ノ種痘ヲ受ケタル者ト看做ス

〔千葉縣〕

〔千葉縣〕

本法施行前第一條第一項ノ種痘定期ヲ經過シタル未成年者ニ付テハ第四條ノ規定ニ生來種痘ヲ受ケサル九又ハ之ヲ受ケタル證據不明ナル者ニ關シテ之ヲ適用ス

種痘法施行規則

(明治四十二年十二月二十一日) 内務省令第二十六號

(沿革) 大正八年八月内務省令第一〇號改正

第一條 市町村長ハ種痘法ニ依リ種痘ヲ施行セサル地ニ於テハ市町村長ニ準シキモ其ノ地ニ於テ毎年三月ヨリ六月ニ至ル間ニ於テ現住人中左記各號ニ該當スル者ノ種痘期日ヲ指定スヘシ

一 前年中出生ノ者

二 數ハ歳十歳ノ者

三 前年ノ定期種痘不善感ノ爲更ニ種痘ヲ要スル者

地方長官 東京府ハ警視廳ハ必要ト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ハラズ種痘期日ヲ指定セシムルコトヲ得

本條ノ指定ハ之ヲ公告スヘシ

第二條 市町村長ハ市町村ニ於テ施行スル種痘ノ場所ヲ公告スヘシ

第三條 保護者又ハ種痘法第三條ノ義務者ハ種痘定期ニ在ル未成年者ヲシテ第一條ノ期日迄ニ醫師ニ就キ又ハ前條ノ種痘所ニ於テ種痘ヲ受ケシムヘシ

第四條 市町村長ハ痘瘡、猩紅熱、實布痘、格魯布、丹毒、麻疹、百日咳ノ患者アル家ノ未成年者ニ付テ必要ト認ムルトキハ別ニ期日ヲ指定シ又ハ別ニ定メタル場所ニ於テ種痘ヲ行フヘシ

第五條 種痘ヲ猶豫セラレタル者ノ保護者又ハ種痘法第三條ノ義務者ハ事故ノ消滅シ又ハ猶豫期間ノ經過シタル日ヨリ三十日以内ニ種痘ヲ受ケシムヘシ

第十四條 當該吏員ノ請求アルトキハ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ種痘證又ハ種痘證ヲ提示セシムヘシ但シ命令ニ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 地方長官ハ痘瘡豫防上必要ト認ムルトキハ種痘ヲ受クヘキ者ノ範圍及期日ヲ指定シテ臨時種痘ヲ命スルコトヲ得

第十六條 醫師虛偽ノ種痘證ヲ交付シ又ハ檢診セシメテ種痘證ヲ交付シタルトキハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 左ニ掲クル者ハ科料ニ處ス
一 第四條又ハ第十一條第一項ニ違反シタル者
二 保護者又ハ第三條ノ義務者ニシテ市町村長ノ指定シタル期日迄ニ種痘ヲ受ケシメサル者

第十八條 第十二條又ハ第十四條ニ違反シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

第十九條 官廳公署及官立公立ノ學校等ニ於テハ第三條第一項及第四條第一項乃至第三項ノ規定ニ準シ其ノ措置ヲ爲スヘシ

第二十條 本法ニ於テ保護者ト稱スルハ未成年者ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ後見人、親權ヲ行フ者又ハ後見人ナキトキハ戶主、戶主未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ戶主ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ後見人ヲ謂フ

本法ハ市町村又ハ市町村長トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ之ニ準スヘキモノニ該當ス

附則
本法ハ明治四十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

種痘規則ハ之ヲ廢止ス

本法施行前ハ七歳以前ニ種痘ヲ受ケタル者又ハ種痘ヲ受ケタルモ其ノ時期不明ナル者ハ本法ニ依リ第一期ノ種痘、數ハ歳八歳以後ニ種痘ヲ受ケタル者ハ第二期ノ種痘ヲ受ケタル者ト看做ス

〔千葉縣〕

第六條 種痘法第九條ノ未成年者アルトキハ市町村長ハ遅クモ次回 種痘施行期ニ於テ種痘期日ヲ指定スヘシ

前項指定ノ期日迄ニ種痘ヲ受ケサルトキハ市町村長ハ直ニ種痘ヲ行フヘシ

第七條 檢診期日ハ種痘ヲ施行シタル日ヨリ第六日乃至第八日ノ間ニ於テ之ヲ指定スヘシ

第八條 種痘證、種痘及種痘猶豫證ハ附錄様式ニ據ルヘシ

第九條 左記各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ市町村長ハ之ヲ種痘證交付後又ハ届出ヲ受ケタル後二月以内ニ其ノ本籍地ノ戸籍吏ニ通知スヘシ

一 第一期種痘善感シタル者

二 第一期第二回ノ種痘不善感ナル者

三 第一期種痘施行前痘瘡ヲ經過シタル者

第十條 市町村長ハ戸籍吏ヨリ前年中出生ノ本籍人ニシテ種痘法第八條一依ル符號ノ記入ナキ者ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於テ若シ其ノ者カ本籍地外ニ在ルトキハ直ニ之ヲ其ノ寄留地ノ市町村長ニ通知スヘシ

第十一條 種痘法第十二條第二項ノ届出ハ種痘證ヲ提示シ又ハ醫師ノ證明書ヲ得テ現住地ノ市町村長ニ口頭又ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

前項ノ届出ハ代人ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第十二條 種痘法第十四條ニ依リ警察官吏又ハ市町村吏員ノ請求アル場合ニ於テ左記各號ノ一ニ依リ種痘ヲ完了シ又ハ之ヲ要セサルコトヲ證明スル者ハ種痘證又ハ種痘證ヲ提示スルコトヲ要セス

一 痘瘡經過證

二 種痘猶豫證

三 小學校、之ニ類スル各種學校又ハ幼稚園ノ卒業證書、修業證書又ハ保育證書ニ種痘ニ關スル事項ヲ記入シタルモノ

四 第一期種痘ニ付テハ種痘法第八條ニ依レル符號ノ記入アル戸籍簿本

又ハ抄本

五 市町村長ノ證明書
六 種痘又ハ痘瘡ノ痕痕但シ第二期種痘ニ付テハ其ノ證跡

附則

本則ハ明治四十二年法律第三十五號種痘法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(明治四十三年一月一日ヨリ施行)

(様式)

用紙赤色紙
第一號(第一期第一回又ハ同第二期ニ善感ノ者ニ交付スルモノ)

第一期種痘濟證

住所 道府縣都市區町村某女

年月生 某

年月種痘(第一回)善感 願

右第一期種痘ヲ完了シタルコトヲ證ス

道府縣郡

年月日

市町村長 何

某團

注意 アルトキ此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ十圓以下ノ科料ニ處セラルヘシ

用紙赤色紙

第二號(第一期第二回ニ不善感ノ者ニ交付スルモノ)

第一期種痘濟證

住所 道府縣都市區町村某男

年月生 某

年月種痘(第二回)不善感

右第一期種痘ヲ完了シタルコトヲ證ス

年月日

市町村長 何

某團

注意 アルトキ此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ十圓以下ノ科料ニ處セラルヘシ

用紙青色紙

第三號(第二期第一回又ハ同第二期ニ善感ノ者ニ交付スルモノ)

第二期種痘濟證

住所 道府縣都市區町村某男

年月生 某

年月種痘(第一回)善感 願

右第二期種痘ヲ完了シタルコトヲ證ス

道府縣郡

年月日

市町村長 何

某團

注意 アルトキ此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ十圓以下ノ科料ニ處セラルヘシ

用紙青色紙

第四號(第二期第二回ニ不善感ノ者ニ交付スルモノ)

第二期種痘濟證

住所 道府縣都市區町村某男

年月生 某

年月種痘(第二回)不善感

右第二期種痘ヲ完了シタルコトヲ證ス

道府縣郡

年月日

市町村長 何

某團

注意 アルトキ此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ十圓以下ノ科料ニ處セラルヘシ

用紙紙

第五號(第一期又ハ第二期ノ第一回ニ不善感ノ者ニ交付スルモノ)

第一期種痘濟證

住所 道府縣都市區町村某男

年月生 某

年月種痘 不善感

右更ニ種痘ヲ受クヘキモノトス

道府縣郡

年月日

市町村長 何

某團

注意 アルトキ此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ十圓以下ノ科料ニ處セラルヘシ

第六號(第一期第一回又ハ同第二期ニ善感ノ者ニ交付スルモノ)

第一期種痘濟證

住所 道府縣都市區町村某女

年月生 某

年月種痘(第一回)善感 願

右第一期種痘ヲ完了シタルコトヲ證ス

道府縣郡

年月日

市町村長 何

某團

第三編 衛生 第三章 防疫

注意 アルトキ此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ十圓以下ノ科料ニ處セラルヘシ

第七號(第一期第二回ニ不善感ノ者ニ交付スルモノ)

第一期種痘濟證

住所 道府縣都市區町村某男

年月生 某

年月種痘(第二回)不善感

右第一期種痘ヲ完了シタルコトヲ證ス

道府縣郡

年月日

市町村長 何

某團

注意 アルトキ此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ十圓以下ノ科料ニ處セラルヘシ

第八號(第二期第一回又ハ同第二期ニ善感ノ者ニ交付スルモノ)

第二期種痘濟證

住所 道府縣都市區町村某男

年月生 某

年月種痘(第一回)善感 願

右第二期種痘ヲ完了シタルコトヲ證ス

道府縣郡

年月日

市町村長 何

某團

注意 アルトキ此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ十圓以下ノ科料ニ處セラルヘシ

第三編 衛生 第三章 防疫

第九號 第二期第二回ニ不善感ノ者ニ交付スルモノ

第二期種痘證

住所 道府縣都市區町村某男

何

年月生 某

年 月種痘(第二回)不善感

右第二期種痘ヲ完了シタルコトヲ證ス

道府縣都市區町村

年 月 日

醫師 何

某團

注意 此證ハ滿二十歳ニ達スル迄保存スヘシ當該吏員ノ請求アルトキ此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ十圓以下ノ科料ニ處セララルヘシ

第十號(第一期第一回又ハ第二期ノ第一回ニ不善感ノ者ニ交付スルモノ)

第一期種痘證

住所 道府縣都市區町村某男

何

年月生 某

年 月種痘(第一回)不善感

右更ニ種痘ヲ受クヘキモノトス

道府縣都市區町村

年 月 日

醫師 何

某團

注意 此證ハ更ニ種痘ヲ受クル迄保存スヘシ當該吏員ノ請求アルトキ此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ十圓以下ノ科料ニ處セララルヘシ

用紙白紙 第十一號

第四編 種痘猶豫證

住所 道府縣都市區町村某男

何

年月生 某

右者(何々病)ノ爲種痘法第七條ニ依リ(治療ニ至ル)迄種痘ヲ猶豫ス但シ保護者又ハ種痘法第三條ノ義務者ハ前記ノ(疾病治療)ノ(期間經過)十日以内ニ種痘ヲ受ケシムヘシ

道府縣郡

年 月 日

市町村長 何

某團

注意 此證ハ種痘ヲ受クル迄保存スヘシ當該吏員ノ請求アルトキ此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ十圓以下ノ科料ニ處セララルヘシ

種痘事務ニ關スル縣報彙報

(明治四十三年三月二十九日)

警察部

今般其ノ筋ヨリ市區町ノ種痘事務整理順序左ノ通牒有之候ニ付町村ニ於ケル該事務ハ左ニ準據整理スルヲ要ス

市區町村種痘事務整理順序

第一 種痘期日ノ指定及公種痘施行ノ期間

第一條 市區町村長(之レニ準スヘキモノヲ含ム)ノ毎年三月ヨリ六月ニ至ル間ニ於テ前年中出生ノ者數(歳十歳ノ者及前年ノ定期種痘不善感ノ爲更ニ種痘ヲ要スル者其ノ他種痘ヲ行フ必要アル者)第十條第一號及第十二條參照)ノ種痘期日ヲ指定スルコト

前項 種痘期日ハ公種痘(市區町村ニ於テ施行スル種痘ヲ謂フ)施行期間ノ最終日トスルコト但シ市町村内ノ字等ニ依リ種痘期日ヲ異ニスルモ

[千葉警]

妨ナシ

第二條 市町村長ハ受痘者ノ豫定員數ニ應シ(醫師一人一日ノ種痘人員二百人以內ト算シ)公種痘施行ノ期間及其ノ場所ヲ定メ種痘期日ノ指定ト共ニ豫メ之ヲ公告スルコト

市町村長ハ前項公告ノ外種痘簿種痘要學齡簿等ニ依リ種痘定期ニ在ル者其ノ他種痘ヲ行フ必要アル者ヲ調査シ其ノ保護者又ハ種痘法第三條ノ義務者ニ對シ種痘期日ノ指定公種痘施行ノ期間及其ノ場所ヲ漏ナク通知スルコト

第三條 種痘法施行規則第四條ノ患者(痘瘡猩紅熱實布埤利亞(格魯布チ含ム)丹毒麻疹百日咳)アル家ノ受痘者ニ付テハ公種痘施行ノ日時又ハ場所ヲ別ニ定メ之ヲ其ノ保護者又ハ種痘法第三條ノ義務者ニ通知スルコト

第二 公種痘施行ノ準備

第四條 種痘ハ市町村醫ナシテ之ヲ施行セシメ又ハ相當技能アル醫師ニ之ヲ囑托スルコト但シ便宜數町村協議シテ巡回種痘ヲ囑托スルモ妨ナシ

第五條 市區町村ハ痘苗ノ外種痘ニ要スル器械藥品ヲ準備スルコト其ノ品目概ネ左ノ如シ

一 切種用種痘針

二 漿盤

三 滅菌「ガーゼ」及脫脂綿、同上容器

四 「アルコホル」又ハ「クレゾール」水若ハ其ノ他ノ消毒藥液

五 「ペトリ」氏小皿及硝子製圓筒(「コツプ」ノ類)

前項品目ノ數量ハ種痘人員ニ應シ醫師ノ意見ニ依リ之ヲ定ムルコト

第六條 市區町村ハ種痘ヲ行フヘキ人員(受痘者ハ第一期及第二期ヲ合シ通ト)ニ應シ痘苗具數ヲ豫算シ發送期日ヲ指定シテ一箇月以前ニ傳染病研究所ニ請求スルコト

第三編 衛生 第三章 防疫

第七條 種痘施行ノ場所ハ受痘者ノ集合ニ便利ナル地區ニ於テ相當廣潤ニシテ可成清潔ナル個所ヲ撰定スルコト授業ヲ妨サル限リハ小學校等ヲ種痘所ニ充ツルチ便宜トス

前項ノ種痘所ハ地域廣潤ナル市區町村ニ於テハ可成之ヲ數箇所ニ設置スルコト

第八條 種痘所ニハ少クモ受痘者控室及施術室ヲ區別シ各室トモ豫メ濕拭掃除ヲ行ヒ又換氣、採光ニ注意シ寒冷ナル日ニ在リテハ相當煖室ノ設備ヲ爲スコト

第三 種痘簿ノ編製

第九條 種痘簿ハ其ノ年施行スル公種痘ノ用ニ供シ併テ其ノ年ニ於ケル公私種痘ノ成績ヲ明ニスル目的ヲ以テ編製スルモノトス

第十條 市區町村長ハ毎年二月末日迄ニ左記各號ニ依リ別紙雛形ニ準シ第一期及第二期種痘簿ヲ編製スルコト

一 戶籍簿、身分登記簿及寄留簿等ニ就キ前年中出生ノ現住人ヲ調査シ前年中既ニ痘瘡ヲ經過シ又ハ種痘ヲ完了シタル者ヲ除キ之ヲ第一期種痘簿ニ登載スルコト但シ寄留等ノ届出ナキ現住人ハ警察官吏ノ通報等ニ依リ之ヲ調査シ登載スルコト

二 學齡簿等ニ就キ數(歳十歳)現住人ヲ調査シ前年迄ニ痘瘡ヲ經過シ又ハ第二期種痘ヲ完了シタル者ヲ除キ之ヲ第二期種痘簿ニ登載スルコト但シ學齡簿ニ登載ナキ現住人ハ警察官吏ノ通報等ニ依リ之ヲ調査シ登載スルコト

三 戶籍吏又ハ他市區町村長ヨリ第一期種痘未了者ノ通知ヲ受ケタルトキハ他市區町村ニ轉居シタル者ヲ除キ之ヲ第一期種痘簿ニ登載スルコト

四 前年種痘ヲ猶豫シタル者及前年第一回ノ種痘不善感ナル者其ノ他前年ノ種痘簿ニ登載ノ者ニシテ前年中ニ痘瘡ヲ經過シ又ハ種痘ヲ完了

一五九

セサルトキハ之ヲ第一期又ハ第二期種痘簿ニ登載スルコト
 五 前各號ノ外學校、育兒院、製造所等ノ首長、警察官吏又ハ衛生組合長ノ通報、種痘法第四條第二項ノ届出其ノ他種痘法第十四條ニ依リル調査等ニ依リ種痘ヲ怠リタル者(種痘ヲ受ケタル證據不明)ヲ第一期又ハ第二期種痘簿ニ登載スルコト

第十一條 市區町村長ハ種痘簿編製後種痘ノ指定期日マテニ前條ニ該當スル者其ノ市區町村内ニ來住シタルトキハ遲滞ナク種痘簿ニ登載スルコト

第十二條 市區町村長ハ前二條ノ外常ニ種痘ヲ怠リタル者ヲ調査シ之ヲ第一期又ハ第二期種痘簿ニ登載スルコト

第十三條 市區町村長ハ種痘簿ニ登載ノ者種痘ノ指定期日マテニ死亡シ又ハ他市區町村ニ轉住シ若ハ一年以上居所不明ナルトキ又ハ痘瘡ヲ經過シタル爲種痘ヲ要セサルトキハ其ノ事由ヲ當該欄内ニ記シ氏名ノ欄ヲ朱線ニテ抹消スルコト

第十四條 市區町村長ハ公種痘ヲ施行シタルトキ及種痘法第十二條第二項私種痘ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ都度遲滞ナク種痘ノ月日、成績等ヲ種痘簿當該欄内ニ記入シ種痘ヲ猶豫シタル者ニ付テハ備考欄内ニ其ノ事由ヲ記載スルコト

其ノ年出生ノ者第一期種痘ヲ了シ又ハ數ハ歳八歳九歳ノ者第二期種痘ヲ了シタルトキ其ノ他種痘簿ニ未登載ノ者種痘ヲ了シタルトキハ之ヲ登載記入スルコト
 第三十六條ニ依リ種痘施行ノ場合ニ於テ其ノ年内出生者ノ種痘ノ月日、

成績等ハ可成別ニ種痘簿ヲ調製シ之ニ登載記入スルコト
 種痘簿編製前(簿編製ニ至ル間)私種痘ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ届書(口頭届出ナレ)ヲ保存シ種痘簿編製ノ際之ヲ登載記入スルコト
 第十五條 種痘簿ノ記入順序ハ受痘者ノ多數ナル市區町村ニ於テハ町名、字名若ハ番地ニ依リ適當ニ區別シ又ハ氏名ノ「イロハ」順ニ計入スル等搜索ニ便ナラシムルコト
 種痘定期ニ在ル者及種痘ヲ怠リタル者ニ付テハ可成各別ニ種痘簿ヲ調製スルコト

第四 種痘票ノ調製

第十六條 市區町村長ハ便宜第九條乃至第十五條ノ種痘簿ヲ調製セス本條以下ニ依リ種痘票ヲ調製スルモ妨ナシ

第十七條 市區町村長ハ毎年二月末日迄ニ左記各號ニ依リ別紙雛形ニ準シ第一期及第二期種痘票ヲ調製スルコト

- 一 戸籍簿、身分登記簿及寄留簿等ニ就キ前年中出生ノ現住人ヲ調査シ既ニ痘瘡ヲ經過シ又ハ種痘ヲ了シタル者ヲ除キ第一種痘票ヲ調製スルコト但シ寄留等ノ届出ナキ現住人ハ警察官吏ノ通報等ニ依リ之ヲ調査シ種痘票ヲ調製スルコト
- 二 學齡簿等ニ就キ數ハ歳十歳ノ現住人ヲ調査シ前年迄ニ痘瘡ヲ經過シ又ハ第二期種痘ヲ了シタル者ヲ除キ第二期種痘票ヲ調製スルコト但シ學齡簿ニ登載ナキ現住人ハ警察官吏ノ通報等ニ依リ之ヲ調査シ種痘票ヲ調製スルコト
- 三 戸籍吏又ハ市區町村長ヨリ第一期種痘未了者ノ通知ヲ受ケタルトキハ他市區町村ニ轉居シタル者ヲ除キ第一期種痘票ヲ調製スルコト

四 種痘法第四條第二項ノ届書、警察官吏衛生組合長ノ通報書其ノ他種痘ヲ怠リタル者ノ覺書等及種痘猶豫期限ノ經過シタル猶豫願書並私種痘ノ第一回不善感届書ヲ取出シ種痘票ヲ調製スルコト

五 前年ノ種痘票中種痘ヲ猶豫シタル者及前年第一回ノ種痘不善感ナル者其ノ他未タ種痘ヲ了セサル者ノ種痘票ヲ取出シ本條各號ノ種痘票ト共ニ整理スルコト

六 前各號ノ外種痘ヲ怠リタル者アルコトヲ知りタルトキハ其ノ種痘票ヲ調製スルコト

第十八條 市區町村長ハ種痘票調製後種痘ノ指定期日マテニ前條ニ該當スル者其ノ市區町村内ニ來住シタルトキハ遲滞ナク其ノ種痘票ヲ調製スルコト

第十九條 種痘票調製後種痘ノ指定期日マテニ死亡シ又ハ痘瘡ヲ經過シ若ハ私種痘ノ届出ヲ爲シタル者ニ付テハ第二十四條ノ場合ヲ除ク外其ノ種痘票ヲ廢棄スルコト又他市區町村ニ轉居シタル者ニ付テハ其ノ種痘票ヲ廢棄シ若ハ便宜之ヲ轉居地ノ市區町村長ニ送致シ轉居通報ノ用ニ供スルコト

種痘票調製後種痘ノ指定期日マテニ種痘ヲ猶豫シタル者ニ付テハ其ノ種痘票備考欄内ニ其ノ事由ヲ記入シ他日ノ用ニ供スルコト

第二十條 市區町村長ハ常ニ種痘ヲ怠リタル者ヲ調査シ若直ニ種痘ヲ了セシメ難キトキハ其ノ覺書ヲ調製シ他日ノ用ニ供スルコト

第二十一條 第三十五條又ハ第三十六條ニ依リ種痘ヲ施行スルトキ種痘票未調製ノ者ニ付テハ其ノ際之ヲ調製シ記入スルコト

第二十二條 種痘票ハ使用後善感、不善感、猶豫、不參等ニ依リ區分シ十年間之ヲ保存スルコト

第二十三條 種痘法第十二條第二項私種痘ノ届書(口頭届出ナレ)猶豫申請書、種痘法第四條第二項ノ届書、警察官吏衛生組合長ノ通報書、未種痘

者覺書等ハ一括保存スルコト
 前項書類ノ保存期間ハ私種痘届書ハ十年間其ノ他ハ種痘了了又ハ種痘票調製済マテトス

第二十四條 市區町村長ハ事務ノ繁閑ニ依リ前條ノ届書、申請書、通報書、覺書等ニ代ヘ其ノ種痘票ヲ調製シテ保存スルコト此ノ場合ニ於テハ私種痘ノ種痘票ニハ其ノ備考欄内ニ私種痘ト朱書スルコト

第二十五條 市區町村吏員ハ種痘所ニ臨ミ種痘事務ニ從事スルコト種痘所ニハ種痘簿又ハ種痘票ヲ配置シ種痘ノ月日、成績等ヲ記入スルコト

第二十六條 相當ノ事由ニ依リ種痘所ニ出頭スルコト能ハサル受痘者ニ對シテハ其ノ住所ニ就キ種痘ヲ施行スル等適宜ノ方法ヲ講スルコト

第二十七條 種痘所ニハ檢診期日及種痘後注意ハキ事項ヲ揭示シ且之ヲ口頭及覺書ヲ以テ保護者又ハ之ニ代ルヘキ者ニ指示スルコト、其ノ注意スヘキ事項概ネ左ノ如シ

- 一 清潔ナル襦袢類ヲ着用セシムルコト
 - 二 感冒ノ豫防ニ注意シ接種後數日間ハ腰湯ノ類ハ妨ナキモ可成全身浴ヲ禁スルコト
 - 三 接種ノ部位ハ摩擦、搔爬又ハ汚染セサル様注意スルコト
 - 四 接種部附近ニ膿腫ヲ生シタルトキ、發熱高キトキ又ハ潰瘍ヲ生スルノ傾アルトキハ醫師ノ診察ヲ受ケルコト
 - 五 指定セラレタル檢診期日ニハ相違ナク檢診所ニ出頭スヘキコト但シ不得止事由アルトキハ其ノ當日マテニ事由ヲ具シ届出ルコト
 - 六 種痘濟證ハ大切ニ保存スヘキコト
- 第二十八條 檢診ハ種痘後第六日乃至第八日ニ種痘所ニ於テ醫師之ヲ行ヒ市區町村吏員ハ其ノ事務ニ從事スルコト

第三條 痘苗ノ接種量ハ製造所ノ指定ニ從フヘシ

痘苗ハ之ヲ稀釋スヘカラス

第四條 痘苗使用ノ際ハ其内容ヲ漿盤上ニ出シ能ク之ヲ攪拌混和スヘシ

第五條 痘苗接種ノ部位ハ上膊ノ伸側ヲ可トス

接種ニ臨ミテハ先ツ局部ヲ「アルコホル」又ハ他ノ消毒藥液ヲ以テ消毒シ

次ニ滅菌シタル「ガーゼ」又ハ脱脂綿ヲ以テ丁寧ニ之ヲ拭淨スヘシ

第六條 種痘ノ場所ハ相當廣潤ニシテ清潔ナル場所ヲ選ビ其換氣、採光、

暖室ニ注意スヘシ

第七條 施術者ハ成ルヘク上衣ヲ著シ且豫メ手指ヲ消毒スヘシ

第八條 漿盤及種痘針ノ使用ニ先チ「アルコホル」又ハ他ノ消毒藥液ヲ以テ

之ヲ消毒シ次ニ滅菌シタル「ガーゼ」ヲ以テ之ヲ拭淨スヘシ但適當ナル他

ノ消毒方法ニ依ルモ妨ナシ

種痘針ハ受痘者一人毎ニ前項ニ依リ之ヲ處置スヘシ

第九條 接種ノ方法ハ切種式ニ依ルヘシ即チ局部ノ皮膚ヲ緊張シ相當量ノ

痘苗ヲ塗布シタル後切種用種痘針ヲ以テ其部ニ淺キ十字切(長サ)二分

クハ單線切(長サ)約三分ヲ施シ更ニ種痘針ノ平面ヲ以テ痘苗ヲ擦入スヘシ

切種ニ際シテハ成ルヘク出血セザル様注意スヘシ僅ニ紅痕ヲ呈スルヲ以

テ適度トス

第十條 接種數ハ第一期種痘ニ在リテハ左上膊四切乃、六切、第二期種痘

其他ニ在リテハ左上膊六切トシ各種ノ距離ハ五分以上ナルヲ要ス但必要

アルトキハ他側又ハ他ノ部位ニ接種スルモ妨ナシ

第十一條 施術者ハ受痘者ノ健康狀態ニ注意シ左ノ各號ニ該當スル者ニハ

成ルヘク種痘ヲ猶豫スヘシ但第四號ヲ除ク外痘瘡流行ノ場合ハ此限ニ在

ラス

一 出生後九十日未滿ノ者

二 著シク營養障害ニ陥レル者

三 蔓延性皮膚病ニ罹リ居ル者

四 熱性病又ハ重症疾病ニ罹リ居ル者

第十二條 檢診ノ場合ニ於テ注意スヘキ事項左ノ如シ

一 定型痘瘡二顆以上發痘シタルモノヲ善感トス但第二期種痘以後ニ在

リテハ接種ノ日ヨリ第三日後ニ於テ一顆以上ノ小結節又ハ水泡ヲ生

シタルモノモ亦善感トス

二 接種ノ痕跡消失シタルモノ、不正ナル膿疱ヲ生シタルモノ、潰瘍ニ

陥リ若クハ痂皮ヲ結ビタルモノ又ハ第一期種痘ニ在リテ發痘一顆ナ

ルモノヲ不善感トス

第十三條 施術者又ハ當該吏員受痘者又ハ其保護者ニ對シ種痘後注意スヘ

キ事項ヲ指示スヘシ

種痘法適用疑義ニ關スル件

(明治四十三年一月十五日) 衛第二二九號

種痘法第四條及同法附則第四項ノ適用疑義ニ關シ別紙ノ如ク各町村へ指示

方所管郡長へ通牒致置候條施行上參照相成度候

各郡長ニ通牒文

(明治四十三年一月十五日) 衛第二二九號

種痘法第四條ノ種痘定期ヲ經過シタル未成年者ニ對シ同法施行後ニ於テ此

ニ其ノ保護者トナリ又ハ新ニ同法第三條ノ關係ヲ生シタル場合ノ責任ヲ規

定シタルニ止リ同法施行ノ際現ニ未成年者ノ保護者タリ又現ニ同法第三條

ノ關係ヲ有スル者ニ對シテハ適用無之從テ同法附則第四項ニ關シテ同様

ノ義ト思考候條各地ニ於テ往々疑義有之候趣ニ付御管下各町村へ可然御指

示相成度候

町村種痘事務整理實行ニ關スル

[千葉警]

件

(明治四十三年三月三十日) 衛第一八五八號

本年一月二日ヨリ施行相成候新種痘法ニヨリ町村ニ於ケル種痘事務整理實

行方ニ關シ今回別紙ノ通各郡長へ通牒致置候條務上參照相成度候

各郡長ニ通牒文

(明治四十三年三月二十六日) 衛第一八五八號

(警察部長) 内務部長

町村ニ於ケル種痘事務整理ニ關シ本月二十九日發行縣報彙報欄内ヲ以テ指

示ノ次第モ有之候處新種痘法ニ於テハ第一期種痘ハ數年二歳ノ一定ノ時

期迄ニ完了ヲ期シ漏レタル者ハ戶籍簿ニ就テ調査シ遅クモ翌年ノ種痘期ニ

ハ種痘ヲ受ケシメ尙萬一漏レタル者アラハ幼稚園、小學校等ニ入學ノ際調

査シ以テ少クモ第一期種痘ノ遺漏ナキヲ期シ又第二期種痘ハ小學校ニテ勵

行シ其ノ他雇主等ヲシテ其ノ義務ヲ負擔セシメ又種痘證書等ノ檢閱ニ依リ

未種痘者ノ調査ヲ精確ナラシメントスルモノニ有之是等ノ規定ニシテ實行

セラル、ニ於テハ定期種痘ノ普及ヲ期スルニ足ルヘクト存候間町村長ヲシ

テ其ノ實行上ニ遺漏ナキヲ期セシメラレ度候

町村種痘事務援助ニ關スル件

(明治四十三年六月一日) 衛第三四九九號

改正種痘法ハ本年一月ヨリ實施セラレ各町村ニ於テハ夫々處理シツ、アリ

ト信スルモ從來ノ事跡ニ徴スレハ多數現住者中ニハ往々出生届又ハ寄留届

ヲ怠リ爲ニ種痘漏トナル者尠カラズ斯クテハ痘瘡豫防上遺憾ニ堪ヘス候條

自今警察官署ニ於テハ受持調査ヲシテ戶口調査等ノ際兼テ未種痘者ノ調査

ヲ爲シ之ヲ發見シタル場合ハ直接町村ニ通報セシムル様取計ハルヘク尙其

様式

其ノ一 第一期第一回又ハ第二期ニ善感ノ者ニ交付スルモノ

(用紙赤色紙)

第一期種痘済證

住所 道府縣郡市町村某男

何 年 月 生

右第一期種痘(第一回)善感ノ者ニシタルコトヲ證ス

年月日 道府縣郡 市町村長 何 某團

注意 此證ハ第二期種痘ヲ受クル迄保存スヘシ當該吏員ノ請求アルトキ此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ拾圓以下ノ科料ニ處セラルヘシ

其ノ二 第一期第二期ニ不善感ノ者ニ交付スルモノ

(用紙赤色紙)

第一期種痘済證

住所 道府縣郡市町村某女

何 年 月 生

右第一期種痘(第二回)不善感ノ者ニシタルコトヲ證ス

年月日 道府縣郡 市町村長 何 某團

注意 此證ハ第二期種痘ヲ受クル迄保存スヘシ當該吏員ノ請求アルトキ此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ拾圓以下ノ科料ニ處セラルヘシ

其ノ三 第二期第一回第二回ニ善感ノ者ニ交付スルモノ

(用紙青色紙)

第二期種痘済證

住所 道府縣郡市町村某男

何 年 月 生

右第二期種痘(第一回)善感ノ者ニシタルコトヲ證ス

年月日 道府縣郡 市町村長 何 某團

注意 此證ハ滿二十歳ニ達スル迄保存スヘシ當該吏員ノ請求アルトキ此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ拾圓以下ノ科料ニ處セラルヘシ

其ノ四 第二期第二回ニ不善感ノ者ニ交付スルモノ

(用紙青色紙)

第二期種痘済證

住所 道府縣郡市町村某女

何 年 月 生

右第二期種痘(第二回)不善感ノ者ニシタルコトヲ證ス

年月日 道府縣郡 市町村長 何 某團

注意 此證ハ滿二十歳ニ達スル迄保存スヘシ當該吏員ノ請求アルトキ此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ拾圓以下ノ科料ニ處セラルヘシ

〔千葉縣〕

其ノ五 第一期又ハ第二期ノ第一回ニ不善感ノ者ニ交付スルモノ

(用紙白紙)

第一期種痘済證

住所 道府縣郡市町村某男

何 年 月 生

右第一期種痘(第一回)不善感ノ者ニシタルコトヲ證ス

年月日 道府縣郡 市町村長 何 某團

注意 此證ハ第二期種痘ヲ受クル迄保存スヘシ當該吏員ノ請求アルトキ此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ拾圓以下ノ科料ニ處セラルヘシ

(口)種痘済證

醫師自ラ種痘ヲ施シタル場合若クハ市町村又ハ他ノ醫師ニ於テ種痘ヲ施シタル者ヲ檢診シタルトキ醫師ヨリ交付スルモノナリ

其ノ一 第一期第一回又ハ第二期ニ善感ノ者ニ交付スルモノ (用紙適宜)

第一期種痘済證

住所 道府縣郡市町村某男

何 年 月 生

右第一期種痘(第一回)善感ノ者ニシタルコトヲ證ス

年月日 道府縣郡市町村 醫師 何 某團

注意 此證ハ第二期種痘ヲ受クル迄保存スヘシ當該吏員ノ請求アルトキ此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ拾圓以下ノ科料ニ處セラルヘシ

其ノ二 第二期第一回ニ不善感ノ者ニ交付スルモノ

(用紙適宜)

第一期種痘済證

住所 道府縣郡市町村某女

何 年 月 生

右第一期種痘(第二回)不善感ノ者ニシタルコトヲ證ス

年月日 道府縣郡市町村 醫師 何 某團

注意 此證ハ第二期種痘ヲ受クル迄保存スヘシ當該吏員ノ請求アルトキ此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ拾圓以下ノ科料ニ處セラルヘシ

其ノ三 第二期第一回又ハ第二期ニ善感ノ者ニ交付スルモノ

(用紙適宜)

第二期種痘済證

住所 道府縣郡市町村某男

何 年 月 生

右第二期種痘(第一回)善感ノ者ニシタルコトヲ證ス

年月日 道府縣郡市町村 醫師 何 某團

注意 此證ハ滿二十歳ニ達スル迄保存スヘシ當該吏員ノ請求アルトキ此證ヲ提示セス若クハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ拾圓以下ノ科料ニ處セラルヘシ

附則

第八條 汽車検査施行中府縣知事東京府ハノ指定シタル以外ノ地方ヨリ來リタル汽車ニ傳染病患者又ハ死者アリタルトキハ此ノ規則ヲ準用ス

●汽車検査心得

(明治二十七年七月 内務省訓第四九七號)

- 第一 地方長官ハ鐵道線路中ノ重ナル停車場例之東海道鐵道線路ニテハ橫濱、國府津、沼津、靜岡、濱松、豊橋、名古屋等ノ停車場ヲ云フ検査掛員中ニハ醫士ヲ派出シ消毒藥消毒器具患者運搬器其他救急ノ方藥ヲ備ヘ置クコト
第二 凡ソ停車場ニハ消毒藥ヲ備ヘ置カシムルコト
第三 汽車中ニ虎列刺病又ハ虎列刺病ニ疑ハシキ患者若クハ死者アリタルトキハ検査掛員ハ左ノ處置ヲ爲スコト但検査掛員ノ派出ナキ停車場ニシテ患者死者ノ取扱及ヒ消毒法ノ施行ヲ爲シ能ハサル場合ニ在テハ鐵道掛員ニ於テ即時警察官吏又ハ市町村吏員ニ報知シテ適應ノ處分ヲ爲スコト
一 患者ハ避病院又ハ検査掛員ノ適當ト認ムル場所ニ送付スル等相當ノ取扱ヲ爲スコト
二 死者ハ消毒ノ上相當ノ處分ヲ爲スコト
三 患者死者ト同車室ニ在リタル乘客ハ悉ク下車セシメ其車室ハ若シ吐瀉ノ類ヲ撒布シテ其上ニ生石灰砂石炭灰等ヲ閉チ日易キ費票ヲ貼付シ其車室ヲ交換シ得ヘキ停車場ニ至リ之ヲ取離シ消毒法ヲ行ハシムコト
四 前項下車セシメタル乘客中病者附著ノ虞アル者及ヒ手荷物ハ一時之ヲ留メテ消毒法ヲ行ヒ其他ノ別車室ニ移シ直ニ發セシムルコト

●検査官吏無賃乗車ニ關スル件

(大正五年十月十四日 福衛第一〇五號)

虎ノ刺豫防上汽車検査施行セサル場合ニ於テモ検査官吏ヲ汽車ニ乗車セシムル必要アルトキハ無償ニテ乗車スルコトヲ得セシメラレ度旨鐵道院ヘ照會候處流行地ニ限り防疫上必要アル場合ハ其都度協議相成度旨回答有之候ニ付テハ必要アル向ハ場所ヲ定メテ同院ヘ直接御協相成可然

●海港検査法

(明治三十二年二月十四日 法律第十九號)

- 第一條 沿革 明治四〇年六月法律第五一號改正
第一條 海外諸港及臺灣ヨリ來ル船舶ニ對シテハ傳染病豫防ノ爲検査ヲ施行ス
検査ヲ施行スヘキ海港及傳染病ノ種類ハ内務大臣之ヲ指定ス
第二條 海外諸港及臺灣ヨリ検査ヲ施行スル港ニ來ル船舶ハ其ノ入港前ニ於テ此ノ法律ニ依リ検査ヲ受ケ許可證ヲ得タル後ニ非サレハ其ノ港ニ入港シ陸地又ハ他船ト交遊シ船客乗組員ノ上陸 物件ノ陸揚ヲ爲スコトヲ得ス
前項ノ船舶ニシテ入港後傳染病患者ヲ發生シタルトキハ検査官吏ノ指定ニ從ヒ更ニ検査ヲ受ケ許可證ヲ得ルニ非レハ他港ニ進航シ陸地又ハ他船ト交遊シ船客乗組員ノ上陸、物件ノ陸揚ヲ爲スコトヲ得ス
第三條 船長其ノ他ノ乗組員ハ検査官吏ノ尋問ニ對シテ之ニ應答シ又船長其ノ他ノ乗組員ハ検査官吏ノ請求アルトキハ所定ノ式紙ニ事實ヲ記入シ其ノ氏名ヲ署シタル明告書ヲ差出スヘシ
船長ハ検査官吏ノ請求ニ應ジテ航海日誌ヲ示シ且船内ノ各部ヲ開キ検査ヲ受クヘシ但シ船中船客又ハ乗組員ニテ占居シタルトキ又ハ他ノ事故ニ依リテ傳染病毒ニ汚染シタル疑アルトキニ限り其ノ検査ヲ受クヘシ

第四 患者死者アリタル車室ノ消毒ハ先ツ吐瀉物ヲ取除キテ之ヲ燒却シ關車ノ火竈内ニ投次ニ石灰乳十倍ノモ又ハ石炭酸水ノ十倍ノモヲ以テ丁寧ニ淨拭シ更ニ淨水ヲ以テ再ヒ淨拭スルコト但其車室ニ附屬スル便所モ同様消毒スルコト

●汽車検査ノ吐瀉物處理ニ關スル件

(明治三十五年十月三日 衛甲第六三號)

從來汽車検査施行上患者死者アリタル車室ノ消毒ニ付テハ吐瀉物ハ場合ニヨリ機關車ノ火竈内ニ投シ之ヲ燒却致シ居候處右ノ列車運轉ノ上ニ影響ヲ及ボスヤモ難計候條自今吐瀉物ハ別ニ相當措置ノ下ニ之ヲ燒却候條措置セラレ度依命此段及通牒候也

●汽車検査ノ際乘客無賃送達ノ件

(明治三十年七月 衛第二四七號)

各地方長官宛衛生局長通牒
各地方長官宛衛生局長通牒
鐵道局長心得通達 明治三十年七月 汽車中ニ傳染病患者又ハ死者アリタル爲メ一時乘客ヲ下車セシメ又ハ該車室ノ出入ヲ止メ他ノ停車場マテ乗越サシメタルトキハ其乘客及手荷物ハ検査掛員ノ證明ニ依リ無償ニテ乘車切符面ノ停車場ヘ送達スヘシ(鐵道局宛)
汽車検査ノ件ニ付別紙寫ノ通り鐵道局一般並各私設鐵道會社ヘ通達候旨選信省ヨリ通知有之候間此段及通牒候也
選信大臣達(明治三十年七月 衛第七七號)

●検査官吏無賃乗車ニ關スル件

第一條 海外諸港及臺灣ヨリ検査ヲ施行スル港ニ來ル船舶ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ其ノ入港前ヨリ許可證ヲ得ルマテ検査信號ヲ掲クヘシ
一 現ニ傳染病患者若ハ死者アルモノ
二 航海中傳染病患者若ハ死者アリタルモノ
三 傳染病流行地ヲ發シ又ハ其ノ地ヲ經テ來航シ若ハ傳染病毒ニ汚染シタル船舶ト交通シ其ノ他傳染病毒ニ汚染シタル疑アルモノ
第二條 第二項ノ船舶ハ患者發見ノ時ヨリ許可證ヲ得ルマテ検査信號ヲ掲クヘシ
検査信號ハ晝間ハ船舶ノ前橋頭ニ黃旗ヲ掲ケ夜間ハ同所ニ紅白二燈ヲ連掲スルモノトス

●海港検査法

- 第五條 海外諸港及臺灣ヨリ検査ヲ施行セサル港ニ來ル船舶ニシテ第四條第一項ノ各號ノ一ニ該當スルモノ又ハ其ノ港内ニ碇泊中傳染病患者ヲ發生シタルモノハ前條ノ規定ニ從ヒ検査信號ヲ掲ケ其ノ地ノ警察官吏ニ届出テ指揮ヲ待ツヘシ
前項ノ場合ニ於テ警察官吏ノ命アルトキハ直ニ検査ヲ施行スル港ニ回航シテ検査ヲ受クヘシ
第一項ノ場合ニ於テ警察官吏ノ指揮アルマテハ他港ニ進航シ陸地又ハ他船ト交遊シ船客乗組員ノ上陸、物件ノ陸揚ヲ爲スコトヲ得ス
警察官吏ニ於テ第一項ノ事實アリト認メ其ノ旨ヲ告知シタル場合亦前二項ニ同シ
第六條 検査官吏ハ第一條ノ船舶ニ對シ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得
一 現ニ傳染病患者若ハ死者アルモノハ停船ヲ命シ患者死者ノ處分ヲ指示シ船舶其ノ他ノ消毒方法若ハ鼠族ノ驅除ヲ施行シ且必要アリト認シムルモノハ命令ノ定ムル期間船客乗組員ヲ検査所又ハ船中ニ停留ス

- ルコト
- 二 航海中傳染病患者若ハ死者アリタルモノハ第一號ノ規定ニ準シテ處分スルコト
- 三 傳染病流行地ヲ發シ又ハ其ノ地ヲ經テ來航シ若ハ其ノ船舶ニ傳染病毒ノ汚染シタル疑アルモノハ必要アリト認ムルトキ第一號ノ規定ニ準シテ處分スルコト
- 四 停船中傳染病患者ヲ發生スルトキハ更ニ第一號ノ規定ニ依リ處分スルコト
- 五 傳染病ノ疑アル患者アルトキハ二日ヨリ多カラサル期間停船ヲ命スルコト
- 六 發航地若ハ寄港地ノ狀況又ハ船舶ノ狀態ニ依リ消毒方法又ハ鼠族ノ驅除ヲ施行スルコト
- 第七條 停船ヲ命セラレタル船舶ハ檢疫官吏ノ指示シタル場所ニ碇泊シ其ノ許可ヲ得ルニ非レハ他ニ移轉スルコトヲ得ス
- 第八條 檢疫所ニ移轉セシメラレタル船客乗組員ハ檢疫官吏ノ許可ヲ得ルニ非レハ本船其ノ他ト交通シ若ハ物件ヲ搬出スルコトヲ得ス
- 第九條 船舶及物件ノ消毒又ハ鼠族ノ驅除ハ檢疫官吏之ヲ施行シ船長其ノ他ノ乗組員ハ其ノ施行上ニ關シ之ヲ補助スルノ義務アリ
- 前項ノ消毒又ハ鼠族驅除ニ關スル費用ハ船主船長若ハ其ノ代理人ヨリ徵收ス
- 第十條 檢疫所ニ移轉セシメラレタル者ノ食費及患者死者ニ關スル費用ハ其ノ乗組員ニ屬スルモノハ船長若ハ其ノ代理人ヨリ其ノ船客ニ屬スルモノハ本人ヨリ之ヲ徵收ス
- 本條及第九條第二項ノ費額及其ノ徵收ニ關シ必要ノ規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十條ノ二 檢疫官吏ハ職務執行上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ

- 無償ニテ船舶ニ乗込ムコトヲ得
- 第十一條 第二條第五條第七條第八條ノ規定ニ違背シタルモノハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第十二條 此ノ法律ノ執行ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨害シ又ハ檢疫官吏ノ尋問ニ對シテ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ事實ヲ答辯シ又ハ其ノ命令ニ従ハサル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 船長若ハ船長ノ職務ヲ行フ者前項ノ罪ヲ犯シ又ハ船客乗組員ノ之ヲ犯スヲ知テ制止セサルトキハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 附則
- 第十三條 外國ノ軍艦ニシテ檢疫ヲ施行セル港ニ來航スルニ當リ第四條第一項各號ニ該當スル事實ナキトキハ其ノ艦長及醫官ヨリ書面ヲ以テ檢疫官吏ニ其ノ旨ヲ明告スヘシ
- 外國ノ軍艦ニシテ第二條第二項第四條第一項各號ノ一ニ該當スル事實アルモノハ檢疫官吏ニ於テ其ノ艦ト陸地又ハ他船トノ交通乗組員ノ上陸、物件ノ陸揚ヲ制限スルコトヲ得又同上ノ軍艦ニシテ第五條ノ規定ニ該當スル場合ハ其ノ地ノ警察官吏ニ於テ以上ノ處分ヲ爲スコトヲ得
- 第二條第二項及第五條ニ該當スル事實アルトキハ艦長及醫官ヨリ其ノ旨ヲ檢疫官吏又ハ警察官吏ニ通知スヘシ
- 前三項ノ外軍艦ニ對スル檢疫ハ檢疫官吏ニ於テ艦長ト協議シ此ノ法律ノ規定ニ準シテ執行スルモノトス
- 第十四條 此ノ法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治三十二年七月勅令第三百二十六號ヲ以テ同年八月四日ヨリ施行)
- 第十五條 明治十二年第二十九號布告明治十五年第三十一號布告明治二十四年勅令第六十五號明治二十七年勅令第五十六號ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

船舶檢疫規則

(明治三十年七月十九日) (內務省令第二十號)

〔千葉警〕

(沿革)明治 八年六月內務省令第一五號改正 傳染病豫防法第十八條ニ依リ船舶檢疫規則左ノ通定ム

- 船舶檢疫規則
- 第一條 府縣知事(東京府ハ警視總監)船舶檢疫ヲ施行セントスルトキハ檢疫スヘキ傳染病及其ノ目的地地方ヲ指定シ檢疫施行ノ場所及開始ノ期日ヲ定メテ內務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ告示シ併セテ關係府縣廳(警視廳ハニ通知スヘシ)其ノ廢止ノトキ亦之ニ準ス
- 關係府縣廳(警視廳)ニ於テ本條ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ告示スヘシ
- 第二條 府縣知事(東京府ハ警視總監)指定シタル地方ヲ發シ又ハ其ノ地方ヲ經テ檢疫ヲ施行スル港ニ來ル船舶ハ檢疫掛員ノ尋問又ハ検査ヲ受ケ其ノ許可ヲ得タル後ニアラサレハ他港ニ進航シ陸地又ハ他船ト交通シ乗客乗組員ヲ上陸セシメ又ハ積荷手荷物ノ陸揚ヲ爲スヘカラス
- 航行中又ハ現ニ傳染病患者若クハ死者ナキ船舶其ノ他傳染病毒ニ汚染ノ虞ナキ船舶ニハ直ニ前項ノ許可ヲ與フルコトヲ得
- 第三條 航行中又ハ現ニ傳染病患者若クハ死者アリタル船舶及停留中ノ船舶ハ黃旗ヲ前橋ニ掲揚スヘシ但檢疫掛員ノ許可ヲ得ル迄ハ之ヲ下スヘカラス
- 第四條 航行中又ハ現ニ傳染病患者若クハ死者アリタル船舶其ノ他傳染病毒ニ汚染シ若クハ汚染ノ疑アル船舶ニハ消毒方法ヲ施行シ「ベスト」ナルトキハ特ニ鼠族ノ驅除ヲ行ヒ港内適當ノ場所ニ停留セシメ其ノ船舶ノ乗客乗組員ニハ消毒方法ヲ施行シ停留所船中其ノ他適當ノ場所ニ停留セシムルコトヲ得
- 前項停留ノ日時ハ傳染病豫防法施行規則第六條交通遮斷隔離ノ日時ニ準シ停留中新タニ患者ヲ發シタルトキハ其ノ處置ヲ了シタル時ヨリ起算シ更ニ同期間停留ヲ繼續スルコトヲ得

- 〔千葉警〕
- 檢疫掛員ニ於テ消毒方法鼠族驅除ヲ施行スルトキハ乗組員ヲシテ補助ヲ爲サシメ及器具藥品等ヲ供給セシムルコトヲ得
- 第五條 船舶中傳染病患者若クハ死者アリタル場合ト雖モ乗客乗組員ノ患者死者ト飲食起居ヲ共ニシタル等ニ依リ檢疫掛員ニ於テ病毒感染ノ虞アリト認ムル者ノ外ハ消毒方法ヲ施行シタル後直ニ上陸ヲ許可スルコトヲ得
- 第六條 船舶中傳染病患者若クハ死者アリタル場合ト雖モ積荷手荷物ハ消毒方法ヲ施行シタル後直ニ陸揚ヲ許可スルコトヲ得但檢疫掛員ニ於テ病毒汚染ノ虞ナシト認ムル積荷手荷物ニハ消毒セサルモ妨ケナシ
- 第七條 船舶檢疫ノ際發見シタル傳染病患者ハ市町村立ノ傳染病院又ハ隔離病舎其ノ他適當ノ場所ニ收容治療シ死者ハ引受人ニ引渡シ若シ引受人ナキトキハ明治十五年九月布告第四十九號行旅死亡人取扱規則ニ準シ市町村長、區長、區長、又ハ戸長ニ準シキ者ヲ含ムチシテ其ノ處置ヲ爲サシムシ但該規則第二條末段ノ場合ニ於テハ發見地ノ府縣稅又ハ地方稅ヲ以テ其ノ費用ヲ支辨スヘシ
- 第八條 船舶檢疫ノ際發見シタル傳染病患者ヲ市町村立ノ傳染病院又ハ隔離病舎ニ收容中特ニ要シタル費用ニシテ該患者ヨリ徵收スヘキモノハ前條末段ニ依リ取扱ヒ其ノ本籍詳カナラサル場合又ハ身元赤貧ニシテ償却ノ途ナキ場合ニ限リ發見地府縣知事ニ請求スヘシ但本條ノ費用ニシテ患者ヨリ徵收スヘカラスモノハ直ニ發見地府縣知事ニ請求スルコトヲ得
- 發見地府縣知事ハ前項ノ請求アリタルトキハ府縣稅又ハ地方稅ヨリ之ヲ支辨スヘシ
- 第九條 消毒方法ヲ施行スヘキ船舶ハ其ノ港ニ於ケル消毒設備ノ都合等ニ依リ他ノ港ニ回航セシムルコトヲ得
- 第十條 檢疫掛員ハ職務執行上必要アルトキハ無償ニテ其ノ船舶ニ乗込ム

コトヲ得此ノ場合ニ於テハ船長若クハ事務員ニ其ノ旨ヲ通告スヘシ
第十一條 傳染病患者又ハ死者ナキ船舶ト雖モ検査掛員ニ於テ必要ト認ム
ルトキハ其ノ全部又ハ一部ニ清潔方法消毒方法ヲ施行セシムルコトヲ得

附則

第十二條 船舶検査施行中府縣知事 東京府ハノ指定シタル以外 地方ヨリ
來リタル船舶又ハ其ノ港ニ碇泊中ノ船舶ニ傳染病患者又ハ死者アリタル
トキハ此ノ規則ヲ準用ス

第十三條 府縣知事 東京府ハノ大和船塢船等ノ検査ニ關シ別段ノ規程ヲ設
クルコトヲ得

第十四條 明治十四年内務省達乙第四十九號傳染病豫防規則第十三條船舶
検査手續ハ廢止ス

船舶検査ヲ施行スル場合ニ於テ
船舶内ニ傳染病死者アリタルト
キノ取扱方ニ關スル件

(大正六年六月二十六日)
(衛發第四八五號)

各地方官宛衛生局長通牒

船舶検査ヲ施行スル場合ニ於テ船舶内ニ傳染病死者アリタルトキ死者ト身
分上ノ關係ヲ有スル者カ邊隔ノ地ニアル等事實上其死體ヲ引受ケテ處置ス
ルコトヲ得サル場合ノ取扱方ニ關シ往々問合ノ向有之候處右等ノ場合ハ船
舶検査規則第七條ニ所謂引受人ナキトキニ該當シ其死體ハ市町村長ニ於テ
處置スヘキ儀ニ候條御了知相成度

船舶検査手續

(明治四十年七月)
(内務省訓令第(八號))

第一條 検査ヲ施行スル港ニ向テ來航セル船舶アルトキハ乗船又ハ見張所

ニ接近セシメ必要アルトキハ一時停止ヲ命ジ船長又ハ乗組員ニ就キ左ノ
各號ヲ尋問スヘシ

- 一 發航地名
- 二 寄港地名
- 三 現ニ傳染病又ハ其ノ疑アル患者、死者ノ有無
- 四 航海中寄港中傳染病又ハ其ノ疑アル患者死者ノ有無
- 五 傳染病アリタル船舶又ハ傳染病流行中ヨリ來リタル船舶ト交通ノ有
無
- 六 航海中寄港中又ハ現ニ鼠ノ有無
- 七 航海中寄港中病死者ノ有無及現在患者ノ病名内國沿海航行ノ船舶ナ
ルコト明瞭ナルモノハ前項停止尋問ノ限ニ在ラス

第二條 海上不穩ニシテ來航ノ船舶ニ至ル能ハサルトキハ信號以テ前條ノ
尋問ヲ爲シ必要アルトキハ港外碇泊ヲ命ジ風浪鎮靜ノ後検査ヲ行フヘシ
停船ノ命令ニ從ハス又ハ信號ニ應セシテ進航スル船舶アルトキハ回航
セシメ尋問検査ヲ行フヘシ
日没後來航ノ船舶ハ郵便船又ハ火急ノ用務アル船舶ニシテ特ニ請求アル
場合ヲ除クノ外港外碇泊ヲ命ジ翌朝日出後尋問検査ヲ行フヘシ

第三條 第一條ノ船舶ニシテ海外諸港及臺灣ヨリ來ルモノハ船長又ハ乗
組員ニ所定ノ明告書用紙ヲ交付シ各項ヲ記入セシメ之ト同時ニ船客乗組
員ノ全部又ハ一部ヲ甲板ニ集合セシムヘキコトヲ命スヘシ
明告書ヲ領收シタル後總員及船室ノ検査ヲ行ヒ異狀ナシト認ムルトキハ
許可證ヲ船長又ハ其ノ代理人ニ交付スヘシ

第四條 海港検査法第六條第一號乃至第一號ノ場合ニ於テ船舶物件及船客
乗組員ニ關スル處分ハ左ノ各號ニ據ルヘシ
一 航海中寄港中又ハ現ニ「ベスト」患者若ハ其死者アリタル場合ハ停船
ヲ命ジ患者死者ニ關係アル者ノ在リタル室 其使用シタル器具物件ハ

〔千葉警〕

〔千葉警〕

勿論其ノ他船室、食堂庖厨食品類置場浴槽、便所等ニシテ患者又ハ患
者死者ニ關係アルモノノ交通及鼠族ノ交通等ニ依リ病毒ニ汚染シ若
ハ汚染ノ疑アリト認ムル場所物件及船客乗組員全部ニ消毒方法ヲ施
行シ船客乗組員ハ之ヲ検査所屬停留所又ハ船舶内ニ停留スルコト

二 「ベスト」流行地ヲ發シ若ハ其ノ地ヲ經テ來航シ又ハ「ベスト」病毒ニ
汚染シタル船舶ト交通シ若ハ航海中寄港中「ベスト」ニ疑ハシキ患者
死者アリタル等ニ依リ病毒ニ汚染シタル場合ハ停船ヲ命ジ病
毒汚染ノ疑アリト認ムル場所物件及船客乗組員全部ニ消毒方法ヲ施
行シ船客乗組員ハ之ヲ検査所屬停留所又ハ船舶内ニ停留スルコト

三 前二號ノ外「ベスト」鼠アリタル場合ハ鼠族ノ交通ニ依リ病毒ニ汚染
シ若ハ汚染ノ疑アリト認ムル場所物件及關係アル船客乗組員ニ消毒
方法ヲ施行スルコト但シ船客乗組員中現ニ「ベスト」ニ疑アル症候ヲ
呈スル者アルトキ又ハ「ベスト」鼠及鼠多敷ナル等病毒濃厚ト認ム
ルトキハ前號ニ據ル

四 前三號ノ場合ニ於テハ同時ニ船舶庖厨、食品類置場其ノ他鼠族棲息
ノ疑アル場所ニ鼠族ノ驅除ヲ施行シ且消毒方法ヲ施行セサル米、麥
穀粉豆類豆粕棉花等貨物ノ陸揚ハ相當ノ防鼠設備アル倉庫内又ハ鼠
族交通ノ虞ナキ場所ニ於テ一時保管スルノ條件ヲ附シテ之ヲ許可ス
ルコト

五 第一號第二號及第三號但書ノ場合ニ於ケルモ患者死者若ハ患者死者
ニ關係アル者ノ在リタル室又ハ「ベスト」鼠若ハ其ノ疑アル鼠鼠アリ
タル場所ト甲板ヲ異ニシ鼠族等交通ノ虞ナキ船室ニ起臥セル船客乗
組員ニシテ相互ニ室僕食堂浴槽便所ナキ直接又ハ間接ニモ相互
交通ノ關係ナキ者ニハ停留期間内ト雖モ上陸ヲ許可スルコトヲ得

六 第一號ノ場合ニ於ケルモ患者潜伏期中ニ乗船シ且其ノ病征腫腫「ベ
スト」ニシテ船舶内ニ醫師病室隔離室消毒器具藥品等ノ設備アリテ

發病後直ニ隔離消毒ヲ嚴行シタル證據ヲ認メ病毒一部ニ限局セリト
斷定シ得ル場合ハ患者死者又ハ患者死者ニ關係アル者ノ在リタル
室、其ノ使用シタル器具物件其ノ他患者ノ交通等ニ依リ病毒ニ汚染
シ若ハ汚染ノ疑アリト認ムル場所、物件ニ消毒方法ヲ施行シ船客乗
組員中患者死者ニ關係アル者又ハ患者死者ト室僕居室食堂浴槽便所
ナ同フシタル等ニ依リ病毒ニ汚染シタル場合ハ停船ヲ命ジ病毒ニ消
毒方法ヲ施行シタル後之ヲ検査所屬停留所ニ停留シ船舶ト停船ヲ解
除スルコトヲ得

七 航海中寄港中又ハ現ニ虎列刺患者若ハ其ノ死者アリタル場合ハ停船
ヲ命ジ患者死者又ハ患者死者ニ關係アルモノ、在リタル室、其ノ使
用シタル器具、物件ハ勿論患者又ハ患者死者ニ關係アル者ノ交通シ
タル場所飲水函、食堂庖厨、食品類置場飲食用具盥漱器、浴槽、便
所、浚水道等病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アリト認ムル場所、物件及
船客乗組員ハ全部ニ消毒方法ヲ施行シ船客乗組員ハ之ヲ検査所屬
停留所又ハ船舶内ニ停留スルコト

八 虎列刺流行地ヲ發シ若ハ其ノ地ヲ經テ來航シ又ハ虎列刺病毒ニ汚染
シタル船舶ト交通シ若ハ航海中寄港中虎列刺ニ疑ハシキ患者死者ア
リタル等ニ依リ病毒ニ汚染シタル場合ハ停船ヲ命ジ病毒汚染
ノ疑アリト認ムル場所物件及船客乗組員全部ニ消毒方法ヲ施行シ船
客乗組員ハ之ヲ検査所屬停留所又ハ船舶内ニ停留スルコト

九 前二項ノ場合ニ於ケルモ患者死者又ハ患者死者ニ關係アル者ト船室
ヲ異ニセル船客乗組員ニシテ相互ニ室僕飲料水使用水食品食堂庖厨
浴槽便所ナキ直接又ハ間接ニモ相互交通ノ關係ナキ者ニハ停留
期間内ト雖モ上陸ヲ許可スルコトヲ得

十 黃熱ナルトキハ前號ニ準シ處置スルコト
十一 痘瘡又ハ猩紅熱ナルトキハ患者死者又ハ患者死者ニ關係アル者ノ

前項の場合ニハ一面船内ヲ搜索シテ患者及死者ノ隠蔽ナキヤニ深ク注意スヘシ

第四條 檢疫ノ際急遽手當ヲ要スト認メタル患者ヲ發見シタルトキハ其ノ傳染病患者タルト否トニ拘ハラズ應急手當ヲ施スヘシ

第五條 檢疫ノ結果異狀ナシト認メタル船舶ニ對シテハ別紙雛形ノ證書ヲ交附スヘシ

第六條 檢疫ノ際虎列刺又ハ之ニ疑ハシキ患者、死者ヲ發見シタルトキハ船舶船名、發航地患者ノ別及其ノ住所氏名年齢健康者數、積載貨物ノ種類、數量等ヲ記シ細菌検査材料ヲ添ヘ直ニ保田鴨川ハ館山船舶檢疫所ニ富津、濱野、千葉、勝浦ハ警察部ニ報告スヘシ

第七條 船主、船長又ハ其ノ代理人等ナシテ消毒ヲ行ハシムル場合ニハ豫メ其消毒方法ヲ指示シ且施行中ハ嚴ニ之ヲ監督スヘシ

前項ノ消毒ハ有效ニシテ成ルヘク損害ノ尠ナルヘキ方法ヲ擇ハシメ且全ク病毒ニ關係ナシト認メタル部分ニ對シテハ其ノ消毒ヲ省略セシムヘシ

第八條 檢疫ノ際虎列刺又ハ之ニ疑ハシキ患者死者ニアラサル傳染病患者死者ヲ發見シタルトキハ其ノ取扱及消毒方法ニ關シ各法令ノ所定ニ依リ嚴重ニ措置スヘシ

第九條 虎列刺病汚染ノ疑アル船舶又ハ其ノ疑アル貨物ヲ積載シタル船舶ナルコトヲ知りタル場合ニ於テハ前各條ノ所定ニ準シテ措置スヘシ

第十條 船舶檢疫所ニハ日誌ヲ備ヘ檢疫シタル船舶ノ種類、船名、船主、船長、及其ノ代理人等ノ氏名、檢疫人員(乗組員及乗客ヲ積載貨物ノ種類、數量、檢疫日時、異狀アルトキハ其ノ狀況其他必要ナル事項ヲ記載スヘシ)

第十一條 指定地以外ノ地方ヨリ來リタル船舶又ハ碇泊中ノ船舶ニ傳染病患者死者アルヲ發見シタルトキハ本手續ニ準シテ相當措置スヘシ

第十二條 船舶檢疫所ハ所管警察署長ニ於テ指揮監督スヘシ

清又ハ其ノ製品、製劑ノ種類及其ノ數量、表記スヘキ一立方センチメートル(乾燥狀ノモノニ在リテハ一グラム)中ノ免疫單位數、試驗年月日、血清又ハ其ノ製品、製劑番號及販賣スヘキ小分豫定標數ヲ具シ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ依テ)ニ經テ傳染病研究所ニ出願スヘシ

第三條 檢定ヲ受ケムトスル血清又ハ其ノ製品、製劑ハ封印ヲ爲スニ適當ナル容器ニ收メ血清又ハ其ノ製品、製劑ノ種類、其ノ數量、一立方センチメートル(乾燥狀ノモノニ在リテハ一グラム)中ノ免疫單位數、試驗年月日及血清又ハ其ノ製品、製劑番號ヲ記入シタル標紙ヲ貼付スヘシ

第四條 地方長官第二條ノ願書ヲ受理シタルトキハ當該吏員ヲ派遣シテ其ノ監視ノ下ニ出願者ナシテ前條ノ容器中ヨリ血清又ハ其ノ製品、製劑番號毎ニ左記數量ノ試験品ヲ採取セシメ其ノ容器ニハ出願者名、血清又ハ其ノ製品、製劑ノ種類、一立方センチメートル(乾燥狀ノモノニ在リテハ一グラム)中ノ免疫單位數、試驗年月日及血清又ハ其ノ製品、製劑番號ヲ記入シタル標紙ヲ貼付セシムヘシ

一 液體「デフテリア」血清又ハ其ノ製品、製劑ハ三十立方センチメートル

二 液體破傷風血清又ハ其ノ製品、製劑ハ十五立方センチメートル

三 乾燥狀ノモノハ三グラム

當該吏員ハ前條ノ容器及試験品容器ニ封印ヲ爲スヘシ

第五條 地方長官ハ直ニ前條ノ試験品ヲ願書ト共ニ傳染病研究所ニ送付スヘシ

第六條 第四條ノ數量ニテ檢定上不足ヲ生シタルトキハ傳染病研究所ハ其ノ所要數量ヲ地方長官ニ通知スヘシ

第七條 地方長官ハ第四條及第五條ノ手續ニ準シ前項數量ノ試験品ヲ直ニ傳染病研究所ニ送付スヘシ

第七條 傳染病研究所試験品ヲ受理シタルトキハ藥局方ニ記載スルモノニ

第三編 衛生 第三章 防疫

付テハ其ノ所定ニ適合スルヤ否ヤヲ、藥局方ニ記載セサルモノニ付テハ左ノ事項ヲ遲滞ナク檢定スヘシ

一 出願者ノ申告セル表記スヘキ免疫單位數ヲ有スルコト

二 血清ノ製品、製劑乾燥狀ノモノニ在リテハ其ノ一分ヲ十分ノ石炭酸水百分ニ溶解シタルモノ、ニ溶解シタルモノ、ヲ寒天培養基ニ好氣性及嫌氣性培養ヲ行ヒ無菌ナルコト

三 「デフテリア」血清ノ製品、製劑乾燥狀ノモノニ在リテハ其ノ一分ヲ十分ノ滅菌水中ニ溶解シタルモノ、(十立方センチメートル)ノ皮下ニ注射シ之ヲ致死セシメサルコト

四 血清ノ製品、製劑乾燥狀ノモノニ在リテハ其ノ一分ヲ十分ノ滅菌水中ニ溶解シタルモノ)ノ蛋白質含有量ハ「キールダール」法ニ依リ百分中十分以下ナルコト

免疫單位ノ算出法ハ「デフテリア」血清ノ製品、製劑ニ在リテハ「エーリリヒ」法ニ破傷風血清ノ製品、製劑ニ在リテハ「ベリリグ」法ニ依ル

第八條 傳染病研究所檢定ヲ了シタルトキハ速ニ其ノ成績ヲ當該地方長官ニ通知シ合格品ニ對シテハ其ノ小分豫定標數ニ應シ別紙雛形ノ檢定證書ヲ送付スヘシ

第九條 地方長官前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ出願者ニ通知シ當該吏員ナシテ第四條ニ依リ施行シタル封印ヲ解カシメ合格品ニ付テハ其ノ監視ノ下ニ小分セシメ檢定證書ヲ以テ其ノ容器又ハ被包ヲ封緘セシムヘシ

不合格品ニ付テハ藥品營業並藥品取扱規則第三十八條ノニ依リ處分スヘシ

第十條 檢定ニ過不足ヲ生シタル場合ニ於テハ出願者ハ地方長官ヲ經テ傳染病研究所ニ之ヲ返納又ハ請求スヘシ

一七九

一七八

横 五 寸 五 分

船舶檢疫證
船名
右ハ明治四十年 月 日 檢疫
施行シ異狀ナキヲ認ム
明治四十年 月 日
.....海岸
千葉縣船舶檢疫所
掛員ノ印
本證書ハ千葉縣下碇泊中保存シ當該吏員ノ要求アルトキハ之ヲ呈示スヘシ

(用紙厚紙)

「デフテリア」血清並其ノ製品、製劑及破傷風血清並其ノ製品、製劑檢定規程

(大正四年十月十三日 內務省令第十二號)

第一條 「デフテリア」血清若ハ其ノ製品、製劑又ハ破傷風血清若ハ其ノ製品、製劑ヲ製造又ハ輸入移入シテ販賣セムトスル者ハ其ノ製造品、輸入品又ハ移入品ノ發賣前本令ノ規定ニ依リ檢定ヲ受クヘシ

第二條 「デフテリア」血清若ハ其ノ製品、製劑又ハ破傷風血清若ハ其ノ製品、製劑ノ檢定ヲ受ケムトスル者ハ製造者、輸入者又ハ移入者ノ氏名、血

〔千葉縣〕

〔千葉縣〕

第十一條 出願者検査の結果ニ對シ不服アルトキハ理由ヲ詳具シ地方長官ヲ經テ再検査ヲ傳染病研究所ニ請求スルコトヲ得

第十二條 傳染病研究所ハ「チフテリア」血清若ハ其ノ製品、製劑又ハ破傷風血清若ハ其ノ製品、製劑ノ製造者、輸入者又ハ移入者ニ對シ無償又ハ有償ニテ「チフテリア」又ハ破傷風標準血清若クハ標準毒素ヲ交付ス

第十三條 検査ヲ出願スル者ハ血清又ハ其ノ製品、製劑番號毎ニ左ノ手数料ヲ納付スヘシ

一 「チフテリア」血清又ハ其ノ製品、製劑ハ金拾五圓

二 破傷風血清又ハ其ノ製品、製劑ハ金八圓

第十四條 第一條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 「チフテリア」血清若ハ其ノ製品、製劑又ハ破傷風血清若ハ其ノ製品、製劑ヲ製造又ハ輸入、移入シテ販賣スル者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

「チフテリア」血清若ハ其ノ製品、製劑又ハ破傷風血清若ハ其ノ製品、製劑ヲ製造又ハ輸入、移入シテ販賣スル者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルコトヲ得ス

法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別記雜形)

交付ハ有償トス其ノ料左ノ如シ

一 「チフテリア」標準血清 一壺 金拾圓

一 破傷風標準血清 一壺 金七圓

一 「チフテリア」標準毒素 百立方センチメートル(100 ccm) 金貳拾圓

一 破傷風標準毒素 一「グラム」(gr.) 金貳拾圓

一 破傷風標準血清 一壺 金拾圓

一 「チフテリア」血清 一壺 金拾圓

一 「チフテリア」抗毒素 一壺 金拾圓

一 破傷風血清 一壺 金拾圓

一 腸室扶私血清 一壺 金拾圓

一 赤痢血清(多價) 一壺 金拾圓

「チフテリア」血清 一壺 金拾圓

「チフテリア」抗毒素 一壺 金拾圓

破傷風血清 一壺 金拾圓

腸室扶私血清 一壺 金拾圓

「チフテリア」血清 一壺 金拾圓

「チフテリア」抗毒素 一壺 金拾圓

破傷風血清 一壺 金拾圓

腸室扶私血清 一壺 金拾圓



長一寸三分 幅八分五厘

「チフテリア」血清並其ノ製品、製劑及破傷風血清並其ノ製品、製劑檢定規程ニ依ル「チフテリア」又ハ破傷風標準血清若ハ標準毒素ノ交付ニ關スル件

大正四年十月三十日(内務省告示第六十七號) 大正四年十月十二號「チフテリア」血清並其ノ製品、製劑及破傷風血清並其ノ製品、製劑檢定規程第十二條ニ依ル「チフテリア」又ハ破傷風標準血清若ハ標準毒素ノ交付ニ關スル件左ノ通定ム

傳染病研究所痘苗、血清等販賣規程

(沿革)大正五年三月文部省令第七號、同年六月同第一二號、七年五月同第九號、八月同第二八號、同年一二月同第三八號、九年一二月同第三六號、同第三七號改正

第一條 傳染病研究所ニ於テ製造販賣スル痘苗、血清等ハ左ノ各種トス

痘苗 「チフテリア」血清 「チフテリア」抗毒素 破傷風血清 腸室扶私血清 赤痢血清(多價) 虎列刺血清 「ベスト」血清 飯匙蛇毒血清 連鎖球菌血清 流行性腦脊髄膜炎血清 肺炎雙球菌血清 「インフルエンザ」菌肺炎雙球菌混合血清

健康馬血清 「ツベルクリン」菌 丹毒連鎖球菌「ワクチン」 腸室扶私「ワクチン」 「バラチフス」A菌「ワクチン」 「バラチフス」B菌「ワクチン」 「バラチフス」菌混合「ワクチン」 腸室扶私「バラチフス」菌混合「ワクチン」 赤痢「ワクチン」 虎列刺「ワクチン」 「ベスト」血清 「インフルエンザ」菌肺炎雙球菌混合「ワクチン」 狂犬病「ワクチン」 腸室扶私診斷液 「バラチフス」A型診斷液 「バラチフス」B型診斷液

第二條 前條ノ痘苗、血清等ノ賣渡ヲ受ケムトスル者ハ傳染病研究所ニ請求スヘシ但シ痘苗ヲ除クノ外血清等ノ賣渡ヲ受クルコトヲ得ル者ハ官衙、公署、公共團體、醫師、藥劑師又ハ藥種商ニ限ル

第一號	一壘(五〇〇立方センチメートル)	金四十五錢
第二號	一壘(一〇〇〇立方センチメートル)	金九十錢
第三號	一壘(一、五〇〇立方センチメートル)	金一圓三十五錢
第四號	一壘(三、〇〇〇立方センチメートル)	金二圓七十錢
第五號	一壘(五、〇〇〇立方センチメートル)	金四圓五十錢
乾燥「チフス」血清	一壘(五、〇〇〇立方センチメートル)	金四圓五十錢

「チフス」血清

第一號	一壘(二、〇立方センチメートル)	金七圓五十錢
第二號	一壘(三、〇立方センチメートル)	金十一圓三十五錢
第三號	一壘(四、〇立方センチメートル)	金十五圓

乙種

第一號	一壘(三、〇立方センチメートル)	金六圓
第二號	一壘(四、〇立方センチメートル)	金九圓
第三號	一壘(六、〇立方センチメートル)	金十二圓

丙種

第一號	一壘(四、〇立方センチメートル)	金四圓五十錢
第二號	一壘(六、〇立方センチメートル)	金六圓七十五錢
第三號	一壘(八、〇立方センチメートル)	金九圓

破傷風血清

第一號	一壘(一〇〇立方センチメートル)	金一圓
第二號	一壘(四〇〇立方センチメートル)	金四圓
乾燥破傷風血清	一壘(一、〇〇〇立方センチメートル)	金十圓
腸室扶私血清	一壘(二〇〇立方センチメートル)	金一圓六十錢

赤痢血清(多價)

第一號	一壘(一〇〇立方センチメートル)	金八十錢
第二號	一壘(二〇〇立方センチメートル)	金一圓六十錢
虎列刺血清	一壘(四〇〇立方センチメートル)	金三圓六十錢
「ベスト」血清	一壘(四〇〇立方センチメートル)	金三圓六十錢
假肥蛇毒血清	一壘(四〇〇立方センチメートル)	金三圓六十錢
連鎖球菌血清	一壘(四〇〇立方センチメートル)	金三圓六十錢
流行性腺脊髓膜炎血清	一壘(二五〇立方センチメートル)	金一圓八十錢
肺炎雙球菌血清	一壘(二〇〇立方センチメートル)	金一圓八十錢
「インフルエンザ」菌血清	一壘(二〇〇立方センチメートル)	金一圓八十錢
「インフルエンザ」菌血清	一壘(二五〇立方センチメートル)	金八十錢
健康馬血清	一壘(三、〇立方センチメートル)	金一圓八十錢

「ツベルクリ」菌	一壘(三、〇立方センチメートル)	金一圓八十錢
----------	------------------	--------

「千葉警」

數據ヲ取集メタル容器ヲ以テ賣渡スコトヲ得
 第五條 市町村(之ニ準スヘキ)ニ於テ施行スル種痘ニ要スル痘苗ノ代價ハ前條定價ノ半額トス
 第六條 現ニ藥品營業 藥種商ニ賣渡ス場合ニハ痘苗、血清等ヲ通シテ前條定價ノ二割ヲ減スヘシ
 傳染病研究所長ニ於テ交部大臣ノ認可ヲ受ケ特約販賣人ニ指定シタル藥劑師(現ニ藥品營業)藥種商ニ賣渡ス場合ニハ痘苗、血清等ヲ通シテ前條定價ノ三割ヲ減スルコトヲ得
 傳染病研究所長ハ左ノ場合ニ限リ血清等ノ定價ヲ減シ之ヲ賣渡スコトヲ得

一 傳染病研究所ニ於テ其ノ效用ヲ周知セシムル爲血清等ノ應用ヲ希望スルトキハ定價ノ五割減
 二 道、府、縣、郡、市町村(之ニ準スヘキ)衛生組合又ハ衛生會ニ於テ血清等ヲ購入シ無代價又ハ購入代價以内ヲ以テ患者ニ供給スルトキハ定價ノ二割減
 第六條 痘苗、血清等ノ代價ハ現金ヲ以テ納付スヘシ但シ電報爲替、郵便爲替、代金引換郵便又ハ爲替手形ヲ以テ送金スルコトヲ得
 代金ヲ代金引換郵便ニ依リ送付スル場合ニ於テハ代金ト共ニ取立金送達料ヲ送付スヘシ
 第一條 痘苗、血清等賣渡請求數量ニ對シ納付ノ代價ニ過不足アルトキハ代價相當ノ數量ヲ送付スルモノトス但シ一具若ハ一壘ノ代價ニ充タサル端數ハ切捨トス

附 則
 本令ハ大正四年九月二十日ヨリ之ヲ施行ス
 明治三十八年内務省 第十六號傳染病研究所痘苗血清類賣渡規則ハ之ヲ廢止ス

丹毒連鎖球菌「ワクチン」	一壘(五、〇立方センチメートル)	金八十錢
腸室扶私「ワクチン」	一壘(四〇〇立方センチメートル)	金一圓
「バラチフス」A菌「ワクチン」	一壘(四〇〇立方センチメートル)	金一圓
「バラチフス」B菌「ワクチン」	一壘(四〇〇立方センチメートル)	金一圓
「バラチフス」菌混合「ワクチン」	一壘(四〇〇立方センチメートル)	金一圓
腸室扶私「バラチフス」菌混合「ワクチン」	一壘(四〇〇立方センチメートル)	金一圓
赤痢「ワクチン」	一壘(四〇〇立方センチメートル)	金一圓
虎列刺「ワクチン」	一壘(四〇〇立方センチメートル)	金一圓
「ベスト」血清	一壘(四〇〇立方センチメートル)	金一圓
「インフルエンザ」菌混合「ワクチン」	一壘(四〇〇立方センチメートル)	金一圓五十錢
狂犬病「ワクチン」	二入分	金五圓
腸室扶私診斷液	一壘(二〇〇立方センチメートル)	金七十五錢
「バラチフス」A型診斷液	一壘(二〇〇立方センチメートル)	金七十五錢
「バラチフス」B型診斷液	一壘(二〇〇立方センチメートル)	金七十五錢

大正三年九月二十日ヨリ本令施行ノ日ノ前日マテノ間ノ試験日付アル血清等ノ賣渡ヲ受ケタル者ニシテ其ノ殘品ノ引換ヲ請求スルモノニハ其ノ舊定價ニ相當スルマテ新定價ニ依リ算出シタル數量ヲ交付スヘシ但シ一壘ノ定價ニ充タサル端數ハ切捨トス
前項ノ請求ヲ爲サントスル者ハ本令施行ノ日ヨリ六十日以内ニ其ノ殘品ヲ傳染病研究所ニ送付スヘシ
傳染病研究所ハ前項ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ九十日以内ニ於テ一回又ハ數回ニ其ノ代品ヲ交付スヘシ

●痘苗請求代金前納方ニ關スル件

(大正四年二月) 傳染病研究所
第六二號

從來市區町村ヨリ痘苗請求ノ場合ハ特ニ電報ノ請求ニ應ジ來リ候處中ニハ代金延納ノ向往々有之整理上支障ニ妨礙ニ付自今代金(收入印紙又ハ)振替貯金(振替貯金口座東京一九〇〇番)國庫納金ナルコトヲ郵當所ヘ到達スルニアラサレハ假令電報ニテ請求相成候トモ一切發送致サス候ニ付御手數御所轄市區町村役場ヘ右ノ趣御訓達相煩シ度此段及御依頼候也
追テ天然痘發生其他特ニ至急ヲ要スル場合ハ電報爲替ヲ以テ送金相成候様致度申添候

●有効期間經過ノ血清無料引換ノ件

(明治四十三年五月) 衛生部第三五八號衛生局長通牒

傳染病研究所ニ於テ賣捌キタル左記血清ニシテ使用前效力持續期間(試験月日後一ケ年)ヲ經過シタルモノアルトキハ同所ニ於テ無料ヲ以テ其引換ノ請求ニ應スルコトニ相成候間御承知相成度此段及通牒候也
追テ效力持續期間經過後二ケ月ヲ過キ若クハ封緘其他異狀アルモノハ本文ノ例ニ依ルノ限ニ無之尙ホ交換ニ要スル運送賃等ハ請求者ノ負擔ニ有

之候此段申添候

- 一 液體チフテリア血清
- 一 液體破傷風血清
- 一 腸室扶私血清
- 一 赤痢血清
- 一 炭列刺血清
- 一 ベスト血清
- 一 飯匙蛇血清
- 一 連鎖球菌血清

●傳染病豫防費補助規程

(明治四十三年六月七日) 縣令第五十二號

(沿革) 大正一〇年二月縣令第四三號改正
 第一條 傳染病豫防法第二十四條ニ依リ同法第二十一條及第二十三條第二項ノ支出ニ對シ縣費ヨリ補助スル歩合左ノ如シ但シ特別ノ事由アルト認ムルトキハ其ノ支出金額ノ全部迄ヲ補助スルコトアルヘシ
 一 傳染病院、隔離病舎、隔離所及消毒所ノ新築、増築、改築及修繕ニ關スル費用ニ對シテハ其ノ支出精算金額ノ二分ノ一
 二 前號以外ノ諸費ニ對シテハ其ノ支出精算金額ノ四分ノ一
 第二條 支出ニ伴フ收入又ハ補助金、寄附金等アルトキハ其ノ支出精算金額ヨリ其ノ收入ヲ除除シタル額ニ對シ補助スルモノトス
 第三條 支出精算金額過當ト認ムルトキハ之ヲ査定シ其ノ査定額ニ依リ補助スルコトアルヘシ
 第四條 本規程ノ補助ハ其ノ請求ヲ受ケタル年度ノ支出トス
 附 則

第五條 本規程ハ明治四十三年度ヨリ之ヲ施行ス

●傳染病豫防費補助規程取扱手續

(大正元年八月六日) 訓令甲第三十九號

(沿革) 大正五年八月訓令第九號、一〇年二月同第三六號改正
 第一條 傳染病豫防費補助規程(以下單ニ補助規程ト稱ス) 第一條ニ依リ市區町村ニ交付スヘキ補助金ハ年度後精算額ニ對シ交付スルモノトス但シ年度内ト雖傳染病院、隔離病舎等設備ノ爲又ハ傳染病流行シ豫防救治ノ爲多額ノ費用ヲ要シタルトキハ其ノ狀況ヲ審査シ打切精算ヲ以テ交付スルコトアルヘシ
 第二條 市區町村ハ補助規程ニ依リ補助金ノ交付ヲ受クヘキモノアルトキハ第一號様式ノ請求書ニ第二號乃至第四號書式ノ書類ヲ添ヘ年度後三十日以内 提出スヘシ但シ前條但書ニ依リ補助金ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル書類ヲ添付スヘシ
 第三條 市區町村ニ於テ補助規程第一條但書ニ依リ補助金ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ其ノ事由ヲ詳具シタル申請書ニ第二號乃至第四號書式ノ書類ヲ添付スヘシ
 第四條 本手續ニ依リ町村ヨリ提出スル書類ハ郡長ヲ經由スヘシ
 第五條 郡長第二條ノ請求書ヲ受ケタルトキハ該町村ニ於ケル出納帳簿其他ノ證憑書類ニ照合精査ヲ遂ケ進達スヘシ
 第六條 郡長第一條ノ申請書ヲ受ケタルトキハ前條ニ依ルノ外其ノ事由ヲ調査シ財政ノ狀態等ニ鑑ミ意見書ヲ添ヘ進達スヘシ
 附 則
 第七條 明治三十五年三月千葉縣訓令甲第十九號ハ之ヲ廢止ス
 第一號様式
 補助金請求書

第三編 衛生 第三章 防疫

大正何年度何市町(村)傳染病豫防費補助金請求書

費 途 區 別	支出金額	控除金額	差引額	補助金額
(町村)傳染病豫防費補助規程第一號ニ關スル費用				
同條第二號ニ關スル費用				
計				

右補助金御下付相成度候也

大正 年 月 日

何郡何市町(村)長

氏

名

(記載例) 請求金額ニハ厘位ヲ記載セス内譯補助金額中ニハ厘位マテ記載スルモノトス

第二號様式

大正 年度傳染病豫防費支出任譯書

科 目	金 額	摘 要
金 金 内 譯		經常部支出額 臨時部支出額
金 若干		支出額
傳染病豫防費		
給料		

何々	(目)	
雜給	(項)	
備人給	(目)	
手當	(目)	
需用費	(項)	
備品費	(目)	
消耗品費	(目)	
藥品費	(目)	
雜費	(目)	
何々	(目)	
傳染病院(隔離病舎)費(款)	(項)	
給料	(項)	
醫員給	(目)	
何々	(目)	
雜給	(項)	
備人給	(目)	
手當	(目)	

〔千葉警〕

何々		何々	何々
修繕費	(項)	何々	何々
臨時部合計		何々	何々

右之通相違無之候也
大正 年 月 日

何郡何市町村長 何 氏 名印

一 本表ハ一例ヲ示シタルモノニ付各市町村ニ於テ編成シタル豫算科目ニ依リ記載スヘシ

第三號様式

大正 年度傳染病豫防費收入任課書
一金若干 支出ニ伴フ收入金額

科 目	金 額	摘 要
不用品賣拂代		何々何個一個何程何々
食 費		延人員何人一日何錢
藥 價		同上
補 助 金		何費何々ヨリ補助何々代へ金何程
寄 附 金		何々費へ何々代へ何程寄附某ヨリ

何々	(目)	
需用費	(項)	
備品費	(目)	
消耗品費	(目)	
通信運搬費	(目)	
賄費	(目)	
何々	(目)	
修繕費	(項)	何々修繕何程
修繕費	(目)	何々何程
經常部合計		
傳染病豫防費	(款)	
給料	(目)	
何々	(目)	
何々	(項)	
何々	(目)	
傳染病院(隔離病舎)費(款)	(項)	
建築費	(項)	

右之通相違無之候也
大正 年 月 日

第四號書式

何郡何市町村(村)傳染病患者調査
入院(舎)患者 部

病 名	發病日	轉 日	延日數	摘 要	氏 名
計					

病 名	發病日	轉 日	延日數	產 狀	氏 名
計					

備考 他ノ公私立病院ニ委託シタル患者ノ入退院月日並病院名ヲ摘要欄ニ記載スヘシ自宅治療患者ニシテ公費治療ナシタルモノハ其ノ旨附記スルコト

●癩豫防ニ關スル件 (明治四十年三月十九日) (法律第十一號)

〔千葉警〕

(沿革)大正五年三月法律第二一號改正

第一條 醫師癩患者ヲ診斷シタルトキハ患者及家人ニ消毒其ノ他豫防方法ヲ指示シ且三日以内ニ行政官廳ニ届出ヘシ其ノ轉歸ノ場合及死體ヲ檢案シタルトキ亦同シ

第二條 癩患者アル家又ハ癩病毒ニ汚染シタル家ニ於テハ醫師又ハ當該吏員ノ指示ニ從ヒ消毒其ノ他豫防方法ヲ行フヘシ

第三條 癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノハ行政官廳ニ於テ命令ノ定ムル所ニ從ヒ療養所ニ入ラシメ之ヲ救護スヘシ但シ適當ト認ムルトキハ扶養義務者ヲシテ患者ヲ引取ラシムヘシ

必要ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ對シテモ一時相當ノ救護ヲ爲スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ必要ト認ムルトキハ市町村長(市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ市町村長ニ準スヘキ者)ヲシテ癩患者及其ノ同伴者又ハ同居者ヲ一時救護セシムルコトヲ得

第四條 主務大臣ハ二以上ノ道府縣ヲ指定シ其ノ道府縣内ニ於ケル前條ノ患者ヲ收容スル爲必要ナル療養所ノ設置ヲ命スルコトヲ得

前項療養所ノ設置及管理ニ關シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム

主務大臣ハ私立ノ療養所ヲ以テ第一項ノ療養所ニ代用セシムルコトヲ得

第四條ノ二 前條ノ療養所ノ長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被救護者ニ對シ必要ナル懲戒又ハ檢束ヲ加フルコトヲ得

第五條 救護ニ要スル費用ハ被救護者ノ負擔トシ被救護者ヨリ辨償ヲ得サルトキハ其ノ扶養義務者ノ負擔トス

第三條ノ場合ニ於テ之ヲ爲要スル費用ノ支辨方法及其ノ追徴方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 扶養義務者ニ對スル患者引取ノ命令及費用辨償ノ請求ハ扶養義務者中ノ何人ニ對シテモ之ヲ爲スコトヲ得但シ費用ノ辨償ヲ爲シタル者ハ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治四十年八月勅令第二百八十四號ヲ以テ四十年四月一日ヨリ施行ノ旨定メラレタルヲ四十年十二月勅令第三百五十一號ヲ以テ「四十二年」ヲ「四十二年」ニ改正セラレ)

癩豫防ニ關スル件施行規則

(明治四十年七月二十日) 內務省令第十九號

(沿革)明治四十年六月內務省令第二四號、大正五年六月同第六號改正

第一條 明治四十年法律第十一號第一條ノ届出ハ患者又ハ死體所在地ノ警察官署ニ之ヲ爲スヘシ

癩患者ヲ診斷シタル醫師ハ故ナク其ノ事實ヲ漏泄スルコトヲ得ス

第二條 癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノアルトキハ警察官署ハ一時之ヲ救護シ又ハ市町村長ヲシテ一時之ヲ救護セシメ其ノ旨ヲ患者ノ家族又ハ扶養義務者ニ通知シ且患者ノ本籍、住所、氏名及病況並扶養義務者ノ住所、氏名等ヲ具シ地方長官ニ報告スヘシ

地方長官ニ於テ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ所定ノ療養所ニ照會ヲ經テル上送致ノ手續ヲ爲スヘシ但シ適當ト認ムル扶養義務者アルトキハ之ニ對シ患者ノ引取ヲ命スヘシ

警察官署ハ必要ト認ムルトキハ第一項ノ癩患者ノ同伴者又ハ同居者ニ對シテモ一時相當ノ救護ヲ爲シ又ハ市町村長ヲシテ之ヲ爲サシムヘシ

第三條 前條ニ依リ癩患者ヲ入ラシムヘキ療養所ハ救護地道府縣ノ療養所トス但シ療養所管理者ノ協議ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得

第四條 明治四十年法律第十一號第四條ノ療養所ハ內務大臣ノ指定シタル設立地ノ地方長官ニ於テ之ヲ建設管理スヘシ

當該地方長官ハ內務大臣ノ認可ヲ得テ療養所ノ位置ヲ定ムヘシ

第五條 明治四十年法律第十一號第四條第三項ノ場合ニ於テハ療養所所在地地方長官ハ療養所ノ設立者ニ對スル命令條件ヲ定ム內務大臣ノ認可ヲ

民法第九百五十五條及第九百五十六條ニ依リ扶養ノ義務ヲ履行スヘキ者

第七條 左ノ諸費ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス但シ東京府下伊豆七島小笠原島ニ於テハ國庫ノ負擔トス

一 被救護者又ハ其ノ扶養義務者ヨリ辨償ヲ得サル救護費

二 檢診ニ關スル諸費

三 其ノ他道府縣ニ於テ癩豫防上施設スルノ項ニ關スル諸費

第四條第一項ノ場合ニ於テ其ノ費用ノ分擔方法ハ關係地方長官ノ協議ニ依リ之ヲ定ム若シ協議調ハサルトキハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第四條第三項ノ場合ニ於テ關係道府縣ハ私立ノ療養所ニ對シ必要ナル補助ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ費用ノ分擔方法ハ前項ノ例ニ依ル

第八條 國庫ハ前條道府縣ノ支出ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助スルモノトス

第九條 行政官廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ指定シタル醫師ヲシテ癩又ハ其ノ疑アル患者ノ檢診ヲ行ハシムルコトヲ得

癩ト診斷セラレタル者又ハ其ノ扶養義務者ハ行政官廳ノ指定シタル醫師ノ檢診ヲ求ムルコトヲ得

行政官廳ノ指定シタル醫師ノ診斷ニ不服アル患者又ハ其ノ扶養義務者ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ更ニ檢診ヲ求ムルコトヲ得

第十條 醫師第一條ノ届出ヲ爲サス又ハ虛偽ノ届出ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 第二條ニ違反シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 行旅死亡人ノ取扱ヲ受クル者ヲ除クノ外行政官廳ニ於テ救護中死亡シタル癩患者ノ死體又ハ遺留物件ノ取扱ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

[千葉警]

[千葉警]

受クヘシ

第五條ノ二 療養所ノ長ハ被救護者ニ對シ左ノ懲戒又ハ檢束ヲ加フルコトヲ得

一 譴責

二 三十日以内ノ謹慎

三 七日以内當食量二分ノ一マテノ減食

四 三十日以内ノ嘔吐

前項第三號ノ處分ハ第二號又ハ第四號ノ處分ト併科スルコトヲ得

第一項第四號ノ時禁ニ付テハ情狀ニ依リ管理者タル地方長官又ハ代用療養所所在地地方長官ノ認可ヲ經テ其ノ期間ヲ二箇月マテ延長スルコトヲ得

第五條ノ三 前條ノ外懲戒又ハ檢束ニ關シ必要ナル細則ハ管理者タル地方長官又ハ代用療養所所在地地方長官ノ認可ヲ經テ療養所ノ長之ヲ定ム

第六條 明治四十年法律第十一號第九條第一項第二項行政官廳ノ職權ハ警察官署之ヲ行フ

警察官署ノ指定シタル醫師ノ診斷ニ不服アル患者又ハ其ノ扶養義務者ハ發病以來ノ症候、經過及反對意見ヲ有スル醫師ノ診斷書其ノ他不服ノ理由ヲ具シ書面ヲ以テ地方長官ニ對シ其ノ指定シタル醫師ノ檢診ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ地方長官ハ檢診ノ場所及日時ヲ請求者ニ通知シ二人以上ノ醫師ヲ指定シテ檢診ヲ行ハシムヘシ此ノ場合ニ於テ請求者ハ其ノ費用ヲ以テ反對意見ヲ有スル醫師ヲ立會セシムルコトヲ得

檢診ノ爲病院其ノ他ノ場所ニ滞留ヲ命セラレタル患者其ノ命ヲ遵守セサルトキハ檢診ノ請求ヲ取消シタルモノト看做ス

第七條 檢診ノ請求ハ行政處分ノ執行ヲ停止セス但シ當該官廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

附錄第一號樣式

六寸

乙	
第 號	警 察 署
患者氏名	
歸 轉	明治 年 月 日 全治 死亡
死體ノ處置	
備 考	

六寸

甲	
第 號	警 察 署
患者本籍	縣 府 市 郡 村 町 大字 番
同 住 所	同
戶主ヨリ續柄及	
職 業	
年 齡	
發 病	明治 年 月 日
診 定	明治 年 月 日
屆 出	明治 年 月 日
診 定 醫 師	縣 市 郡 村 町 大字 番
患者療養(又ハ)時救護ノ場所	縣 市 郡 村 町 大字 番

附錄第三號

送致書

號	
療養場所	縣 府 市 郡 村 町 大字
診 定 醫 師	縣 府 市 郡 村 町 大字
住 所	縣 府 市 郡 村 町 大字
年 齡	年 月 日 生
扶 養 者 住 氏 名	縣 府 市 郡 村 町 大字
備 考	

本 籍 住 所

戶主又ハ戶主トノ續柄 身分職業

氏 名 生年月日

扶養義務者ナキモノ又ハ義務者アルモ引取得サルモノ	
癩以外ノ疾病併發者ハ其ノ病名	
處 刑 ノ 有 無	
癩ノ種類別	
重 症 ノ 有 無	
備 考	

右者癩療養所ニ於テ救護ヲ要スル者ト認メ候條左記ノ金品ト共ニ及送致候也

年 月 日

第一區府縣立全生病院院長宛

第三編 衛生 第三章 防疫

報 告	
病 況	
扶養義務者	縣 市 郡 村 町 大字 番
扶養義務者ノ資力	
備 考	

取扱例

- 一 報用紙ハ帳簿トナシ表紙ヲ附シ備ヘ置クヘシ
- 一 番號ハ部内患者ノ發生順次ニ依リ記入スヘシ
- 一 乙號番號ハ甲番號ト同一ナルヲ要ス
- 一 死體檢案ニ依リ發見シタルモノハ甲乙號ヲ同時ニ差出スヘシ
- 一 扶養義務者ノ資力欄ニハ一時救護ヲ要スヘキ患者ナルトキニ限リ明治四十年法律第十一號施行規則第二條第二項但書ニ該當スルヤ否ヤノ事由ヲ記載スヘシ
- 一 患者ニシテ療養ノ途チ有セス且救護者ナキモノナルトキハ其ノ旨ヲ備考欄ニ朱記シ同伴者又ハ同居者アル場合ニ於テハ其ノ氏名等ヲモ同欄ニ併記スヘシ

附錄第二號樣式

(用紙美濃)

第 號	
發 病	明治 年 月 日 本 籍
診 斷	明 治 年 月 日 住 所
檢 査	明 治 年 月 日 職 業
屆 出	明 治 年 月 日 戶 主 続 柄
轉 歸	明 治 年 月 日 死 全 續 柄
送 致 費 用	明 治 年 月 日 氏 名

(千葉警)

(千葉警)

金品目錄

一金 何 程 一何々 取扱例 何 程

(無籍者ハ無籍者ト記載ヲ要ス、配偶者ハ何某夫又ハ妻ト記載ヲ要ス、扶養義務者アルモ引取得サルモノハ其ノ理由ヲ記載ヲ要ス)

癩患者送致費請求ニ關スル件

(明治四十二年十一月十九日 衛第六七七七號警察部長通牒)

癩療養法令ニヨル癩患者ノ送致費ヲ請求スルトキハ警察官署ハ其計算書ニ仕拂證明書又ハ正當受取人ノ請求書ヲ添ヘ左記様式ニ據リ當部ヲ經由第一區府縣立全生病院ニ差出スヘシ

送致費請求書

府縣郡(市)(町)(村)番地

身 分 業

癩患者 氏 名

生年月日

(患者數名アルトキハ連記ヲ要ス)

右患者送致費別紙計算書ノ通りニ付仕拂證明書又ハ正當受取人ノ請求書相添ヘ比段請求候也

年 月 日

名 宛 宛 計算書

一金 何 程 内 譯

送致費請求高

費	日員數	單	價	金額	事	由
食	費何人	一飯	何錢	何錢	自何月何日	何月何日
汽車	賃何人	三	等	賃金	房總編大原驛ヨリ	龜井戸千住日暮里
馬車	賃何人	、	、	、	新宿國分寺等ヲ經テ	東村山村驛ニ至ル
人力車	賃何人	、	、	、	何處發何處ニ至ル	此里程何里
何々	何人	、	、	、	、	、

●外國人タル癩患者取扱ニ關スル件

(明治四十一年五月二十三日)
衛收第三九七一號

外國人タル癩患者ノ取扱ニ關スル件内務省衛生局長ヨリ別紙左記寫ノ通り通牒有之候條此段及通牒候也

左記

内務省衛甲第一四號
明治四十年九月勅令第二九四號外國人タル癩患者ノ取扱ニ關スル件左記ノ通牒承知相成度依命此段及通牒候也
明治四十一年四月二十四日

- 一 海港檢疫ヲ施行スル港ニ於テハ檢疫官ヲシテ該患者ノ有無ヲ檢診セシムルコト
- 二 海港檢疫ヲ施行セサル港ニ於テハ警察官吏ヲシテ該患者ノ有無ニ注意セシメ疑ハシキ患者アリタルトキハ醫師ヲシテ檢診セシムルコト
- 三 外國人タル癩患者ヲ發見シタルトキハ患者及船長又ハ其代理人ニ消毒

此段及通牒候也

●癩豫防ニ關スル件

(明治四十二年三月十二日)
内訓第二號

癩患者ヲ診斷シタル醫師ハ故ナク其實實ヲ漏洩スルコトヲ得サルハ明治四十年内務省令第十九號第一條第二項ノ規定スルコトニシテ當該吏員ニ對シテハ別ニ明文ナキモ癩ハ從來遺傳性疾患ト誤認セラレ世人ヨリ擯斥ヲ受タルコト甚ク呼フニ天刑病ノ名ヲ以テシ患者ハ外聞ヲ耻テ極力其ノ事實ヲ秘密ニ付スルノ慣習アルハ人情ノ弱點ニシテ醫師又ハ當該吏員ニ於テ豫防上此ノ弱點ニ斟酌ヲ加フルハ一面ニ於テ患者ノ告白ヲ促カシ其ノ隱蔽ヲ豫防スル所以ニ外ナラサルヲ以テ隨テ患者届出ノ際等ニ於テモ正服ノ警察官ヲ出入セシメテ徒ラニ隣保ノ視聽ヲ惹起スルカ如キハ努メテ之レヲ避ケ隨時技師技手又ハ醫員等ヲシテ不穩ノ間ニ其ノ視察ヲ了セシメ消毒其ノ他豫防方法ノ施行上ニ關シテモ苟モ苛酷ニ涉ルノ處置ニ出テス寧ロ病性等ニ付テハ一般ノ思想ヲ養成スルコトニ努ムルヲ策ノ得タルモノト信スルニヨリ右ノ精神ヲ遵守シテ嚴ニ公表ヲ戒メ失當ノ處置ヲナサ、ル様取扱ハルヘシ

●癩患者送致ニ關スル件

(明治四十三年五月二十五日)
衛第三一五四號

癩療養所へ送致患者中稀ニハ症候顯著ナラス又臨床上寧ロ梅毒、春髓癆、半身不隨、酒渣鼻等ニアラサルヤノ疑アル者ヲ發見シ精査中ニ屬スルモノ及扶養義務者ニ於テ既ニ引取リタルモノアリ又相當ノ職業ヲ有シ療養ノ途ナキニアラサルヘシト認メラル、者ヲ送致セル向アリ其ノ實例トシテ收容後家事ヲ慮リ自宅ニ逃飯リタルモノモ有之趣ヲ以テ精査方其ノ筋ヨリ通牒ノ次第モ有之候條爾今該患者ヲ送致ノ場合ハ臨牀的症候顯著ナル場合ノ外

第三編 衛生 第三章 防疫

其他豫防方法ヲ指示スルコト

前號ノ患者便船ノ都合又ハ在本邦ノ親戚知人取引商店等ニ重要ナル用務アル等已ムヲ得サル事由アル爲メ一時上陸ヲ願出テタルトキハ左ノ條件ヲ附シテ之レヲ許可スルコト

- (一) 上陸中ハ可成病院其他適當ト認ムル場所ニ於テ療養シ醫師又ハ當該吏員ノ指示ニ從ヒ消毒其他豫防法ヲ行フコト
- (二) 已ムヲ得サル事由アリテ外出セントスルトキハ豫メ警察官署ノ許可ヲ受クルコト
- (三) 最近ノ便船ニテ本邦ヲ退去スルコト
- (四) 必要ト認ムル時ハ何時ニテモ退居ヲ命スルコト

五 前項各號ノ事項ハ本人ニ示シ其請書ヲ徵スルコト但第三號ニ關シテハ豫メ其乘船セントスル船舶ノ船主又ハ代理人ノ承諾書ヲ添付セシムルコト

六 第四項第二號ニ依リ外出ヲ許可シタルトキハ警察官吏等ヲシテ相當監督セシムルコト

●癩豫防ニ關スル件

(明治四十二年三月十二日)
衛第一四四五號

明治四十年法律第十一號癩豫防ニ關スル件本年四月一日ヨリ施行セラル、ニ付テハ監獄ニ拘禁スル該患者出監ノ際ニ於ケル右法律施行後、取扱方ニ關シ此際司法大臣ヨリ各監獄ニ訓令セラル、趣ニ有之則チ癩患者ニシテ出監後療養ノ途ナク且救護者ナキトキハ監獄ノ監獄所在地ノ警察官署ニ對シテ以前テ出監ノ日時ヲ通報シタル後監獄醫ノ診斷書ヲ添へ之レヲ同官署ニ引渡シ其ノ他ノ癩患者ニ關シテハ特ニ消毒其他豫防方法ヲ患者ニ指示シ監獄醫ノ診斷書ヲ添へ監獄所在地ノ警察官署ニ其釋放ノ日時ヲ通報相成ヘキ管ニ付右通報アリタル際ハ其都度警察部ニ報告シ指揮ヲ受ケ處置セラルヘシ

細菌検査ノ成績等ニ依リ慎重ニ之ヲ確定スヘク又療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ浮浪者ニシテ適當ノ扶養義務者ナキ者ニ限リ送致スル様注意有之度候

●癩豫防ニ關スル件

(明治四十五年七月二十三日)
衛第七五一四號

癩患者發見ニ付テハ夫々注意相成居候事トハ信シ候モ近來各署ヨリノ報告ニ依レハ生存中發見スルコト極メテ稀ナルニ反シ死體檢案ニ依リ發見スルモノノ多ク而モ數年前ノ發病ニ係ルモノノ多キ實況ニ有之是等現象ハ醫師ニシテ患者ヲ診斷シ其届出ヲ怠リ居ルカ若ハ患者ニシテ醫師ノ診斷ヲ受ケサル爲メ發見セサル等ニ因ルナルヘシト雖畢竟其視察ノ周到ナラサル結果ニ外ナラス斯クテハ豫防法ノ趣旨ニ反スル次第ニシテ頗ル遺憾トスル處ナリ就テハ爾今戸口調査等ニ際シ其疑アル患者ヲ發見シタルトキハ同豫防法第九條ニ依リ警察官署ハ特ニ指定シタル醫師ヲシテ檢診ヲ行ハシムル等適切ナル措置ヲナスト同時ニ患者又ハ家人ニ對シテハ消毒其他豫防方法ニ指示シ本病豫防ノ效果ヲ收ムルニ努メラレ度候也

●再歸熱豫防ニ關スル件

(正二年四月二十五日)
衛第三六四九號

近來東京及横濱地方ニ於テ再歸熱續發シ日ヲ逐テ蔓延ノ狀況ニ有之然ルニ本縣ノ如キハ同地方ノ交通最モ頻繁ナルヲ以テ何時侵入セラル、ヤモ難計候ニ付疑ハシキ患者ヲ發見シタルトキハ一滴ノ血液ヲ硝子板ニ塗リ之レヲ乾燥セシメタルモノ若ハ水蛭ヲ用ヒ血液ヲ採取シテ當部ニ送付スル等適宜ノ方法ニ依リ豫防上注意有之度候也

追テ本病ノ原因並症候等ハ左記ノ通ニ有之候

原因及症狀並豫防方法

本病ハ多クハ衛生状態不良ナル下層民ニ蔓延スル急性傳染病ニシテ其原因「チーベルマイエル」氏ノ螺旋菌ニヨリ發起シ傳染ノ経路ハ虱、蚤、蚊ノ如キ刺虫ノ媒介ニヨリ傳染スルコト最モ多ク通常七八日ノ潜伏期ヲ以テ俄然發病シ高熱、寒戰、頭痛、腰痛、全身倦怠、食思缺乏(其他略ス)等ヲ呈シ數日間持續シ遂ニ發汗ヲ以テ常溫以下ニ解熱シ諸症亦消散シテ全ク治癒セルカ如シト雖モ更ニ數日ヲ經テ第二回ノ發作ヲ起シ前症ヲ反復ス此ノ如キ發作二乃至四回ニシテ全治ニ至ルモノニテ豫後概ネ良ナリ豫防法トシテハ患者若ハ健康者ヲ隔離シ患者ノ排泄物及汚染物ノ消毒昆蟲類ノ驅除竝ニ一般ノ清潔方法ヲ行フコト本病ハ前記病症ヲ呈スルモノニシテ血液ノ顯微鏡検査ニ依リ螺旋菌ヲ檢出スルトキハ其確診容易ナリ

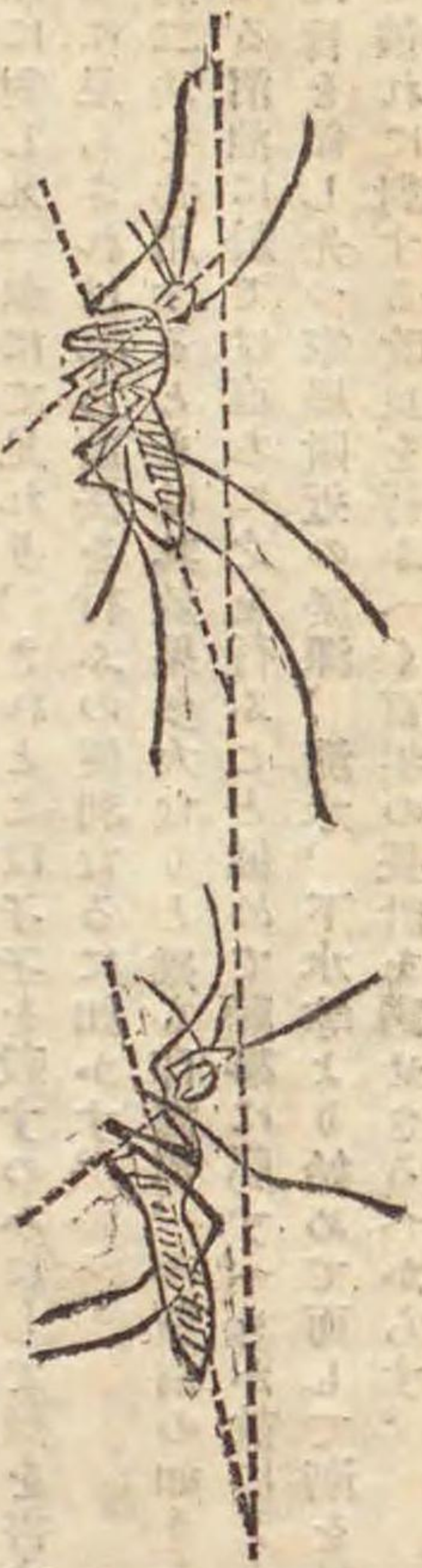
●マラリヤ豫防ニ關スル件

(明治三十八年六月) 衛發第一四五號

縣下印旛沼及手賀沼沿岸地方ニ流行スル麻拉利亞ハ同地方泥沼池ニ發生スルアノフェレス蚊屬ノ媒介ニ依リ傳播スルモノナルコト明瞭ノ事實ナルヲ以テ別册麻拉利亞豫防一班ヲ印刷シ及御送付候條御管内左記町村役場並ニ衛生組合及小學校等ニ配布シ講話若ハ會讀等ノ方法ヲ以テ該趣旨ノ普及ヲ圖リ各自實行セシムル様御獎勵相成度依命此段及通牒候也

◎麻拉利亞豫防法一班
本縣下印旛、東葛飾兩郡に於ては麻拉利亞(間歇熱、瘧病)の流行甚たしく之れかために困めらるゝもの年々多數に上り往々不治の疾病を貽して一生を犠牲に供するもの尠からず、而して本病が泥沼池の悪氣に感して發起すと云ふ臆説の時代は既に過ぎて彼のラエラン氏か發見(千八百八十年即ち明治十三年)したる下等動物に屬する「マラリヤ、ブラスマチエニ」(麻拉利亞寄生蟲)に原因して起るものなることは早く人の知了せる所なりしと雖も該寄生蟲の所在並に傳染の方法等に至りては或は其元

甲圖「キユーレツキス」坐位及體位



乙圖「アノフェレス」坐位及體位



育繁殖して茲に疾病を發起せしむ、「キユーレツキス」蚊の體內には本病寄生蟲は發育せずして死亡し、畜類の體內にても同しく死滅すること(を記憶せざるべからず)如斯して人體及「アノフェレス」蚊體との間に寄生蟲の交換は行はれ轉々相移行して寄生蟲の剿滅する期なく年次本病の流行を見るに至るものなり。

人或は謂はん春季若は冬季の如き蚊の發生を見ざる時期に於ても尙ほ麻拉利亞を發生するは蚊體傳染の證明を否定するものに非ずやと、一應理あるか如しと雖も蚊に於てすら同族保存の本能を免るゝこと能はずして、雌性の者は妊孕しつゝ人目に觸れず冬眠し、雄性のものは皆死滅すれども)而して茲に蚊體中に寄生する寄生蟲は氣溫低きかために其繁殖も亦長くして一冬を経過し以て春季に及び、多くは三月の交冬眠より起きて人體を齧傷し本病を發せしむ、又晩夏初秋の候該寄生蟲を有する瘧蚊

因を土壤に歸して飲料水若くは空氣を媒介して人體に侵入するものなりといひ或は昆蟲殊に蚊の齧傷に由來するものなりといひ未だ他の細菌的疾病の如く確固たる傳染徑路の真相を究むること能はざりしか、近年歐洲の諸學者競ふてこれを探查したる結果千八百九十八年(明治三十一年)に至り該寄生蟲は全然蚊に依りて人體に傳染せしむるものなることを確定せるか故に從て本病に對する豫防法の根柢も自然明瞭となるに至れり。由來世上に分佈せらるゝ蚊屬に重要なもの二種類あり、之を肉眼的に區別すへきも最も單簡なる特徴は圖に示すか如く其坐位及體位を見るにありと雖も尙ほこれを細説すれば、甲は壁上等に其坐位を占むる際、嘴と體部とは直角より大なる角度をなし、體尾は坐面に直接し往々後脚の尖端を上方に反轉す(甲圖)其子子は浮上せる際水面に角度をなし肛門突起を以て呼吸し其色淺褐なり、之を「キユーレツキス」屬といふ、乙は嘴部甲に比し大にして其坐位を占むる際、嘴と體部とは殆ど鉛直線をなし、體尾は遠く坐面を距れ後脚は往々後方に伸展す(乙圖)其子子は水面に並行して體を浮上し其色黒し、之を「アノフェレス」屬と云ふ、麻拉利亞寄生蟲は皆この「アノフェレス」蚊屬の媒介に依りて傳染するものなるか故に又之を瘧蚊と稱せり、然れども此二種類中肉眼にて見得べき大なる差を有するものは皆雌性にして(よく扇圖、戸袋等に群坐す)人體を齧傷することなしと雖も、圖に示すか如き、蚊は雌性にして妊孕の結果、吸血慾を起し人畜に迫りて肌膚を齧傷し以て結卵の目的を達するものなり。

に齧傷せらるゝ時は其胞子侵入の多寡等に依り人體に潜伏する期間長くして殆んど半年間伏在し嚴冬に到つて始めて本病を發するに依るものにして敢て不審とするに足らず、要するに麻拉利亞寄生蟲は人體と蚊體との他には生活地を有せず而して麻拉利亞を發起するには必ず該寄生蟲を有する蚊(即ち一度該患者の血液を吸ふた蚊)の齧傷に依ることは明確なる事實なるか故に本病の豫防法としては該蚊の剿滅法と齧傷防禦法と蚊體無毒法との途に出づべきは上述の説明に依り明かにして、即ち蚊の剿滅法完全なれば麻拉利亞寄生蟲傳播の途を斷つべく、齧傷の防禦完全なれば有毒蚊も遂に其爲す所なきに至るべく、蚊體無毒法成就すれば蚊は寄生蟲を患者より受くる機會なくして唯徹々たる吸血の他齧すへき危害なければなり。

第一 蚊の剿滅法

一、沼池、淤澤、瀦水、下水溝を改良すること。總て蚊屬は沼池、淤澤、瀦水、下水等に産卵するものなるを以てかゝる場所は勉めて其産卵を妨害するよう改良せざるべからず、殊に「アノフェレス」屬は他の蚊屬と異なり比較的清潔なる水中にも生ずるものなるか故に普通子子を見るべからざるか如き清潔なる瀦水と雖も絶對的に企畫する所あらざるべからず、即ち池沼、等に在ては蚊の産卵を助くるか如き簑立、一オダ等を撤去し、或は岸に生ずる水草を刈り、浮遊する藻類を除く等、總て水流の妨害を除去することに勉め(流水中には産卵せざればなり)、若は其沿岸をして深淵たらしむるも可なり、淤澤、瀦水の如きは必要なきものは可及的これを埋没し、下水溝は從來の如く下水を瀦留せしめずして完全なる工事をして疏通を計り汚物を流し水草の繁茂を防ぐ等總て蚊の産卵若は孵化に適せざるやう改良を圖らざる可らず、勿論衛生工學の上よりいへばかゝる姑息の手段を以て満足すへきにあらずと雖も其寧ろ爲さ

るの若かざるを思ひ留めて如上の注意を怠らざらんやうすへし。

二、子を驅除し若は死滅せしむること。前法に依て蚊の産卵を妨ぐるときは子を産することなし縦し、これを産するも疏通完全なるときは自然これを驅除し若くは死滅せしむることを得へし。總て子は水中に在て食物を攝收する他前掲挿圖の條下に述べし如く水面に浮上して空気を呼吸するものなれば水静かならざればこれをなすに由なく又これを營むを得るとも水面に於て空気を杜絶する方法を行ふときはよくこれが室死を圖ることを得へし、即ち此の法として費用せらるるものは石油撒布にして其量約六間平方に對し五勺、一反歩約八九升の割合にて石油を撒布するときは充分其の目的を達す、殊に「アノフェレス」一匹は百五十個の産卵をなし一夏四回の孵化繁殖をなすか故に春期冬眠より起きたる一匹の雌性蚊は此四回の繁殖に依て六千三百二十八萬二千二百五匹の蚊を生じ、其雌雄相半はして生ずるを以て實に人體を襲ふて病毒傳播の媒介をなすへき雌性蚊は其半は即ち三千六百六十四萬六千五百五匹の多數を生ず、故に石油を撒布するには蚊の繁殖期間四月より十月に至るの間毎週一回上記の割合を以てし、殊に春季第一期繁殖の際に於てこれを行ふときは勞せずして多大の蚊を削減せしむることを得へし。

石油の代用として除虫菊粉を使用することを、此際には約三尺立方の水に對し凡一匁にて足れり、されどこは子を殺すのみにして蛹を害するに足らざれば寧ろ前法を行ふの便利なるに如かず。

前二法を共用するときは其效果多大なりと雖も印旛沼、手賀沼の如き大なる沼池に於ては直ちに之を行ふこと極めて難事に屬すへきか故によく此旨を領し先づ家屋附近の滌澤、潜水、下水等より始めて而して漸を以て彼れに對する改良を行ふへく百年の長計を講せざるべからず。

三、蚊を蒸蒸して死滅せしむること。硫黄を蒸蒸し若くは除虫菊、煙

の供給所なるを以て一朝患者を發生せしむるに蚊帳を用ひて蚊と隔離せしむへし假令無熱時のもの並に加療中のもものと雖も血液中には依然寄生虫を存し危険なり、全治者たりとも最終解熱後少なくも十二日間蚊の蟄傷を避くへく患者と同様の方法を執らざるべからず。

殊に流行初期即ち春季に於ける患者は未だ蚊の發生なきか如しと雖も蚊帳を用ひ其刺傷を防かざるべからず、此季に於ける患者一人の蟄傷は將來夏期に於ける流行の原因をなすものなれば此際患者と蚊とを隔離するは(健康者の蟄傷を避けざるべからざることも亦同し)蚊の無毒法の效果を收むるに最も必要なる方法なればなり。

世人往々輕度の麻拉利亞を蔑視して醫療も加へざるものあり是危險の甚しきものにして假令自身は輕症なりとも他人に傳染して重症を起す力は相同しければ前法の注意を以て精々療養を加ふへく且つ本病は再發し易き傾きあるものなれば之亦忽爾に附すへきものにあらざること前陳の理由に依て明かなり。

二、豫防薬を服すること。如上の注意に依ても尙ほ患者は蟄傷を蒙りて蚊に傳染せしめ而して該蚊に依て健康體が感染を受けることなきを保し難ければ流行時に在ては常に少量の規尼涅等(醫師に就き處方を乞ふべし)を服し以て本病豫防の效を收むべし。

以上の論旨を總括すれば左の如し。

- 一 麻拉利亞の原因は麻拉利亞寄生虫なり、
- 二 麻拉利亞は該寄生虫を有する蚊の蟄傷に因て傳染す、
- 三 麻拉利亞寄生虫を有する蚊は「アノフェレス」屬にして該蚊は麻拉利亞患者の血液を吸引するか爲めに感染す
- 四 麻拉利亞寄生虫は常に人體と蚊體とを循環し他に生活地を有せず
- 五 故に麻拉利亞の豫防法は積極的に蚊の削減法を行ふを以て最大要件

草蓆等を燃焼して蚊の死滅を圖るも亦一法なり、こは殊に既舎に使用するを利ありとす。

第二 蟄傷防禦法

- 一、蚊遣火を焚くこと。こは普通行ふ法にして烟多き物質を焚きて蚊を驅除し刺傷を防禦するなり。
- 二、夜燈火を點すること。屋前若くは側室に燈火を點し下に水を盛りたる器に油類を滴したるものを置き蚊をして燈火に頼らしめ之を驅除す所謂誘蛾燈是なり、之に由て室内に進入する蚊を滅却して其蟄傷を免るべし。
- 三、蚊帳を用ひること。こは普通の防蚊法なりと雖も蚊は未だ蚊帳を用ひざる夕へに於て盛に來襲するを以て普通の用法には未だ以て完全を期し難し、殊に夏夕微風を入れず暑熱蒸すか如き時に於て絶對的に櫛中に働作すること常人の堪ゆへきことならざるべしと雖も亦刺傷防禦法の一たるを免れず。
- 四、身體の裸出を禁すること。身體衣服を纏ふときは比較的蚊の來襲を避くることを得るか故に麻拉利亞地方に於ては可及的身體の裸出を禁し其蟄傷を受くることなからんやう注意すへし、臺灣の如き流行地方に於てすら面被(蚊帳地氈)を用ひてより頗に患者數を減したる成績あるを以て見れば獨り屋内に於てのみならず屋外に於ても蚊の刺傷を受くること多き推察するに堪へたり、故に四肢はシャツ、股引等を穿ち顔面も亦かゝる被覆物を以て其裸出を防ぐときは極めて有效なるは言を俟たず、要するに從來蚊の蟄傷を輕視したる習慣を打破して蚊の恐るへき昆蟲たることを辨へ其蟄傷が大患の原因となることを知了すれば足れり。

第三 蚊無毒法

- 一、患者を蚊と隔離すること。前述の如く患者の血液は蚊に對し病毒

- 六 蚊削減法として沼池滌澤潜水水を改良するは急務なり
- 七 然れどもこは絶對的のものならざるか故に先づ上記の場所に石油撒布を行ふて子の死滅を圖るを捷徑とす
- 八 既に發生したる蚊を驅除するには蒸蒸法を以てし或は燈火を以て誘殺すへし
- 九 消極的方法として蚊の蟄傷を防ぐか爲めに蚊帳を用ひ且つ身體の裸出を禁すへし
- 十 蚊の削減充分ならず且つ其蟄傷を防ぐこと完全ならざる虞あるか故に蚊無毒法を行はざるべからず
- 十一 これは先づ患者を蚊と隔離し其血液を吸らしめざるにあり
- 十二 尙これか完全を期する爲めに常に豫防薬を服して病毒の發育所なきに至らしむべし
- 十三 以上の方法は必ず同時に遂行せされは效なし一を擇むて一を捨つるときは宛も全く行はざるか如きに均しからむ

● 結核豫防法

(大正八年三月二十七日 法律第二十六號)

第一條 本法ニ於テ結核ト稱スルハ肺結核又ハ喉頭結核ニシテ病毒傳播ノ危険アルモノヲ謂フ

第二條 醫師結核患者ヲ診斷シ又ハ其ノ死體ヲ檢案シタルトキハ患者ノ場合ニ在リテハ患者又ハ其ノ居ノ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其ノ代理ヲ爲ス者、死體ノ場合ニ在リテハ死體所在ノ場所ノ管理ヲ爲ス者又ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ命令ノ定ムル所ニ依リ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示スヘシ

前項ノ規定ニ依リ指示ヲ受ケタル者ハ其ノ指示ニ從ヒ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ行フヘシ

第三條 行政官廳ハ結核患者又ハ其ノ死者アリタル場所ニ付家屋物件ノ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ施行シ又ハ其ノ施行ヲ患者又ハ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ命スルコトヲ得

第四條 行政官廳ハ結核豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ行フコトヲ得

- 一 業態上病毒傳播ノ虞アル職業ニ従事スル者又ハ病毒蔓延ノ虞アル場所ニ居住シ若ハ其ノ場所ニ於テ職業ニ従事スル者ニ對シ健康診斷ヲ施行スルコト
- 二 結核患者ニ對シ業態上病毒傳播ノ虞アル職業ニ従事スルヲ禁止スルコト
- 三 學校、病院、製造所其ノ他ノ多衆ノ集合スル場所又ハ旅店、料理店、理髮店其ノ他ノ客ノ來集ヲ目的トスル場所ニ付病毒傳播ノ媒介トナルヘキ事項ヲ制限シ若ハ禁止シ又ハ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ對シ結核豫防上必要ナル施設ヲ爲サシムルコト
- 四 古著、古蒲團、古本、紙屑、襪履、飲食物其ノ他ノ物件ニシテ病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アルモノノ賣買若ハ授受ヲ制限シ若ハ禁止シ、其ノ物件ノ消毒若ハ廢棄ヲ爲サシメ又ハ其ノ物件ノ廢棄ヲ爲スコト
- 五 地方長官ニ於テ前項ノ規定ニ依リ健康診斷ヲ施行シ又ハ物件ノ廢棄ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス
- 第五條 地方長官ハ結核豫防上必要ト認ムルトキハ探光、換氣其ノ他ノ關係ニ於テ衛生上不良ナル建物ノ使用ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得
- 第六條 前項ノ規定ニ依リ制限又ハ禁止ニ因リ生シタル損害ニ對シテハ地方長官必要ト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ補償金ヲ交付ス補償金ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス
- 第六條 主務大臣ハ結核患者ニシテ療養ノ途ナキモノヲ收容セシムル爲人口五萬以上ノ市又ハ特ニ必要ト認ムル其ノ他ノ公共團體ニ對シテ結核療養所ノ設置ヲ命スルコトヲ得

ハ處分ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正八年十月勅令第四百四十九號ヲ以テ同年十一月一日ヨリ施行)
大正三年法律第十六號ハ之ヲ廢止ス
大正三年法律第十六號ニ依リ設置ヲ命シタル肺結核療養所ハ本法ニ依リ設置ヲ命シタル結核療養所ト看做ス

●結核豫防法施行令(大正八年十月二十三日勅令第四百五十號)

- 第一條 結核豫防法第五條第一項ノ規定ニ依リ制限又ハ禁止ニ因リ損害ヲ受ケタル建物ノ所有者又ハ使用者ニシテ同條第二項ノ補償金ノ交付ヲ受ケムトスルモノハ制限又ハ禁止アリタル日ヨリ六十日以内ニ地方長官ニ交付申請スヘシ
- 第二條 補償金ノ額ハ建物ノ使用ノ制限又ハ禁止ニ因リ通常生スヘキ損害ヲ限度トシ地方長官ニ於テ三人以上ノ評價人ノ意見ヲ徵シ之ヲ決定ス
- 第三條 地方長官前條ノ規定ニ依リ補償金ノ額ヲ決定シタルトキハ之ヲ建物ノ所有者及使用者ニ通知シ且建物所在地ノ市町村長ヲシテ建物ノ所在地及補償金ノ額ヲ所有者及使用者ヲ除クノ外建物ニ關シ權利ヲ有スル者ニ通知セシメ且相當ノ期間公告セシムヘシ但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ス
- 第四條 前條ノ規定ニ依ル公告期間中經過シタルトキハ地方長官ハ速ニ補償金ヲ交付スヘシ但シ公告期間内ニ建物ニ關シ權利ヲ有スル者ヨリ申請アリタルトキハ期日ヲ指定シテ其ノ交付ヲ延期スルコトヲ得
- 第五條 結核豫防法第七條ノ規定ニ依リ入所ノ費用ハ結核療養所ヲ設置スル公共團體ノ負擔トス
- 第六條 結核療養所ノ管理者ハ前條ノ規定ニ拘ラス本人ヨリ入所ノ費用ノ

養所ノ設置ヲ命スルコトヲ得

第七條 地方長官ハ結核患者ニシテ療養ノ途ナキモノ及豫防上特ニ必要ト認ムルモノヲ前條ノ規定ニ依リ設置スル結核療養所ニ入所セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ入所ノ費用ノ負擔及徵收ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ第六條ノ規定ニ依リ結核療養所ヲ設置スル公共團體ニ對シ其ノ結核療養所ニ關シ公共團體ノ支出スル經費ノ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助ス

第九條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ第六條ノ規定ニ依ラスシテ結核療養所ヲ設置スル公共團體又ハ公益法人ニ對シ其ノ結核療養所ニ關シ公共團體體又ハ公益法人ノ支出スル經費ノ二分ノ一以内ヲ補助スルコトヲ得

第十條 結核療養所ヲ設置スル公共團體ニシテ第八條又ハ前條ノ規定ニ依リ補助ヲ受クルモノハ他ノ公共團體ノ委託アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ途ナキ結核患者ヲ其ノ結核療養所ニ收容スヘシ

第十一條 北海道地方費又ハ府縣ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ第四條第一項第二號ノ規定ニ依リ從業禁止又ハ第七條第一項ノ規定ニ依リ入所ニ因リ生活スルコト能ハサル者ニ對シ其ノ生活費ヲ補助スヘシ

第十二條 國庫ハ第四條第二項、第五條第二項又ハ前條ノ規定ニ依リ支出ヲ爲ス北海道地方費又ハ府縣ニ對シ其ノ支出額ノ四分ノ一ヲ補助ス

第十三條 官廳、公署、官立公立ノ學校病院製造所等ニ於テハ其ノ長ハ第四條第一項第三號第四號及第五條第一項ノ規定ニ準シ結核豫防ニ關スル事項ヲ施行スヘシ

第十四條 第二條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第三條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ命令ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第十五條 第四條第一項又ハ第五條第一項ノ規定ニ依リ行政官廳ノ命令又

全部又ハ一部ヲ徵收スルコトヲ得管理者本人ヨリ徵收スルコトヲ得スト

認ムルトキハ其ノ扶養義務者ヨリ之ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ入所ノ費用ノ徵收ハ必要アルトキハ納付義務者ノ居住地又ハ財産所在地ノ地方長官又ハ市町村長ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

第一項ノ入所ノ費用ニシテ指定ノ期間内ニ納付ナキモノニ付テハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

第七條 結核豫防法第七條ノ規定ニ依リ入所セシメラレタル結核患者入所中死亡シタルトキハ遺留財産ヲ以テ入所ノ費用ノ全部又ハ一部ニ充ツルコトヲ得

第八條 結核豫防法第八條ノ規定ニ依リ國庫補助ハ左ノ區分ニ依リ

一 結核療養所ノ創設費及擴張費並之ニ伴フ初度調辦費ハ支出額ノ二分ノ一

二 其ノ他ノ諸費ハ支出額ノ四分ノ一

第九條 結核豫防法第九條ノ規定ニ依リ國庫補助ハ左ノ區分ニ依リ

一 結核療養所ノ創設費及擴張費並之ニ伴フ初度調辦費ハ支出額ノ四分ノ一乃至二分ノ一

二 其ノ他ノ諸費ハ支出額ノ八分ノ一乃至六分ノ一

第十條 前二條ニ於テ支出額トハ事業ニ伴フ收入、國庫以外ノ補助金又ハ寄附金ノ額ヲ控除シタル支出精算額ヲ謂フ但シ他ノ公共團體ヨリ受ケタル委託患者收容料ノ額ハ之ヲ控除セス

前項ノ支出精算額ノ算出ニ付テハ公益法人ノ場合ニ於テハ寄附金ノ額ヲ控除セサルコトヲ得

第十一條 結核豫防法第十條ノ規定ニ依リ收容スル委託患者ノ數ハ結核療養所ノ豫定收容人員ノ十分ノ一以内トス但シ内務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

委託患者ヲ收容シタル公共團體ハ患者ノ收容ヲ委託シタル公共團體ニ對

シ委託患者收容料ヲ請求スルコトヲ得
委託患者收容料ノ額ハ患者ヲ收容スル公共團體ニ於テ地方長官ノ認可ヲ
受ケ之ヲ定ム

第十二條 收容シタル委託患者死亡シタルトキハ受託公共團體ハ其ノ旨ヲ
委託公共團體ニ通知スヘシ
前項ノ通知ヲ受ケタル公共團體ハ死亡者ノ相續人、扶養義務者又ハ家族
ヲシテ直ニ其ノ死體ヲ引取ラシムヘシ
前項ノ規定ニ依リ死體ヲ引取ルヘキ者引取ヲ爲ササルトキ又ハ死體ノ引
取人ナキトキハ委託公共團體ニ於テ其ノ死體ヲ引取ルヘシ此ノ場合ニ於
ケル費用ハ其ノ公共團體ノ負擔トス

第十三條 結核豫防法第十一條ノ規定ニ依リ生活費ノ補給ヲ受クヘキ者ハ
左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ限ル
一 從業ヲ禁止セラレタル者
二 從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル者ノ配偶者又ハ子ニシテ
現ニ之ト同一ノ家ニ在ル者但シ養子ハ家督相續人ニ限ル
三 前號ニ掲クル者ヲ除クノ外從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタ
ル者ニ依リ扶養ヲ受クヘキ者ニシテ從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシ
メラレタル時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者

第十四條 生活費ノ補給ハ生活費ノ補給ヲ受ケムトスル者ノ申請ニ依リ地
方長官ニ於テ其ノ許否ヲ決定ス
第十五條 生活費ノ補給ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得ス
第十六條 生活費補給ノ程度、方法、期間、廢止及停止ニ關スル事項ハ地方
長官ニ於テ内務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

第十七條 結核豫防法第五條第二項ノ補償金ノ額ノ決定ニ對シ不服アル建
物ノ所有者又ハ使用者ハ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ、同法第十一條ノ
規定ニ依リ生活費補給ノ申請ヲ拒マレタル者又ハ其ノ生活費ノ補給ヲ廢

他ノ物件ハ之ヲ消毒スルコト

第二條 學校、病院、製造所又ハ鐵道電車船舶自動車馬車等ノ發着待合所、
劇場、寄席、活動寫眞館、旅店、下宿屋、料理店、理髮店、湯屋其ノ他
地方長官ノ指定シタル多衆ノ集合スル場所又ハ客ノ來集ヲ目的トスル場
所ニハ液體ヲ入レタル適當箇數ノ唾壺ヲ配置スヘシ
警察署長又ハ警察分署長ハ前項ノ規定ニ依リ配置シタル唾壺適當ナラス
又ハ其ノ箇數十分ナラスト認ムルトキハ期日ヲ指定シテ其ノ變更又ハ増
置ヲ命スルコトヲ得

第三條 前條ノ場所ニ於テハ唾壺以外ニ唾痰ヲ略出スルコトヲ得ス

第四條 地方長官ノ指定シタル鑛泉場、海水浴場、轉地療養所ニ於ケル旅
店ハ左ニ掲クル事項ヲ遵守スヘシ
一 營業ノ用ニ供スル寢具ハ白布ヲ以テ被包スルコト
二 前號ノ白布及貸浴衣ハ使用者ヲ更ムル毎ニ洗濯スルコト
三 結核患者若ハ其ノ疑アル患者ノ宿泊シタル室又ハ使用シタル物件ヲ
他人ニ使用セシメムトスルトキハ消毒スルコト

第五條 病院其ノ他患者ヲ收容スル場所ニ於テハ左ニ掲クル事項ヲ遵守ス
ヘシ
一 結核患者ト他ノ患者トト同室ニ收容セサルコト
二 結核患者ヲ收容シタル病室ニハ消毒スルニ非サレハ他ノ患者ヲ收容
セサルコト
三 結核病室ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件ハ使用者ヲ更ムル毎ニ消毒
スルコト

第六條 第二條第四條第五條ノ規定ニ依ル消毒ノ方法ハ明治三十年五月內務
省令第十三號ニ依ルヘシ但シ藥物ヲ以テ唾痰ヲ消毒スルニハ鹽酸加石炭
酸水(防疫用石炭酸五分鹽)ヲ使用スヘシ
第七條 結核豫防法第六條ノ規定ニ依リ療養所ノ設置ヲ命セラレタル公共
團體ハ内務大臣ノ認可ヲ得テ療養所ノ位置、設計及其ノ收容人員ヲ定ム
ヘシ其ノ變更ニ付亦同シ
第八條 結核豫防法第三條行政官廳ノ職務ハ警察署長又ハ警察分署長、同
法第四條行政官廳ノ職務ハ内務大臣又ハ地方長官之ヲ行フ
結核豫防法結核豫防法施行令及本令ノ規定ニ依リ地方長官ノ職務ハ東京
府ニ在リテハ警視總監之ヲ行フ
附則
本令ハ結核豫防法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

止若ハ停止セラレタル者ハ處分ヲ受ケタル日ヨリ六十日內ニ内務大臣ニ
訴願スルコトヲ得
第十八條 本令中市町村長トアルハ市制第六條ノ市ニ在リテハ區長、市制
町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ市町村長ニ準スヘキ者トス
附則
本令ハ結核豫防法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
大正四年勅令第百二號ハ之ヲ廢止ス

結核豫防法施行規則

(大正八年十月二十三日)
(內務省令第二十號)

第一條 結核豫防法第二條第一項ノ規定ニ依リ醫師ノ指示スヘキ消毒其ノ
他ノ豫防方法ハ左ノ各號及第六條ノ規定ニ準據スヘシ
一 唾痰ハ唾壺、布片、紙片又ハ下水、便池其ノ他病毒傳播ノ危險ナキ
場所ノ外ニ略出セサルコト
二 唾壺內ノ唾痰ハ消毒シタル後之ヲ便池ニ投棄シ唾痰ノ附著シタル布
片、紙片ハ之ヲ消毒シ又ハ便池ニ投棄スルコト
三 咳嗽ノ際ハ成ルヘク布片、紙片等ニテ口鼻ヲ覆フコト
四 患者ノ食器、手拭、寢具等ハ專用トシ衣服、寢具ハ時々日光ニ曝ス
コト
五 患者ノ居室ハ採光換氣ニ注意シ掃除ハ濕布ヲ以テ拭淨スル等塵埃ノ
飛散ヲ防クコト
六 患者ノ常用シタル衣服、寢具、書籍其ノ他ノ物件ヲ他人ニ交付シ又
ハ使用セシメムトスルトキハ消毒スルコト
七 患者居室又ハ住家ヲ轉シタルトキハ其ノ使用シタル居室又ハ住家ニ
シテ必要ト認ムル場所ヲ消毒スルコト
八 患者死亡シタルトキハ其ノ使用シタル居室、衣服、寢具、書籍其ノ

[千葉警]

[千葉警]

結核豫防法施行ニ付依命通牒

(大正八年十月二十四日)
(內務省發令第三二〇號)

來ル十一月一日ヨリ結核豫防法及其附屬法規施行相成候處實施上注意スヘ
キ事項別記ノ通御了知相成度
結核豫防法及附屬法規ニ關スル注意事項
一、施行規則第一條ニ規定スル醫師ノ指示ヲ遵守スヘキ事項ハ醫師ノ指示
スヘキ義務ノ最大限ヲ定メタルト同時ニ範圍ヲ確定シタルモノナリ尤モ
本條ノ定ムル事項以外ニ豫防上必要ナリト認ムル事項ヲ指示スルモ妨
ナク此ノ場合ニ於テハ指示ヲ受ケタル者ハ法律上之ヲ遵守スヘキ義務ナ
キモノナルコト
二、法第二條ノ義務不履行者ニ對シテハ法第十四條ニ依リ科料ニ處セラ
ルヘシト雖モ制裁ヲ以テ蒞ムハ豫防上已ムヲ得サル場合ニ限ルヘク安リ
此等ノ者ニ制裁ヲ加ヘサルコト
三、法第四條第一項第二號ニ依リ行政官廳力結核患者ニ對シ業態上病毒傳

播ノ虞アル職業ニ從事スルヲ禁止セムトスル場合ニハ妄リニ自由ヲ拘束スルコトナク慎重ニ之ヲ決スルコト尙業態上病毒傳播ノ虞アル職業及患者ノ症狀ハ大體左ノ標準ニ據ルコト

(甲) 業態上病毒傳播ノ虞アル職業

- 一、旅店、下宿屋、貸座敷、料理店、理髮店其ノ他客ノ來集ヲ目的トスル場所ニ於ケル從業者、看護婦、鍼灸按摩術業者、藝妓、娼妓、酌婦、其ノ他直接客ニ接スル業務ニ從事スル者
- 二、菓子、醬、煮染、肉、乳其ノ他飲食物ノ製造又ハ販賣ニ直接從事スル者
- 三、箸楊枝、糝粉細工等ニ類スルモノ、製造又ハ販賣ニ直接從事スル者
- 四、貸蒲團、貸本、古着其ノ他之ニ類スル物件ノ賣買、授受ノ業務ニ直接從事スル者

(乙) 病症程度

- 五、肺結核ニシテ咳嗽咯痰アリ咯痰中ニ結核菌ヲ證明シ得ルモノ又ハ喉頭結核ニシテ咳嗽頻發スルモノ
- 六、施行規則第二條第四條及第五條ニ規定シタル豫防上必要アリト認ムル事項ハ全國一般ニ遵守セシムル必要ナル事項ナルヲ以テ此以下ニ尙豫防上必要アリト認ムル事項ハ地方長官ニ於テ之ヲ命スルヲ妨ケサルコト又同條ニ規定スル事項ノ程度ハ各個ノ場所ニ適應シテ之ヲ定ムヘク一律且極端ニ涉ルコトナキ様注意スルコト
- 七、法第五條ニ依リ衛生上不良ナル建物ノ使用ヲ制限又ハ禁止スルニ當リテハ慎重ニ之ヲ決定スヘキハ勿論豫メ處分ヲ受クル者ニ之ヲ通知スルコト又建物ヲ新築スルモノアル場合ニ於テハ事前ニ於テ適當ノ方法ヲ設ケ衛生上不良ナル建物ヲ建築セサル様注意ヲ與フルコト
- 八、令第二條ニ依リ地方長官カ補償金額ヲ決定スルニ當リテハ評價人ノ意見ヲ徵スルヲ要スルモノトナセルハ畢竟補償金額ヲ公平ニ決定シ之ニ關

スル爭議ヲ少ナカラシメトスル趣旨ナルヲ以テ之カ選定ヲ官公吏等ニノミ制限セサル様注意スルコト

- 九、入所ノ費用ハ本人又ハ其扶養義務者ヨリ徵收スルコトヲ得ルノミナラス死亡シタル場合ハ遺留財産ヲ賣却シテ入所ノ費用ニ充テ得ルノ規定ナルモ酷ニ失スルノ處分ヲ爲サ、ルコト
- 十、工場法及鑛業法ノ適用セララル、工場及鑛業ニ對シテハ該法ニ特別ノ規定アル範圍ニ於テハ本法ハ適用セラレサルコト
- 十一、他ノ法令ニ於テ結核患者ニ對シ業態上病毒傳播ノ虞アル職業ニ從事スルヲ禁止セムトスル場合ニ於テ其ノ患者カ肺結核又ハ喉頭結核ナルトキハ其ノ法令ニ依ラス本法ニ依リ處置スルコト

結核豫防法施行細則

(大正九年六月十一日 縣令第五十號)

第一條 結核豫防法(以下單ニ法ト稱ス)第四條第一項第一號ニ依リ左記ノ者ニ對シ結核ノ檢診ヲ行フ

- 一、工場ノ職工
- 二、宿屋、料理店、飲食店、貸座敷、引手茶屋ノ營業者並從事者
- 三、遊技場、湯屋等ニ於テ直接客ニ接スル從業者
- 四、藝妓、酌婦、理髮業者(女髮結)
- 五、看護婦、醫師ノ診療ノ補助ニ從事スル者、按摩術及鍼灸術業者
- 六、常設ノ劇場、寄席、活動寫眞館ノ切符賣、案内人及仲賣人
- 七、乗合馬車ノ馱者及人力車夫
- 八、牛乳營業者、賣肉營業者及其ノ從業者並屠畜解體業者
- 九、飲食物製造ニ從事スル者
- 十、箸楊枝、糝粉細工等ノ製造ニ從事スル者
- 十一、貸蒲團業、貸本業、若ハ古着商ヲ營ム者及其從業者

〔千葉警〕

〔千葉警〕

前項ノ檢診ハ毎年二回警察官署長ノ指定シタル日時及場所ニ於テ之ヲ行フ

第二條 已ムテ得サル事由ニ因リ前條ノ檢診ヲ受クルコト能ハサルトキハ警察官署長ノ指示ヲ受クヘシ

警察官署長ハ特別ノ事情アル者ニ對シテハ其ノ指定スル醫師ノ診斷書ヲ提出セシメ之ヲ以テ前條ノ檢診ニ代フルコトヲ得

第三條 第一條ノ檢診ノ結果病毒傳播ノ危險アリト診斷セラレタル結核患者ハ其ノ業務ニ從事スルコトヲ得ス

第四條 結核病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アル古着類、古蒲團類、古本紙屑、襪、古毛皮類等ハ消毒スルニアラサレハ賣買若ハ授受スルコトヲ得ス但シ官公署ノ消毒證明アルモノハ此ノ限リニ在ラス

第五條 結核豫防法施行規則(以下單ニ規)第二條ニ定ムルモノハ外唾壺ヲ配置スヘキ場所ヲ左ノ通指定ス

- 醫師並ニ齒科醫師ノ病室及患者控室、銀行、會社、演武場、圖書館、新聞雜誌發賣所、寺院、説教所、教會堂、俱樂部、貸座敷、引手茶屋、飲食店、寄宿舎、合宿所、遊技場、裁縫傳習所
- 第六條 規則第四條ニ依リ旅店カ制限ヲ受クヘキ錢泉場、海水浴場、轉地療養所ハ別ニ之ヲ告示ス
- 第七條 前條ノ指定地域内ニ於ケル下宿屋、貸座敷營業者及指定地域外ニ於ケル旅店、下宿屋、貸座敷營業者ニ對シテハ規則第四條第一項各號ノ規定ヲ準用ス
- 第八條 法第四條第一項第三號ニ依リ結核豫防上施設ヲ必要ト認ムル地域内ノ旅店、下宿屋ニシテ警察官署長ノ指定ヲ受ケタルモノハ客ヲ更ムル毎ニ其居室及使用シタル物件ヲ消毒スヘシ
- 前項ノ地域ハ別ニ之ヲ告示ス
- 第九條 結核患者死亡シタル場合ニ於テ醫師ノ指示ニ依リ消毒其ノ他ノ豫

防方法ヲ施行セントスルトキハ死體所在ノ場所ノ管理ヲ爲ス者又ハ其ノ代理ヲ爲ス者ヨリ警察官署長ノ立會ヲ求ムヘシ

第十條 家屋又ハ居室ヲ賃貸セントスルモノハ居住者ヲ更ムル毎ニ警察官署長ノ指揮ヲ求メ消毒ヲ行フヘシ但シ新築ノ家屋居室ヲ初メ賃貸セムトスル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 結核豫防法施行令(以下單ニ施行令ト稱ス)第一條ニ依リ補償金交付ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ具スヘシ

- 一、建物所在地(地名及地番)
- 二、所有者又ハ使用者ノ住所、職業、氏名
- 三、處分ノ區別及其ノ年月日
- 四、損害見積額及其ノ算出根據
- 第十二條 法第十一條及施行令第十四條ニ依リ知事ニ生活費ノ補給ヲ申請セムトスルトキハ左記事項ヲ具シタル書面ニ戶籍謄本ヲ添付スヘシ
- 一、申請者ノ住所、職業、氏名
- 二、從業禁止者及入所者ノ氏名、年齢並ニ申請者トノ戶籍上ノ續柄
- 三、生活費其ノ算出ノ根據
- 四、申請者並ニ其家族ノ財産ヨリ生スル収入及家族ノ勞務ヨリ生スル収入並ニ其ノ他ノ收入
- 五、從業禁止者ハ入所前ノ本人ノ收入
- 第十三條 施行令第十六條ニ依リ生活費補給ノ程度、方法期間廢止及停止ニ關スル事項ハ別ニ之ヲ定ム
- 第十四條 本則第九條及第十條ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス
- 第十五條 本則第十一條第十二條ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ所轄町村役場及郡役所ヲ經由スヘシ

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十七年五月千葉縣令第四十二號ハ之ヲ廢止ス

●結核豫防法施行細則第六條及第八條ノ地域指定

(大正九年六月 告示第四百十八號)

大正九年六月千葉縣令第五十號結核豫防法施行細則第六條及第八條ノ地域ヲ左ノ通指定ス

- 一、細則第六條ノ鑛泉浴場、海水浴場、轉地療養所ヲ指定スルコト左ノ如シ
- 千葉市宇登戸、寒川
- 千葉郡檢見川町宇稻毛
- 君津郡木更津町
- 同 郡青堀村宇大堀
- 同 郡佐貫町宇八幡、笹毛、龜田
- 同 郡大貫町宇小久保、岩瀨
- 同 郡湊町宇湊
- 同 郡竹岡村宇竹岡、菽生
- 同 郡金谷村宇金谷
- 安房郡北條町宇北條、長須賀、八幡、湊
- 同 郡館山町宇館山、沼、柏崎、宮城、大賀
- 同 郡西岬村宇鹽見
- 同 郡富崎村宇布良
- 同 郡長尾村宇根本、瀧口
- 同 郡那古町宇那古、正木
- 同 郡船形町宇船形、堂ノ下
- 同 郡富浦村宇原岡、豐岡
- 同 郡岩井村宇高崎、市郡

- 同 郡勝山町宇加知山、下佐久間、龍島
- 同 郡保田町宇本郷
- 同 郡千倉町宇平館、南朝夷、北朝夷
- 同 郡白濱村宇島崎、原田、夷隅
- 同 郡勝浦町
- 同 郡豐濱村宇澤倉
- 同 郡大原町
- 同 郡長者町
- 同 郡御宿町
- 同 郡浪花村
- 同 郡東海村
- 同 郡生那宮町宇林下、大河原
- 同 郡一松村宇船頭給
- 同 郡南白龜村
- 山武郡片見村
- 海上郡高神村宇西明、長崎、犬若
- 二、細則第八條ノ地域ヲ指定スルコト左ノ如シ
- 千葉市

●「トラホーム」豫防法

(大正八年三月二十七日 法律第二十七號)

第一條 醫師「トラホーム」患者ヲ診斷シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ患者又ハ其ノ保護者ニ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示スヘシ

當該官吏又ハ吏員ハ必要ト認ムルトキハ「トラホーム」患者又ハ其ノ保護者ニ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示スヘシ

第一項又ハ前項ノ規定ニ依リ指示ヲ受ケタル者ハ其ノ指示ニ從ヒ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ行フヘシ

〔千葉縣〕

〔千葉縣〕

第二條

「トラホーム」患者ハ速ニ醫師ノ治療ヲ受ケヘシ

第三條

行政官廳ハ「トラホーム」患者ニシテ治療ヲ受クルノ途ナキ者ニ對シ治療ヲ施行スルコトヲ得

第四條

行政官廳ハ「トラホーム」豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ行フコトヲ得

- 一 檢診ヲ施行スルコト
- 二 「トラホーム」患者ニ對シ客ニ接スル業務ニ從事スルヲ停止スルコト
- 三 學校、幼稚園、製造所其ノ他ノ多衆ノ集合スル場所又ハ旅店、料理店、理髮店其ノ他ノ客ノ來集ヲ目的トスル場所ニ付病毒傳播ノ媒介トナルヘキ事項ヲ制限シ若ハ禁止シ又ハ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ對シ「トラホーム」豫防上必要ナル施設ヲ爲サシムルコト

第五條

地方長官ニ於テ前項第一號ノ檢診ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

第六條

北海道地方費又ハ府縣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ「トラホーム」ノ豫防及治療ノ爲費用ノ支出ヲ爲ス市町村ニ對シ其ノ費用ノ補助ヲ爲スヘシ

第七條

國庫ハ前條ノ補助ノ爲其ノ他「トラホーム」ノ豫防及治療ノ爲費用ノ支出ヲ爲ス北海道地方費又ハ府縣ニ對シ其ノ支出額ノ六分ノ一ヲ補助ス

第八條

官廳、公署、官立公立ノ學校製造所等ニ於テハ其ノ長ハ第四條條第三編 衛生 第三章 防疫

第三編 衛生 第三章 防疫

●「トラホーム」豫防法施行規則

(大正八年八月二十三日 內務省令第十三號)

- 第一條 「トラホーム」豫防法第一條第一項ノ規定ニ依リ醫師ノ指示スヘキ消毒其ノ他ノ豫防方法ハ左ノ各號ニ準據スヘシ
- 一 患者ノ手拭ハ專用トシ其ノ清潔ニ注意スルコト
 - 二 洗面器ハ患者用ト健康者用トチ區別スルコト
 - 三 患者ノ常用シタル手拭、洗面器ノ類チ他人ニ交付シ又ハ使用セシムトスルトキハ煮沸スルカ又ハ熱湯ヲ以テ洗淨スルコト
 - 四 眼脂ヲ拭フニハ清潔ナル専用ノ布片類ヲ用キルコト
 - 五 指甲ヲ短剪シ顔面手指ノ清潔ニ注意スルコト

第十二條 本法中市町村トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ之ニ準スヘキモノトス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正八年八月勅令第四百十三號ヲ以テ同年九月一日ヨリ施行)

第二條 學校、幼稚園、製造所又ハ鐵道、電車、船舶、自動車、馬車等ノ發着待合所、劇場、寄席、活動寫眞館、旅店、下宿屋、料理店、理髮店、湯屋其ノ他地方長官ノ指定シタル多衆ノ集合スル場所又ハ客ノ來集チ目的トスル場所ニ於テハ左ニ掲ケル事項ヲ遵守スヘシ

一 貸手拭又ハ共用手拭ヲ備ヘサルコト但シ使用者毎ニ清潔ナルモノヲ使用セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

二 手洗水ハ流出装置トナスコト

學校、幼稚園、製造所其ノ他地方長官ノ指定シタル場所ニ於テハ前項各號ノ外洗面器ハ患者用ト健康者用トナ區別スヘシ

第三條 「トラホーム」豫防法第六條ノ規定ニ依ル北海道地方費又ハ府縣ノ補助ハ左ノ區分ニ依ル但シ市町村ノ支出額三十圓未滿ナルトキハ補助セサルコトヲ得

一 治療ニ關スル費用ハ支出額ノ四分ノ一以上

二 豫防ニ關スル費用ハ支出額ノ六分ノ一以上

前項ノ支出額トハ事業ニ伴フ収入又ハ寄附金ノ額ヲ控除シタル支出精算額ヲ謂フ

第四條 「トラホーム」豫防法第三條行政官廳ノ職務ハ警察署長又ハ警察分署長、同法第四條行政官廳ノ職務ハ内務大臣又ハ地方長官之ヲ行フ

「トラホーム」豫防法及本令ノ規定ニ依ル地方長官ノ職務ハ東京府ニ在リテハ警視總監之ヲ行フ

附則

本令ハ「トラホーム」豫防法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（大正八年九月一日ヨリ施行）

●「トラホーム」豫防法施行細則

（大正九年三月 縣令第二十二號）

（沿革）大正一〇年二月縣令第四七號改正

第一條 「トラホーム」豫防法（以下單ニ稱ス）第一條第二項ニ依リ當該吏員ノ指示ヘキ消毒其ノ他ノ豫防方法ハ「トラホーム」豫防法施行規則ニ規程ス（第一條各號ニ準據スヘシ）

第二條 法第四條第一項第一號ニ依リ「トラホーム」ノ檢診ヲ施行スル者左ノ如シ

一 徴兵適齡者

二 工場ノ職工及其ノ他ノ從業者

三 宿屋、料理店、飲食店、貸座敷、引手茶屋、遊技場、湯屋、理髮、髮結チ店等ニ於テ直接客ニ接スル從業者

四 藝妓、酌婦、遊藝師匠

五 劇場、寄席、活動寫眞

其ノ他觀物場ノ切符賣、案内人及仲賣人

六 電車、營業用自動車ノ車掌運轉手、乗合馬車ノ馭者及人力車夫

七 看護婦醫師ノ診療ノ補助ニ從事スル者按摩師鍼灸術業者

第三條 前條第一號徴兵適齡者ニ對スル檢診施行ノ區域、日時及場所ハ其ノ都度之ヲ告示シ第二號乃至第七號該當者ニ對スル檢診ハ毎年三回警察官署長ノ指定シタル日時及場所ニ於テ之ヲ行フ

前項ノ檢診ニ際シ已ムチ得サル事由ニ因リ之ヲ受クルコト能ハサルトキハ徴兵適齡者ハ市町村長ニ其ノ他ノ者ハ警察官署長ニ届出テ指示ヲ受クヘシ

警察官署長ハ特別ノ事情アル者ニ對シテハ其ノ指定スル醫師ノ診斷書提出チ以テ第一項ノ檢診ニ代フルコトヲ得

第四條 「トラホーム」豫防法上必要アリト認ムルトキハ市町村ノ全部又ハ一部ヲ指定シ市町村長チシテ豫防檢診及治療ニ關シ特別施設ヲ爲サシムルコトアルヘシ

〔千葉警〕

〔千葉警〕

第十條 前條諸費ノ支出額ニシテ適當ト認ムルトキハ之ヲ査定シ其ノ査定額ニ對シ補助スルモノトス

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ科料ニ處ス

一 第五條第二項及第三項ニ違反シタル者

二 第六條ニ違反シタル者

三 第四條第二項ニ依リ指示ニ從ハサル者

第十二條 本則ニ於テ當該吏員ト稱スルハ郡長、警察官署長、工場監督官吏、市町村長其ノ他「トラホーム」豫防事務ニ從事スル官公吏ヲ謂フ

第十三條 町村長ヨリ知事ニ提出スヘキ書類ハ所轄郡役所ヲ經由スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年二月千葉縣令第五號及同年六月縣令第五十三號ハ之ヲ廢止ス

●「トラホーム」豫防法施行手續

（大正九年五月四日 訓令第二十號）

（沿革）大正一〇年二月訓令第三五號改正

第一條 本令ニ於テ法ト稱スルハ「トラホーム」豫防法、規則ト稱スルハ「トラホーム」豫防法施行規則、細則ト稱スルハ「トラホーム」豫防法施行細則ヲ謂フ

第二條 警察官署長ハ其所轄内ニ於ケル檢診ニ關スル事務ヲ處理スヘシ

第三條 「トラホーム」ノ檢診ハ警察署若ハ囑託シタル醫師チシテ之ヲ行ハシム

第四條 警察官署長ハ法第三條ノ該當患者ヲ發見シタルトキハ關係市町村長ト協議シ患者又ハ保護者ニ對シ治療ノ方法ヲ指示スヘシ

第五條 徴兵適齡者檢診ノ告示アリタルトキハ市町村長ハ其ノ市町村内ニ於ケル徴兵適齡者ヲ檢定期日ノ十日以前迄ニ第一號様式ニ依リ所轄警察

第九條 市町村ニ於テ「トラホーム」豫防及治療ノ爲支出シタル金額ニ對シテハ左ノ區分ニ依リ縣費ヨリ補助ス但シ三十圓未滿ノ金額ニ對シテハ補助セズ

一 法第三條及本則第四條ニ依ル費用ハ支出額ノ二分ノ一

二 豫防ニ關スル費用ハ支出額ノ四分ノ一

特別ノ事由アリト認ムルトキハ其ノ支出額ノ全部迄ヲ補助スルコトアルヘシ

示療醫		上師		指ノ治		月		治		療		シ		タ		ル		日		査	
月	廿一日	廿一日	廿一日	廿一日	廿一日	廿一日	廿一日	廿一日	廿一日	廿一日	廿一日	廿一日	廿一日	廿一日	廿一日	廿一日	廿一日	廿一日	廿一日	廿一日	廿一日
月	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日
月	廿三日	廿三日	廿三日	廿三日	廿三日	廿三日	廿三日	廿三日	廿三日	廿三日	廿三日	廿三日	廿三日	廿三日	廿三日	廿三日	廿三日	廿三日	廿三日	廿三日	廿三日
月	廿四日	廿四日	廿四日	廿四日	廿四日	廿四日	廿四日	廿四日	廿四日	廿四日	廿四日	廿四日	廿四日	廿四日	廿四日	廿四日	廿四日	廿四日	廿四日	廿四日	廿四日
月	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日
月	廿六日	廿六日	廿六日	廿六日	廿六日	廿六日	廿六日	廿六日	廿六日	廿六日	廿六日	廿六日	廿六日	廿六日	廿六日	廿六日	廿六日	廿六日	廿六日	廿六日	廿六日
月	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日
月	廿八日	廿八日	廿八日	廿八日	廿八日	廿八日	廿八日	廿八日	廿八日	廿八日	廿八日	廿八日	廿八日	廿八日	廿八日	廿八日	廿八日	廿八日	廿八日	廿八日	廿八日
月	廿九日	廿九日	廿九日	廿九日	廿九日	廿九日	廿九日	廿九日	廿九日	廿九日	廿九日	廿九日	廿九日	廿九日	廿九日	廿九日	廿九日	廿九日	廿九日	廿九日	廿九日
月	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日
月	卅一日	卅一日	卅一日	卅一日	卅一日	卅一日	卅一日	卅一日	卅一日	卅一日	卅一日	卅一日	卅一日	卅一日	卅一日	卅一日	卅一日	卅一日	卅一日	卅一日	卅一日

〔千葉警〕

第三號様式(用紙半紙)

「トラホーム」患者名簿	
番號	検査月日
検査月日	病症
治療開始月日	轉歸月日
住所	職業
氏名	年齢
備考	

記載例

- 一、病症欄ニハ重症、輕症、疑似症ノ別ヲ記入スルコト
- 二、備考欄ニハ異動其ノ他治療廢止ノ月日ヲ記入スルコト

第五號様式(用紙半紙)

「トラホーム」患者治療成績表		何月分	
市町村名	受檢者數	全治	死亡
種別	患者數	其他	計
症	計	全治	死亡
輕	計	其他	計
疑似	計	死亡	其他
記	計	其他	計
現在患者			

〔千葉警〕

第四號様式(用紙半紙)

「トラホーム」検査成績表		何月分	
市町村名	受檢者要受檢受檢人員	重症	輕症
種別	人員	疑似症	計
署名			
備考			

記載例

本令第十四條ニ依リ診斷書ノ提出ヲ命シタル工場ノ職工其ノ他ニ對シテモ本表ニ計上スルモノトス

ス各自ヨク其主旨ノアル所ヲ察知シ協力シテ防疫ノ方法ヲ講シ該病ノ撲滅ヲ圖ルコトニ勉ムヘシ

一 病性ノ要領

トヲホームノ本性ハ觸接傳染病ニシテ眼内ヨリ出ツル分泌物即チ眼脂、涙液、等ハ皆病毒ヲ含有シ此等附着ノモノハ悉ク傳染ノ媒介ナリトモノナリ

之ヲ廢絶シ又或ハ慢性症ノ經過中アル刺戟ノタメニ急性症狀ヲ呈スル期間治療ヲ加ヘ其症狀去ルモ依然トシテ顆粒ノ存スルニ係ラス直チニ治療ヲ廢スル等根柢的ニコレヲ根治チ圖ルモノ稀ナルニ基因ス而シテ其間種々ノ關係ニ依テ病毒ヲ散蔓シ一家悉ク本病ノ擔者ヲ蒙リ而シテ視力ノ障害ヲ來セル後チ始メテ醫藥ヲ乞フカ如キハ到底之カ全治チ企圖スルコト能ハス況ンヤ全家族ノ之ニ冒サレタルニ於テハ峻嚴ナル方法ヲ以テスルニアラサレハ之レカ全治撲滅チ圖ルコト能ハサルニ至ルヘキヲヤ

二 豫防ノ要領

一 健康者ノ注意
健康者ハ常に家庭、身體、ヲ清潔ニ保チ睡眠及飲食ヲ適度ニシ作業ハ光線ノ充分ナル場所ニ於テコレヲ爲ス等眼ノ健康保全ニ注意スヘシ
健康者ノ眼病患者ノ所持品ニ觸レサルヤウ注意シ若シ該所持品又ハ患者ヨリ來レル物品或ハ患者ニ出入シテ物品ニ觸レタルトキハ必ス手ヲ洗滌スヘシ

【千葉警】

「トヲホーム」豫防施設ニ關スル

(大正九年四月 衛第一七一九號)

今回縣令第二十二號ヲ以テ「トヲホーム」豫防施設施行細則並訓令第二十號ヲ以テ右施行手續公布相成候ニ就テハ之レカ施行ニ關シ左記注意事項ニ據リ取扱上遺策ナキチ期セラレ度此段及通牒候也

注意事項

- 一、施行規則第一條ニ規定スル醫師ノ指示スヘキ事項ハ醫師ノ指示スヘキ最大限ヲ定メタルモノナルト同時ニ醫師ノ指示力遵守スヘキ義務ノ範圍ヲ確定シタルモノナルヲ以テ當該吏員ニ於テ細則第一條ニ定ムル事項以外ニ豫防上必要ト認ムル事項ヲ指示スルモ妨ケナシト雖此場合ニ於テハ法律上遵守スヘキ義務ナキモノナルコト
二、法第一條ノ義務不履行ニ對シテハ法第九條ニ依リ科料ニ處セラルヘシト雖制裁チ以テ蒞ムハ豫防上已ムナ得サル場合ニ限ルヘク妄リニ此等ノ者ニ制裁チ加ヘサルコト
三、法第三條ニ依リ警察官署長ニ於テ治療ヲ受クル途ナキ「トヲホーム」患者ニ對シ治療チ施行スルニ當リテハ豫メ患者所在地ノ町村長ト親シク協議スヘク若シ協議整ハサル場合ニ於テハ知事ノ指揮ヲ受クルコト
四、細則第二條第七號中醫師ノ診療ノ補助ニ從事スル者トハ免許ナキ看護婦等ヲ指稱シタルモノニシテ藥局生ノ如キ接客業者ニアラサル者ハ包含セサルコト
五、細則第七條ハ接客業者力重症「トヲホーム」ニ罹リタル場合ニ於テ其業

- 一 患者ノ注意
患者ハ煤煙風塵ヲ避ケ酒類、煙草ヲ節シ夜中長起チ慎ミ飲食及睡眠ヲ適當ニシ且ツ光線不足ノ場所ニテ作業セサル様ニスヘシ
患者ハ勉メテ手指ヲ清潔ニスヘシ
患者ハ可成人ノ集合スル場所ニ出入スルコトヲ避ケヘシ
患者入浴スルトキハ先ツ浴槽外ノ湯又ハ水ヲ以テ其眼邊指尖等ヲ充分ニ洗滌スヘシ
患者使用ノ器物ハ時々熱湯ヲ灌キテ洗濯シ或ハ二十倍ノ石炭酸水ニテ拭淨シ若クハ日光ニ曝ス等物品ノ種類ニ依テ適宜之ヲ消毒スヘシ
患者治療チ怠ルトキハ往々經過チシテ緩慢チラシメ或ハ他ノ眼病ヲ誘

- 一 患者ノ注意
患者ハ煤煙風塵ヲ避ケ酒類、煙草ヲ節シ夜中長起チ慎ミ飲食及睡眠ヲ適當ニシ且ツ光線不足ノ場所ニテ作業セサル様ニスヘシ
患者ハ勉メテ手指ヲ清潔ニスヘシ
患者ハ可成人ノ集合スル場所ニ出入スルコトヲ避ケヘシ
患者入浴スルトキハ先ツ浴槽外ノ湯又ハ水ヲ以テ其眼邊指尖等ヲ充分ニ洗滌スヘシ
患者使用ノ器物ハ時々熱湯ヲ灌キテ洗濯シ或ハ二十倍ノ石炭酸水ニテ拭淨シ若クハ日光ニ曝ス等物品ノ種類ニ依テ適宜之ヲ消毒スヘシ
患者治療チ怠ルトキハ往々經過チシテ緩慢チラシメ或ハ他ノ眼病ヲ誘

- 務ニ從事スルコトヲ停止スル規定ナルヲ以テ診斷醫ニ注意ヲ與ヘ安リ
- ニ自由ヲ拘束スルカ如キコトナキ様慎重ニ之ヲ決スルコト
- 六、工場法及鑛業法ノ適用セラルル工場及鑛業ニ對シテハ該法ニ特別ノ規定アル範圍ニ於テ本法ハ適用セラレサルコト
- 七、細則第二條第二號ハ職工徒第十人以上ヲ僱使スル工場ニ適用スルコト
- 八、細則第二條ノ接客業者中組合ノ設ケナキモノハ檢診ノ便益上可成組合ヲ設ケシムルコト
- 九、「トラホーム」ノ診斷ハ左ノ標準ニ據リ分類スルコト
- 「トラホーム」ノ診斷分類
- 「トラホーム」ノ預防上傳染力ノ強弱及治療ノ緩急ニ基キ「トラホーム」ヲ重症輕症ノ二種ニ分チ別ニ疑似症ヲ設ク

重症

- 重症「トラホーム」トハ概ネ左ノ如キモノヲ謂フ
- 一、結膜ニ汎ク顆粒發生スルモノ、顆粒ノ發生ト共ニ乳嚙ノ増殖著シキモノ又ハ炎症高度ニシテ分泌旺盛ナルモノ
- 二、「トラホーム」性「パンヌス」ヲ起シ其進行中ニアルモノ

輕症

- 輕症「トラホーム」トハ概ネ左ノ如キモノヲ謂フ
- 一、顆粒ノ發生乳嚙ノ増殖等「トラホーム」性病變力驗結膜ノ内外背部半月狀雜糞又ハ穹窿部ニ局限スルモノ
- 二、結膜ニ於ケル病變程度ニシテ分泌少ナキモノ

- 疑似症
- 「トラホーム」疑似症トハ概ネ左ノ如キモノヲ謂フ
- 一、「トラホーム」ニ類似スル症狀アルモノ直チニ「トラホーム」ト診斷シ難キモノ
- 二、結膜ニ「トラホーム」經過ノ疑アル痕跡アリテ炎症ヲ伴フモノ

前項ノ檢診ニ關シテハ「トラホーム」預防法施行細則及同施行手續ヲ準用ス
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
明治四十三年二月千葉縣令第十二號ハ之ヲ廢止ス

花柳病自衛的豫防ニ關スル件

(明治四十三年一月十四日)
衛第(二六)號

公娼ニ對シテハ檢査制度ノ下ニ健康診斷ヲ勵行シ尙ホ自衛的ニ洗滌ヲ實行セシメ以テ花柳病其ノ他病毒ノ傳播ヲ豫防シツ、アルモ反之營業者ノ多數ニシテ公衆ノ出入スル範圍最廣キ料理店飲食店旅人宿(料理店兼業)待合茶屋等ニ於ケル藝妓酌婦其ノ他僱婦ニシテ業體上來客ニ接近スル機會ノ頻繁ナル者ニ在リテハ花柳病其ノ他傳染病ニ對シ何等取締ルヘキ規定ナク從テ之カ豫防上遺憾ノ點不尠候處既ニ一、二ノ署ニ於テハ多少計劃實行セル向モ有之候得共此ノ際該當業者ニ對シ各地ノ情況ニ應ジ自衛的豫防施設ノ方法ヲ諭示シ組合若クハ個人ノ資力ヲ以テ事實豫防ノ效果ヲ奏スル様相當措置相成度尙ホ其ノ施行ノ實況ハ隨時報告有之度候

保健組合規約雛形等ノ件

(明治四十三年二月五日)
衛第(八三)二五號警察部長通牒

別紙保健組合規約及健康診斷雛形及送付候條參照相成度候
追テ自衛的豫防組合ノ名稱ニ花柳病豫防云々ノ文字ヲ襲用スルコトハ可成避ケシメラレ度爲念申添候

何々保健組合規約

第一條 本組合ハ料理店、料理店兼旅人宿、飲食店及藝妓屋營業者ヲ以テ組織シ藝妓、酌婦、雇女、健康ヲ保護シ病毒ノ傳播ヲ自衛スルヲ以テ目的トス

第二條 本組合ハ何々保健組合ト稱ス

第三編 衛生 第三章 防疫

十、徵兵適齡者ノ花柳病檢診ニ就テハ本月四日縣令第四十二號ヲ以テ「トラホーム」預防法施行細則並同施行手續ヲ準用セラレタルヲ以テ取扱上過誤ナキヲ期スルコト

壯丁花柳病患者感染系路報告方ノ件

(大正九年五月二十二日)
衛第(一九六)一號

自今壯丁檢診ノ結果花柳病患者ヲ發見シタルトキハ其ノ感染ノ系路ヲ精査ノ上壯丁檢診結果成績表ト同時ニ具體的ニ報告相成度此段及通牒候也
追テ本年度分ニ付テハ既ニ成績表到著ノモノモ有之候ニ付之ニ對シテハ御通報相成度候

記載例

一、何年何月何日頃ヨリ何日マテノ間ニ於テ何郡何町村料理店、何某方酌婦何某ヨリ感染(又ハ何某方下女何某ヨリ感染)ノ如シ

「トラホーム」患者治療ニ關スル件

(大正九年十月五日)
衛第(三八七)三號

「トラホーム」預防法第三條ニ據リ治療ノ途ナキ「トラホーム」患者ニ對シ治療ヲ施行シタル時ハ患者ノ住所氏名職業及病症ヲ其都度報告相成度此段及通牒候也
追而既往ニ係ル分ハ此際取纏メ報告相成度候

徵兵適齡者花柳病檢診ニ關スル件

(大正九年五月四日)
縣令第四十二號

徵兵適齡者ニ對シ花柳病ノ檢診ヲ行フ

〔千葉警〕

第三條 組合事務所ハ.....ニ置ク

第四條 本組合ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲ニ左ノ事項ヲ實行スルコトヲ約ス

- 一、藝妓、酌婦、雇女ハ毎月 回 月 日 月 所轄警察官署ノ指定シタル醫師ニ就キ健康診斷ヲ受ケ疾病アルトキハ治療ヲ受ケシムルコト
- 二、健康診斷ヲ受ケタルトキハ其ノ都度別ニ定ムル様式ノ票紙ニ醫師ノ記入認印ヲ受ケ置キ警察官吏ノ求メニ應ジ何時ニテモ之ヲ提示セシムルコト
- 三、健康診斷ヲ受ケルコトヲ肯シセサル者ハ之ヲ解雇シ又ハ寄寓セシメス若ハ雇入レサルコト
- 四、第一號ノ治療期間内ハ客席ニ出入セシメサルコト
- 第五條 患者ノ診察費及治療費ハ本人ノ資力ナキ場合ハ組合ノ費用ヲ以テ之ヲ負擔スルモノトス
- 第六條 此ノ規約ノ事務ヲ處辨スル爲ニ左ノ役員ヲ置ク

一、組合長	一名
二、副組合長	一名
三、評議員又ハ幹事	若干名

前項ノ役員ハ無報酬ニシテ組合ノ公選トシ其ノ任期ハ何ケ年トス

第七條 此ノ規約ニ違背シタルモノハ壹圓以下ノ違約金ヲ差出ス義務ヲ負フモノトス

第八條 組合員此ノ規約ニ違背シタルトキハ評議員又ハ幹事會ヲ開キ前條ノ範圍ニ於テ違約金額ヲ評決シ組合長ヨリ之ヲ違約者ニ通告スルモノトス但シ違約者ハ其ノ通告ニ對シテ異議ヲ唱フルコトヲ得サルモノトス

第九條 前條ノ通告ヲ受ケタル違約者ハ十日以内ニ其ノ違約金ヲ組合長ニ

二一九

差出スヘキモノトス
 第十條 違約者ヨリ差出シタル違約金ハ組合ノ費用ニ充テ若利餘金アルト
 キハ健康診断料、治療費等ノ補助ニ充ツルモノトス
 第十一條 組合員ハ組合費ニ充ツル爲メ毎月 日限り金何錢(例ヘハ五
 錢)ツ、ヲ組合長ニ差出シ積立置クモノトス
 前項ノ積立金ハ組合長ニ於テ郵便貯金トナシ必要ニ應シ支出スルモノト
 ス
 第十二條 組合員廢業其ノ他ノ事由ニ依リ組合ヲ脫スルモ前條ノ積立金ハ
 拂戻サ爲ササルモノトス
 第十三條 積立金ノ收支ハ毎年一回(翌年一月)決算報告ヲ爲スモノトス

健康診断證			
郡 町(村)		番地某方寄留	
又ハ住所		何 某	
生年月日		生年月日	
二月	一月	七月	八月
種別	種別	種別	種別
受診日	受診日	受診日	受診日
健否	健否	健否	健否
摘要	摘要	摘要	摘要

三月	四月	五月	六月
九月	十月	十一月	十二月
三月	三月	三月	三月

明治四十三年二月 何々保健組合

●自衛的健康診断施設ニ關スル件

(明治四十三年二月八日) 衛第八九一號
 藝妓酌婦其ノ他ニ對スル自衛的健康診断ノ儀ニ就テハ各署トモ夫々施設計
 劃ノ旨報告ニ接シ着々其ノ效果ヲ見ラル、事トハ信シ候得共未タ當業者ニ
 於テ其ノ趣旨ヲ充分ニ了解セサル向モ有之哉ニ見受ケラレ斯クテハ折角ノ

〔千葉警〕

●自衛的健康診断成績報告ノ件

施設モ水泡ニ歸スルノ結果ト相成哉モ難圖候ニ付懇篤ニ當業者ニ對シ自衛
 的受診ノ精神ヲ諭示セラレ漸次花柳病豫防ノ實行ヲ期セラル、様注意相成
 度元來該通牒ノ目的ハ花柳病豫防ハ勿論トラホーム、結核、疥癬其ノ他傳
 染性皮膚疾患ノ傳播ヲモ豫防セントスル儀ニ有之候得ハ彼等ニ對シテハ單
 ニ身體ノ健否ヲ受診セシムル様懇諭シ又指定醫師ニ對シテハ豫テ診断ノ範
 圍及程度ヲ協議シ置キ業體ノ如何ニ據リ參酌ヲ加ヘ必スシモ千篇一律ニ
 出テサル様留意セラレ度尙警察官吏力其ノ診斷ニ立會スルカ如キ表面ノ關
 與ハ成ルヘク之ヲ避ケ飽迄彼等自體ニ於テ進ンテ受診スルノ習慣ヲ馴致ス

ル様取計ハレ圓滿ノ間ニ於テ施設ノ效果ヲ收メラレ度爲念及通牒候
 (明治四十三年二月十日) 衛第九二九號警察部長通牒
 客月十四日付衛第二六〇號通牒ニ基ツキ各署ニ於テ勸誘施設相成候料理
 店、料理店兼旅人宿、飲食店ニ於テ就業スル藝妓、酌婦、雇女ノ自衛的健康
 診断施行成績ハ別表様式ニ依リ毎月其月分ヲ翌月十日迄ニ報告セラルヘシ

種別		前月末		本月末		同受診		延診者		トヲホ		有		梅毒		軟下		性淋		疾肺結核		其ノ他傳染	
前月末	本月末	前月末	本月末	同受診	延診者	トヲホ	有	梅毒	軟下	性淋	疾肺結核	其ノ他傳染	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
料 理 店	料 理 店	料 理 店	料 理 店	料 理 店	料 理 店	料 理 店	料 理 店	料 理 店	料 理 店	料 理 店	料 理 店	料 理 店	料 理 店	料 理 店	料 理 店	料 理 店	料 理 店	料 理 店	料 理 店	料 理 店	料 理 店	料 理 店	
飲 食 店	飲 食 店	飲 食 店	飲 食 店	飲 食 店	飲 食 店	飲 食 店	飲 食 店	飲 食 店	飲 食 店	飲 食 店	飲 食 店	飲 食 店	飲 食 店	飲 食 店	飲 食 店	飲 食 店	飲 食 店	飲 食 店	飲 食 店	飲 食 店	飲 食 店	飲 食 店	
料 理 店 兼 旅 人 宿	料 理 店 兼 旅 人 宿	料 理 店 兼 旅 人 宿	料 理 店 兼 旅 人 宿	料 理 店 兼 旅 人 宿	料 理 店 兼 旅 人 宿	料 理 店 兼 旅 人 宿	料 理 店 兼 旅 人 宿	料 理 店 兼 旅 人 宿	料 理 店 兼 旅 人 宿	料 理 店 兼 旅 人 宿	料 理 店 兼 旅 人 宿	料 理 店 兼 旅 人 宿	料 理 店 兼 旅 人 宿	料 理 店 兼 旅 人 宿	料 理 店 兼 旅 人 宿	料 理 店 兼 旅 人 宿	料 理 店 兼 旅 人 宿	料 理 店 兼 旅 人 宿	料 理 店 兼 旅 人 宿	料 理 店 兼 旅 人 宿	料 理 店 兼 旅 人 宿	料 理 店 兼 旅 人 宿	
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	

ル限り必ス診察ニ應ジシムル様致サレ度候也

自衛的健康診断ニ關スル件

(大正元年八月二十四日 衛第八五一四號)

藝妓、酌婦ノ自衛的健康診断ニ付テハ各署ノ督勵ニ依リ其ノ成績見ルヘキモノアリテ大ニ其ノ勞多トスル處ナリト雖モ近來是等健康診断ノ場合ニ於テ制服ヲ着用シタル警察官吏ヲ立會ハシムル向アルヤノ聞ヘ有之斯アハ公娼ト選フ處ナク彼等ヲシテ賣淫ヲ公許セラレタルカ如キ感テ與ヘ取締上ハ勿論社會風教上ニ及ホス影響妙カラスト認ラレ候ニ付右ノ如キ表面ノ干與ハ絶體ニ避ケラル、様注意有之度候也

娼妓診斷其他ニ關スル件

(大正二年一月十四日 衛第四九五號)

過般内務省ニ於テ專門技術官ヲシテ二三府縣ニ於ケル娼妓健康診断所並其ノ治療所ノ實地視察ヲ爲サシメタルニ諸般ノ設備完整シ檢査及治療ノ方法亦周到ノ向ナキニアラサルモ場所ニ依リテハ管理ノ周密ヲ缺キ或ハ檢診ノ方法宜シキヲ失シ若ハ自衛方法ノ普及ラサル等ノ遺憾アル向有之趣ニテ別紙ノ如ク摘錄通牒有之候處本縣ニ於テハ右摘錄ノ事項ハ概テ實行シツ、アリト雖モ尙進展スヘキ事項有之候條參照相成度候也

患者ノ入院程度ニ就テハ各縣ハ勿論其ノ縣内ニ於テモ殆ト標準ナク全ク檢査醫ノ考ニ一任シテ願ミサルカ如シ宜シク一定ノ標準ヲ定メ入院程度ニ甲乙ナカラシメ亦退院程度モ梅毒痲病ノ如キ根治困難ナルモノニアリテハ凡ソ一定スルヲ要スト考フ
通院患者中輕症痲病、輕症梅毒等ノ者アリ此等ハ收容シテ治療ヲ行フヘキモノニシテ通院患者ハ傳染ノ虞ナキ患者ニ限ルヲ要ス

ケ規定ノ時間迄ニ必ス集合セシメ一旦集合シタル上ハ猥リニ外出ヲ許サ、ルハ勿論附添人等ノ出入ヲ禁スルヲ宜シトス此レ獨リ取締上ノ便利アルノミナラス娼妓ノ疾病ヲ隱匿シ或ハ附添人ノ之レヲ補助スル機會ナカラシムルコトヲ得ルノ利益アリ

娼妓上半身檢査ニ關スル件
身體上部ノ檢査ハ二三ノ健康診断所ヲ除ク外一ヶ月一回之レヲ行ヒ其ノ檢査法ハ單ニ口ヲ開カシメテ口腔ヲ窺ヒ或ハ頸腺腫脹ノ有無ヲ檢スルニ過キサルモ之レ等ハ每週一回宛檢査シ尙其方法トシテハ上半身全部ヲ露出セシメ胸背部殊ニ腋窩ニ注意ヲ拂ヒ亦口腔及咽頭ノ檢査ハ健康診断所中尤モ重要ナルヲ以テ光線ノ射入充分ナル所ニ於テ舌壓子ヲ用ヒ口腔咽頭粘膜炎ヲ精査シ尙上下口唇ヲ轉シテ口角及口唇ノ粘膜炎モ檢スヘキモノト思料ス之レ口内ニハ屢々梅毒性潰瘍及疹疹物等存在シ遊客ニ傳染セシムルコトアレハナリ

檢査器具消毒ニ關スル件
藥液ヲ以テ子宮鏡及「ピンセット」等ヲ消毒スルニ際シ藥液少量ナル爲僅ニ子宮鏡ノ瓣ノミヲ浸スニ止マリ把柄ノ如キハ終始消毒セラレ、機會ナキノミナラス子宮鏡少數ニシテ消毒藥液ノ作用時間甚ダ短シ故ニ藥液消毒ヲ行フニハ可成六七個以上ノ子宮鏡ヲ備ヘ少ナクモ消毒藥液中ニ四五分間浸漬シ且ツ把柄ニ至ルマテ浸漬スルヲ安全トス
亦煮沸消毒ヲ行フ處ニ於テハ子宮鏡ハ少數ニテ足ルト雖モ充分ナル時間把柄ヲ煮沸スヘキモノトス

檢査醫手指消毒ニ關スル件
各地何レモ不完全ナリ宜シク各娼妓毎ニ必ス二十倍石炭酸水又ハ千倍昇汞水ヲ以テ洗滌ノ消毒ヲ行ヒタル後檢査ヲ施スヘシ
陰部檢査ニ關スル件
陰部檢査ニ際シ腔口内ニ手指ヲ挿入シ尿道ヲ壓迫スルコト只形式的ナル

診察及治療上ノ誤謬ニ關スル件

○子宮鏡ノ挿入又ハ拔去ニ際シ屢後連合部ニ裂傷ヲ被ラシメ願ミサルカ如キ粗暴ノ檢査ヲ爲ス者アリ
○痲病、軟性下疳等ノ患者ノ發見概シテ少ナク處ニ依リテハ一ヶ年以上一人ノ入院患者ナキアリ之レ或ハ診斷ノ當チ得サル結果ニアラサルカ
○撒尿ヲ肩胛間部ノ皮下ニ注射シ劇シキ疼痛ヲ忍耐セシメ或ハ局部ヲ化膿ニ陥ラシメ平然タルモノアリ
○尖圭コンゴロウスニ對シ驅微療法ヲ行フ者アルヲ認ム
以上ノ關係ニ依リ檢査醫及治療醫ノ採用ハ囑托醫タルト警察醫タルトチ問ハス花柳病ニ對シ相當智識アル者ヲ選擇セラレシコトヲ望ム

帳簿整理ニ關スル件
一般ニ判明テ缺ケリ就テハ左ノ諸簿冊ノ備付ヲ希望ス

健康診断所備付簿冊
一 傳染性患者名簿 (記載要項 氏名、年齡、診斷月日、轉歸月、疾病ノ種類及其部位)

一 登錄申請者檢査名簿 (記載要項 氏名、年齡、健康否、)

一 檢査成績表 (記載要項 檢診ヲ受ケル者ノ姓名、病名、受診人員、罹病人、病院又ハ治療所備付簿)

一 入院患者病床日誌 (記載要項 氏名、年齡、治療日數、疾病ノ種類及部位、療法、概要)

一 通院患者治療日誌 (記載要項 同)

娼妓集合室ニ關スル件
娼妓集合室ナキ健康診断所ニ於テハ娼妓ハ自己ノ檢査願番ヲ見計フテ參集シ或ハ一旦集合シタル後附近ヲ散步スル等混雜喧嘩ヲ極ムル向ナキニアラヌ就テハ健康診断所ニハ娼妓全體ヲ一時ニ收容シ得ル程度ノ室ヲ設

カノ感アリ今少シク右手指ヲ深ク腔内ニ挿入シ腔前壁ノ後方ヨリ尿道口ニ向テ壓迫シ引出シ同時ニ左示指ト拇指ヲ尿道ノ上方ヨリ壓迫シテ尿道内分泌物ノ有無ヲ檢シ尙拔氏腺ヲ觸診シ其分泌物ノ有無ヲ檢セサルヘカラス尙子宮鏡ハ左右ニ廻轉シテ腔壁ヲ充分檢査スルヲ要ス
亦月經時ハ娼妓ノ陳述ニ任シ陰部ノ檢査ヲ省略スルモノアリ之レ檢査ノ趣旨ニ反ス何トナレハ娼妓ハ月經時ニ於テモ客ニ接シ又時トシテハ疾病ヲ隱匿セシカ爲殊更ニ月經ト偽稱スルコトアリ故ニ月經時ト雖モ充分檢査ヲ行フヘキモノト信ス

檢査場ニ於ケル陰部消毒ノ件
檢査場ニ陰部洗滌場ヲ設置シ局部ノ洗滌ヲ許可セル所アルモ檢査前分泌物ノ洗拭ハ少クモ檢査ノ實ヲ擧グル障害トナルヲ以テ禁止スヘキモノト考フ
局部ヲ拭タル不潔物處置ニ關スル件
局部ヲ拭タル紙或ハ綿花等ノ不潔物ヲ室内ニ散亂セシメ或ハ紙屑買ニ賣却シ若クハ投棄スル所アルモ之レ等ハ消毒、埋没又ハ焼却スルヲ至當ナリト思料ス
病院設備ニ關スル件
娼妓病院ノ入院患者ハ局部ノ外障害ナキヲ以テ多クハ惰眠ニ耽リ或ハ間食ヲ食ル等ノ弊ニ陥リ易キモノノ如シ然ルニ二三ノ病院ニ於テ教師ヲ聘シ普通學又ハ裁縫ヲ教授シ或ハ手藝家ヲ備シ造花編物等ヲ教ヘ習得者ニ對シテハ製造高ニ依リ賃金ヲ給スルモノアリ之レ等ハ大ニ獎勵スヘキコトト思料ス尙運動場及娛樂的設備アルハ最モ賞揚スヘキモノナリト思料ス

自衛方法
花柳病ニ對スル智識啓發ノ件
檢査醫及治療醫中未タ一回モ娼妓又ハ樓主等ニ對シ花柳病ニ關スル講演ヲ試ミタルコトナシト云フ所アリ之レ等ハ可成の時々花柳病ニ對スル自

衛方法ヲ講話スルヲ必要ト思料ス
自衛的洗滌ニ關スル件

娼妓ノ自衛洗滌室ハ概シテ下湯場又ハ湯殿ノ一隅ニ設ケ室内狹隘ニシテ
僅ニ一人ヲ容ルルニ過キス故ニ先入者アルトキハ長時間室外ニ待タサル
ヘカラス加之從來使用セル洗滌器ハ小形ノ「イリリガートル」ニテ何等保
温裝置ナキヲ以テ冬季ハ寒冷ニ堪ヘサルト一人毎ニ藥液ヲ注加スル手數
アルヲ以テ自然洗滌ヲ怠ル恐アリ故ニ妓樓ニ於テハ其廣サ數人ヲ容ルル
ニ足リ光線ノ射入充分ナル洗滌室ヲ設備スルヲ至當トス
亦稀ニ容ノ洗滌設備トシテ「イリリガートル」様洗滌器(加温裝置)ヲ便所
ニ設置セル所アリ賞讃スヘキ事ニシテ獎勵普及ヲ望ム
陰部特ニ腔壁ヲ充分洗滌スルヲ尤モ簡易ニ且ツ完全ニ行ヒ得ヘキハ水風
呂ノ如ク加温裝置ヲ有スル物ニ太キ護謨管二三條ヲ垂下シ其嘴管ハ各自
用ニ臨ミ持チ行キ該護謨管ニ符メ外陰部及腔壁ヲ充分ニ洗滌スルヲ以テ
適當ナリト信ス

娼妓ノ治療及其他ニ關スル施設方法

(大正二年三月十八日)
(縣令第二十三號)

(沿革)大正八年三月縣令第二十七號改正
明治四十三年勅令第三百十號ニ依リ娼妓ノ治療及其他ニ關スル施設方法
左ノ通定ム

娼妓ノ治療及其他ニ關スル施設方法

- 左記ニ依リ取扱可有之候也
- 一 娼妓ノ入院患者ニ支給スヘキ食料ハ一食ニ付金八錢トス
- 二 娼妓治療所ニハ從來備付簿冊ノ外別紙様式ノ登録申請者検査名簿ヲ備付ルコト

登録申請者検査名簿

備考	大症既 要ノ往	場所	籍業ノ 場所	第 號		身 分	氏 名	生 年 月 日
				検査ノ 年月日	検査ノ 結果			

記載例

- 一、本簿ハ娼妓登録申請者ノ健康診斷ヲ爲シタルトキニ記載スルモノトス
- 一、稼業ノ場所欄ニハ娼妓ノ住居スル貸座敷營業者名ヲモ記載スルモノトス
- 一、既往症ノ大要欄ニハ既往症ノ大要及精神病系統ノ有無ヲモ記載スルモノトス
- 一、検査ノ結果欄ニハ検査ノ結果健否ノ別病者ハ其病名ヲモ記載スルモノトス

娼妓治療所標札ニ關スル件

第三編 衛生 第三章 防疫

第一條 娼妓ノ疾病治療ノ爲左ノ各地ニ娼妓治療所ヲ置ク

- 千葉郡 千葉町
- 印旛郡 佐倉町
- 君津郡 木更津町
- 東葛飾郡 松戸町 船橋町
- 海上郡 海上村 松岸

第二條 娼妓治療所ニハ行政執行法第三條ノ患者モ亦之ヲ收容ス但シ場合ニ依リ他ノ病院ニ入ラシムルコトアルヘシ

第三條 娼妓治療所ハ所屬警察署長管理シ其ノ治療ハ警察署長ノ掌ル

娼妓治療所ニ書記ヲ置ク書記ハ管理者ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第四條 娼妓治療所ニハ治療所ノ他患者ノ爲必要ナル設備ヲ爲シ娼妓ニハ食料ヲ給ス

行政執行法第三條ノ患者ニ付テハ其ノ食料ヲ自辨トシ治療費ノ負擔ハ實費トス

第五條 娼妓治療所ニ於テハ娼妓ノ健康診斷及娼妓其ノ他收容シタル者ノ傳染性疾患ヲ治療ス但シ他ノ疾患ヲ併發スル者アルトキハ併テ治療スルコトアルヘシ

第六條 娼妓ノ治療及娼妓其他ノ收容患者ノ治療解除ハ警察署長之ヲ命ス

附 則

本令ハ大正二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十四年三月千葉縣令第二十八號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

娼妓入院患者食料其他ニ關スル件

(大正二年四月二日)
(縣令第二十一號)

(沿革)大正四年一〇月衛第八八九二號、八年九月衛第三八五六號改正
本月十八日縣令第二十三號娼妓治療其他ニ關スル施設方法施行ニ關シテハ

[千葉警]

[千葉警]

(大正二年四月十四日)
(衛第三五四三號)

娼妓治療所ノ標札ハ從來區々ニ相成居候處自今各其所在地名ヲ冠セシメ様式ニ依リ記載セラルヘク候也

千 葉 診 療 所

十九巾

娼妓検査所並娼妓治療所ニ關スル件

(明治二十八年九月十四日)
(達第二六八號)

- 一 娼妓検査並娼妓治療所ハ貸座敷營業地區域内ニ設置スヘシ
- 二 前項ノ検査所治療所ノ新築假設改造移轉等ヲ爲サントスルトキハ着手前願書ニ圖面ヲ添ヘ所轄警察署ヲ經テ縣廳ヘ差出シ許可ヲ受クヘシ
- 三 検査所治療所ノ新築假設改造移轉等ノ諸費及必要ノ器具物品並ニ消耗品ニ關スル費用ハ總テ貸座敷營業者ニ於テ協同ト辨スヘシ

娼妓洗滌場設備ノ件

(明治四十二年九月二十八日)
(衛第五七二九號)

(沿革)明治四十三年一月衛第五七二九號改正
出稼娼妓ニ對シ花柳病豫防ノ方法トシテハ夫レノ規定セラレアリト雖モ尙其完全ナリ期スルニハ娼妓自衛ノ途ヲ講スルニアリ其方法ノ一トシテハ糞ニ娼妓検査醫ヨリ各樓主ニ對シ適宜ノ場所ニ一ヶ所以上ノ洗滌場ヲ設ケ之レニ「イリリガートル」ヲ備付ケ硼酸水或ハ「サリチール」酸等ノ藥液ヲ入レ之レヲ使用セシムルコトニ勸誘シ置キタリ故ニ現今尙ホ實行シ居ル事トハ信スルモ實際ノ狀況ニ於テハ取締ノ困難ナルカ爲メ殆ント形式ニ流ル、傾

二二七

向アルヲ以テ左記方法ニ依リ一樓内一ヶ所以上ノ設備ヲナサシメ當分ノ内
毎月五日迄ニ前月分ノ藥液消費量其他別表ニ據リ報告セラレヘシ

一、陶器製ノ瓶(約一斗入)ニ護謨製管及洗滌用嘴管ヲ附シタルモノヲ備ヘ
之レニ五十倍ノ硼酸水ヲ入レ置クコト
一、以上ノ裝置ヲシテ冬期間ハ適當ノ方法ニ依リ加温セシムル設備ヲナサ
シムルコト
(様式略ス)

娼妓洗滌獎勵ニ關スル件

(明治四十四年三月二十日)
衛發第二〇三二號

花柳病豫防上娼妓自衛的洗滌ハ頗效果アル方法ナルモ兎角形式ニ流ル、ノ
間ヘ有之遺憾不尠候ニ就テハ有効ナル洗滌獎勵ノ爲或期間内花柳病ニ罹ラ
サリシ娼妓ニ對シ貸座敷組合又ハ貸座敷營業者ヨリ賞與其ノ他適當ナル獎
勵方法ヲ講セシムルコト必要ト認メラレ候條相當指示シ其ノ結果報告有之
度候

娼妓治療及給與ニ關スル件

(明治四十四年三月二十三日)
衛發第二〇〇號

昨年七月勅令第三百十號ニ依リ本年四月ヨリ縣ト各貸座敷ニ稼業スル娼妓
ニシテ傳染性疾患アルモノハ縣費ヲ以テ治療シ且ツ醫院中ノ賄費ヲ支給ス
ルコトニ相成候ニ就テハ從來直接又ハ間接ニ娼妓ノ負擔タリシ是等ノ費用
ハ今後全ク其ノ負擔ヲ免レ從テ娼妓ハ幾分ノ餘裕ヲ生スヘキ管ニ有之候然
ルニ若娼妓ノ所得歩合力從來ト大差ナキカ或ハ全ク同一ナルトキハ徒ニ縣
費ヲ以テ貸座敷營業者ニ補助スルカ如キ奇觀ナ呈スヘク、存候從來娼妓ノ所
得歩合ハ概テ樓主ト切半シ十五錢乃至二十五錢ノ收入ナルモ其ノ多クハ前
借金ニ控除セラレ實際ノ所得ハ僅ニ一客ニ付四五錢ニ過キス而モ該所得金

ヲ以テ衣類ノ調製日用ノ雜費ニ至ル迄之ヲ支辨セサルヘカラサルノ結果金
錢ノ窮乏ヨリ厭世悲觀ニ陥、或ハ自殺逃走スルニ至ル者アリ其ノ此ニ至ラ
サル者ト雖別ニ負擔ヲ生スル、結果長期間稼業ヲ爲スノ已ムナキニ至リ遂
ニ成婚ノ、機ヲ逸シ老テ猶花柳界ニ呻吟スル者尠カラサル實況ニ有之候就
テハ今回ノ好機、逸セス娼妓ヲシテ正當ナル恩典ニ浴セシムル様相當御措
置相成度尙一面樓主ヲ立會ハセ娼妓一同ニ對シ浪費ヲ省キ貯金ヲ爲スヘク
懇切ニ諭示相成度候

入院娼妓慰安及運動等ニ關スル件

(明治四十五年六月十五日)
衛發第六二二九號

今回千葉町貸座敷ニ於テハ千葉警察署ノ勸誘ニ依リ入院娼妓慰安ノ爲メ此
程不取敢善音機、個ヲ購入シ猶退々諸種ノ娛樂器ヲ備ヘ入院中ノ苦悶ヲ散
セシメ又一般娼妓ニ對シテハ其ノ健康保全上遊廓附近一適當ノ地ヲ選ミ運
動場ヲ設置シ本ノ第一回ノ競技運動會ヲ開催シ爾後各樓ノ都々ニ依リ隨時
運動セシメ尙雨天ニ非ル限ハ毎日必ス午後ヨリ各樓娼妓ヲシテ運動場ニ出
テ、散步セシムルコトトナリシカ此程ノ計畫ハ直接娼妓ノ保健及治療ニ關
シテハ勿論延テハ公衆衛生上利益スル處尠カラサルヘクニ付其ノ署部内ニ
於ケル當業者ニ對シ可成如上ノ方法ヲ講セシムル様獎勵致サレ度候也

理髮營業取締規則

(明治四十三年十二月二日)
縣令第五百十五號

第一條 本則ニ於テ理髮營業ト稱スルハ常態ニシテ營業所ヲ設ケ客ノ頭髮
鬚髯等 修剪シ又ハ男子ノ頭髮ヲ結束スル業ヲ爲ス者ヲ謂フ
第二條 理髮營業者ハ爲サムトスルモノハ住所、身分、氏名、生年月日及營
業ノ記シ所轄警察官ニ届出ツヘシ
前項ノ届出ヲ爲シタル者ハ開業前所轄警察官署ニ届出テ其ノ營業所ノ構

千葉警

出ツヘシ

一 廢業
二 住所、氏名ノ變更

三 法定代理人又ハ法定代理人ノ住所、氏名ノ變更
理髮營業者死亡シ又ハ所在不詳トナリタルトキハ戶籍法第二百六條ノ
届出義務者ハ前項ニ依リ之ヲ届出ツヘシ
第九條 理髮營業者其ノ營業所ヲ變更シタルトキハ開始前所轄警察官署ニ
届出テ其ノ構造、設備ノ檢査ヲ受クヘシ
第十條 理髮營業者又ハ從業者ハ營業上來客ニ對シ丁寧親切ニ取扱フヘシ
第十一條 理髮營業者又ハ從業者ハ來客ニシテ出發スルトキハ遺留品ノ有
無ニ注意スヘシ
第十二條 理髮營業者ハ營業所ニ公安、風俗ヲ害スヘキ書畫其ノ他ノ物件
ヲ置クコトヲ得ス

第十三條 理髮營業者ハ所轄警察官署ノ指示セル第五條ノ消毒方法及第十
七條乃至第二十五條ノ事項並ニ理髮料ヲ營業所内見易キ場所ニ揭示スヘ
シ
第十四條 理髮營業者ハ石油ヲ用ユル燈火器ノ油壺ハ金屬製ノ物質ヲ用フ
ヘシ
第十五條 理髮營業者ハ火防取締規則及明治三十七年内務省令第一號肺結
核豫防ニ關スル件並ニ肺結核豫防規程ノ當該條項ヲ遵守スヘシ
第十六條 理髮營業者ハ營業所内ニ適當個數ノ唾壺ヲ備フヘシ
第十七條 理髮營業者ハ從業者ハ從業者ハ來客ニ共用セシムル目的ヲ以テ手拭ヲ
備ヘ又ハ之ヲ來客ニ使用セシムルコトヲ得ス

第十八條 理髮營業者ハ從業者ハ從業者ハ來客ニ共用セシムル目的ヲ以テ手拭ヲ
備ヘ又ハ之ヲ來客ニ使用セシムルコトヲ得ス
第十九條 理髮營業者ハ從業者ハ從業者ハ來客ニ共用セシムル目的ヲ以テ手拭ヲ
備ヘ又ハ之ヲ來客ニ使用セシムルコトヲ得ス
第二十條 理髮營業者ハ一客ノ理髮ヲ終ル毎ニ石鹼等ヲ以テ自己ノ手指ヲ

造、設備ノ檢査ヲ受クヘシ其ノ構造ヲ變更シタルトキ亦同シ
第三條 前條ノ届出者ニシテ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代
理人ノ連署ヲ要ス
第四條 理髮營業所及其ノ設備ハ左ニ掲ケル制限ニ從フヘシ
一 營業所ノ土間ハ板又ハ不滲透質材料(石、煉瓦「コンクリート」)敷
キ以テ構造スルコト
二 營業者ハ適當ノ個處ニ窓ヲ設ケ光線ノ射入空氣ノ流通ニ便ナラシム
ルコト
三 適當個數ノ營業用椅子ヲ備フルコト
四 營業用器具ハ從業者一人ニ付二組若ハ從業者二人ニ付三組ヲ備フル
コト
第五條 營業用器具及被服等ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ消毒スヘシ
一 刷毛、垢取、櫛、鋏、「バリカン」等ハ一客ノ理髮ヲ終ル毎ニ必ス消
毒藥ヲ以テ消毒スルコト
二 剃刀ハ使用前必ス消毒藥ヲ以テ消毒スルコト
三 被服、椅子ノ覆、頸卷、被布ハ時時煮沸洗滌スルコト
前項ノ消毒ニ關シテハ所轄警察官署ノ指示ニ從フヘシ
第六條 肺結核、トラホーム、花柳病、癩其ノ他傳染性皮膚疾患アル者ハ
理髮從業者タルコトヲ得ス警察官署ハ理髮從業者ニシテ前項ノ疾患ニ罹
レル疑アリト認ムルトキハ期限及醫師ヲ指定シ診斷書ノ提出ヲ命ジ又ハ
警察官署ニシテ之カ診斷ヲ爲サシムルコトアルヘシ
第七條 理髮營業者ハ從業者ニシテ肺結核、トラホーム、花柳病、癩其ノ
他傳染性皮膚疾患ニ罹レ疑アルトキハ速ニ醫師ノ診斷ヲ受ケシメ其ノ
指示ニ從ヒ治療又ハ休業治療ヲ受ケシムヘシ
第八條 理髮營業者ハ左ニ掲ケル場合ニ於テ五日以内ニ所轄警察官署ニ届
出ツヘシ
第三編 衛生 第三章 防疫

- ハヘシ
- 一 條 理髮従業者ハ客ノ頭部其ノ他ヲ洗滌スヘキ湯水ハ一客毎ニ清ルモノヲ用ユヘシ
- 二 條 理髮従業者ハ椅子枕ノ覆ニ紙ヲ用ユル場合ニ於テハ一客毎ニ改ムヘシ
- 三 條 理髮従業者ハ營業所等ヲ常ニ掃除シテ清潔ナラシムヘシ
- 四 條 理髮従業者ハ傳染性皮膚疾患ニ罹レル客ニ對シテハ特ニ設備ル器具ヲ以テ他ニ病毒ヲ及ホス虞ナキ場所ニ非サレハ之カ營業ヲ爲スコトヲ得ス
- 項ノ場合ニ於テハ其ノ使用シタル器具及場所ハ之ヲ消毒シ又其ノ剪剃シタル毛髪ハ之ヲ焼却スヘシ
- 二 五 條 理髮従業者ハ客ノ求アルニ非サレハ耳鼻腔ノ穴剃ヲ爲スコトヲ得ス
- 二 六 條 理髮従業者ハ毎月六月及十二月警察官署ノ指定シタル日時ニ於テ其ノ營業所及營業用器具被服等ノ検査ヲ受クヘシ
- 二 七 條 警察官署ハ理髮従業者及營業用器具 被服等ノ検査ヲ爲シ必要アリト認メタルトキハ之カ改造、修繕、設備若ハ掃除ヲ命スルコトアルヘシ
- 二 八 條 警察官署ハ理髮従業者ニシテ本則ニ違反シ又ハ公安、風俗ヲ害スル事實アリト認メタルトキハ其ノ營業ヲ禁止シ若ハ停止スルコトアルヘシ
- 二 九 條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス
 - 一 第二條第一項ノ届出ヲ爲サズシテ營業ヲ爲シタル者
 - 二 第二條第二項、第九條、第二十六條ノ検査ヲ受ケズ又ハ之ニ合格セサル營業所及其ノ設備ヲ使用シテ營業ヲ爲シタル者

- 三 第五條、第六條第一項ニ違反シタル者
- 四 第六條第二項ノ診斷書提出ノ命令ニ從ハス又ハ警察官署ノ診斷ヲ拒タル者
- 五 第二十七條ノ検査ヲ拒ミ又ハ其ノ改造、修繕若ハ設備ノ命令ニ從サル者
- 六 第二十八條ノ停止中營業ヲ爲シタル者
- 三 十 條 第七條、第二十四條ニ違反シタル者ハ十五日以下ノ拘留又ハ十圓以下ノ科料ニ處ス
- 三 一 條 第十二條、第十三條、第十七條乃至第二十二條、第二十五條ニ違反シタル者ハ五圓以下ノ科料ニ處ス
- 三 二 條 理髮従業者カ十四歳未滿ノ者若ハ禁治産者ナルトキハ前三條ノ刑ハ其ノ法定代理人ニ科ス
- 三 三 條 理髮従業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人 従業者以外ノ者ニシテ本則ニ違反シタル場合ト雖自己ノ指揮ニ出テサルノ故ニ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス
- 三 四 條 本則ニ規定シタル違反行為ヲ唆シ又ハ補助シタル者ハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得
- 三 五 條 第二條第一項、第三條、第五條乃至第八條、第十條乃至第十六條、第十八條乃至第二十條、第二十三條、第二十四條、第二十六條乃至第三十四條ハ婦女ノ頭髪ヲ結束スルヲ營業トスル者 女髮結ニ之ヲ準用ス

附則

第三十六條 従前ノ理髮従業者ニシテ本則施行後引續キ理髮營業ヲ爲サムトスル者ハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第二條第一項ノ事項ヲ具シテ警察官署ニ届出ツヘシ

前項ノ届出ヲ爲ササル者ハ廢業シタル者ト看做ス

〔千葉警〕

〔千葉警〕

理髮店設備ニ關スル件

(明治四十三年十月五日) 衛第六六七三號

- 一 營業用上間ハ總テ不滲透質(石、煉瓦、コンクリート)或ハ板張トナシ掃除ニ便ナラシムルコト
- 二 椅子ヲ改良セシムルコト
 - 從來ノ椅子ハ不潔ニシテ不快ヲ感セシムルモノ尠カラサルヲ以テ可成清潔華麗ナル椅子ヲ新調セシメ又其營業狀態ニ依リ額剃用トシテ齒科醫ノ使用スル型ノ如キ腰部ヨリ背後ニ屈折スルモノヲ用ヒシメ來客ニ快感ヲ與フル様設備セシムルコト
 - 三 盆洗其ノ他花卉ヲ配置セシムルコト
 - 四 當業者ニハ從來往々見ル處ナルモ尙一般ニ之ヲ推奨スルコト
 - 額面其ノ他ノ畫畫ヲ配置セシムルコト
 - 風俗上如何ハシキモノヲ掲出セシメサルコトニ注意スヘシ
- 以上ハ一時ニ之ヲ實行スルハ困難ナルヘク其ノ營業狀態ニ依リ一、二、三等ニ區分シ適當ナル設備裝置等ヲ爲サシメ其購入ニ關シテハ或ハ貯金ヲ勸誘スル等漸次改良實施セシメ其ノ施設狀況ハ明年二月末日迄ニ一先報告有之度候

二二一

第三十七條 前條第一項ノ届出ヲ爲シタル者ニシテ本則施行前ノ使用ニ係ル營業所及其ノ設備ヲ本則施行後引續キ使用スル場合ニ於テハ該届出ノ日ヨリ二十日以内ニ所轄警察官署ノ検査ヲ受クヘシ

前項ノ營業者及設備ニシテ第四條ニ適合セサルモノト雖明治四十四年三月三十一日迄ハ之ヲ使用スルコトヲ得

第三十八條 明治三十四年三月千葉縣令第二十號ハ之ヲ廢止ス

理髮營業消毒ニ關スル件

(明治四十三年十二月三日) 衛第八〇七號警察部長通牒

- (沿革) 大正四年九月衛第七九三一號改正
- 本月二日千葉縣令第十五號理髮營業取締規則第五條ノ消毒藥品及消毒方法ハ左ノニ號ニ依リ該營業者ニ指示可有之候
- 一、消毒藥品及其ノ溶解方法
 - 消毒藥品ハ「クレゾール」「石鹼液」「リゾール」ヲ用ユルモノトス
 - 其ノ溶解法ハ「リゾール」一分ニ水十五分ヲ加ヘ攪拌スルモノトス
 - 「クレゾール」一分ニ水九十分ヲ加ヘ攪拌スルモノトス
 - 「石鹼液」一分ニ水九十分ヲ加ヘ攪拌スルモノトス
- 二、器具其他ノ消毒方法
 - イ、垢取(垢取「ブラッシュ」ヲモ含ム)櫛、鋏、「バリカン」ノ類ハ一客ノ理髮ヲ終ル毎ニ「リゾール」水ニ浸シタル後清水ヲ以テ洗滌スルモノトス
 - ロ、剃刀ハ使用前必ス「リゾール」水ニ浸シタル布片ヲ以テ擦拭スルモノトス
 - ハ、被服、椅子ノ覆、頭巻、被布ノ類ハ時々曹達水ヲ以テ煮沸消毒シ後清水ヲ以テ洗滌スルモノトス

理髮店取締ニ關スル件

(明治四十三年十一月三十日)
(衛第七九五三號)

理髮營業所土間ノ改造其ノ他ニ關シテハ既ニ着々設備督勵中ノコト、信シ候處尙左ノ事項ニ就テ此際改良ヲ斷行シ近々發布セラルヘキ理髮營業取締規則ト相俟テ一層ノ督勵有之度候

一、顏剃等ニ當リ客ノ顔面其ノ他ニ石鹼又ハ水ヲ塗布スルニハ適量ノ脱脂綿若ハ綿布等ヲ用ヒ一客毎ニ之ヲ廢棄セシメ從來ノ髯ブラツシ等ハ一切使用セシメサルコト

二、客ノ耳腔ヲ掃除スルノ目的ヲ以テ從來丁字棒ト稱スルモノヲ使用シツ、アリタルモノ爾今之ヲ使用セシメサルコト

(衛第八二六八號(明治四十三年十二月十二日))

理髮店ニ於テ耳鼻腔ノ穴刺ニ際シ客ニ其ノ可否ヲ問ヒ合ハスコトヲモ禁シタル向アリテ來客ニシテ偶々穴刺ヲ省カレタルヲ不滿ニ感シ營業者ニ抗議ヲ申込タル者アリトノ風説有之候處該取締規則第二十五條ノ「客ノ求アルニ非サレハ」ハ該營業者ノ問ニ對シ客ハ之ニ同意ヲ表シタル場合ヲモ包含スルモノニシテ客ノ意向ヲ問ヒ合スコトヲ禁スルノ主旨ニアラサルニ付右注意有之度候

(衛第三三九號(明治四十四年一月十四日))

客年十一月衛第七九五三號通牒ノ髯「ブラツシ」廢止ノ件ハ營業者ノ便利ノ爲メ該通牒ニ依ルカ又ハ左ノ如キ制限ノ下ニ之ヲ使用セシムル等便宜取計有之度候

一、髯「ブラツシ」ヲ使用スル者ニアリテハ從業者一名ニ就キ五個以上ヲ備ヘ一客毎ニ必ス之ヲ消毒セシムルコト

追テ該使用者ニ對シテハ消毒不完全ナルニ於テハ斷然廢止ヲ命スヘキ旨

宿屋料理店飲食店等ニ關スル件

(明治四十四年二月九日)
(衛第九五九號)

宿屋、料理店、飲食店等ニ於テ來客ニ食饌ヲ供スル場合ニ當リ往々箸ノ不潔ナルモノアリ殊ニ割箸等ノ異臭ヲ發スルモノアリテ客ヲシテ不快ヲ感セシムルノミナラス微菌ノ附着等モ推測シ得ヘキニ付爾今食饌ヲ供スル場合ハ食器等ノ清潔ニ注意スルハ勿論割箸等ハ必ス消毒ノ目的ヲ以テ熱湯ニ浸漬シタル上提供スヘク該營業者一般ニ指示有之度候

宿屋其ノ他ニ對スル取締方ノ件

(大正二年四月二十一日)
(衛第三八五一號)

宿屋、料理屋、飲食店等ニ於ケル衛生狀態ニ一層注意ヲ要スルモノアリ各營業者ニ就キ平素其ノ觀察ヲ嚴密ナラシムルハ勿論自今左ノ事項ヲ注意督勵シ其ノ結果ハ當分ノ内月報トシテ左記様式ニ依リ翌月五日迄ニ報告有之度候

注意督勵事項

- 一、寢具ハ時々日光ニ曝シ清潔ナラシムルハ勿論敷布、貸浴衣、枕覆及寢具ノ身體ニ接觸スル部分ニ纏付セル白布等ハ一客毎ニ之ヲ更メ其都度洗濯スルコト而シテ寢具ニ纏フ白布ハ縫付ケトナサシテ紐付若ハ鈕留トシ取外シニ便ナル様改良セシムルコト
- 二、井戸ハ毎年二回以上必ス之ヲ浚滌シ且汚水滲透ノ虞アルモノニ對シテハ之ヲ改造セシメタル上可成「ポンプ」式ニ改メシメ而シテ飲料井水ハ來ル六月三十日迄ニ地方藥劑師又ハ本縣衛生試驗所ニ送付セシメ其ノ適否ヲ試驗セシメ不適ノモノハ使用セシメサルコト
- 三、便所ハ常ニ光線ノ射入及通氣ヲ計リ糞池ハ時々之ヲ汲取ラシメ常ニ其ノ半ハ以上ニ達セシメ且ツ其ノ構造ハ可成排便所ヨリ隔リタル場所

ナ戒告シ嚴密監督有之度候

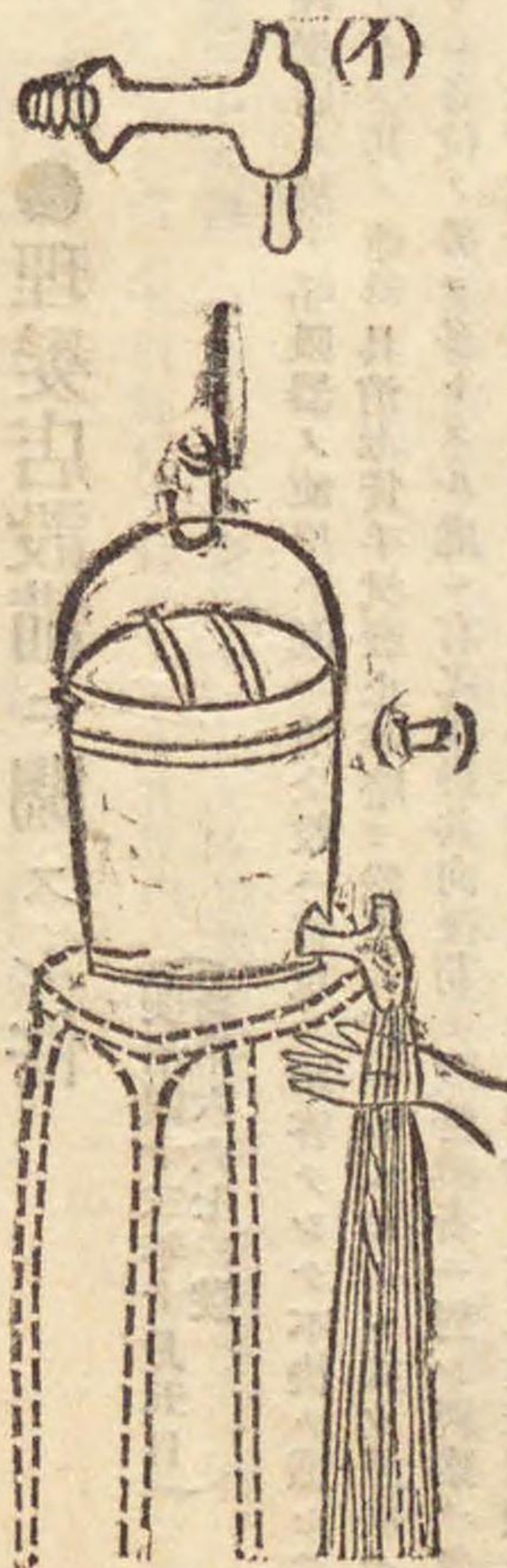
(衛第九三四號(大正二年一月二十一日))

理髮業者ノ取締ニ關シテハ從來屢々通牒ノ次第モ有之候處消毒其他ノ施設今尙ホ兎角形式ニ流ル、ノ傾向アリ其甚ダシキニ至テハ當業者ニシテ消毒藥ノ使用方法若ハ必要ナル規則ノ條章ヲ知ラサル者ナキニテハ畢竟取締周到ナラサルノ致ス所ナルヲ以テ爾今取締ニ關スル規則ハ勿論消毒其他ノ施設ニ關シ必要ナル通牒等ハ其都度之ヲ組合取締若ハ年行司等ニ移牒シ更ニ一般ニ周知セシムルノ方法ヲ講シ又組合員會合等ノ機會ヲ利用シ營業者ヲシテ理解シ得ラルヘキ程度ニ於テ通俗的ニ訓話ヲ試ムル等適宜ノ方法ヲ採リ取締上遺憾ナキヲ期セラレ度候也

手洗器改良設備ニ關スル件

(明治四十三年十月十二日)
(衛第六九一七號)

從來便所ノ手洗鉢ハ多數人ノ均シク手指ヲ洗滌スル爲メ少量ノ水ハ直ニ汚穢シ傳染性疾患豫防上遺憾少カラス候ニ就テハ今回先ツ各警察官署ハ至急左圖ノ如キ簡單ニシテ其ノ效アル手洗器ニ改良シ尙貸座敷、引手茶屋、宿屋、料理店、飲食店等ニ對シテハ便宜期間ヲ定メ改良ヲ諭示シ其ノ狀況ナ一先報告シ設備完了ノ後更ニ報告有之度候



〔千葉警〕

〔千葉警〕

- 一、便池ヲ設ケ之ニ流入セシムルノ裝置ヲ爲スコト(便所ノ圖案ハ追テ送付ノコト)
- 二、飲食物調理場ハ其ノ業態ニ應ジ可成廣潤ナラシメ且ツ光線ノ射入及換氣ヲ充分ニシ土間ハ可成又ハ敲トシ時々ノ洗滌拭掃ニ便ナラシムルコト
- 三、汚水溜ハ甕又ハ敲トシ料理場ニ隔ツル一間以上(可成遠キチ可トス)ノ所ニ設ケ流場ハ石又ハ敲等ニ不滲透質物トシ汚水溜ニ至ル適當ノ勾配ヲ付セシメ尙ホ飲物ノ殘餘魚鳥類ノ廢物類不潔物ハ一定ノ容器ニ納メ散亂セシメサルコト
- 四、客ニ供ス 飲食物ハ新鮮ナルヲ用ヒ且ツ調理後客ニ供スル迄ノ間虫又ハ塵埃 附着ヲ避クル爲メ相當裝置アル戸棚ニ入レ若ハ蠅帳等 覆蓋ヲ爲サシムルコト

(注意)大正四年十月二日衛第八八九二號通牒ニ依リ様式廢止

避暑客待遇其ノ他ニ關スル件

(大正二年六月十二日)
(衛第四八五〇號)

- 一、避暑客ノ待遇方法ニ付テハ土地ノ繁榮策トシテ町村若ハ個人ニ於テ夫々施設經營シツ、アルカ如シト雖尙ホ此際左ノ各號ノ事項ニ注意シ其ノ快感ヲ損ハシメサルト同時ニ病毒ヲシテ殘留セシメサル様注意相成度候也
- 二、避暑客ヲシテ盜難又ハ火災ニ罹ルカ如キ不幸ニ陥ラシメサル様警戒スルコト
- 三、宿屋、料理店、飲食店、等ニ於ケル賤業婦ノ取締ヲ勵行スヘキハ勿論一般ノ風紀ヲ保持シ避暑客タル學生々徒其ノ他ノ青年ナシテ墮落セシムルカ如キコトナキ様注意スルコト
- 三、貸家、貸間等ノ賃貸料ハ土地ノ賃貸料ヲ標準トシ暴利ヲ貪ルカ如キコトナカラシムルコト

- 四、宿屋、飲食店其ノ他ノ商人ニ對シテモ暴利ヲ貪ルカ如キコトナカラシムルコト
- 五、人力車營業者ニ對シテハ客ニ接スルコト親切丁寧ナルヘキハ勿論斷シテ規定以外ノ賃錢ヲ貪ルカ如キコトナカラシムルコト
- 六、外國人ニ對シテハ一層注意ヲ拂ヒ人情風俗ノ異ナルヨリ生スル紛争等ナカラシムヘキハ勿論官民共ニ温情ヲ以テ之ニ接シ諸事便宜ヲ與フルコト
- 七、外國人ノ小兒ト地方民ノ小兒トノ間ニ争鬭ナカラシムヘキハ勿論地方ノ小兒ニシテ外國人ノ小兒ニ對シ批評其ノ他侮辱的言行ヲ弄スルカ如キコトナカラシムルコト
- 八、海水浴場ニハ適當ノ場所ニ共同便所ヲ設ケ糞リニ放尿セシメサルコト
- 九、避暑客中肺結核又ハ其ノ疑アル患者アリタルトキハ其出發後居室並ニ食器等ニ適當ノ消毒方法ヲ行ハシムルコト
- 十、避暑客ニ貸與スヘキ貸家及貸間ノ所有者ハ此際(期間ヲ指示シ)家屋ノ内外ニ消毒的清潔法ヲ行ハシメ其ノ去リタルトキ亦同シ
- 十一、販賣ニ供スル飲食物ノ覆蓋其ノ他ノ取締ハ特ニ注意シ不都合ナカラシムルコト
- 十二、道路又ハ道路ノ附近ニ惡臭ヲ發スル肥料ノ其他ノ物品ヲ置カシメサルコト
- 十三、宿屋飲食店等ニ對シテハ本年四月衛第三八五二一號通牒各號ノ事項ヲ勵行スルコト

(參照)

大正二年三月衛第三八五一號通牒ノ宿屋其ノ他ニ對スル取締方ノ件ナリ

●飲料水ニ關スル件 (大正二年六月二十日) (衛第五〇一六號)

宿屋 料理店其他ニ於ケル飲料水試驗ノ結果其不良ナルモノニ對シテハ井

口側ノ改修若ハ濾過器ノ使用等相當ノ設備ヲ要スルハ勿論ナリト雖元來水ノ飲料適否ノ如キハ單ニ化學的試驗成績ノミナリテ決シ難キ場合有之候ニ付地方開業藥劑師ノ試驗ニ係ルモノニシテ使用ヲ禁止セントスル場合ハ當該試驗成績表ヲ送付シ指揮ヲ受ケラルヘク尙ホ水源其他周圍ノ狀況等ヲ査シ改修ノ效果ヲシテ空シカラシメサル様注意相成度候也

●不熟ノ果物取締ニ關スル件 (大正元年十月十八日) (衛第九九二〇號)

虎列刺病ノ誘因トナルヘキ飲食物ヲ避ケルコトニ就テハ諭告第一號ニ依リ一般縣民ノ熟知セル所ナルニシト雖モ若シ警察ノ取締周到ナラスシテ坊間ニ於テ不熟ノ果物殊ニ蜜柑、柿等ヲ濫售スルニ於テハ善惡ヲ識別スル能力ナキ兒童ハ好シテ之ヲ購ヒ食シ爲メニ下痢症ニ罹リ虎列刺菌ノ乘ル所トナルヤモ難斗ニ付嚴重果物ノ取締ヲ爲シ遺策ナキ時期セラレ度候也

●ワイル氏病豫防注意ニ關スル件 (大正四年四月二十二日) (衛第三二二一號)

ワイル氏病豫防及治療ニ關シ一般民衆ノ注意ヲ喚起スル爲メ別紙注意書()枚及送付候就テハ各事項ノ周知方郡長ト協議ノ上可然取計ハルヘシ

●ワイル氏病豫防注意ニ關スル件 各郡長ニ通牒

ワイル氏病豫防治療ニ關シ一般民衆ノ注意ヲ喚起スルノ要ヲ認メラレ候條別紙印刷物配付ノ見込ナリテ警察官署長ヘ宛テ夫々送付致候條同署長ト協議ノ上各事項一般ノ周知方可然御取計相成度候也

ワイル氏(熱性黃胆)病に就ての注意書

〔千葉警〕

千葉縣衛生課

第一 ワイル氏病の發生

縣下山武郡東金町邊では四五年前から拾五日病と稱して怖わがつておりました病がありますがそれは近頃に至りワイル氏病でありました仍て縣内他の地方に就ても本病の有無を調べた處が數郡に亘り罹病者がありました事が判かりました精確なる事は不明なるも昨年中に總數二百人程此病に罹りましたことが知れました本年も既に拾名以上の罹病者が出來ました此病は古くより九州四國地方におきまして熾に流行いたし毎年多數の死亡者を出しつゝあります

第二 原因

此病の原因に就ては福岡醫科大學の稻田博士により一種の微生體スピロヘーテなる事を發表せられました而して此の微生體が人體に侵入いたしますると次に記載いたします病徵が顯われて來ます

第三 病 症

初め突然戰慄がありました腓腸筋部腰部肩胛部にかけて痛み恰度腰が抜けた様になりましたは三十九度から四十度位まで昇り食事は全く攝れなくなつてしまひ四五日目頃から全身に亘つて黃胆が顯われて來ます重症のもの血を咯ひたり皮膚にも出血が顯われ斑點の様になり吐血が迷出する事もあります復た精神昏憊語を發し種々の併發病を惹起するのであります百人中三十人から四十人位まで死亡いたします

第四 本病と種々の關係

此病に罹る人は多く壯年もので小兒には極めて稀で女及び老人に少く妊娠せる婦人が此病に罹れば多くは流産を致します職業としては汚水泥濘の中に這入る人々に多い様であります從て本病は土地の濕潤せる耕地又は池沼汚水停溜の地域に多き様であります

第五 傳染の徑路

第三編 衛生 第三章 防疫

〔千葉警〕

●流行性感胃豫防ニ關スル件 (大正九年一月二十三日) (縣令第二號)

警察官署長ハ演藝場觀物場ノ興行者並電車、馬車、自動車、汽船ノ營業者ニ對シ流行性感胃豫防上必要ト認ムルトキハ營業ニ關シ特殊ノ制限ヲ爲シ若ハ一定ノ期間營業ノ休止ヲ命スルコトヲ得

前項警察官署長ノ命令ニ從ハサル者ハ科料ニ處ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

● 獸疫豫防法

(明治二十九年三月三十日) 法律第六十號

(沿革) 明治三十三年一月法律第八號、四一年四月(四)第四四號改正

第一條 此ノ法律ニ獸類ト稱スルハ牛、馬、羊、豚、犬ヲ謂ヒ獸疫ト稱スルハ左ノ十病ヲ謂フ

- 一 牛疫
- 二 炭疽
- 三 氣腫疽
- 四 鼻疽又皮疽
- 五 傳染性胸膜肺炎
- 六 流行性驚口瘡
- 七 羊痘
- 八 豕虎列刺
- 九 豕羅斯疫
- 十 狂犬病

第二條 獸類獸疫ニ罹リタルコト若ハ其ノ疑アルコトヲ發見シタル所有者、管理人又ハ獸醫ハ直ニ其ノ旨ヲ所轄警察署又ハ市町村長、東京市、京都府、大阪市、市制町村制ヲ施行セザル地方ニ於テハ市町村長ニ準スヘキ者ニ届出ヘシ

第三條 獸類獸疫ニ罹リタルコト若ハ其ノ疑アルコトキハ所有者又ハ管理人ニ於テ警察官及獸醫又ハ検査委員ノ指揮ニ從ヒ直ニ之ヲ撲殺スヘシ但シ牛疫ニ罹リタルコトニシテ第十四條ニ依リ地方長官東京府ハ警視總長ニ於テ免疫血清ノ注射ヲ行ヒタルモノハ此ノ限ニ在ラ

第四條 牛疫ニ罹リタルコト若ハ其ノ疑アルコトキハ所有者又ハ管理人ニ於テ警察官及獸醫又ハ検査委員ノ指揮ニ從ヒ直ニ之ヲ撲殺スヘシ但シ牛疫ニ罹リタルコトニシテ第十四條ニ依リ地方長官東京府ハ警視總長ニ於テ免疫血清ノ注射ヲ行ヒタルモノハ此ノ限ニ在ラ

官ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十條 第四條ノ二、第五條及第八條第一項ノ場合ニ於テ地方長官ハ三人以上ノ評價人ヲシテ物品及發病前ノ獸類ノ價格ヲ評價セシメ左ノ標準ニ依リ所有者ニ手當金ヲ下付ス其ノ評價額ヲ不當ト認ムルトキハ更ニ他ノ三人以上ノ評價人ヲシテ評價セシムルコトヲ得

一 牛疫、鼻疽及皮疽、傳染性胸膜肺炎、豕虎列刺、豕羅斯疫ニ罹リ撲殺シタル獸類 評價額三分ノ一

二 病性鑑定ノ爲撲殺シタル獸類 評價額五分ノ三

三 牛疫ニ罹リタル牛、羊又ハ免疫血清若ハ豫防液ヲ注射シタル後撲殺シタル獸類 評價額五分ノ四

四 燒棄又ハ埋却シタル物品 評價額二分ノ一

手當金額ハ第一ノ場合ニ於テハ一頭六十圓、第二ノ場合ニ於テハ一頭百五十圓、第三ノ場合ニ於テハ一頭二百圓、第四ノ場合ニ於テハ總計十圓ヲ超過スルコトヲ得ス

第十一條 此ノ法律ニ依リ左ニ掲グル獸類ヲ撲殺シ又ハ物品ヲ燒棄若ハ埋却シタルトキハ手當金ヲ下付セズ

- 一 第二條ニ違背シ届出テキ獸類及之ニ觸接シタル物品
- 二 第六條ノ場合ニ於ケル獸類及第八條第一項ニ違背シタル場合ニ於ケル物品
- 三 狂犬病ニ罹リタル犬及其ノ病毒汚染ノ疑アル物品
- 四 第十二條第一項ノ命令ニ違背シ移動シタル獸類及物品
- 五 第十四條ニ依リ注射ノ執行ヲ妨ケタル場合ニ於ケル獸類
- 六 第十五條ノ命令ニ違背シ検査ヲ受ケヌ又ハ輸入若ハ移入シタル獸類及物品
- 七 有病地ヨリ輸入又ハ移入シタル獸類及物品

第十二條 地方長官ハ獸疫豫防上必要ト認ムルトキハ區域ヲ定メ獸類ノ種類ヲ限リ其ノ出入、往來並病毒傳播ノ疑アル物品ノ運搬ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ所有者又ハ管理人現場ニ在ラサルトキハ警察官及獸醫又ハ検査委員ニ於テ直ニ撲殺シ及病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アル物品ヲ燒棄、埋却シ若ハ之ニ消毒ヲ行フコトヲ得

第四條ノ二 前條第一項但書ニ該當スルモノト雖地方長官ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ撲殺ヲ命スルコトヲ得

第五條 地方長官ハ獸疫豫防上必要ト認ムルトキハ病性鑑定ノ爲剖檢ヲ要スル獸類ヲ撲殺シ又ハ鼻疽及皮疽、傳染性胸膜肺炎、豕虎列刺、豕羅斯疫ニ罹リタル獸類ノ撲殺ヲ命スルコトヲ得

第六條 所有者又ハ管理人第四條ノ指揮ニ從ハス又ハ前二條ノ命令ニ從ハサルトキハ警察官及獸醫又ハ検査委員ニ於テ直ニ撲殺スルコトヲ得

第七條 病性鑑定ノ爲撲殺シタル獸類ヲ除クノ外此ノ法律ニ依リ撲殺シ又ハ獸疫ニ罹リ斃死シタル獸類ノ屍體ハ所有者又ハ管理人ニ於テ警察官及獸醫又ハ検査委員ノ指揮ニ從ヒ直ニ之ヲ燒棄又ハ埋却スヘシ

第八條 所有者又ハ管理人ハ警察官及獸醫又ハ検査委員ノ指揮ニ從ヒ病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アル物品ヲ燒棄、埋却シ若ハ之ニ消毒ヲ行フヘシ

第九條 此ノ法律ニ依リ撲殺シ又ハ獸疫ニ罹リ斃死シタル獸類ノ屍體及病毒ニ汚染シタル物品ノ埋却地ハ發掘若ハ使用スルコトヲ得ス但シ地方長官

類ヲ限リ其ノ出入、往來並病毒傳播ノ疑アル物品ノ運搬ヲ停止スルコトヲ得

警察官及獸醫又ハ検査委員ニ於テ必要ト認ムルトキハ一定ノ期間獸疫ニ罹リ又ハ其ノ疑アル獸類ヲ繋留シタル場所及其ノ近傍ニ對シ交通ヲ遮斷スルコトヲ得

第十三條 地方長官ハ獸疫流行中必要ト認ムルトキハ屠獸場及獸類化製場ノ營業ヲ停止シ又ハ獸類ノ種類ヲ限リ其ノ市場、共進會等ノ開設ヲ停止スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ旨ヲ農商務大臣ニ届出ヘシ

第十四條 地方長官ハ獸疫豫防上必要ト認ムルトキハ獸類ニ付検査ヲ行ヒ又ハ免疫血清若ハ豫防液ヲ注射ヲ行フコトヲ得

第十五條 警察官及獸醫又ハ検査委員獸類ノ検査又ハ免疫血清若ハ豫防液ノ注射ヲ行フ場合ニ於テ助力ヲ要求シタルトキハ所有者又ハ管理人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十六條 外國又ハ本法ヲ施行セザル地方ヨリ獸疫侵入ノ危險アリト認ムルトキハ有病地ヨリ又ハ有病地ヲ經テ輸入シ又ハ移入スル獸類及物品ノ検査ヲ行ヒ又ハ其ノ輸入若ハ移入ヲ停止スルコトヲ得

第十七條 獸疫豫防ニ關スル費用ハ國庫、府縣、市町村及一個人ノ負擔トス其ノ負擔ノ區分ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二條ニ違背シタル獸類

二 第三條又ハ第四條第一項ニ違背シタル者

三 第五條又ハ第十二條ノ命令ニ違背シタル者

四 第十四條ニ依リ検査又ハ注射ヲ妨ケタル者

五 第十五條ノ検査ヲ受ケヌ又ハ輸入若ハ移入ノ停止ニ違背シタル者

第六條ノ命令ニ違背シタル者ハ二百圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

備考		發病地、病原、病勢其他云々											
(注意) 表中斃死、撲殺及快復ヲ報告スル場合ニ於テ既ニ其ノ獸類ノ發病報告ヲ爲シタルモノハ朱書スヘシ													
第二號様式													
牛疫毎週調査表													
自何年何月何日 至何年何月何日													
道廳府縣名													
獸類	種類	牝	牡	年	齡	發病月日	斃死月日	撲殺月日	快復月日	評價額	手當金額	郡市町村	所有者氏名

第二號様式

牛疫毎週調査表

自何年何月何日 至何年何月何日

道廳府縣名

備考		發病地、病原、病勢其他云々										
(注意) 表中斃死、撲殺及快復ヲ報告スル場合ニ於テ既ニ其ノ發病報告ヲ爲シタルモノハ朱書スヘシ												
第三號様式												
何免疫血清注射成績表												
自何年何月何日 至何年何月何日												
府縣名												
注射目的	獸類	幼壯別	注射頭數	注射月日	注射量	發病頭數	快復頭數	斃死頭數	撲殺頭數	郡市	摘	要
					最大 最小							

第三號様式

何免疫血清注射成績表

自何年何月何日 至何年何月何日

府縣名

備考		當該獸疫流行ノ概況										
(注意)												
一 表中幼獸ハ牛馬ニ在リテハ生後十二箇月未滿、豚ニ在リテハ同六箇月未滿、羊及山羊ニ在リテハ同八箇月未滿ノモノトス												
二 牛疫ニ限リ「郡市」欄ナ「郡市町村」所有者氏名欄ニ改メ相當記入スヘシ												
三 既ニ注射報告ヲ爲シタル獸類ノ斃死、撲殺及快復ヲ報告スル場合ニハ其ノ獸類ノ欄内ニ凡テ朱記スヘシ												
第四號様式												
何豫防液注射成績表												
自何年何月何日 至何年何月何日												
道廳府縣名												
獸類	幼壯別	注射頭數	注射月日	無反應頭數	輕重反應頭數	發病頭數	斃死頭數	撲殺頭數	快復頭數	郡市	摘	要
				注								

(注意)

第四號様式

何豫防液注射成績表

自何年何月何日 至何年何月何日

道廳府縣名

備考		當該獸疫流行ノ概況										
(注意) 既ニ注射報告ヲ爲シタル獸類ノ斃死、撲殺及快復ヲ報告スル場合ニハ其ノ獸類ノ欄内ニ凡テ朱書スヘシ												
第三編 衛生 第三章 防疫												
第三編 衛生 第三章 防疫												
獸類	幼壯別	注射頭數	注射月日	無反應頭數	輕重反應頭數	發病頭數	斃死頭數	撲殺頭數	快復頭數	郡市	摘	要
				注								

(注意)

第三編 衛生 第三章 防疫

- 第二十五項 運動場、欄柵等ノ汚染ニシタルトキハ其汚土ヲ掘起シ生石灰又ハ石灰乳ヲ撒布シ欄柵ハ熱湯又ハ熱湯汁ヲ以テ洗滌シ石灰乳又ハ格魯兒石灰水ヲ注クコト
- 第二十六項 牧場ハ病畜ニ觸レタル部分ヲ區劃シ汚染ノ土ヲ掘起シ生石灰又ハ格魯兒石灰水ヲ撒布スルコト
- 第二十七項 病畜ニ汚染シタル汽車、船舶ハ熱蒸氣ヲ用ヒテ消毒シ之ヲ用フル能ハサルトキハ熱湯又ハ海水ニテ洗滌シ石灰乳又ハ格魯兒石灰水ヲ注キ曝乾シ日光ヲ入ル、コト能ハサル船舶ハ更ニ格魯兒又ハ亞硫酸ノ薰煙法ヲ行フコト
- 第二十八項 革具類ハ熱湯汁(二百倍)又ハ熱石鹼水ヲ以テ洗滌シ曝乾シテ後濃厚石灰酸水ヲ施スコト
- 第二十九項 病畜又ハ其屍體汚物ヲ取扱ヒ又ハ消毒ニ從事シタル者ノ衣服ハ燒棄シ又ハ沸煮曝乾スルコト
- 第三十項 病畜又ハ病畜汚染ノ物品ニ觸レタル者ノ履物ハ燒棄シ靴ハ石灰乳又ハ濃厚石灰酸水ニ浸シ獸脂ヲ塗りテ曝乾スルコト
- 第三十一項 獸疫流行地ニ於テハ病畜アルノ家ハ勿論總テ獸類飼養者ノ家ニ出入スル者ハ履物ニ注意シ殊ニ牛疫、炭疽、氣腫疽流行ノ場合ニハ成ルヘク入ルトキハ其家ノ構外ニ於テ履物ヲ脱シ出ルトキハ石灰酸水ニテ足ヲ洗ヒ後之ヲ穿ツコト
- 第三十二項 獸疫流行地ニ於テハ厩舎内ニ多量ノ乾草其他ノ飼料及不要ノ器具類ヲ置カサルコト
- 第三十三項 病畜ニ汚染シタル厩舎ニハ消毒ヲ行ヒタル後ト雖成ルヘク長ク傳染ノ虞アル獸類ヲ牽キ入レサルコト但シ之ヲ用セントスルトキハ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ノ指揮ヲ受クルコト
- 第三十四項 獸疫流行地ニ於テハ特ニ左ノ衛生事項ニ注意スヘシ
 - 一 獸類ノ健否ニ注意シ清潔ナル滋養、易化ノ飼料ヲ給スルコト

- 一 石灰酸水(二十倍) 結晶石灰酸五分 酸一分水九十四分
- 石灰酸水ヲ製スルニハ石灰酸五分ニ凡水一分ヲ加ヘ攪拌又ハ振盪シツツ徐々ニ定量ノ水ヲ注キ後鹽酸一分ヲ加フヘシ温湯ヲ用フレハ其ノ溶解速ニ速カナリトス但シ使用ノ際ニハ毎回振盪スルヲ要ス
- 石灰酸水ハ屍體、金屬、木製ノ器具器械、革具類ノ消毒ニ供ス
- 一 稀釋石灰酸水 結晶石灰酸三分 酸一分水九十六分
- 手足等ノ消毒ニ供ス但シ石灰酸水ニテ洗滌シタル後更ニ清水ヲ以テ洗滌スヘシ
- 粗製石灰酸
 - 屍體、排泄物、糞尿溜等ノ消毒ニ供ス
 - 一 昇汞水(千倍) 昇汞一分鹽酸十分 水九百八十九分
 - 昇汞水ヲ製スルニハ昇汞ヲ定量ノ水ニ溶解シ後鹽酸ヲ加フヘシ
 - 昇汞水ハ猛毒ニシテ無臭ナルカ爲メ危險ヲ來シ易シ故ニ貯藏使用ノ際十分ニ注意ヲ加フルヲ要ス但シ金屬製ノ器ニ貯藏スヘカラス
 - 昇汞水ハ陶器、石器、木製器具ノ消毒ニ供ス
 - 一 格魯兒瓦斯 格魯兒石灰一分 粗製硫酸又ハ鹽 厩舎、日光射入ノ惡シキ室内等ノ薰煙ニ供ス但シ窓戸ヲ密閉シテ薰煙シ一兩日ノ後窓戸ヲ放開シ風ヲ通スヘシ
 - 一 熱湯汁 粗製加里又ハ曹達一分水二十分若ハ新 製ノ木灰一分水五分ヲ煮沸シテ製ス
 - 厩舎、器具等ノ洗滌消毒ニ供ス
- 第三十六項 左ニ各獸疫ノ病性、原因、症候等ヲ略説ス
 - 一 牛疫
 - (病性) 牛疫ハ牛屬固有ノ熱性傳染病ニシテ羊、山羊及他ノ反芻獸ニ

- 二 獸體ハ勿論厩舎、器具等ヲ清潔ニスルコト
- 三 厩舎内ニ新鮮ノ大氣ヲ通スルコト
- 四 厩舎内ノ溫度ヲ調節スルコト
- 五 清潔ノ飲料水ヲ給スルコト
- 六 共同牧場ニ放牧セサルコト
- 第三十五項 消毒方法ハ左ノ四種トス
 - 一 燒却 燒却ニ適スルモノハ牛疫炭疽等ニ罹リテ斃死セル獸類ノ屍體、肥糞、敷藁、毛布、飼槽、水槽其ノ他甚シク病畜ニ汚染シタル物品ニシテ消毒後再ヒ用ニ供スル目的ナキモノ
 - 二 蒸氣消毒 蒸氣消毒ニ適スルモノハ被服、毛布、器具等ニシテ一時間以上攝氏百度以上ノ濕熱ニ觸レシムヘシ但シ革具類ニハ之ヲ避クルヲ要ス
 - 三 煮沸消毒 煮沸消毒ニ適スルモノハ被服、毛布ノ類ニシテ沸騰後一時間以上煮沸スヘシ
 - 四 藥物消毒 藥物消毒ニ供スル藥劑並其ノ用法ハ左ノ如シ
 - 一 生石灰末 生石灰少量ノ水ヲ加ヘ粉末トナシタルモノ但シ生石灰末ハ少量ノ水ヲ灌ケハ熱ヲ發シテ崩壞スルモノヲ選ム
 - 一 生石灰末ハ用ニ臨ミテ之ヲ製シ厩舎、糞尿溜、屍體等ノ消毒ニ用フ
 - 一 石灰乳(十倍) 生石灰一分 水九分
 - 一 石灰乳ハ用ニ臨ミテ之ヲ製シ一分ノ生石灰ニ九分ノ水ヲ徐々ニ加ヘ攪拌スヘシ其用量ハ生石灰末ノ五倍トス
 - 一 普通生石灰末生石灰末石灰乳ニ代用スル場合ニハ倍量ヲ用フヘシ
 - 一 石灰乳ハ厩舎ノ隔壁、欄柵、床板其ノ他病畜ニ汚染セル場所ノ消毒ニ用フ
- 一 格魯兒石灰水(二十倍) 格魯兒石灰五分 水九十五分
- 格魯兒石灰水ノ應用並用量ハ石灰乳ニ同シ但シ用ニ臨ミテ製スヘシ

傳染ス傳播ノ迅速ナル斃死ノ夥多ナル獸疫中最モ險惡ノ症ナリトス(原因) 傳染毒ノ本態ハ未ダ詳ナラズト雖固性並ニ揮發性ニシテ病畜ノ呼吸、津唾、淚、鼻、口、眼ノ粘液、汗、糞、尿、血液並ニ體内ノ諸臟ニ存ス或ハ病畜ヨリ直接ニ傳染シ或ハ間接ニ糞、敷藁、芻秣、毛皮、肉、被服、汽車、船舶、家畜商、犬、家禽等ノ媒介ニ由テ傳染ス

傳染病ハ乾燥ノ氣中ニ在テハ速ニ死滅スルモノ、如シ然レトモ嗜好ノ境遇ニ在テハ數週間乃至數箇月勢力ヲ保ツ本疫ノ始テ侵入スルヤ其病勢最モ強烈ナリ傳染毒ハ攝氏六十度以上ノ熱、零下十五度ノ寒氣、腐敗及諸種ノ消毒藥ニ依リ滅殺スルコトヲ得

(症候) 本病ハ急性ノ經過ヲ取リ主トシテ消化器粘膜炎ニシテ病畜ノ潜伏期ハ普通六日乃至九日トス初兆ハ熱候ニシテ體温ハ攝氏四十一度若クハ四十二度マテ昇騰シ脈小ニシテ一分時ニ六十乃至百二十ノ算シ泌乳食慾共ニ減少シ倦怠シテ頭テ低ル如キ前兆ニ續テ惡寒戰慄シ皮温不均、呼吸促迫、各部ノ粘膜炎ハ特ニ紅潮シ食思反芻全ク止ミ反テ渴チ増ス通便遲滯シ糞ハ乾固ニシテ粘液ヲ附著シ間ニ輕キ痲痛ヲ發ス次テ眼、鼻、陰門ヨリ液初期ハ漿液様次期ハ膿液ヲ漏ラシ大ニ流涎ス糞ハ漸次ニ柔軟流動狀トナリ大ニ下痢ス其糞汁ハ粘液様ニシテ惡臭ヲ放チ往々血液ヲ混シ頻ニ努責窘迫シ直腸ノ粘膜炎露出ス病畜ハ速ニ羸瘦シ行步踉蹌トシ時トシテ大ニ興奮シテ不安トナリ發狂ノ狀ヲ呈シ或ハ呼吸困難トナリ重性肺炎ノ徵ヲ發ス

口腔及陰腔ノ粘膜炎ハ赤色ノ斑點若クハ線條ヲ現ハシ灰白色乃至灰黃色ノ乾酪様滲出物痲皮之ヲ覆フ其滲出物ハ容易ニ剝脱シテ暗赤色ノ爛斑ヲ呈ス輕症ニ於テハ痲皮、爛斑ヲ缺如スルコトアリ又皮膚ニ小結節、膿疱及痲皮ヲ見ルコトアリ

以上ノ症候漸次充進スルニ從ヒ眼、鼻、口ノ分泌液增多シ惡臭ニ放

二 炭疽

(病原) 炭疽ハ一種ノ桿菌ニシテ、アニ依テ發スル危險ノ傳染病ニシテ、哺乳獸及鳥類ヲ侵シ、通常病獸ヨリ直接ニ傳染セス人類、器具、蕪穢、昆蟲等ノ媒介ニ由テ傳染シ、又地中潜伏ノ病毒ヨリ傳播ス

(原因) 病毒ハ動物體ノ各部ニ存シ、就中血液、分泌液、内臓、糞便等ノ中ニ多シ、此細菌ハ芽胞ヲ生ス而シテ、芽胞ハ頗ル抵抗力ニ富ミ、容易ニ死滅セス、地中ニ在テハ、幾年間勢力ヲ存スルヲ以テ、極テ危險ナリ

(症候) 此病ハ、俄然發生シ、經過ヲ取リ多クハ一日乃至二日以内ニ斃ル、其主要ノ徵候ハ、劇甚ノ全身違和、大熱、粘膜出血トス、此他皮膚ノ癰、浮腫、腸患、腦症、呼吸困難ノ如キ、局所症候アリ、隨テ炭疽ニ種々ノ細別アリ

甲 局部發生ナキモノ即チ通常芽胞傳染ニ依テ發スルモノニシテ、甚急性、急性及次急性ノ別アリ、(一) 甚急性炭疽ニ在テハ、腦卒中ノ狀ヲ呈シ、數分乃至一時間ニシテ、鼻、肛門等ヨリ血液ヲ漏ラシ、播擲ヲ發シテ、斃ル、往々前夜壯健ノ獸翌朝ニ至テ斃死スルヲ見ルコトアリ、又勞役、放牧若クハ採食中卒倒スルコトアリ、此種ハ牛羊ニ多ク、特ニ流行ノ初ニ方リテ屢々之ヲ見ル、(二) 急性炭疽ハ、經過前者ニ比シテ、比較長ク、二時間乃至十二時間ニ亘リ、最モ長キハ二十四時間ヲ閱ス、病獸ハ急ニ發熱シ、乃至四十二度、腦充血又ハ肺充血ノ徵ヲ呈シ、天然孔ヨリ血液ヲ漏ラシ、播擲ヲ發シ、遂ニ窒息ニ由テ斃ル、時トシテハ、症狀一時輕減シ、再ヒ舊ニ復ス、(三) 次急性炭疽ハ、炭疽熱又ハ間歇性炭疽ト稱スルモノニシテ、普通牛馬ニ於テ見ル所ノ症トス、症候ノ大體ハ急性

ニ同シキモ、經過ハ平均二十四時乃至四十八時、最モ長キハ五日乃至七日ニ彌ル、熱候顯著ニシテ、惡寒戰慄、皮温不定、全身大違和等ノ外、肺充血及腦充血ノ徵ヲ發シ、之ニ加フルニ重症腸患ノ狀ヲ以テシ、病勢ノ弛張頗ル頻繁ナリ

乙 局部發症アルモノ即チ通常桿菌傳染ニ依テ發スルモノナリ、皮膚ノ癰及浮腫ハ、特ニ牛馬多ク、癰ハ限局シ、其初メ硬固ニシテ、熱痛ヲ帶フ、ルモ後ニハ、寒冷無痛ニシテ、膿腫ニ陥ル、浮腫ハ扁平担粉様ニシテ、往々波動シ、寒冷無痛ナリ、經過ハ三日乃至七日ニ亘リ、治癒スルモノ少シトセ、腫腸發生ノ前後ハ發熱ス

又癰及浮腫ハ、舌、咽喉及直腸ニ發ス、所謂舌炭疽、咽喉炭疽、直腸炭疽是ナリ、此等ノ場合ニ於テハ、癰ノ外熱、呼吸困難、喉頭狹窄音、嚔下困難、一般ノ「チアノーゼ」ヲ呈シ、顎下頸胸前等ニ腫瘍ヲ發シ、通便ニ方、窘迫シ、疼痛ヲ訴ヘ、十二時乃至二十四時間内ニ斃ル、此種ハ、家犬ニ最モ多シ

動物ノ種類上ヨリ論スレハ、間歇性炭疽、炭疽性卒中及癰ハ、牛馬ニ多ク、羊ニ在テハ、炭疽性卒中トシ、犬ニ在テハ、癰、家ニ在テハ、咽喉及舌ノ炭疽ヲ主トス

(豫後) 豫後ハ、概シテ不良ニシテ、斃死ノ割合ハ、百頭ニ付凡ソ七十頭乃至九十頭トス、最急性ノモノハ、悉ク死ス、時トシテ、經過輕易ニシテ、自然ニ治スルモノ亦ナキニアラス、一タヒ此症ニ罹リテ、快復スレハ、暫時免病質トナル

(公衆衛生) 炭疽ハ、人ニ傳染シ、險惡ノ症ヲ發セシムルヲ以テ、公衆衛生上ノ關係アリ、愛知縣、埼玉縣ニ於テハ、往年此傳染ノ爲メ、惡疾ヲ發シ、死去シタル者アリ、而シテ、人ノ傳染スルハ、創傷ヨリ毒ヲ受ケ、又ハ病獸ノ肉ヲ食スルニ由ル

〔千葉養〕

〔千葉養〕

力ヲ選ブ、スルモ、病毒ハ、又諸内臓及血液中ニ存ス、病毒侵入ノ徑路ハ、呼吸器、皮膚及消化器粘膜トス

(病原) 本病ハ、特異ノ細菌ニ依テ發スル牛ノ傳染病ニシテ、主トシテ幼牛ヲ侵、其病毒ハ、皮膚又ハ粘膜ノ傷創ヨリ體内ニ入ル

(原因) 病毒ハ、抵抗力至大ニシテ、二年間モ發芽力ヲ失ハス、尋常薄弱ノ消毒藥ハ、病毒ヲ殺滅スルヲ得ヌ、本病ノ常在地ニ於テハ、病毒ハ、地中ニ存シ、之ヨリ傳染ス

(症候) 氣腫疽ハ、急劇ノ傳染病ニシテ、皮膚ニ隱匿性ノ腫疽、所謂氣腫疽トシテ、全身症狀、水脈腫脹及運動異常ヲ呈、氣腫ハ、體ノ諸部、肩、胸、頸、十字、鬐、發スルモ、飛節及關節ヨリ下方ニハ、曾テ發ヘルコトナシ、罕ニハ、口蓋、舌根、咽頭ニ發スルコトアリ、腫瘍ハ、初起小ニシテ、疼痛ヲ帶ヒ、速ニ蔓延シ、數時間内ニ於テ、非常ニ巨大トナリ、甚シキハ、全軀幹ニ散蔓スルコトアリ、試ミ、腫瘍ヲ壓スレハ、嘔吐音、鹽ヲ火中ニ投シ、發シ、之ヲ打テハ、鼓音ヲ放チ、瘍ノ中央ハ、乾燥無感覺ニシテ、黑色ヲ帶ヒ、皮革ノ如シ、甚シキハ、全ク壞死シテ、冷却ス、之ヲ切ルモ、疼痛ヲ覺エ、暗赤色ニシテ、惡臭アルノ泡沫液ヲ漏ラシ、腫瘍ハ、一箇ニ過キサルモノアリ、又數多簇發スルモノアリ、腫瘍隣接ノ水脈腫ハ、大ニ腫脹ス

全身症狀トシテハ、食慾、反芻頓ニ廢絶シ、病獸ハ、倦怠沈憂シ、大熱、攝氏二四度ヲ發シ、肢ニ氣腫アルカ爲メ、大ニ運動異常ヲ呈シ、或ハ跛行シ、或ハ步履強拘トナリ、或ハ四肢ナ地上ニ曳ク、氣腫ノ蔓延スルニ從ヒ、呼吸愈々、促進シ、時トシテハ、痲痛ヲ發シ、急ニ虛脫シテ斃ル

(潜伏期) 潜伏期ハ、平均二日ナリ、病性急劇ナルヲ以テ、發病後一日半乃至一日ニシテ、斃レ治スルコト罕ナリ

四 鼻疽及皮膚

(病原) 本病ハ、馬屬ニ發スル惡性傳染病ニシテ、二種特異ノ細菌ニ原因シ、皮膚、水脈系及呼吸器ヲ侵スモノトス

(原因) 本病ハ、直接ニ病獸ヨリ、健獸ニ傳染シ、又馬具、被衣、飼槽等ノ如キ媒介物ニ依テ、傳染ス、皮膚、潰瘍ノ分泌液、鼻ノ漏液ハ、最モ傳染

力ヲ選ブ、スルモ、病毒ハ、又諸内臓及血液中ニ存ス、病毒侵入ノ徑路ハ、呼吸器、皮膚及消化器粘膜トス

(症候) 本病ニ慢性ト急性トノ二種アリ、各其症候ヲ異ニス

甲 慢性症ノ初發ハ、緩慢陰微ニシテ、年月ノ久キニ彌ルヲ以テ、人多クハ、之ヲ覺ラス、隨テ、從前ハ、非常ニ長キ潜伏期ヲ有スルモノト看做シ、タリ、然ルニ、接種試驗ニ依レハ、潜伏期ハ、僅々三日乃至五日ニ過キス

鼻疽ノ主徵ニ三アリ、(其一) 鼻ノ一孔若クハ、兩孔ヨリ、灰白色ノ粘液少量ヲ漏ラス、末期ニ至レハ、潰瘍ヨリ、出ル、灰黃色又ハ、灰綠色ノ粘稠液ニ、清澄水様ノ加答兒分泌液ヲ混ス、其狀恰モ、菜種油ニ蛋白ヲ混シタルカ、如シ、又往々、漏液中ニ血液ヲ混ス、(其二) 鼻粘膜ニ小結節及潰瘍ヲ生ス、時トシテ、此二者全ク、缺如シ、或ハ、晚期ニ至リ、始テ發生ス、鼻腔下端ノ小結節ハ、雷ニ目撃シ、得ルノミナラス、又指以テ觸ルルヲ得、ヘシ、小結節ハ、速ニ潰瘍ニ變シ、潰瘍ハ、深淺一ナラス、瘍底ハ、凹陷シテ、家脂狀ヲ呈シ、少量ノ惡性膿ヲ漏ラス、瘍緣ハ、突隆シテ、蟲蝕セラレ、タルカ、如キ、觀アリ

(其三) 顎下水脈腫脹シ、概シテ、顎骨ノ内側ニ、固著シテ、腫脹セス、營養漸次不良トナリ、皮膚粗剛、毛色光澤ヲ失ヒ、全身羸弱シ、呼吸困難ヲ加ヘ、咳嗽頻發ス、不正ノ弛張熱又ハ、間歇熱ヲ檢定スルコトアリ、又、鼻血、血尿及骨折ノ素因ヲ認ムルコトアリ、末期ニ及ヘハ、四肢、胸腹ノ下面ニ、浮腫ヲ發シ、關節、陰囊、睪丸等ニ、炎腫ヲ生ス

皮膚ハ、前胸、肩、胸、腹、四肢或ハ、其他ノ部位ノ、皮膚及皮下織ニ、豌豆大乃至胡桃大ノ、結節ヲ生シ、初ハ、硬固ニシテ、且、疼痛アリ、然レトモ、漸次、其結節ノ中心柔軟トナリ、波瀾ヲ呈シ、終ニ、破潰シテ、噴火口ノ狀ヲ呈シ、黃色ノ液ヲ漏泄ス、小潰瘍ハ、痂皮ニ覆ハル、モノアリ、病勢ノ進ムニ從ヒ、所謂球腫、發生シ、各潰瘍ニ、連絡セル、水脈管ハ、腫起シテ、索狀ヲ呈シ、索腫處々、新球腫ヲ發シ、恰モ、念珠ノ如シ、關係アルノ、水脈腺亦、腫脹硬結シ、又ハ、膿ヲ釀ス、久シキヲ經レハ、大ニ、衰弱シ、甚シキハ、斃ル

乙 急性症ハ比較的馬ニ少ク驢騾ニ多シ初ヨリ急性ノ經過ヲ取リ或ハ慢性ノ症全身ニ汎發シテ急性トナリ或ハ他ノ急性病ト合併シテ來ル接種皮膚病ハ必ス急性ナリ病狀ハ急劇ナル敗血性傳染病ノ徵ニシテ呼吸器粘膜炎、肺膿瘍及他ノ臟器ニ病毒轉移ヲ致ス本症ハ寒戰、大熱、攝氏四十二度ヲ發シ鼻孔ヨリ膿様粘液ヲ漏ラシ晚期ニ至レハ血液及敗膿ヲ泄ラシ間々之ニ唾液、食餌ヲ混ス鼻粘膜ハ小結節及潰瘍ヲ發シ潰瘍ハ往々彼此湊合シ終ニ鼻粘膜ノ全部潰爛シ實扶の里塊ヲ被ムル如キ變化ハ僅々二三日内ニ發生ス呼吸ハ同時ニ促進シ氣息喘々タリ右ノ他更ニ皮膚ヲ發シ皮膚ノ浮腫、球腫、潰瘍、水脈管ノ索腫、水脈腺ノ腫脹、化膿ヲ見ル食慾減損、嚥下困難ニシテ下利ヲ發シ尿ハ多量ノ蛋白ヲ含ミ體軀ハ急ニ瘦削ス(經過及)慢性ノ鼻疽及皮膚病ハ緩慢ニシテ數週、數箇月若クハ數年ノ久キヲ經テ鼻粘膜又ハ皮膚ヨリ肺ニ轉移ス所謂隱極頑固ノ症ハ七年ニ彌ルコトアリト云フ急性ハ三日乃至十四日ニシテ斃ル(公衆衛生)鼻疽及皮膚病ノ病毒ハ創傷面ヨリ人ニ傳染シ致命ノ症ヲ發スルヲ以テ病馬ニ觸ル、者ハ慎重ノ注意ヲ要ス

五 傳染性胸膜肺炎

(病性) 傳染性胸膜肺炎ハ一ニ肺疫ト稱ス牛屬特異ノ傳染病ニシテ肺及胸膜ニ炎症ヲ發ス牛疫ニ亞ク險惡ノ症ニシテ最初散發スルコトアルモ多クハ地方性ヲ呈シ或ハ大ニ流行シ某地方ニ於テハ常在病トナル牛屬ノ外山羊ニ發スト云フ(原因) 病毒ハ一種ノ細菌ニシテ主トシテ病牛ノ呼吸中ニ存シ直接ニ病牛ヨリ健牛ニ傳染シ或ハ人及他ノ媒介物ニ依リ間接ニ傳染ス牛商ノ貨廬ハ傳播上極テ危險ナリ病毒ハ頗ル抵抗力ニ富ミ傳染概念ニ在テハ數箇月若クハ一年餘モ有力ナリ

六 流行性驚口瘡

(病性) 流行性驚口瘡ハ一名チ口蹄疫ト云フ急性發疹ニ屬スル所ノ傳染病ニシテ口腔粘膜炎、趾間ノ皮膚及乳房ニ水泡ヲ發シ主トシテ牛、羊、山羊及家ニ發ス罕ニハ馬、犬、猫及家禽ニ傳染ス又人ニ傳染スルコト罕ナリトセス一タヒ此症ニ罹ルモ免病質ヲ得ス(原因) 病毒ノ本態ニ關シ區々ノ說アリト雖未タ明確ナラス病毒ハ唾液、水泡ノ含液、乳汁、血液、糞尿、呼吸等ニ存シ頗ル粘靱ニシテ糞便等ノ中ニ在テハ數箇月若クハ一年間モ有力ナリ病獸ヨリ直接ニ傳染シ或ハ媒介物ニ由リ間接ニ傳染ス而シテ疫ハ専ラ交通貿易ニ依テ傳播ス

(症候) 牛ニ於テハ口腔粘膜炎、蹄冠及趾間ノ皮膚ニ水泡及潰瘍ヲ發シ羊、山羊、家ニ在テハ病症概ネ足部ニ限局ス

(一) 口腔ノ症候 平均三日乃至五日ノ潜伏期ヲ經テ發熱シ口腔粘膜炎紅潮シ食慾、泌乳減少シ反芻休止兩三日ヲ經レハ齒齦、舌、頰、唇等ニ麻仁大ノ黃白色水泡ヲ點見ス此水泡ハ漸々増大シ間々甲乙乙合ス初メ澄液ヲ含ムモ後ニ至レハ渾濁シ膿様ノ液ニ變ス終ニ水泡ハ破潰シテ深紅色ノ上皮剝脫面ヲ呈シ所謂爛斑頻ニ唾液ヲ漏ラス水泡多クハ鼻鏡ニ蔓延ス本病ノ經過中病獸ハ大ニ羸瘦シ乳汁ハ一變シテ黃白色ヲ帶凝固シ易ク其味佳ナラス乳脂、乾酪ヲ製シ難シ病ノ經過ハ一二週日ニ過キサルモ合併症アルトキハ經過一變ス合併症ハ乳房ノ發疹、咽喉炎、喉頭炎、下痢、食異物性肺炎、鼻腔及氣管支加答兒等ナリ又口腔ノ滲出劇甚ナルトキハ格魯布様ノ附著物ハ上皮ト共ニ分解シ臭氣ヲ放ツ又哺乳ノ幼獸ハ重性胃腸加答兒ヲ發

(症候) 潜伏期ハ平均三週乃至六週日ニシテ一タヒ之ニ罹リタル牛ハ數年間又ハ終生免病ス本病ニ慢性ト急性トノ二期アリ

甲 慢性期即チ發生期ニシテ一ニ隱症期ト稱ス慢性肺病ノ徵ヲ發シ二週乃至六週ニ亘ル罕ニハ數日ニ過キス肺ノ小葉ニ微細ノ病竈アルニ過キサルヲ以テ初起ハ短ク且乾キタル病咳ヲ發シ漸々其數ヲ増シ強キ濕聲ノ咳嗽頻發スルニ至ル食慾、泌乳共ニ減少シテ三十九度半乃至四十度ノ熱ヲ發シ皮膚均一ナラス肺ヲ打診、聽診ノ結果ハ殆ント常態ニ異ナラサルカ或ハ氣胞音ノ常ヨリモ粗厲若クハ微弱ナルヲ聞ク肋間部ヲ壓スレハ疼痛ヲ訴フ罕ニハ此期ニ於テ治ス

乙 急性期一ニ發顯期ト稱シ此期ニ至レハ熱勢大ニ亢進シテ肋膜肺炎ノ諸徵明瞭トナリ呼吸疾速、困難、前肢ヲ開張シテ起立シ臥スコトヲ欲セス鼻孔開閉シ膝部ノ波動甚シク呼吸スル毎ニ呻吟ス試ニ背、腰及肋間部ヲ壓スレハ苦悶ヲ訴フ咳嗽ハ濕聲ヲ帶ヒ咳スル毎ニ苦悶ス又鼻孔ヨリ粘液ヲ漏ラシ間々之ニ血液ヲ混シ或ハ惡臭膿様ノ液ヲ漏泄ス打診スレハ初期ニ鼓音後ニハ濁音ヲ發ス而シテ濁音ハ肺ノ大部ヲ占ム聽診スレハ氣胞音微弱若クハ全缺其代リトシテ氣管支呼吸、羅音及摩擦音ヲ聞ク肺ノ健部ニ於テハ氣胞音粗厲ナリ體溫攝氏四十度乃至四十二度脈八十乃至百若クハ其以上ヲ算シ皮膚溫度ヲ鼻端乾燥、皮膚粗剛、食慾、反芻、泌乳共ニ休止、煩渴引飲、通便秘泄、尿ハ蛋白ヲ含ミ、孕牛ハ流産シ易シ病久キヲ經レハ呼吸益困難ナ加ヘ胸垂、胸下四肢ニ浮腫ヲ發シ倦怠、羸瘦甚シク終ニ窒息シテ斃ル(經過及) 肺疫ノ經過ハ時トシテハ急性時トシテハ慢性ナリ概シテ強壯ノ幼獸並ニ良美ノ食ヲ喫スルモノニ在テハ急劇ニシテ老獸並ニ水分過多ノ食ヲ取ルモノニ於テハ緩慢ニシテ險惡ナリ病獸百頭ニ付五十頭乃至七十頭ハ斃死シ三十頭ハ治癒不全ニシテ肺膿瘍ニ慢性ノ變化ヲ貽スモノ多シ

〔千葉馨〕

〔千葉馨〕

スルコトアリ又子宮、陰腔、胸腹ノ皮膚並ニ角膜ニ水泡ヲ發ス又角ノ實質發炎シ角根ニ水泡ヲ發シ脫角スルコトアリ

(二) 蹄ノ症候 蹄冠部及趾間ノ皮膚ハ口腔粘膜炎ノ如ク紅潮シ熱痛ヲ帶ヒ一兩日ヲ經テ水泡ヲ發ス水泡破潰スレハ病獸跛行シ多クハ伏臥ス通常一二週日ヲ經テ治ス合併症ハ趾間皮膚ノ羅新性炎症、潰瘍、膿腫、癩疽、關節炎、骨疽、脫蹄、膿毒症、腐創等トス

(經過及) 口蹄疫ノ經過ハ年ニ依テ輕重ノ別アルモ概シテ定型的ノ良性經過ヲ取リ二三週日内ニ癒ユ斃死ハ皆無若クハ百頭中僅ニ一頭ニ過キス然レトモ或ル年ニ於テハ惡性ニシテ成長獸ハ百頭中一頭乃至五頭哺乳幼獸ハ五十頭乃至八十頭斃死ス

一廐舎若クハ一獸群中ニ於ケル疫ノ經過ハ四週乃至六週日ニ亘リ通常速ニ傳播スルモ或ハ徐々蔓延スルコトアリ一旦治癒ニ赴ケハ羸瘦セル者速ニ復元ス時トシテハ瘦削、泌乳減少、皮膚粗剛、乳房炎、經久蹄病、痒性皮膚疹、跛行等ノ如キ餘病ヲ貽スコトアリ

七 羊痘

(病性) 羊痘ハ羊屬固有ノ熱性傳染病ニシテ皮膚ニ痘瘡ヲ發ス群羊ニ傳播シ大ニ羊毛ヲ損スルヲ以テ農業經濟上至大ノ關係アリ

(原因) 傳染毒ハ固性並ニ揮發性ニシテ病羊ノ排泄物、分泌物、呼吸、皮膚蒸發等ニ存シ特ニ痘漿中ニ多シ毒性ハ粘靱ナルヲ以テ其病毒ニ汚染セル羊舎ニ在テハ五六箇月間モ毒力ヲ存スト雖消毒藥ヲ施セハ容易ニ死滅ス

本病ハ病羊、種痘羊ヲ健羊ノ群中ニ牽入ル、ニ依リ又媒介物(牧羊者、服、羊毛、糞、飼料、汽車等)ニ由テ傳播ス牛、山羊、家及人ニモ傳染スルコトアリト云フ

(症候) 平均四日乃至七日ノ潜伏期ヲ經テ發熱シ倦怠、沈鬱、頭ヲ低

レ食慾、反芻共ニ減少ス體温ハ四十一度乃至四十二度マテ昇騰シ脈博疾速、呼吸増數、結膜潮紅シ眼、鼻ヨリ漿液ヲ漏ラシ一二日ナ經レハ手ノ稀疎ナル局部顔面四肢ノ内面ニ紅斑ヲ發ス罕ニハ密毛ヲ帶ル部並ニ口腔、咽頭ノ粘膜ニ發疹ヲ見ルコトアリ

發疹後第五日ニハ小結節ノ頂頭褐色シ紅暈ヲ圍ラシ痘圍ノ皮膚ハ腫脹ス之ト同時ニ熱ハ減退シ更ニ數日ナ經レハ水泡増大ス水泡ハ隆起シ或ハ扁平ニシテ淋巴様ノ無色液若クハ黃赤色ノ液ヲ含ム發疹後六日乃至七日ナ經レハ熱痘トナル爾後痘漿愈々渾濁シ膿疱ニ變シ熱候尤進シ眼、鼻腔、咽喉及氣管支ノ粘膜ハ加答兒性炎症ヲ發シ眼及鼻孔ヨリ膿様粘液ヲ漏ラシ流涎、食餌吐出、嚥下困難、咳嗽、呼吸促進ヲ呈ス時トシテハ頭部大ニ腫脹シ皮膚ノ蒸發氣惡臭ヲ放ツ終ニ痘ハ乾涸結痂シ二三週許ニシテ脱落ス

（經過及豫後） 痘症ハ少數ノ痘ヲ散發シ輕易ノ熱候ヲ呈スルノ重症ニ於テハ痘瘡發シ數多ノ痘ハ湊合シテ大化膿面トナリ皮膚ハ劇性炎ヲ發シ甚シキハ皮膚ノ壞疽ヲ起シ惡臭ヲ放ツ所謂屍臭是ナリ此ノ如キ症ハ熱度頗ル高ク口腔、咽喉、氣管支及角膜ニ痘ヲ發シ關係アルノ水脈腺ハ大ニ腫脹シ間々化膿シ粘膜炎ハ格魯布性ヲ帶ヒ往々格魯布性肺炎ヲ發ス惡性經過ニ於テハ敗血症及膿毒症ヲ發シ關節、漿液膜、膈等ニ病毒轉移ヲ致ス或ハ肺炎又ハ喉頭格魯布ノ爲メ窒息シテ斃ル此種ノ痘瘡ハ假令ヒ治療スルモ長キ時日ヲ要シ病羊ハ羸弱シ全體ノ毛ヲ脱シ深キ痕痕ト慢性跛行又ハ失明ヲ貽ス出血性痘瘡ニ於テハ皮膚、粘膜炎ノ所々出血シ腐壞スルニ至ル之ヲ腐痘ト云フ羊群中ニ於ケル痘ノ經過ハ急慢善惡一定セズ死亡ノ割合ハ通常百頭ニ付十頭乃至二十頭惡性ハ五十頭若クハ其以上ナリ故ニ其重症、老獸並ニ幼弱ノ獸ニ於テハ豫後不良ナリ羊毛脱落、體重減少、流涎、胎後病ノ如キ間接ノ損害極テ大ナリ

八 家虎列刺

（病性） 家虎列刺ニ腸症ト肺症トノ二種アリ腸症ニ於テハ大腸ノ實扶的里性炎症並ニ其附近水脈腺ノ腫脹ヲ發シ往々肺炎ヲ合併ス英、米、瑞西、丁抹ノ諸國ニ於テ大ニ流行シ通常病獸ノ肉若クハ病毒ヲ含メル食物ヲ咬フニ由テ腸ヨリ傳染ス肺症ハ卵圓形細菌ニ由テ發スル傳染性ノ胸膜肺炎ニシテ肺ノ壞死及慢性乾酪性變化ヲ發生シ易シ

（原因） 腸症ノ傳染毒ハ長卵圓形ノ細菌ニシテ運動力ヲ有シ長サ一・二乃至一・五ミクロミリメートル幅之ニ半ハシ中央ハ淡明ナリ（プロツシニ氏說） 肺症ノ傳染毒ハ卵圓形ノ細菌ニシテ運動セズ長サ一・二ミクロミリメートル幅〇・四乃至〇・五ミクロミリメートル兩極ノミ染色シ中央ハ染色セズ頗ル家兔ノ敗血症ニ類シ又家畜虎列刺及出血性敗血症ノ細菌ニ類ス此細菌ハ特ニ肺ノ壞疽、肋膜炎及氣管支水脈腺中ニ夥シク又血液、腹腔ノ臟器脾臟ニ存ス病毒ハ揮發性ニシテ重呼吸氣ニ由テ傳染シ其傳染力頗ル劇烈ナリ家ノ驅逐、往來ハ傳播上最モ危險ノ媒介ナリトス而シテ恐ラクハ皮膚ノ創傷及腸ヨリモ亦傳染スルモノナラント云フ

（症候） 腸症ト肺症トハ各徵候ヲ異ニシ兩症トモニ急性ト慢性トノ區別アリ 甲 急性腸症ハ家兔侵入ノ初メニ於テ之ヲ見ル平均ノ經過ハ五日乃至八日ニシテ初起ニハ食慾減損及ヒ通便秘澁ノ兆ヲ呈シ倦怠、鬱憂、頭、尾ヲ低レ結膜潮紅シ眼瞼ニ乾涸ノ粘液ヲ凝著ス體温攝氏四十一度以上四十二度呼吸促進時トシテハ鼻孔ヨリ膿様粘液ヲ漏ラス晚期ニ至レハ下利シ糞ハ稀薄ノ液狀ニシテ惡臭ヲ放チ間々血液ヲ混ス舌、頰口蓋、軟口蓋、扁桃腺ニハ灰白色若クハ灰黃色ノ實扶的里性潰瘍ヲ發ス又耳、鼻端、腹ノ下面、肢ノ内面並ニ肛門ニ紅斑ヲ見ルコト

ニ於テハ常在病トナリ專ラ夏期ニ流行ス 三箇月乃至十二箇月ノ幼豚最モ之ニ罹リ易ク産初第一月ニハ素因最モ少シ三歳ノ老豚モ罕ニハ傳染スルコトアリ哺乳幼豚ハ病母ノ乳ニ依テ傳染セザルト云フ家ノ種類ニ依リ罹病性ニ差異アルハ諸家ノ實驗ニ徴シテ明ナリ

（症候） 病毒ノ潜伏期ハ最モ三日ニシテ俄然劇症ヲ發ス病家ハ食ヲ嫌フテ嘔吐シ大熱 攝氏四十度及神經障礙ヲ發シ倦怠、沈鬱、暗眠、褥下着後肢ノ痠痛痲痺等ノ諸徵ヲ呈シ間々筋肉痠痛及咬牙ヲ經ム初期ハ通心秘澁シ結膜暗赤色若クハ褐赤色ヲ帶ヒ眼瞼腫起シ腹、胸ノ下面、會陰、脚ノ内面、耳、頭ノ如キ皮膚薄弱ノ部ニ掌大ノ紅斑ヲ發ス紅斑ハ鬱血ニ基クモノニシテ其初メ淡紅ナルモ後ニ至レハ暗赤色若クハ藍赤色トナリ間々増大シ甲乙湊合シ疼痛ヲ帶ヒ又隆起セズ次テ病獸ノ糞ハ柔軟水様トナリ罕ニハ血液ヲ混ス末期ニ至レハ肺浮腫ノ爲メ呼吸大ニ促進シ全身「チアノーゼ」ヲ發シ體温沈下シ三四日ニシテ斃ル極テ急劇ノ症ハ二十四時間内ニ斃ル經過ノ長キモノハ八日若クハ其以上ニ渉ル

十 狂犬病

（病性） 狂犬病ハ犬屬ノ固有傳染病ニシテ狂犬ノ咬傷ニ由テ人、家畜大、猫、牛、馬家畜及野獸ニ傳染ス 原因 傳染毒ノ本態ニ關シテハ諸種ノ說アルモ未タ明確ナラス病毒ハ腦、脊髓及唾液中ニ存シ體外ニ於テハ發育セズ 症候 潜伏期ハ一定セズ犬ニ於テハ平均三週乃至六週ニシテ長キハ數月ニ亙リ短キハ數日ニ過キス 狂犬病ニ噪狂、鬱狂ノ二種アリ固ト是レ同一ノ病ニシテ唯症狀ヲ異

九 家羅斯疫

（病性） 家羅斯疫ハ一種ノ細菌ニ由テ發スル特異ノ敗血症ニシテ出血性胃腸炎並ニ腎炎、脾腫及肝臟、心臟、筋肉ノ實質炎ヲ發シ歐羅巴各國ニ流行ス 原因 病毒ハ主トシテ消化器ヨリ侵入シ肺ヨリ侵入セザルモノ、如シ蓋シ病毒ハ毛細管ヲ填塞シ屍毒様ノ毒素ヲ生ス而シテ其毒素ハ神經系、筋肉並ニ大腺體ノ實質ヲ害ス家兔ノ體內ニ於テハ病毒減衰スト云フ本病ハ直接傳染ニ由テ蔓延シ病毒ヲ含メル糞又ハ病獸ノ肉、内臟等ヲ食スルニ依テ傳染スルモノ最モ多シ、同罹病シタルモノハ概テ免病ス而シテ本病ノ細菌ハ滲水中ニ蕃殖ス故ニ泥沼沼沚ノ地方

ニスルノミハストール氏ノ説ニ據レハ噪狂ハ主トシテ腦ヲ侵ストキ及病毒ヲ直接ニ腦ニ接種スルトキニ發シ鬱狂ハ專ラ脊髓ヲ侵ストキ又ハ病毒ヲ皮下ニ接種スルトキニ發スト云フ噪狂ハ鬱狂ニ變シ鬱狂亦噪狂ニ轉スルコトアリ又二者ノ中間ニ位スル症狀アリ而シテ狂犬病ハ定型的ノ急性病ニシテ必ス死ニ歸スルモノトス

甲 噪狂 噪狂ニ三期アリ前期、刺戟期、麻痺期是ナリ

(一)前期 前期ハ沈憂期ハ半日乃至二日間持續ス此間病犬ノ舉動一變シ鬱惡執拗トナリ不安ニシテ憤怒、驚愕シ易ク動モスレハ聲下ニ潛匿シ頻ニ居所ヲ變シ時ニ卒然跳起ス罕ニハ從順、溫和ナル者アリ又咬傷部ニ異常ノ癢覺ヲ感シ自ラ之ヲ噛ミ或ハ之ヲ舐ム味覺亦一變シ常食ヲ嫌ヒ好テ寒冷ノ物ヲ舐メ藁、草、土石、木片、硝子ノ碎片、襤褸ノ如キ種々ノ異物ヲ嚙下シ甚シキハ自己ノ糞尿ヲ啖フ或ハ絶エス自己若クハ他犬ノ生殖器ヲ啖キ若クハ之ヲ舐ム此期ニ於テ已ニ輕微ノ咽頭痙攣、嘔意及ヒ便秘ヲ見ル(二)刺戟期ハ三四日ニ互リ狂亂及痙攣ノ發作ヲ來シ各發作ハ數時間ニ涉ル此期ニ於テハ不安ノ徵益々加ハリ檻柵、鐵鎖等ヲ噛斷シ或ハ窓戶ヲ破壞シテ逃逸セント欲ス戶外ニ在レハ目的ヲ達シテ奔走シ間々遠隔ノ地ニ到ル又大ニ咬傷ヲ發シ眞ニ發狂ノ狀ヲ呈シ人畜ヲ問ハス途中ニ遭遇スル者ハ悉ク之ヲ咬傷ス其咬傷力ノ劇シキ間々齒牙ヲ破碎スルニ至ル又自體ノ尾、陰具、四肢等ヲ噛ムモノアリ人畜ヲ避ケ全ク人ヲ咬傷スルノ傾向ナキモノハ例外ニ屬ス音聲ハ全ク一變シ粗嘎ノ聲ヲ放テ哮喘ス蓋シ變聲ハ聲帶ノ麻痺ニ由ルモノニシテ診斷上ノ一大要徵ナリ或ハ狂亂セスシテ專ラ沈鬱ノ狀ヲ呈シ痴鈍幻惑一所ヲ凝眸虛視シ空中ニ向テ蠅ヲ捕ル狀ヲナシ絶エス吠鳴シ鞭撻ヲ意トセサルモノアリ但シ馴育宜キヲ得タル犬ハ瞑目ニ至ルマテ主人ノ命ニ服スル者アルモ斯ノ如キハ絶無稀有ニ屬ス(三)麻痺期又ハ末期ニ於テハ病獸大ニ羸瘦シ粗毛豎起、

十一 假性皮疽

(病性) 假性皮疽ハ一ニ馬ノ分牙微病ト名ケ地方性皮膚病ニシテ一種ノ分牙微ニ原因ス其ノ症候、病的變態等ハ略々眞性皮疽ニ同シ(原因) 本病ノ傳染毒ハ一種ノ分牙微ハルチミノイシエス、フニシテ病的組織及病的產物ニ現在シ又膿漿中ニ遊離シ或ハ膿球中ニ存ス而シテ本病ハ瘴氣性兼觸接性傳染病ニシテ傳染ノ本源ハ土地ニ存ス其ノ傳染ノ媒介物ハ土壤、厩舍、器具、鞍、馬具、芻秣、藁、皮膚、寄生蟲等ニシテ馬ヨリ馬ニ直接傳染ハ、ハ稍々稀ナルカ如シ潜伏期ハ未タ詳ナラス

(症候) 本病ハ低濕沮洳ノ地方ニ多ク高燥ノ地ニ少ナク多雨ノ年、洪水ノ後ニ多シ又暑期ヨリモ寒冷ノ候ニ頻發スルモノニシテ皮膚ニ球腫、膿瘍及潰瘍ヲ發スルヲ主徵トス其ノ病機ハ淋巴管ニ沿フテ近鄰ノ皮膚及皮下組織ニ蔓延シ劇症ニ在テハ鼻粘膜ニ波及スルコトアリ患部ハ一定セス全身ニ發スルコトアリ或ハ各部ニ限局シテ發ス就中前胸、肩、腋窩、胸腹壁、背、胸腹ノ下面等ニ類發ス又屢々頸側、包皮、龜頭、陰囊等ニ發シ顔面ニ於テハ唇、頰及鼻翼ニ發ス球腫ハ初メ豆大乃至棗實大ニシテ硬ク發生後四五日ヲ經レハ軟化シテ膿瘍ニ變シ其ノ面ニ落屑脫毛アリ膿瘍ハ速ニ破潰シテ膿ヲ泄ス膿ノ狀ハ患者ノ體質ニ依テ一様ナラス或ハ濃稠ニシテ乳皮ノ如ク或ハ

〔千葉警〕

〔千葉警〕

ル然レトモ皮膚ノ一小部ニ限局セル輕症ハ手術ニ賴テ全治ス則テ限局ノ輕症ナレハ豫後善良ナルモ全身ヲ侵サレ鼻腔等ニ病變アルモノ己ニ惡液質象皮病ニ陥ルモノハ豫後不良ナリ

●假性皮疽豫防ノ件

(明治三十三年一月 勅令第三號)

獸疫豫防法中鼻疽及皮疽ニ關スル規定ハ馬ニ發スル假性皮疽ニ之ヲ適用ス

附則

●獸疫豫防法施行上臨時獸醫備入

手當ニ關スル件

(大正九年十月七日 農商務省訓令第十號)

明治二十九年法律第六十號獸疫豫防法施行上臨時獸醫備入ルルトキハ其勤務日數ニ應シ一人一箇月金七十圓以内ノ手當ヲ與フヘシ但シ四人以上ヲ備入ル、場合ハ内一人ヲ限り金十五圓以内ヲ増額スルコトヲ得

稀薄ノ膿漿ヨリ成リ黃白色ノ凝塊ヲ混シ間々血液ヲ雜フ瘍底及瘍緣ヨリ滲赤黃色ノ肉芽ヲ發生シ帶黃色ノ膿汁ヲ排ス重症ニ在テハ肉芽ハ皮膚面ニ隆起シ息肉狀ヲ呈ス此ノ如キ潰瘍ハ四肢ノ下部ニ多ク數多簇發ヘレハ其ノ觀恰モ菌茸ノ皮膚ニ亂生スルカ如シ其ノ甚シキニ至テハ象皮脚ヲ生ス

至テハ象皮脚ヲ生ス

鼻腔其ノ他呼吸道ノ粘膜炎狀ハ概シテ皮疽ニ併發シ吸入作用ニ由テ傳染シ又ハ顔面ノ皮膚ヨリ連續蔓延ナナス原發ノ純性鼻疽ハ極メテ稀アリ鼻腔ノ疾患ハ概ネ兩側ニ發シ侵蝕性ノ凹陷潰瘍ハ稀ニシテ瘍底ヨリ肉芽ヲ發生ス其狀皮膚ノ潰瘍ニ同シ輕症ノ假性鼻疽ニ於テハ鼻漏ナキモ重症ニ於テハ粘液、膿液、血液若ハ敗膿液ノ漏液アリ呼吸ハ往々臭氣ヲ帶ヒ鼻腔狹窄スレハ呼吸困難トナリ鼻塞音ヲ放ツ頸凹淋巴腺ノ腫脹ハ稀ニシテ鼻腔ニ變態アルモ腫脹ハ必スシモ之ニ伴ハス假性鼻疽ノ劇症ニ在テハ兩側ノ腺腫大ナルモ輕症ハ之ヲ缺ク其ノ腺腫ハ稍々硬キモ自在ニ移動シ得ヘク眞性皮疽ニ於ケルカ如ク硬結シテ結節狀ヲ呈セス) 羣丸等ニ及ホス病的作用ハ先ツ陰囊若ハ包皮ヨリ始マリ播種的作用ニ由テ固有な膜、辜丸、副辜及精系ニ蔓延シ莖膜ノ二葉ヲシテ癒著セシム局處ノ皮膚變態ナクシテ辜丸ニ原發スルハ稀ナリ又眞性鼻疽ハ肺ニ頻發スルモ假性皮疽ハ肺ヲ侵スハ稀ナリ

第三編 衛生 第三章 防疫

第四章 醫務

●醫師法

(明治三十九年五月二日)
法律第四十七號

(沿革) 明治四十二年七月法律第四四號、大正三年四月同第三八號、八年四月同第五七號改正

第一條 醫師タラムトスル者ハ左ノ資格ヲ有シ内務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス

一 大學令ニ依ル大學ニ於テ醫學ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル者又ハ官立、公立若ハ文部大臣ノ指定シタル私立醫學專門學校醫學科ヲ卒業シタル者

二 醫師試驗ニ合格シタル者

三 外國醫學科ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ醫師免許ヲ得タル者ニシテ命令ノ規定ニ該當スル者

醫師試驗ハ中學校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女學校ノ卒業者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ醫學專門學校ヲ卒業シ若ハ外國醫學科ニ於テ四箇年以上ノ醫學課程ヲ修了シタル者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第二條 左ニ掲クル者ハ免許ヲ受クルコトヲ得ス

一 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 未成年者、禁治產者、準禁治產者、癡者、啞者及盲者

第三條 六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタル者又ハ醫事ニ關シ罰金ニ處セラレタル者ニハ免許ヲ與ヘサルコトアルヘシ

第四條 内務省ニ醫籍ヲ備ヘ醫師免許ニ關スル事項ヲ登錄ス

第五條 醫師ハ自ら診察セスシテ診斷書、處方箋ヲ交付シ若ハ治療ヲ爲シ又ハ檢案セスシテ檢案書若ハ死産證書ヲ交付スルコトヲ得ス但シ診療中

ノ患者死亡シタル場合ニ交付スル死亡診斷書ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第六條 醫師ハ診療簿ヲ備ヘ十箇年間之ヲ保存スヘシ

第七條 醫師ハ何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス業務上學位、稱號及專門科名ヲ除クノ外其ノ技能、療法又ハ經歷ニ關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ス

第八條 醫師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ郡市區醫師會ヲ設立スヘシ

郡市區醫師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣醫師會ヲ設立スヘシ
郡市區醫師會及道府縣醫師會ハ法人トス勅令ノ定ムル所ニ依リ醫事衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第九條 郡市區醫師會ハ命令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外郡市又ハ北海道若ハ沖繩縣ノ區ヲ區域トス

公私立ノ診療所若ハ治療所又ハ其ノ出張所ニ於テ診察又ハ治療ニ從事スル醫師ハ其ノ診療所、治療所又ハ出張所ノ所在地ヲ區域トスル郡市區醫師會ノ會員トス

第九條ノ二 道府縣醫師會ハ道府縣ヲ區域トス

道府縣内ニ在ル郡市區醫師會ハ其ノ道府縣ヲ區域トスル道府縣醫師會ノ會員トス

第九條ノ三 郡市區醫師會又ハ道府縣醫師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會員ヨリ徵收スヘキ收入ニ關シテハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九條ノ四 前四條ニ規定スルモノノ外郡市區醫師會及道府縣醫師會ノ設立ノ手續、機關ノ組織、經費ノ負擔、監督、會員ノ懲戒其ノ他必要ナル事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 醫師第二條各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ免許ヲ取消スヘシ

醫師六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタルトキ又ハ業務ニ關シ罰金ニ處セラレ若ハ不正ノ行爲アリタルトキハ免許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メテ醫業ヲ停止スルコトアルヘシ其ノ事免許前ニ係ル場合亦同シ
本條ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖第二條第二號ノ原因止ミタルトキ又ハ

改換ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ與フルコトアルヘシ
本條ノ處分ハ內務大臣之ヲ行フ但シ第二項及第三項後段ノ場合ニ於テハ
中央衛生會ノ審議ヲ經ルコトヲ要ス

第十一條 免許ヲ受ケスシテ醫業ヲ爲シタル者、停止中醫業ヲ爲シタル者
又ハ第五條、第六條、第七條若ハ第十三條第三項但書ニ違背シタル者ハ五
百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス

附則

第十二條 本法ハ明治三十九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
第十三條 本法施行前ノ醫術開業免狀ハ本法施行ノ後ト雖仍其ノ效力ヲ有
ス

本法施行前第一條第一項第一號ニ該當セサル官立、府縣立醫學校ヲ卒業
シタル者ニハ第一條第一項ノ資格ヲ有セサルモ免許ヲ與フルコトアルヘ
シ

本法施行前醫術假開業免狀ヲ得タル者ハ本法施行ノ後ト雖醫業ヲ爲スコ
トヲ得但シ免許地域外ニ診察所、治療所又ハ其ノ出張所ヲ設クルコトヲ
得ス

前項但書ノ規定ハ往診治療ヲ爲スコトヲ妨ケス

第十四條 本法施行後八箇年間に第一條第二項ノ規定ヲ適用セズ醫術開業
試驗規則ニ依リ醫術開業試驗ヲ舉行ス

前項ニ依リ醫術開業前期試驗ニ合格シタル者ハ大正三年十月三十一日迄
ニ届出テ特ニ定メタル醫術開業後期受驗資格名簿ニ登錄スルヲ要ス

受驗資格名簿ニ登錄シタル者ニ限リ大正五年九月迄醫術開業試驗ヲ舉行
ス

前三項ノ試驗ニ合格シタル者ハ第一條第一項ノ資格ヲ有スル者ト看做ス

○大正八年法律第五十七號附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正八年九月勅令第四百二十八

號ヲ以テ同年十月一日ヨリ施行)

本法ノ適用ニ付テハ帝國大學醫科大學醫學科ヲ卒業シタル者ハ大學令ニ
依リ大學ニ於テ醫學ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル者ト看做ス

本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラ
レタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ、同法ノ禁錮ニ處セラレタル
者ハ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ト看做ス

本法施行ノ際現ニ存スル醫師會ハ本法施行ノ日ヨリ六月内仍從前ノ例ニ
依ルコトヲ得

醫師法施行規則

(明治三十九年九月三日)

(內務省令第二十七號)

第一條 醫師免許ヲ受ケムトスル者ハ醫師法第一條第一項又ハ第十二條第
二項規定ノ資格並住所、氏名ヲ記載シタル申請書ニ戶籍謄本又ハ戶籍抄
本ヲ添ヘ住所地ノ地方長官ヲ經由シ內務大臣ニ提出スヘシ

內務大臣ハ免許ヲ與フルトキハ醫籍ニ登錄シ醫師免許證ヲ下付ス

第二條 醫籍ニ登錄スヘキ事項左ノ如シ

一 登錄番號及登錄年月日
二 族籍(外國人ナルトキハ其ノ國籍)氏名、生年月日及女子ナルトキハ
其ノ旨

三 醫師法第一條第一項又ハ第十三條第二項規定ノ資格及資格ヲ取得シ
タル年月

四 免許ノ取消、醫業ノ停止其ノ事由、期間及年月日

五 免許證ノ再下付其ノ事由及年月日

六 抹消ノ事由及年月日

第三條 醫師前條第二號ノ登錄事項ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ記
シ免許證及戶籍謄本又ハ戶籍抄本ヲ添ヘ三十日以内ニ住所地ノ地方長官

[千葉警]

後ノ所在地ノ地方長官前項但書ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ前ノ所
在地ノ地方長官ニ通知スヘシ

官立又ハ公立ノ病院ニ於テ診察治療ニ從事スル場合ハ第一項ニ依リノ限
ニ在ラス

診察所又ハ治療所ト稱スルハ公衆ノ需ニ應ジ診察又ハ治療ヲ爲ス場所ヲ
謂フ

第九條 醫師死體又ハ四箇月以上ノ死産兒ヲ檢案シ異常アリト認ムルトキ
ハ二十四時間以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第九條ノ二 醫師ハ法令ノ規定ニ依リ必要アル者ニ正當ノ事由ナクシテ診
斷書檢案書又ハ死産證書ノ交付ヲ拒ムコトヲ得ス

開業ノ醫師ハ診察治療ノ需アル場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ム
コトヲ得ス

第九條ノ三 醫師ハ其ノ診察シタル患者ニ交付スル處方箋ニ患者ノ氏名、
年齢、藥名、分量、用法、用量、處方ノ年月日ヲ記載シ及署名又ハ捺印スヘ
シ

第九條ノ四 醫師ハ診察簿ニ其ノ治療シタル患者ノ氏名、年齢、病名及療法
ヲ記載スヘシ但シ其ノ不明ナルモノハ患者廢療ノ時其ノ旨ヲ記載スヘ
シ

第十條 醫師其ノ診察治療スル患者ニ自ラ藥劑ヲ交付スルトキハ容器又ハ
包紙ニ其ノ用法患者ノ氏名及診察所、治療所ノ名稱又ハ自己ノ氏名ヲ明
記スヘシ

第十一條 地方長官ハ醫師法第十條ノ處分ヲ必要ト認ムルトキハ內務大臣
ニ具申スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ豫メ道府縣醫師會ノ意見ヲ徵スルコトヲ要ス

第十二條 醫師法第十條ニ依リ免許取消處分ヲ受ケタル者ハ五日以内ニ住

所ノ地方長官ニ通知スヘシ

第八條 醫師自己又ハ他人ノ診察所、治療所若ハ其ノ出張所ニ於テ醫業ヲ
開始シタルトキハ十日以内ニ所在地ノ地方長官ニ届出ヘシ其ノ之ヲ休止
シ廢止シ又ハ診察治療ノ場所ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ但シ其ノ異動
ニ依リ管轄地方廳ヲ異ニシタルトキハ後ノ所在地ノ地方長官ニ届出ヘ

シ

後ノ住所地ノ地方長官前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ前ノ住所
地ノ地方長官ニ通知スヘシ

第七條 醫師其ノ住所ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ地方長官ニ届出ヘシ
其ノ移轉ニ依リ管轄地方廳ヲ異ニシタルトキハ後ノ住所地ノ地方長官ニ
届出ヘシ

第六條 醫師醫籍登錄ノ抹消ヲ申請セムトスルトキハ住所地ノ地方長官ヲ
經由シ免許證ヲ內務大臣ニ返納スヘシ

醫師失踪ノ宣告ヲ受ケ又ハ死亡シタルトキハ戶籍法ニ依リ届出義務者ヨ
リ三十日以内ニ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第五條 第一條、第三條及第四條ノ申請ヲ爲ス者ハ登録稅又ハ手数料ニ相
當スル収入印紙ヲ申請書ニ貼用スヘシ

既ニ納付シタル登録稅又ハ手数料ハ之ヲ還付セズ

第四條 醫師免許證ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ三十日以内ニ
住所地ノ地方長官ヲ經由シ內務大臣ニ再下付ヲ申請スヘシ

第三條 醫師免許證ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ三十日以内ニ
住所地ノ地方長官ヲ經由シ內務大臣ニ再下付ヲ申請スヘシ

前項免許證ノ再下付ヲ申請スル者ハ手数料金壹圓ヲ納付スヘシ

亡失シタル免許證ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ其ノ地ノ地方長官ニ提出
スヘシ

第五條 第一條、第三條及第四條ノ申請ヲ爲ス者ハ登録稅又ハ手数料ニ相
當スル収入印紙ヲ申請書ニ貼用スヘシ

既ニ納付シタル登録稅又ハ手数料ハ之ヲ還付セズ

第六條 醫師醫籍登錄ノ抹消ヲ申請セムトスルトキハ住所地ノ地方長官ヲ
經由シ免許證ヲ內務大臣ニ返納スヘシ

所地ノ地方長官ヲ經由シ免許證ヲ内務大臣ニ返納スヘシ

第十三條 醫師法第十條ニ依リ停止處分ヲ受ケタル者ハ五日以内ニ免許證ヲ住所ノ地方長官ニ提出スヘシ

第十四條 左ニ掲ケル場合ニ於テハ族籍、氏名、事由其ノ他必要ト認ムル事項ヲ官報ニ公告ス

第十五條 第三條第一項、第四條第一項第三項、第六條第二項、第七條第一項及第八條第一項ニ違背シタル者ハ拾圓以下ノ科料ニ處ス

第十六條 第九條、第九條ノ二、第九條ノ三、第九條ノ四、第十條、第十二條及第十三條第一項ニ違背シタル者ハ貳拾五圓以下ノ罰金ニ處ス

附則 本則ハ明治三十九年法律第四十七號醫師法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

醫師會令

(大正八年九月二十五日 勅令第四百二十九號)

第一條 醫師法第九條第二項ノ醫師ハ郡市區醫師會ヲ設立スヘシ

第二條 本令ニ於テ醫師會ト稱スルハ郡市區醫師會又ハ道府縣醫師會ヲ謂フ

第三條 本令ニ依リ設立シタル醫師會ニ非サレハ郡、市、區、道、府又ハ縣ノ文字ヲ冠スル醫師會ノ名稱ヲ附スルコトヲ得ス

第四條 郡市區醫師會ノ設立ハ會員ト爲ルヘキ者五人以上設立委員ト爲リ會則案ヲ定メ設立總會ノ議決ヲ經ヘシ

設立總會ノ招集及議事整理ハ設立委員之ヲ行フ

設立總會ニ於テハ郡市區醫師會ノ會員ト爲ルヘキ者半数以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス其ノ議決ハ出席者三分ノ二以上ノ多數ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ設立總會ニ出席スルコト能ハサル者ハ豫メ書面ヲ以テ出席者ニ委任シテ表決權ヲ行フコトヲ妨ケス此ノ場合ニ於テハ之ヲ設立總會ニ出席シタル者ト看做ス

第五條 道府縣醫師會ノ設立ハ道府縣廳所在地ノ郡市區醫師會ノ會長設立委員ト爲リ會則案ヲ定メ設立總會ノ議決ヲ經ヘシ

第六條 醫師會ノ設立總會ニ於テ醫師會設立ノ議決ヲ爲シタルトキハ設立委員ハ會則案ヲ添ヘ速ニ其ノ認可ヲ地方長官ニ申請スヘシ

第七條 醫師會成立シタルトキハ地方長官ハ醫師會ノ名稱、區域、事務所ノ所在地及成立ノ年月日ヲ告示スヘシ其ノ告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

第八條 市制第六條ノ市ニシテ内務大臣ノ指定シタルモノニ於テハ市市區醫師會及市内ノ區市區醫師會ヲ設立スヘシ

第九條 醫師會ノ設立ニ依リ選舉スヘキ議員ノ數ハ第五條第五項ノ委員ノ數ノ例ニ依リ但シ道府縣醫師會會則案ヲ以テ別段ノ定メ爲スコトヲ妨ケス

第十四條 醫師會ノ總會ニ於テ左ニ掲ケル事項ヲ議決スル場合ニ於テハ其ノ會員、代議員又ハ議員半数以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス其ノ議決ハ出席者三分ノ二以上ノ多數ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第十五條 醫師會ニハ左ノ役員ヲ置クヘシ

一 會長 一人

二 副會長 一人又ハ二人

第十六條 郡市區醫師會ノ役員ハ其ノ會員中ヨリ、道府縣醫師會ノ役員ハ其ノ議員中ヨリ各其ノ總會ニ於テ之ヲ選舉スヘシ但シ第一回總會ニ於テ前項ノ役員ノ選任アル迄會則案ヲ以テ假役員ヲ定メ會務ヲ處理セシムルコトヲ得

第十七條 會長ハ會務ヲ總理シ醫師會ヲ代表ス

前項ノ規定ニ依リ市市區區域トスル醫師會ノ設立及其ノ役員及總會ニ關シテハ道府縣醫師會ノ設立及其ノ役員及總會ニ關スル規定ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於テハ市市區區域トスル醫師會ハ道府縣醫師會ニ、區市區區域トスル醫師會ハ郡市區醫師會ニ該ルモノトス

第九條 地方長官ハ醫師會設立ノ義務ノ生シタル時ヨリ六月内ニ第四條第五條又ハ第八條ノ規定ニ依リ醫師會設立ノ議決ヲキトキハ醫師會ノ會員ト爲ルヘキ者ニ設立委員ヲ命シ、會則ノ設定ヲ爲シ其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十條 醫師會ノ會則ニハ左ニ掲ケル事項ヲ記載スヘシ

一 名稱及區域

二 事務所ノ所在地

三 役員ノ種類、數、職務權限、選任、解任及任期ニ關スル規定

四 道府縣醫師會ニ在リテハ議員又ハ豫備議員ノ選任、解任及任期ニ關スル規定

五 代議員ヲ設クル郡市區醫師會ニ在リテハ代議員ノ選任、解任及任期ニ關スル規定

六 總會其ノ他會議ニ關スル規定

七 經費ノ分賦徵收ニ關スル規定

八 財産及營造物ノ管理及處分ニ關スル規定

九 庶務及會計ニ關スル規定

第十條 醫師會ノ會則ノ變更ハ總會ノ議決ヲ經テ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第三編 衛生 第四章 醫務

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
第十八條 醫師會ニ於テ議決シ又ハ施行シ得ル事項左ノ如シ
一 法令又ハ會則ニ規定スル事項
二 醫事衛生ニ關シ行政廳ヨリ諮問セラレタル事項
三 醫事衛生ニ關シ行政廳ニ建議スル事項
四 醫事衛生ノ研究及施設ニ關スル事項
五 救療ニ關スル事項

第十九條 行政官廳ハ醫事衛生ニ關スル報告又ハ調査ヲ醫師會ニ命スルコトヲ得
第二十條 醫師會ノ經費及醫師會設立ニ關スル經費ハ其ノ會員ノ負擔トス
第二十一條 醫師會ハ郡市區醫師會ノ會員中醫師法第二條第二號ニ該當シ又ハ業務ニ關シ不正ノ行為アリ免許取消又ハ醫業停止ノ處分ヲ必要ト認ムル者アルトキハ總會ノ議決ニ依リ其ノ意見ヲ地方長官ニ具申スルコトヲ得醫師法第十條第三項ニ該當スル者アリト認ムルトキ亦同シ

第二十二條 郡市區醫師會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員ニ對シ總會ノ議決ヲ經テ左ノ各號ノ一ニ掲グル懲戒ヲ行フコトヲ得但シ特別ノ事由アルキハ之ヲ併セ行フコトヲ妨ケス
一 譴責
二 五百圓以下ノ過怠金
三 三年內議員、豫備議員及役員ノ選舉權及被選舉權並代議員ノ被選舉權ノ停止

代議員、議員、豫備議員又ハ役員タル者前項第三號ノ規定ニ依リ被選舉權ヲ停止セラレタルトキハ解任セラレタルモノトス
第二十三條 醫師會ノ會則及議決ハ其ノ會員ヲ羈束ス
第二十四條 地方長官ハ醫師會ノ議決若ハ選舉又ハ施行スル事項ヲ法令若ハ會則ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルト認ムルトキハ理由ヲ示シテ其ノ議決若ハ會則ヲ取消シ又ハ其ノ施行スル事項ノ廢止、停止若ハ變更ヲ命スルコトヲ得

附内ニ於テハ傷之ヲ存續スルモノト看做ス

第一項ノ協議ヲ爲スルハ協議調ハサル場合ニ於ケル財産處分方法ハ關係醫師會ノ區域カ道府縣ヲ同シスル場合ニ於テハ地方長官、異ニスル場合ニ於テハ内務大臣ノ決定ム

第三十條 醫師會ハ本令ニ依リ地方長官ノ爲シタル處分ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得訴願スル場合ニ於テハ總會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス

第二十四條第二項ノ規定ニ依リ解任セラレタル役員又ハ假役員其ノ解任ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第三十一條 北海道、沖繩縣及島地ニ關シ本令中ノ規定ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ内務大臣ノ認可ヲ受ケテ地方長官別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

附則
本令ハ大正八年法律第五十七號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(大正八年十月一日ヨリ施行)

醫師會令施行細則 (大正八年十月十四日 縣令第七十號)

第一條 醫師會令第六條ニ依リ設立認可申請書ニハ會則案ノ外設立總會ノ議事録ヲ添付スルヲ要ス

第二條 醫師會總會ヲ開會セムトスルトキハ其ノ期日及場所並附議スヘキ議案ヲ開會五日前迄ニ知事ニ届出ツヘシ但シ臨時緊急ノ場合ハ開會迄ニ届出ツルヲ以テ足ル

第三條 醫師會總會ヲ開キタルトキハ出席ノ議員、代議員、會員ノ氏名及議事要領並決議事項ヲ閉會後十日以内ニ知事ニ報告スヘシ

第四條 會則違反ノ會員ニ對シ醫師會令第二十二條ノ處分ヲ爲シタルトキハ違犯者ノ住所氏名違犯ノ事實及處分ノ要領ヲ處分後十日以内ニ知事ニ報告スヘシ

第五條 醫師會ノ財産ヲ處分セムトスルトキハ知事ノ認可ヲ受テアヘシ

ハ選舉ヲ取消シ又ハ其ノ施行スル事項ノ廢止、停止若ハ變更ヲ命スルコトヲ得
地方長官ハ醫師會ノ役員又ハ假役員ノ行為カ法令若ハ會則ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルト認ムルトキハ其ノ役員又ハ假役員ヲ解任スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ解任セラレタル者ハ三年間醫師會ノ役員ト爲ルコトヲ得ス

第二十五條 醫師法第十條ノ規定ニ依リ醫業ヲ停止セラレタル者ハ其ノ停止中醫師會ノ總會ニ出席シ若ハ總會ニ於ケル表決權ヲ行ヒ又ハ醫師會ノ役員タルコトヲ得ス

第二十六條 醫師會ハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ毎年度ノ豫算、決算及會務ノ狀況ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十七條 地方長官必要ト認ムルトキハ郡市又ハ北海道若ハ沖繩縣ノ區域ニ依ラス郡市區醫師會ノ區域ヲ定ムルコトヲ得

第二十八條 道府縣郡市若ハ第八條ノ市内ノ區又ハ北海道若ハ沖繩縣ノ區域ニ依リ又ハ前條ノ規定ニ依リ醫師會ノ區域ニ變更ヲ生シタル爲醫師會存立セサル區域ヲ生シタルトキハ其ノ區域ノ醫師會ノ會員タルヘキ者ハ其ノ區域ニ依リ醫師會ヲ設立シタルモノト看做ス

前項ノ場合ニ於テ地方長官ハ假ニ會則ヲ定メ假役員又ハ假議員ヲ選任シテ役員又ハ議員ノ選任アル迄會務ヲ處理セシムヘシ

第一項ノ規定ニ依リ設立シタル醫師會ハ會則ヲ議決シ其ノ認可ヲ設立ノ時ヨリ二月内ニ地方長官ニ申請スヘシ

第二十九條 醫師會ノ區域ニ變更ヲ生シタル爲財産處分ヲ要スルトキハ關係醫師會ノ協議ニ依リ財産處分方法ヲ定メ關係醫師會ノ區域カ道府縣ヲ同シスル場合ニ於テハ地方長官ニ、異ニスル場合ニ於テハ内務大臣ニ其ノ認可ヲ申請スヘシ

第六條 醫師會令第二十六條ニ依リ届出ツヘキ豫算及決算ハ別記様式ニ依リ議決後十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第七條 醫師會ノ財産ノ別記様式ニ依リ毎年三月末日現在ヲ四月十日迄ニ知事ニ報告スヘシ

第八條 行政廳ハ吏員ヲ醫師會總會ニ臨席セシムルコトアルヘシ

第九條 郡醫師會ヨリ知事ニ提出スヘキ書類ハ所轄郡役所ヲ經由スヘシ

第十條 明治四十年千葉縣令第十四號醫師會規則施行細則ハ之ヲ廢止ス

第十一條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス (様式略ス)

醫師又ハ齒科醫開休業届出ノ件

(明治四十二年二月十六日 縣令第五號)

明治三十九年十一月千葉縣令第七十二號ヲ左ノ通改正ス
明治三十九年九月内務省令第二十七號醫師法施行規則同第二十八號齒科醫師法施行規則ニ依リ内務大臣ニ提出スヘキ願届書其他藥劑師免狀ノ下附又ハ書換ノ申請書ハ住所地ノ町村長郡長ヲ經由スヘシ
醫師自己又ハ他人ノ診察所治療所若ハ其ノ出張所ニ於テ醫業開始又ハ他府縣ヨリ轉住シタルモノノ届出ハ甲號様式ニ據リ其停止廢止又ハ診察治療ノ場所ノ異動届出ハ乙號様式ニ據リ業務開設地ノ町村長郡長ヲ經由スヘシ但シ住所變更ノ届出ハ前項ノ例ニ依ル

- 甲號様式
- 一 氏名 外國人ナレハ片假名ニテ記スヘシ
 - 二 男女ノ別
 - 三 住所
 - 四 本籍 外國人ナレハ其ノ國籍ヲ記入スヘシ

- 五 生年月日 華士族又ハ平民ト記スヘシ
- 六 族 稱 醫師、齒科醫師等免許證記載ノ業務名ヲ記スヘシ
- 七 業務ノ種別 試驗及第、府縣立醫學學校卒業、大學卒業、官公立醫學專門學校卒業、從來開業等ヲ記スヘシ
- 八 免許ヲ得タル事由 免許證面ニ記載シタル番號及年月日ヲ記スヘシ
- 九 免許證ノ番號及免許證下付年月日 何郡何町村番地診療所治療所又ハ診療出張所、治療出張所(日時ヲモ)等但シ二箇以上ノトキハ之ヲ併記スヘシ
- 十 開始ノ場所 官公署ノ名稱ヲ記スヘシ但シ奉職セサルモノハ「ナシ」ト記スヘシ
- 十一 奉職ノ官公署 何年月日何府縣郡市町村番地ヨリ轉住ト記スヘシ但シ新タニ免許證ヲ得タルモノハ本項記載ヲ要セス
- 十二 轉住ノ年月日

右 氏名 名印

年 月 日

知 事 宛

乙 號 様 式

營業(又ハ齒科營業)異動届

住 所 氏 名

一 異動ノ事項 休止、廢止又ハ何所ノ診療所、治療所又ハ診療出張所、治療出張所(時ヲモ記載スヘシ)等ヲ休止、廢止又ハ何郡何町村番地某方ヘ轉シ若ハ

何府縣郡市町村番地ヘ轉居ノ類ヲ記スヘシ

二 異動ヲ生シタル日 右 氏 名 印

年 月 日

知 事 宛

醫師業務ニ關スル犯罪ニシテ檢事ニ交付シタルトキ取扱方ニ關スル件

(明治二十四年二月 內三收第五六〇號)

醫師業務ニ關スル犯罪ニシテ檢事ニ交付シタルトキハ速ニ左記ノ件取調尙醫禁若クハ停止處分ニ付其意見ヲ付シ進達スヘシ但シ不正ノ行爲アリ其職業ニ關シ万々不可擱ト認候者有之節ハ刑法ニ觸ル、ト否トニ拘ハラサ詳細事情ヲ具シ是又左項ニ準シ取調進達スヘシ

右訓示ス

- 一 本人平素ノ行狀
- 二 近傍開業醫ノ多少(村落等ノ場合ニ限ル)
- 三 其所爲ノ故意懈怠
- 四 傳染病ニ係ルトキハ成規ノ届ヲ爲サ、ルモ消毒ノ法ノ如ク充分ニ施行セシヤ否及爲ニ他ニ病毒ヲ傳播セシ事實ノ有無(若シアラハ傳染ノ系統其廣狹緩急患者死亡者等ノコトヲ詳記スヘシ)

〔千葉警〕

テハ懇篤説諭ヲナス等布モ違犯行爲ノ餘地ナカラシムルニ努メラレ度候也

醫師等業務上ノ犯罪其他不正行爲報告方ノ件

(大正二年四月二十八日 衛第三七〇三號)

- 一 住所、氏名年齢
- 二 處分ヲ要スル事由及意見(行政處分ヲ要セスト認ムルトキハ其意見ヲ記スコト)
- 三 行爲ノ動機(例ヘハ一定ノ報酬ヲ得ンカ爲メナルカ又ハ情義ノ結果ナルカ等)
- 四 行爲ノ影響(主トシテ公衆衛生上ニ及ホシタル影響ヲ云フ例ヘハ傳染病ヲ隱蔽シタル爲メ一部落ニ傳播シタル等)
- 五 素行
- 六 附近同業者ノ有無多少等
- 七 其ノ他必要ナル事項

醫師藥劑師等免許申請書取扱ニ關スル件

(明治四十二年一月十六日 衛第三〇三號)

醫師藥劑師等免許申請書取扱方ニ關シテハ明治三十八年二月衛收第八二三號及通牒候處自今左ノ通御取扱相成度依命此段及通牒候也

一 醫師法施行規則第一條ニ依リ申請書ニ記載シタル醫師法第一條第一項又ハ第十三條第二項規定ノ資格ハ事實相違ナキヤ否之ヲ證スヘキ本證

二六三

從來醫術開業及藥劑師免狀下付再下付書替出願ノ場合ニ願書面記載ノ族籍氏名年齢戸籍面ト相違シ又ハ醫術開業及藥劑師免狀及第證書學校卒業證書ト其寫ト相違セルモノ往々有之是等調査ノ爲メ數回照復ヲ重メル等手數尠カラサルヲ以テ其筋ヨリ通牒ノ次第モ有之候ニ付自今願書面記載ノ族籍氏名年齢等ハ戸籍ト對照シ其相違ナキヲ認メタルトキハ願書ニ戸籍對照ノ旨ヲ記入シ且主任者檢印シ又證書ノ本書ト其ノ寫トヲ對照シ其相違ナキヲ(證書ノ眞偽ヲ調査スルハ勿論トス)認メタルトキハ其ノ寫ニ本書對照ノ旨ヲ記入シ且主任者檢印ノ上夫々進達ノ手續相成候様致度依命此段及通牒候也

醫師治療中ノ患者死亡ニ際シ死亡診斷書交付方ニ關スル件

(明治四十二年十一月十九日 訓示第二〇一號)

醫師其治療中ノ患者死亡シタル場合ニ於テ其死體ヲ實檢セスシテ死亡診斷書ヲ交付スルモ醫師法第五條ニ違背シタルモノト認メサル旨內務省衛生局長ヨリ通牒有之候ニ付此旨心得ラルヘシ

無免許醫師取締ニ關スル件

(大正二年四月二十九日 衛第七一八號)

無免許醫師ノ取締ニ付テハ從來屢々通牒スル處ア、嚴重取締中ノ事トハ信シ候モ近來非醫師ニシテ名ヲ他ノ醫師出張所ニ藉リテ治療投藥スルノ間ヘ有之是等ハ人命ニ關シ衛生上看過スヘカラサル重大問題ナルヲ以テ一層嚴密ナル視察ヲ遂ケ犯證檢舉ヲナスト同時ニ一面之等疑アルモノニ對シ

書ト對照シ其正當ナルコトヲ認定シタル上申請書ノ餘白ニ資格取得ノ年月日ヲ記入シ且資格證書檢閱済ノ旨ヲ記入スルコト

二 申請者カ醫師法第二條ニ該當スルモノナルトキハ其調査書ヲ添ヘ意見ヲ附スルコト

三 申請カ醫師ノ訂正ナルトキハ醫師法施行規則第三條第一項規定事項ノ變更ニ對シテハ戶籍抄本ヲ添付セシメ同條第二項規定事項ノ變更ニ對シテハ新資格證書ト申請書トヲ對照シ第一號ニ準シ取扱フコト

四 齒科醫師藥劑師ノ申請書ハ前各號ニ準シ取扱フコト

醫師藥劑師開業其他動態届出規
(明治三十六年四月 縣令第三十六號)

第一條 新タニ醫師藥劑師ノ開業免狀ヲ受ケ又ハ他管内ヨリ轉居シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ五日以内ニ縣知事ニ届出スヘシ

一 本籍、族稱、現住所、氏名、生年月日

二 前住地

三 開業免狀ノ寫

第二條 醫師藥劑師ニシテ左記各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ其事由ヲ記シ縣知事ニ届出ツベシ但第四號ノ届書ハ戶籍法ノ届出義務者ニ於テ之ヲナスヘシ

一 開業、休業、復業、廢業

二 本籍、族稱ノ變更、改氏名

三 他ノ町村ヨリ來住、一町村内ノ轉居、他ノ町村へ轉居、海外移住、海外旅行、歸朝

四 失踪ノ決定、失踪ノ取消、死亡

五 其他異動

第三條 醫師藥劑師ニシテ他管内ニ轉住セムトスルトキハ豫メ縣知事ニ届

出ヘシ

第四條 醫師ニシテ出張所ヲ設ケタルトキハ其場所或ニ出張ノ期日ヲ明記シ五日以内ニ縣知事ニ届出ツベシ其變更シ又ハ廢止シタルトキ亦同シ

他管内ニ居住スル醫師ニシテ前項ノ出張所ヲ管内ニ設ケタルトキハ届書ニ開業免狀ノ寫ヲ添付ス可シ

第五條 出張所ニハ開業免狀ヲ有スル助手一名以上ヲ置キ其姓名ヲ縣知事ニ届出ツベシ其變更アリタルトキ亦同シ

出張日ノ外閉鎖スルモノニ對シテハ前項ノ規定ヲ適用セス

第六條 本則第一條乃至第四條ノ届書ハ所轄町村長ニ差出スヘシ

前項ノ書類ヲ受ケタル町村長ハ所轄郡役所ヲ經由シ速ニ縣知事ニ進達スヘシ

第七條 本則第一條乃至第五條ニ違背シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

附則

第八條 明治二十八年四月縣令第二十四號ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

醫師處分ニ關スル件
(明治二十八年四月 縣令第二十五號)

醫師學術研究ノ爲メ死胎兒ヲ保存セントスルトキハ其父母若クハ親族連署シテ所管警察署ノ認可ヲ受クヘシ

本令ニ違背シタル者ハ五拾錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

死胎兒保存方出願ニ對スル指令
(明治二十八年四月 發第九號)

今般發布相成候縣令第二十五號第二項ニ依リ死胎兒保存方出願者有之候節ハ其指令文中ニ町村役場へ届出ヘキ旨附記セラレハ此段及通達候也

醫師ノ作爲スヘキ死亡診斷書死體檢案書及醫師產婆ノ死産證書
(千葉警)

死體檢案書ノ様式
(明治三十三年十二月 縣令第九十七號)

明治三十三年九月内務省令第四十一號ヲ以テ規定シタル醫師ノ作爲スヘキ死亡診斷書死體檢案書及醫師又ハ產婆ノ作爲スヘキ死産證書死體檢案書ノ様式並其記載方ハ左ノ各項ニ據ルヘシ

第一 死亡診斷書死體檢案書

- 様式
- 死亡診斷書(死體檢案書)
- 一 氏名
 - 二 男女ノ別
 - 三 出生ノ年月日
 - 四 職業(死亡者ノ職業家計ノ主ナル職業)
 - 五 病死自殺其他ノ變死中毒ノ別
 - 六 病名(自殺者ニシテハ手段自毒者ニ在リテハ變死者種類)
 - 七 發病ノ年月日(變死者自殺者等ニ在リテハ之ヲ除ク)
 - 八 死亡ノ年月日時
 - 九 死亡ノ場所
- 右證明(檢案)候也
- 年 月 日
- 郡町村大字番地
- 醫師 何
- 某印

- 記載方
- 一 戶籍上ノ氏名ヲ記スヘシ自殺者變死者等ニ在リテ若シ氏名明カナラサルトキハ不詳ト記スヘシ
 - 二 經久ノ死體ニシテ男女ノ區別明瞭ナラサルトキハ不詳ト記スヘシ
 - 三 自殺者變死者等ニシテ出生ノ年月日明瞭ナラサルトキハ推定年齡何歳

ト記シ若シ推定シ能ハサル場合ニ於テハ不詳ト記スヘシ

死亡者家計ノ主働者ナル場合ニ於テハ死亡者ノ職業ノミヲ記シ死亡者若シ幼者老若婦女等ニシテ一定ノ職業ナキ場合ニ於テハ家計ノ主ナル職業ヲ記シ死亡者ノ職業ヲ記スヘシ又死亡者一定ノ職業アルモ他家計ノ主働者アル場合ニ於テハ死亡者ノ職業ト家計ノ主ナル職業トヲ併記スヘシ總テ職業名ハ商又ハ工等單一ノ汎稱ニ據ラスシテ何商又ハ何工等細密ニ記スヘシ

自殺者變死者等ニ在テ其職業明ナラサル場合ニ於テハ不詳ト記スヘシ

病死ナルヤ自殺ナルヤ若ハ自殺以外ノ變死ナルヤ中毒ナルヤノ別ヲ記スヘシ

六 病死ノ場合ニ於テハ其死因トナリタル病名ノ外何等ノ事項ヲモ記スヘカラス

同時ニ二種以上ノ疾病ニ侵サレ死亡シタルモノニシテ一ノ原病アリテ他ハ續發病若ハ胎後病ナルトキハ其原病名ノミヲ記シ又各種獨立ノ疾病ナルトキハ主トシテ死亡ノ原因トナリタル病名ノミヲ記スヘシ若シ以上ノ區別ヲ爲シ能ハサルトキハ各種ノ病名ヲ併記スヘシ

全ク死因ナル病名ヲ診定シ能ハサルトキハ不詳ト記スヘシ

自殺者ニ在リテハ其自殺ノ手段例之ハ縊死刃傷入水等ノ別ヲ記スヘシ

自殺以外ノ變死者及中毒者ニ在リテハ其種類例之ハ溺死壓死燒死他殺河豚中毒「アルコール」中毒等ノ別ヲ記スヘシ

病死者ニ在リテハ死因トナリタル疾病ノ發病年月日ヲ記スヘシ若明瞭ナラサルトキハ推定何年月何日ト記スヘシ又全ク推定シ能ハサル場合ニ於テハ不詳ト記スヘシ

八 病死自殺變死中毒ニ拘ハラズ死亡ノ年月日時ヲ記スヘシ若自殺者變死者等ニ在リテ死亡ノ時明瞭ナラサルトキハ推定セル年月日時ヲ記スヘシ此場合ニハ推定ノ二字ヲ冠セシムルヲ要ス

九 死亡ノ場所ハ郡町村大字何番地(番戸屋敷)ヲ記スヘシ若自殺者變死者等ニシテ漂着セル死體ナルトキハ其漂着シタル場所ヲ記スヘシ此場合ニハ其下ニ漂着ト記スルヲ要ス

様式

第二 死産證書死體檢案書

- 一 父ノ氏名(私生子ノ場合母ノ氏名)
二 父ノ出生ノ年月日(私生子ノ場合ニ在リテハ之ヲ除ク)
三 母ノ出生年月日
四 父ノ職業(私生子ノ場合母ノ職業)
五 妊娠ノ月數
六 分娩ノ年月日時
七 分娩ノ場所
八 死胎ノ男女ノ別
九 死胎ノ嫡出子庶子私生子ノ別

右證明檢案候也 郡町村大字番地 醫師(産婆) 何 某印

年月日

記載例

- 一 死胎ノ嫡出子ナルカ又ハ庶子ナルトキハ其父ノ氏名ヲ記スヘシ若シ私生子ナルトキハ其母ノ氏名ヲ記スヘシ
二 死胎ノ嫡出子ナルカ又ハ庶子ナルトキハ其ノ父ノ出生ノ年月日ヲ記スヘシ
三 死胎ノ何タルニ拘ハラズ其ノ母ノ出生年月日ヲ記スヘシ
四 死胎ノ嫡出子ナルカ又ハ庶子ナルトキハ其父ノ職業ヲ記スヘシ若シ私

生子ナルトキハ其母ノ職業ヲ記スヘシ 總テ職業名ハ商又ハ工等單一ノ汎稱ニ據ラス何商又ハ何工等細密ニ記スヘシ

死産證書死體檢案書區別ニ關スル件

(明治三十四年一月 衛收第二二九號)

- 一 死産證書死體檢案書ノ區別ノ義ニ付テハ既ニ御承知ノコトト信シ居候得共今般左記ノ通り其筋ヨリ通知ノ次第モ有之候ニ付爲念及通牒候也
二 死産證書トハ明治十七年内務省乙第四十四號遺棄地及埋葬取締規則施行方法細則標準第十一條(明治十八年三月本縣甲第三十五號遺棄地及埋葬取締規則第十四條第三號ニ該當ス)謂フ所妊娠四ヶ月以上ノ死體ニ係ル場合ニ醫師若ハ産婆ノ作爲スルモノヲ云フ
三 死胎檢案書トハ戸籍法第三百六條ノ所謂胎兒ヲ相續人トシテ届出タル場合ニ於テ其胎兒カ死體ニテ生レタルトキ醫師又ハ産婆ニ立會ヒタル産婆ノ作爲スルモノヲ云フ

死體解剖規則

(明治二十一年四月 縣令第七十三號)

- (沿革)明治二四年六月縣令第三十七號、四一年五月同第三〇號改正
第一條 死體解剖ハ醫師若クハ官府縣立醫學學校ノ卒業證書ヲ有スルモノニテ行ハレハ之ヲ行フコトヲ許サス
第二條 解剖セント欲スル者ハ其願書ニ施行ノ場所並日時ヲ記載シ死者生前ノ請願證ヲ得若クハ其遺族ノ承諾書ヲ添付シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ
第三條 解剖ハ死後二十四時間ヲ經過スルニアラサレハ之ヲ行フコトヲ得ス
第四條 解剖ハ醫師醫學生徒及七死者關係人ノ外參觀セシムルコトヲ得ス
第五條 解剖ノ後死者生前ノ容體書及解剖記事ヲ詳記シ十日以内ニ所轄警察官署ヲ經由シ縣廳ニ届出可シ
第六條 解剖ノ施行ニ際シ掛官吏ヲシテ臨場セシムルコトアルヘシ
第七條 此規則第二條第三條第四條第五條ニ違背シタルモノハ一日以上三日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五錢以上一圓二十五錢以下ノ科料ニ處ス

齒科醫師法

(明治三十九年五月二日 法律第四十八號)

- (沿革)明治四二年七月法律第四五號、大正五年九月同第四四號改正
朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル齒科醫師法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
齒科醫師法
第一條 齒科醫師タラムトスル者ハ左ノ資格ヲ有シ内務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス
一 文部大臣ノ指定シタル齒科醫學專門學校ヲ卒業シタル者
二 齒科醫師試驗ニ合格シタル者
三 外國齒科醫學學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ齒科醫師免許ヲ得タル者ニシテ命令ノ規定ニ該當スル者
第二條 左ニ掲クル者ハ免許ヲ受クルコトヲ得ス

- 一 重罪ノ刑ニ處セラレタル者但シ國事犯ニシテ復讐シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
二 公權停止中ノ者
三 未成年者、禁治産者、準禁治産者、聾者、啞者及盲者
第三條 禁錮ニ處セラレタル者又ハ醫學ニ關シ罰金ニ處セラレタル者ニハ免許ヲ與ヘサルコトアルヘシ
第四條 内務省ニ齒科醫師ヲ備ヘ齒科醫師免許ニ關スル事項ヲ登錄ス登錄スヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第五條 齒科醫師ハ自ら診察セシメテ診斷書、處方箋ヲ交付シ又ハ治療ヲ爲スコトヲ得ス
第六條 齒科醫師ハ診療簿ヲ備ヘ十箇年間之ヲ保存スヘシ
第七條 齒科醫師ハ何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス業務上學位及稱號ヲ除クノ外其ノ技能、療法又ハ經歷ニ關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ス
第八條 齒科醫師ハ齒科醫師會ヲ設立スルコトヲ得
第九條 齒科醫師會ハ齒科醫師會ハ規程ハ内務大臣ノヲ定ム
第十條 齒科醫師第二條第一號又ハ第三號ニ該當スルトキハ其ノ免許ヲ取消スヘシ
齒科醫師禁錮ニ處セラレタルトキ又ハ業務ニ關シ罰金ニ處セラレ若ハ不正ノ行爲アリタルトキハ免許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メテ齒科醫學ヲ停止スルコトアルヘシ其ノ事免許前ニ係ル場合亦同シ
本條ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖第二條第三號ノ原因止ミタルトキ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ與フルコトアルヘシ
本條ノ處分ハ内務大臣之ヲ行フ但シ第二項及第三項後段ノ場合ニ於テハ中央衛生會ノ審議ヲ經ルコトヲ要ス

第十一條 免許ヲ受ケスシテ齒科醫業ヲ爲シタル者、停止中齒科醫業ヲ爲シタル者又ハ第五條、第六條若ハ第七條ニ違背シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

醫師ニシテ特ニ内務大臣ノ許可ヲ受ケスシテ齒科専門ヲ標榜シ又ハ齒科醫業中金屬充填、鑲嵌、義齒、齒冠繼續及架工、齒列矯正並口蓋補綴ノ技術ニ屬スル行爲ヲ爲シタル者亦前項ニ同シ

附則

第十二條 本法ハ明治三十九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條 本法施行前ノ齒科醫術開業免狀ハ本法施行ノ後ト雖仍其ノ效力ヲ有ス

○大正五年法律第四十四號附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法公布前一年以上齒科専門ヲ標榜シ引續キ齒科醫業ヲ爲ス醫師ニ對シテハ第十一條第二項ノ規定ヲ適用セズ

●齒科醫師法施行規則

(明治三十九年九月三日)
(内務省令第二十八號)

(沿革)明治四二年七月内務省令第一八號、大正八年九月同第一六號改正
齒科醫師法施行規則左ノ通定ム

齒科醫師法施行規則

第一條 齒科醫師ヲ許シ受ケムトスル者ハ齒科醫師法第一條規定ノ資格並住所氏名ヲ記載シタル申請書ニ戸籍謄本又ハ戸籍抄本ヲ添ヘ住所地ノ地方官ヲ經由シ内務大臣ニ提出スヘシ

内務大臣ハ免許ヲ與フルトキハ齒科醫籍ニ登録シ齒科醫師免許證ヲ下付ス

第二條 齒科醫籍ニ登録スヘキ事項左ノ如シ

一 登録番號及登録年月日

二 族籍(外國人ナルトキハ其ノ國籍)、氏名、生年月日及女子ナルトキハ其ノ旨

三 齒科醫師法第一條規定ノ資格及資格ヲ取得シタル年月

四 免許ノ取消、齒科醫業ノ停止、其ノ事由、期間及年月日

五 免許證ノ再下付其ノ事由及年月日

六 抹消ノ事由及年月日

第三條 齒科醫師前條第二號ノ登録事項ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ免許證及戸籍謄本又ハ戸籍抄本ヲ添ヘ三十日以内ニ住所地ノ地方官ヲ經由シ内務大臣ニ齒科醫籍ノ訂正ヲ申請スヘシ

前條第三號ノ登録事項ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ免許證ヲ添ヘ住所地ノ地方官ヲ經由シ内務大臣ニ齒科醫籍ノ訂正ヲ申請スルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テハ免許證ヲ書換ヘ下付ス

第四條 齒科醫師免許證ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ三十日以内ニ住所地ノ地方官ヲ經由シ内務大臣ニ再下付ヲ申請スヘシ

前項免許證ノ再下付ヲ申請スル者ハ手数料金壹圓ヲ納付スヘシ

亡失シタル免許證ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ其ノ地方官ニ提出スヘシ

第五條 第一條、第三條及第四條ノ申請ヲ爲ス者ハ登録稅又ハ手数料ニ相當スル收入印紙ヲ申請書ニ貼用スヘシ

既ニ納付シタル登録稅又ハ手数料ハ之ヲ還付セズ

第六條 齒科醫師齒科醫籍登録抹消ヲ申請セムトスルトキハ住所地ノ地方官ヲ經由シ免許證ヲ内務大臣ニ返納スヘシ

齒科醫師失踪ノ宣告ヲ受ケ又ハ死亡シタルトキハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ三十日以内ニ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第七條 齒科醫師其ノ住所ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ住所地ノ地方官ニ届出ヘシ其ノ移轉ニ依リ管轄地方廳ヲ異ニシタルトキハ後ノ住所地ノ地方長官ニ届出ヘシ

後ノ住所地ノ地方長官前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ前ノ住所地ノ地方長官ニ通知スヘシ

第八條 齒科醫師自己又ハ他人ノ診察所、治療所若ハ其ノ出張所ニ於テ齒科醫業ヲ開始シタルトキハ十日以内ニ所在地ノ地方長官ニ届出ヘシ其ノ之ヲ休止シ廢止シ又ハ診察治療ノ場所ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ但シ其ノ異動ニ依リ管轄地方廳ヲ異ニシタルトキハ後ノ所在地ノ地方長官ニ届出ヘシ

後ノ所在地ノ地方長官前項但書ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ前ノ所在地ノ地方長官ニ通知スヘシ

官立又ハ公立ノ病院ニ於テ診察治療ニ從事スル場合ハ第一項ニ依ルノ限ニ在ラス

診察所又ハ治療所ト稱スルハ公衆ノ需ニ應ジ診察又ハ治療ヲ爲ス場所ヲ謂フ

第八條ノ二 齒科醫師ハ法令ノ規定ニ依リ必要アル者ニ正當ノ事由ナクシテ診察書ノ交付ヲ拒ムコトヲ得ス

開業ノ齒科醫師ハ診察治療ノ需アル場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第八條ノ三 齒科醫師ハ其ノ診察シタル者ニ交付スル處方箋ニ患者ノ氏名、年齢、藥名、分量、用法、用量處方ノ年月日ヲ記載シ及署名又ハ捺印スヘシ

第八條ノ四 齒科醫師ハ診療簿ニ其ノ治療シタル患者ノ氏名、年齢、病名及療法ヲ記載スヘシ但シ其ノ不明ナルモノハ患者廢療ノ時其ノ旨ヲ記載スヘシ

本則ハ明治三十九年法律第四十八號齒科醫師法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(明治三十九年十月一日ヨリ施行)

附則

第十四條 第三條第一項、第四條第一項第三項、第六條第二項、第七條第一項及第八條第一項ニ違背シタル者ハ拾圓以下ノ科料ニ處ス

第十五條 第八條ノ二、第八條ノ三、第八條ノ四、第九條、第十一條及第十二條第一項ニ違背シタル者ハ貳拾五圓以下ノ罰金ニ處ス

一 齒科醫籍ニ登録シ又ハ抹消シタルトキ
一 免許證再下付ノトキ
一 齒科醫師法第十條ノ處分ヲ爲シタルトキ

一 齒科醫師法第十條ノ處分ヲ爲シタルトキ

一 齒科醫師法第十條ノ處分ヲ爲シタルトキ

一 齒科醫師法第十條ノ處分ヲ爲シタルトキ

一 齒科醫師法第十條ノ處分ヲ爲シタルトキ

一 齒科醫師法第十條ノ處分ヲ爲シタルトキ

一 齒科醫師法第十條ノ處分ヲ爲シタルトキ

一 齒科醫師法第十條ノ處分ヲ爲シタルトキ

一 齒科醫師法第十條ノ處分ヲ爲シタルトキ

一 齒科醫師法第十條ノ處分ヲ爲シタルトキ

一 齒科醫師法第十條ノ處分ヲ爲シタルトキ

一 齒科醫師法第十條ノ處分ヲ爲シタルトキ

一 齒科醫師法第十條ノ處分ヲ爲シタルトキ

一 齒科醫師法第十條ノ處分ヲ爲シタルトキ

一 齒科醫師法第十條ノ處分ヲ爲シタルトキ

一 齒科醫師法第十條ノ處分ヲ爲シタルトキ

齒科醫師會規則

(大正九年四月一日 內務省令第七號)

齒科醫師會規則左ノ通定ム

齒科醫師會規則

第一條 本令ニ於テ齒科醫師會ト稱スルハ道府縣齒科醫師會又ハ郡市區齒科醫師會ヲ謂フ

第二條 本令ニ依リ設立シタル齒科醫師會ニ非サレハ道府縣郡市又ハ區ノ文字ヲ冠スル齒科醫師會ノ名稱ヲ附スルコトヲ得ス

第三條 道府縣齒科醫師會ハ道府縣ノ區域トシ郡市區齒科醫師會ハ郡市又ハ北海道若ハ沖繩縣ノ區ノ區域トス

第四條 齒科醫師會ヲ設立セムトスルトキハ會員ト爲ルヘキ者十人以上設立委員ト爲リ會則案ヲ定メ設立總會ノ議決ヲ經ヘシ

第五條 齒科醫師會ノ設立總會ニ於テ齒科醫師會設立ノ議決ヲ爲シタルトキハ設立委員ハ會則案ヲ添ヘ速ニ其ノ認可ヲ地方長官ニ申請スヘシ

第六條 齒科醫師會 立シタルトキハ地方長官ハ齒科醫師會ノ名稱ノ區域ノ事務所ノ所在地及設立ノ年月日ヲ告示スヘシ其ノ告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

第七條 公私立ノ診察所若ハ治療所又ハ其ノ出張所ニ於テ診察又ハ治療ニ

ハ其ノ會員又ハ代議員半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス其ノ議決ハ出席者三分ノ二以上ノ多數ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

一 會則變更ノ議決
二 第十九條又ハ第二十條ノ議決
三 解散ノ議決

第十四條 齒科醫師會ノ役員ハ其ノ會員中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選舉スヘシ但シ第一回總會ニ於テ役員ノ選任アル迄會則ヲ以テ假役員ヲ定メ會務ヲ處理セシムルコトヲ得

第十五條 會長ハ會務ヲ總理シ齒科醫師會ヲ代表ス
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長軍政アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第十六條 齒科醫師會ニ於テ議決シ又ハ施行シ得ル事項左ノ如シ
一 法令又ハ會則ニ規定スル事項
二 齒科醫事衛生ニ關シ官廳ヨリ諮問セラレタル事項
三 齒科醫事衛生ニ關シ官廳ニ建議スル事項
四 齒科醫事衛生ノ研究及施設ニ關スル事項
五 救療ニ關スル事項

第十七條 行政官廳ハ齒科醫事衛生ニ關スル報告又ハ調査ヲ齒科醫師會ニ命スルコトヲ得

第三編 衛生 第四章 醫務

從事スル齒科醫師ハ其ノ診察所、治療所又ハ出張所ノ所在地ノ區域トスル齒科醫師會ノ會員トス

前項以外ノ齒科醫師又ハ齒科專門ヲ標榜シ若ハ金屬充填、鑲嵌、義齒、齒冠、冠橋及架工、齒列矯正並口蓋補綴ノ技術ニ屬スル行爲ヲ爲ス醫師ハ會則ノ定ムル所ニ依リ齒科醫師會ノ會員ト爲ルコトヲ得

第八條 齒科醫師會ノ會則ニハ左ニ掲ケル事項ヲ記載スヘシ
一 名稱及區域
二 事務所ノ所在地
三 役員ノ種類、數、職務權限、選任、解任及任期ニ關スル規定
四 代議員ヲ設ケル齒科醫師會ニ在リテハ代議員ノ選任、解任及任期ニ關スル規定
五 總會其ノ他會議ニ關スル規定
六 經費ノ分賦徵收ニ關スル規定
七 財產及營造物ノ管理及處分ニ關スル規定
八 庶務及會計ニ關スル規定
九 支部ヲ設ケル齒科醫師會ニ在リテハ支部ニ關スル規定
十 解散ニ關スル規定

第九條 齒科醫師會ノ會則ノ變更ハ總會ノ議決ヲ經テ地方長官ノ認可ヲ受ケテハシ

第十條 齒科醫師會ノ總會ハ其ノ齒科醫師會ノ會員ヲ以テ之ヲ組織ス會員百人以上ナルトキハ會則ノ定ムル所ニ依リ會員中ヨリ選舉シタル代議員ヲ以テ之ヲ組織スルコトヲ得

第十一條 齒科醫師會ハ其ノ總會ノ議決ニ依リ之ヲ解散スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ十日内ニ地方長官ニ届出ツヘシ

第十二條 齒科醫師會ノ總會ニ於テ左ニ掲ケル事項ヲ議決スル場合ニ於テハ地方長官前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ解散ノ年月日ヲ告示スヘシ

〔千葉縣〕

第十八條 齒科醫師會ノ經費及齒科醫師會設立ニ關スル經費ハ其ノ會員ノ負擔トス

第十九條 齒科醫師會ハ會員中齒科醫師法第二條第三號若ハ醫師法第二條第二號ニ該當シ又ハ業務ニ關シ不正ノ行爲アリ免許取消又ハ齒科醫業停止若ハ醫業停止ノ處分ヲ必要ト認ムル者アルトキハ總會ノ議決ニ依リ其ノ意見ヲ地方長官ニ具申スルコトヲ得齒科醫師法第三條第三項若ハ醫師法第十條第三項ニ該當スル者アリト認ムルトキ亦同シ

第二十條 齒科醫師會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員ニ對シ總會ノ議決ヲ經テ左ノ各號ノ一ニ掲ケル懲戒ヲ行フコトヲ得但シ特別ノ事由アルトキハ之ヲ併セ行フコトヲ妨ケス

一 謹責
二 三百圓以下ノ過怠金
三 三年内役員ノ選舉權及被選舉權或代議員ノ被選舉權ノ停止

代議員又ハ役員タル者前項第三號ノ規定ニ依リ被選舉權ヲ停止セラレタルトキハ解任セラレタルモノトス

第二十一條 齒科醫師會ノ會則及議決ハ其ノ會員ヲ羈束ス

第二十二條 地方長官ハ齒科醫師會ノ議決若ハ選舉又ハ施行スル事項カ法令若ハ會則ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ理由ヲ示シテ其ノ議決若ハ選舉ヲ取消シ又ハ其ノ施行スル事項ノ廢止、停止若ハ變更ヲ命スルコトヲ得

地方長官ハ齒科醫師會ノ役員又ハ假役員ノ行爲カ法令若ハ會則ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ役員又ハ假役員ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ解任セラレタル者ハ三年間齒科醫師會ノ役員ト爲ルコトヲ得ス

第二十三條 齒科醫師法第十條若ハ醫師法第十條ノ規定ニ依リ齒科醫業若

第三編 衛生 第四章 醫務

二七一

ハ醫業ヲ停止セラレタル者ハ其ノ停止中齒科醫師會ノ總會ニ出席シ又ハ總會ニ於テ表決權ヲ行ヒ若ハ齒科醫師會ノ役員タルコトヲ得ス
第二十四條 齒科醫師會ハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ毎年度ノ豫算、決算及會務ノ狀況ヲ地方長官ニ届出ツヘシ
第二十五條 北海道、沖繩縣及島地ニ關シ本令中ノ規定ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

附則

第二十六條 本令ヲ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第二十七條 明治三十九年内務省令第三十四號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
第二十八條 本令施行ノ際現ニ存スル齒科醫師會ハ本令ノ規定ニ依リ設立シタルモノト看做ス

前項齒科醫師會ノ會則其ノ他ノ事項ニシテ本令ノ規定ニ抵觸スルモノハ本令施行ノ日ヨリ六月内ニ本令ノ規定ニ依リ變更ノ手續ヲ爲スヘシ

齒科醫師會規則施行細則

(大正九年九月二十一日) 縣令第七十四號

大正八年十月縣令第七十號醫師會令施行細則ヲ準用ス

私立病院開設届出ニ關スル件

(明治二十一年一月) 縣令第七號

明治九年四月本縣甲第七十二號布達相廢シ候條自今私立病院ヲ開設シタルトキハ持主又ハ院長ニ於テ左ノ事項ヲ記シ其都度届出ヘシ
但廢院シタル時ハ其旨届出ヘシ

一 病院名稱 一 院長履歷 一 醫員ノ數 一 病院位置 一 調劑生ノ數

不服アル者ハ訴願スルコトヲ得行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ前令ノ定ムル所ニ依リ各條ニ付之ヲ定ム

精神病院法ノ一部施行期日ノ件

(大正八年八月四日) 勅令第三百六十五號

精神病院法第七條ノ規定ハ大正八年八月十日ヨリ之ヲ施行シ同法第一條乃至第九條及第八條ノ規定ハ同法第七條ノ規定ノ施行ニ必要ナル範圍内ニ於テ同日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百九十號(大正九年十月二十二日)

精神病院法第六條ノ規定ハ大正九年十月二十五日ヨリ之ヲ施行シ同法第一條乃至第五條及第八條ノ規定ハ同法第六條ノ規定ノ施行ニ必要ナル範圍内ニ於テ同日ヨリ之ヲ施行ス

精神病院法第七條ノ規定ニ依リ代用精神病院ニ關スル件

(大正八年八月四日) 內務省令第七號

第一條 精神病院法第七條ノ規定ニ基キ同法第二條第二項ノ規定ニ依リ設置スル地方長官ノ指定シタル醫師ヲシテ之ヲ爲サシムヘシ
第二條 市區町村長ハ精神病者監護法ノ規定ニ依リ監護スヘキ精神病者ノ入院ヲ地方長官ニ申請スルコトヲ得
第三條 精神病者ノ監護義務者ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ精神病者ノ入院ヲ地方長官ニ出願スルコトヲ得

精神病院法

(大正八年三月二十七日) 法律第二十五號

第一條 主務大臣ハ北海道又ハ府縣ニ對シ精神病院ノ設置ヲ命スルコトヲ得
第二條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル精神病者ヲ前條ノ規定ニ依リ設置スル精神病院ニ入院セシムルコトヲ得
一 精神病者監護法ニ依リ市區町村長ノ監護スヘキ者
二 罪ヲ犯シタル者ニシテ司法官廳特ニ危險ノ虞アリト認ムルモノ
三 療養ノ途ナキ者
四 前各號ニ掲クル者ノ外地方長官特ニ入院ヲ必要ト認ムル者
前項ノ規定ニ依リ精神病者ヲ入院セシムルニハ命令ノ定ムル所ニ依リ醫師ノ診斷アルコトヲ要ス

第三條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ第一條ノ規定ニ依リ設置スル精神病院ノ經費ニ對シ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助ス
第四條 第一條ノ規定ニ依リ設置スル精神病院ノ長ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ入院者ニ對シ監護上必要ナル處置ヲ行フコトヲ得
第五條 地方長官ハ入院者ヨリ入院費ノ全部又ハ一部ヲ徵收スルコトヲ得地方長官入院者ヨリ徵收スルコトヲ得スト認ムルトキハ其ノ扶養義務者ヨリ之ヲ徵收スルコトヲ得
前項費用ノ徵收方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 道府縣ニ於テ設置スル精神病院ニシテ地方長官ノ具申ニ依リ主務大臣ニ於テ適當ト認ムルモノハ第一條ノ規定ニ依リ設置スルモノト看做ス
第七條 主務大臣必要ト認ムルトキハ期間ヲ指定シ適當ト認ムル公私立精神病院ヲ其ノ承諾ヲ得テ第一條ノ規定ニ依リ設置スル精神病院ニ代用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二條乃至第五條ノ規定ヲ準用ス
第八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ執行ニ關シ行政官廳ノ處分ニ

[千葉警]

[千葉警]

第四條 地方長官ハ入院者在院ノ必要ナシト認ムルトキハ速ニ退院セシムヘシ此ノ場合ニ於テハ豫メ當該代用精神病院ノ長ノ意見ヲ徵スルコトヲ要ス

第五條 入院者ノ監護義務者ハ入院者ノ退院ヲ地方長官ニ出願スルコトヲ得
第六條 精神病院法第七條ノ規定ニ基キ同法第四條ノ規定ニ依リ代用精神病院ノ長ノ入院者ニ對シテ行フヘキ監護上必要ナル處置ニ付テハ内務大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム

第七條 精神病院法第七條ノ規定ニ基キ同法第二條及本令ノ規定ニ依リ地方長官ノ職務ハ東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監之ヲ行フ
附則
本令ハ大正八年八月十日ヨリ之ヲ施行ス

精神病院法ニ依リ代用精神病院ノ國庫補助及入院費ノ徵收方法ニ關スル件

(大正八年八月四日) 勅令第三百六十六號

(沿革) 大正九年一〇月勅令第四九一號改正
第一條 國庫ハ北海道地方費又ハ府縣カ精神病院法第一條ノ規定ニ依リ設置スルモノト看做サルル精神病院又ハ同法第七條ノ規定ニ依リ代用精神病院ニ對シ支出シタル入院費ノ精算額ノ六分ノ一ヲ北海道地方費又ハ府縣ニ補助ス但シ北海道地方費又ハ府縣カ入院費又ハ入院費ニ充ツヘキ寄附金ヲ受クルトキハ其ノ金額ヲ精算額ヨリ控除ス
第二條 精神病院法第六條又ハ第七條ノ規定ニ基キ同法第五條第一項ノ規定ニ依リ徵收スル入院費ニシテ指定期限内ニ納付ナキモノニ付テハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

第三條 入院費ノ徵收ハ必要アルトキハ納付義務者ノ居住地又ハ財産所在地ノ地方長官ニ之ヲ囑託スルコトヲ得
第四條 精神病者入院中死亡シタルトキハ其ノ遺留財産ヲ以テ入院費ノ全部又ハ一部ニ充ツルコトヲ得

附則

本令ハ大正八年八月十日ヨリ之ヲ施行ス

●産婆規則

(明治三十二年七月十九日 勅令第三百四十五號)

(沿革)明治四三年五月勅令第二一八號、大正六年七月同第七二號改正
第一條 産婆タラントスル者ハ二十年以上ノ女子ニシテ左ノ資格ヲ有シ産婆名簿ニ登録ヲ受クルコトヲ要ス

一 産婆試験ニ合格シタル者

二 内務大臣ノ指定シタル學校又ハ講習所ヲ卒業シタル者

三 外國ノ學校若ハ講習所ヲ卒業シタル者又ハ外國ニ於テ産婆免許ヲ得タル者ニシテ内務大臣ノ適當ト認メタル者

第二條 産婆試験ハ地方長官之ヲ舉行ス

第三條 一箇年以上産婆ノ學術ヲ修業シタル者ニ非サレハ産婆試験ヲ受クルコトヲ得ス

第四條 産婆名簿ハ地方長官之ヲ管理ス

産婆名簿ニ登録ヲ受ケントスル者ハ産婆試験合格證書、卒業證書又ハ免許證ヲ添ヘ地方長官ニ願出ツヘシ

産婆名簿ノ登録事項ニ異動ヲ生シタルトキハ二十日以内ニ産婆名簿ノ訂正ヲ願出ツヘシ

産婆名簿ノ登録事項ハ内務大臣之ヲ定ム

第五條 産婆其ノ住所ヲ移シタル爲管轄地方廳ヲ異ニスルトキハ直ニ前ノ管轄地方廳ニ産婆名簿ヲ取消ノ登録ヲ願出テ後ノ管轄地方廳ニ産婆名簿ノ

處セラルヘキ罪ヲ犯シタル者又ハ試験ニ關スル規程ニ違背シタル者ナルトキハ試験又ハ登録ヲ許可セザルコトヲ得

第十四條 産婆ニシテ三箇年其ノ業ヲ營マサルトキ又ハ瘋癲白痴不具癡疾ト爲リ其ノ業ヲ營ムニ堪ヘスト認ムルトキハ地方長官ハ産婆名簿ノ登録ヲ取消スコトヲ得

第十五條 産婆名簿ノ登録、登録ノ取消、主要ナル登録事項ノ訂正並産婆業ノ禁止又ハ停止及其ノ解除ハ地方長官之ヲ告示スヘシ

第十六條 左ニ掲グル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

一 産婆名簿ニ登録ヲ受ケシテ産婆ノ業務ヲ爲シタル者
二 産婆名簿ノ登録ヲ取消サレタル後産婆ノ業務ヲ爲シタル者
三 産婆ノ業ヲ禁止又ハ停止セラレタル後産婆ノ業務ヲ爲シタル者
四 第三條ニ關シ虚偽ノ證明又ハ陳述ヲ爲シタル者
五 第七條乃至第九條ノニ違背シタル者

第十七條 第四條第三項第五條第二項及第六條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

附則

第十八條 本令施行以前内務省又ハ地方廳ヨリ産婆ノ免狀又ハ鑑札ヲ受ケ現ニ其ノ業ヲ營ム者ハ本令施行後六箇月以内ニ地方長官ニ願出テ産婆名簿ニ登録ヲ受クルコトヲ得

第十九條 地方長官ハ産婆ニ乏シキ地ニ限り當分ノ内出願者ノ履歷ニ依リ業務ノ地域及五箇年以内ノ期限ヲ定メ産婆ノ業ヲ免許スルコトヲ得

前項ノ免許ヲ受ケタル者ハ産婆ニ準シ本令ヲ適用ス但シ産婆名簿ニ登録スル限ニ在ラス

第二十條 本令ハ明治三十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

●産婆試験規則

(明治三十二年九月 内務省令第四十七號)

第三編 衛生 第四章 醫務

登録ヲ願出ツヘシ

前項ノ登録換ナ爲ササル者ハ産婆ノ業務ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 産婆廢業シタルトキハ二十日以内ニ地方長官ニ産婆名簿ヲ取消ノ登録ヲ願出ツヘシ

産婆失踪又ハ死亡シタルトキハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ二十日以内ニ地方長官ニ産婆名簿ヲ取消ノ登録ヲ願出ツヘシ

第七條 産婆ハ妊婦產婦褥婦又ハ胎兒生兒ニ異常アリト認ムルトキハ醫師ノ診察ヲ請ハシムヘシ自ラ其ノ處置ヲ爲スコトヲ得ス但シ臨時救急ノ手當ハ此ノ限ニ在ラス

第八條 産婆ハ妊婦產婦褥婦又ハ胎兒生兒ニ對シ外科手術ヲ行ヒ産科器械ヲ用キ藥品ヲ投與シ又ハ之カ指示ヲ爲スコトヲ得ス但シ消毒ヲ行ヒ臍帶ヲ切り灌腸ヲ施スノ類ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 産婆ハ産婆名簿ニ登録ヲ受ケサル者ニ妊婦產婦褥婦又ハ胎兒生兒ノ取扱ヲ專任スルコトヲ得ス

第十條 産婆ハ自ラ檢案セシテ死産證書又ハ死胎檢案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第十一條 産婆ニシテ墮胎ノ罪其ノ他業務ニ關スル罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ地方長官ハ産婆ノ業ヲ禁止シ又ハ一年以内ニ停止スルコトヲ得産婆名簿ヲ取消シタル者アルトキハ其ノ試験ヲ無効トスルコトヲ得若シ已ニ登録ヲ受ケタルトキハ其ノ登録ヲ取消スコトヲ得

第十二條 地方長官ハ産婆ノ業ヲ禁止シ又ハ停止シタル後本人ノ行狀ニ依リ其ノ禁止又ハ停止ヲ解除スルコトヲ得

第十三條 産婆試験ヲ受ケントスル者又ハ産婆名簿ニ登録ヲ願出ツル者ニシテ試験又ハ登録ノ以前墮胎ノ罪其ノ他業務ニ關スル罪禁錮以上ノ刑ニ

第一條 産婆試験願出ノ期日舉行ノ期日及場所ハ地方長官之ヲ告示ス

第二條 試験科目ハ左ノ如シ

第一 正規妊娠分娩及其取扱法

第二 正規產褥ノ經過及褥婦生兒ノ看護法

第三 異常ノ妊娠分娩其ノ取扱法

第四 妊婦、產婦、褥婦、生兒ノ疾病消毒ノ方法及産婆心得實地

第一 實地試験若ハ模型試験

第三條 學說試験ニ合格シタル者ニ非サレハ實地試験ヲ受クルコトヲ得ス

第四條 學說試験ニ合格シ實地試験ニ落第シタル者又ハ實地試験ヲ受ケサル者ハ次回以後ノ試験ニ於テ實地試験ノミヲ受クルコトヲ得

第五條 産婆試験ヲ受ケントスル者ハ産婆學校、産婆養成所等ノ卒業證書若ハ修業證書又ハ産婆若ハ醫師二者ノ證明アル修業履歷書ヲ添ヘ地方長官ニ願出スヘシ但第四ニ依リ實地試験ノミヲ受ケントスル者ハ學說試験合格ノ證明書ヲ添ヘ願出ヘシ

第六條 産婆試験ヲ願出ル者ハ收入印紙ヲ以テ試験手数料金壹圓ヲ納付スヘシ但納付シタル手数料ハ之ヲ還付セズ

第七條 地方長官ハ學說試験及實地試験ニ合格シタル者ニ合格證書ヲ交付シ學說試験ニ合格シタル者ニハ證明書ヲ交付ス

第八條 地方長官ハ受験人心得其ノ他試驗場ノ整理ニ關スル條規ヲ定メ試驗場ニ揭示スヘシ

當該官吏ハ受験人心得其ノ他條規ニ違背シタル者ニ退場ヲ命スルコトヲ得

〔千葉警〕

〔千葉警〕

二七四

二七五

トナ得

●產婆限地開業ノ件 (明治三十二年十月 訓令甲第八十九號)

本年勅令第三百四十五號產婆規則第十九條ニ依ル產婆限地開業免許ノ義ハ實際產婆缺乏ノ町村ニ限リテ地域ヲ定メ免許候義ニ付キ之カ願書ヲ受ケタルトキハ其地ノ廣狹人口戸數及他ノ開業產婆アル町村ニ至ル道路難易里程詳細取調意見ヲ付シ差出スヘシ

●產婆限地開業出願方ノ件 (明治三十二年十月 告示第二百二十五號)

本年勅令第三百四十五號產婆規則第十九條ニ據リ限地產婆業ノ免許ヲ得ントスル者ハ願書ニ開業地ノ郡町村大字番地ヲ明記シ其師若クハ醫師又ハ產婆二名以上連署シタル履歷書ヲ添ヘ開業地町村役場及所管郡役場ヲ經テ本縣廳ニ差出スヘシ

●產婆名簿登錄規則 (明治三十二年九月六日 內務省令第四十八號)

- 第一條 產婆名簿ニハ左ノ事項ヲ登錄スヘシ
 - 一 登錄番號、登錄年月日
 - 二 族籍(外國人ナルト)氏名、年齢、住所
 - 三 產婆規則第一條規定ノ資格及資格ヲ取得シタル年月日並同條第一號ノ資格ニ付テハ試驗ヲ受ケタル地方廳名
 - 四 開業地(住所以外ノ地ニ於テ開業スルモノ又ハ出張所ヲ設ケルモノハ之ヲ記載ス)
 - 五 業務ニ關スル犯罪、禁錮以上ノ刑ニ該ル犯罪(其年月日)

●產婆試驗及產婆名簿登錄細則 (明治四十四年十二月五日 縣令第七十七號)

- 第一條 產婆試驗ヲ受ケントスルモノハ產婆試驗規則第五條ニ據ルノ外戶籍抄本並ニ當年又ハ前年ニ於テ撮影シタル寫眞一葉ヲ願書ニ添付スヘシ
- 前項ノ寫眞ニハ其ノ裏面ニ撮影年月及出願者ノ氏名ヲ記入スヘシ

〔千葉警〕

各郡長

第二條 產婆試驗手数料ハ相當額ノ收入印紙ヲ願書ニ貼付シ消印ヲ爲サス納付スルモノトス

第三條 產婆試驗合格證書ヲ毀損亡失シタルトキハ其事由ヲ詳具シ下付ヲ願出ルコトヲ得

第四條 產婆名簿ニ登錄願出ノ際添付スヘキ產婆試驗合格書ハ所轄町村長ノ點檢ヲ經ル其ノ寫書ヲ以テ之ニ代ユルコトヲ得

第五條 產婆規則第五條ニ依リ產婆ノ登錄ヲ願出タル者ハ產婆名簿登錄規則第三條ニ依ルノ外前ノ管轄地方廳ニ於テ登錄ヲ受ケタル開業地名及其ノ取消ヲ願出タル年月日ヲ願書ニ明記スヘシ

第六條 族籍氏名變更ノ爲メ產婆名簿ノ訂正ヲ願出ルトキハ戶籍ノ抄本ヲ添付スヘシ

第七條 產婆名簿原本手数料ハ相當額ノ收入印紙ヲ願書ニ貼付シ消印ヲ爲サス納付スルモノトス

附則

第八條 明治三十九年三月千葉縣令第二十三號產婆試驗規則及產婆名簿登錄規則施行細則ハ之ヲ廢止ス

●產婆ノ作爲スヘキ死産證書死體檢案書様式並其記載例 (明治三十三年十二月 縣令第九十七號)

(醫師ノ作爲スヘキ死亡診斷書其他ノ件ヲ參照)

●產婆名簿登錄申請者ニ關スル件 (明治四十年五月二十日 衛收第二八三六號)

第三編 衛生 第四章 醫務

六 產婆業ノ禁止、停止、解除(其ノ年月日事由)

七 名簿取消ノ年月日、事由

第二條 產婆名簿ハ別記様式ニ依リ調製スヘシ

第三條 產婆ノ業ヲ營マントスル者ハ本令第一條第二號第三號第四號ノ事項ヲ明記シテ其ノ住所地ヲ管轄スル地方廳ニ願出產婆名簿ニ登錄ヲ受ケルヘシ

第四條 產婆規則第五條第一項ノ場合ニ於テハ前ノ管轄地方廳ハ產婆名簿ノ取消ノ登錄ヲナシ其ノ登錄事項ノ謄本ヲ以テ後ノ管轄地方廳ニ其旨ヲ通知スヘシ

第五條 產婆名簿ノ訂正又ハ取消ノ登錄ヲナストキハ其部分ニ朱線ヲ畫シ訂正又ハ取消ノ事由年月日ヲ朱書スヘシ

第六條 產婆名簿ニ登錄ヲ受ケタル者謄本手数料金五拾錢ヲ納付スルトキハ登錄謄本ヲ受ケルコトヲ得

第七條 產婆名簿ニ登錄ヲ受ケタル者ハ其ノ管轄地方廳ニ其旨ヲ通知スヘシ

●產婆試驗出願方ノ件 (明治三十二年十月二十七日 告示第二百二十七號)

- 產婆試驗願ハ毎年四月十日ニ於テ舉行ス志願者ハ其前月十五日限り左ノ書式ニヨリ願書差出スヘシ
- 但シ試驗日時場所等ハ其都度告知ス

〔千葉警〕

各郡長

從來產婆名簿登錄申請書ヲ受理シタル場合ハ產婆規則第四條第二項ニ基キ申請者ヨリ產婆試驗合格證書ヲ添付セシ、來リ候處今般左記ノ通リ內務省衛生局長ヨリ通牒有之候條自今該通牒ニ基キ御處理相成度此段及通牒候也

記 內務省衛甲第二八號 明治三十二年勅令第三百四十五號產婆規則第四條所定產婆名簿ニ登錄願出ノ際添付スル產婆試驗合格證書ハ申請者ヲシテ所轄市長又ハ町村長ニ本證書並其寫書ヲ提出セシ、市町村長ニ於テ該書對照ノ上相違ナキコトヲ認メタルトキハ其寫書ニ本書點檢濟ノ旨ヲ記載シ且捺印ノ上進達セシ、可然ト存候條依命此段及通牒候也

明治四十年五月十六日

內務省衛生局長 窪田靜太郎

●產婆試驗出願方ノ件

產婆試驗願ハ毎年四月十日ニ於テ舉行ス志願者ハ其前月十五日限り左ノ書式ニヨリ願書差出スヘシ

住所(寄留者ハ本籍地ヲ併記スヘシ) 姓 名

●看護婦規則 (大正四年六月三十日 內務省令第九號)

二七七

- 第一條 本令ニ於テ看護婦ト稱スルハ公衆ノ需ニ應シ傷病者又ハ褥瘡看護ノ業務ヲ爲ス女子ヲ謂フ
- 第二條 看護婦タラムトスル者ハ十八年以上ニシテ左ノ資格ヲ有シ地方長官(東京府ニ於テハ警視)ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス
 一 看護婦試験ニ合格シタル者
 二 地方長官ノ指定シタル學校又ハ講習所ヲ卒業シタル者
- 第三條 精神病者、傳染性ノ疾患アル者又ハ素行不良ト認ムル者ニハ免許ヲ與ヘサルモノトス
- 第四條 看護婦試験ハ地方長官之ヲ施行ス
 試驗科目ハ左ノ如シ
 一 人體ノ構造及主要器官ノ機能
 二 看護方法
 三 衛生及傳染病大意
 四 消毒方法
 五 繃帶術及治療器械取扱法大意
 六 救急處置
- 第五條 一年以上看護ノ學術ヲ修業シタル者ニアラサレハ看護婦試験ヲ受クルコトヲ得ス
- 第六條 看護婦ハ主治醫師ノ指示アリタル場合ノ外被看護者ニ對シ治療器械ヲ使用シ又ハ藥品ヲ授與シ若ハ之カ指示ヲ爲スコトヲ得ス但臨時救急ノ手當ハ此ノ限ニ在ラス
- 第七條 看護婦其ノ住所ノ他ノ道府縣ニ移シタルトキハ十日以内ニ免狀ノ寫ヲ添ヘ後ノ住所地ノ地方長官ニ届出ツヘシ
 前項ノ場合ニ於テ後ノ住所地ノ地方長官ハ其ノ旨ヲ前ノ住所地ノ地方長官ニ通知スヘシ

- 第八條 看護婦免狀ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ二十日以内ニ住所地ノ地方長官ニ再下付ヲ願出ツヘシ 但毀損ノ場合ニハ毀損シタル免狀ヲ添付スヘシ
- 第九條 看護婦廢業シタルトキハ二十日以内ニ免狀ヲ住所地ノ地方長官ニ返納スヘシ
- 第十條 看護婦三年以上其ノ業務ヲ營マサルトキハ廢業シタルモノト看做ス 看護婦死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ二十日以内ニ免狀ヲ返納スヘシ
- 第十一條 看護婦第三條ニ該當シ又ハ業務ニ關シ犯罪者ハ不正ノ行爲アリタルトキハ住所地ノ地方長官ハ期日ヲ定メ其ノ業務ヲ停止シ又ハ免許ヲ取消シ免狀ヲ返納セシムルコトアルヘシ
- 第十二條 本條ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖モ疾病治療シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ與フルコトヲ得
- 第十三條 免狀ヲ受ケケスシテ看護ノ業務ヲ爲シ若ハ停止中其ノ業務ヲ爲シタル者又ハ第六條ノ規定ニ違背シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第十四條 第七條第一項第八條又ハ第九條ノ規定ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

附則

本令ハ大正四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前地方長官ニ於テ與ヘタル免狀、免許狀、免許證ハ本令ニ依リ下付シタル看護婦免狀ト看做ス

〔千葉警〕

〔千葉警〕

本令施行ノ際現ニ地方廳ノ看護婦名簿ニ登錄ヲ受ケ居ル者ハ本令ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做シ看護婦免狀ヲ下付ス(免狀ヲ含ム)

本令發布ノ際現ニ看護ノ業務ヲ爲ス者ニシテ本令施行後三月以内ニ願出ツルトキハ地方長官ハ履歷ヲ審査シ試験ヲ要セス免許ヲ與フルコトヲ得

前項ノ免許ハ本令第二條ニ依リ免許ト同一ノ效力ヲ有スルモノトス

地方長官ハ第二條ノ資格ヲ有セサル者ニ對シ當分ノ内其ノ履歷ヲ審査シ看護ノ業務ヲ免許シ准看護婦免狀ヲ下付スルコトヲ得

准看護婦及男子タル看護人ニ對シテハ本令ノ規定ヲ準用ス

●看護婦規則施行細則

(大正四年九月二十五日 縣令第五十七號)

- 第一條 看護婦免許ヲ受ケムトスル者ハ戶籍抄本、看護婦規則第三條ノ疾患有無ヲ證明セル醫師ノ診斷書並其ノ資格ヲ證明スヘキ證書ヲ添附シ知事ニ申請スヘシ
- 第二條 看護婦ハ他人ニ免狀ヲ貸與シ又ハ業務上必要ナル行爲ヲ怠ルコトヲ得ス
- 第三條 警察官署ハ看護婦規則第三條ノ疾患ニ罹レル疑アリト認ムル者アルトキハ期限ヲ指定シ醫師ノ診斷書ヲ提出ヲ命ジ若ハ警察醫ヲシテ之レカ診斷ヲ爲サシムルコトアルヘシ
- 第四條 看護婦本縣管内ニ於テ其ノ住所ヲ移轉シタルトキハ十日以内ニ後ノ住所地所轄警察官署ニ届出ツヘシ
- 第五條 看護婦試験ハ毎年一回執行シ其ノ期日ハ豫メ之ヲ告示ス
- 第六條 前項ノ試験ヲ受ケムトスル者ハ四月三十日迄ニ履歷書、戶籍抄本並最近撮影ノ寫眞ヲ添ヘ知事ニ願出スヘシ
- 第七條 看護婦試験ニ合格シタル者ニハ合格證書ヲ交附ス

第三編 衛生 第四章 醫務

- 第七條 公衆ノ需ニ應シ看護婦ノ派出又ハ派出ノ周旋ヲ爲ス業務ヲ營ム者ハ業 開 後十日以内ニ左記事項ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ其ノ届出ヲ登シタル事項ニ變更アリタル場合亦同シ
 一 位置、名稱及設立ノ年月日
 二 經營者(法人ニアリテハ代表者)ノ本籍、住所、氏名、年齢
 三 看護料其ノ他業務ニ關スル規則
 四 看護婦ノ氏名、年齢並免狀寫
- 第八條 看護婦規則並本則ニヨリ提出スル書類ハ住所地所轄警察官署 經由スヘシ
- 第九條 本則第二條第四條第七條ニ違背シタル者及第三條ノ診斷書提出ノ命ニ從ハス又ハ警察醫ノ診斷ヲ拒ミタル者ハ科料ニ處ス
- 第十條 本則ハ大正四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第十一條 從來免許ヲ受ケタル看護婦ハ本則施行後六十日以内ニ免許狀ノ書換ヲ申請スヘシ
- 第十二條 前項ノ期限内ニ其ノ手續ヲ爲ササルトキハ免許狀ノ效力ヲ失フモノトス
- 第十三條 看護婦規則發布ノ際現ニ看護婦ノ業務ヲ爲ス者ニシテ無試験ニテ免許ヲ受ケムトスル者ハ本則第一條ニ據ルノ外履歷書及修業證明書ヲ添ヘ申請スヘシ準看護婦及男子タル看護人免許ヲ受ケムトスル者亦同シ
- 第十四條 明治四十二年九月千葉縣令第六十二號看護婦規則ハ大正四年九月三十日限り廢止ス

●看護婦轉居報告ニ關スル件

(大正六年二月 衛第四八一七號)

二七九

看護婦規則施行細則第四條ノ届出アリタルトキハ之ヲ警察部ニ報告シ且住所々々警察官署ニモ通報セラルヘシ

●入齒齒抜口中療治接骨營業取締規則

(明治十八年七月 甲第八七號)

従前開業ノ入齒齒抜口中療治接骨營業取締規則左ノ通相定メ來ル九月一日ヨリ施行ス

但シ新規營業セントスルモノハ明治十六年十月太政官布達第三十四號醫術開業試験規則ニ據ルヘシ

第一條 入齒齒抜口中療治接骨ハ本縣ノ免許鑑札ヲ得タルモノニアラサレハ管内ニ於テ營業スルヲ許サス但營業者ハ年齢滿二十年以上ノ者ニ限ル可シ

第二條 免許鑑札ヲ毀損亡失シ若クハ族籍氏名ヲ變換シタルトキハ其事由ヲ記シ五日以内ニ鑑札書換テ願出ヘシ

第三條 他府縣ニ於テ己ニ營業免許ノ者ニシテ管内ニ轉籍、寄留シ營業セントスルトキハ前管轄廳ノ添翰ヲ以テ願出ヘシ但他府縣下ヘ轉籍、寄留シ營業セントスルトキハ其願出ニ由リ添翰ヲ下附スヘシ

第四條 營業者ハ帳簿ヲ備ヘ依頼人ノ氏名、年齢、住所、職業施療法及施術ヲ始メタル年月日ヲ記載スヘシ

第五條 營業者ハ第一號様式ノ看板ヲ製シ門戸店頭其他街路ヨリ見易キ場所ニ掲ホスヘシ

第六條 營業者ハ其技能ヲ誇稱シテ虚偽ノ廣告ヲ爲スコトヲ得ス

第七條 營業者ハ營業上使用スヘキ藥品ノ種類ヲ所轄警察官署ニ届出ヘシ藥品ノ取扱ハ明治二十二年三月法律第十號藥品營業並藥品取扱規則第二十

八條及第二十九條ノ規定ニ據ルヘシ

第八條 營業者出張所ヲ設ケタルトキハ其場所並出張ノ期日ヲ明記シ五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ休止シ廢止シ又ハ其場所期日ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第九條 出張所ニハ第二號様式ノ看板ヲ製シ門戸店頭其他街路ヨリ見易キ場所ニ掲ホスヘシ

第十條 齒抜ハ路頭ニ於テ其術ヲ施ス可カラズ

第十一條 齒抜ハ人ノ請求ニ應スヘキモノニシテ苟モ之ヲ勸メ強テ其術ヲ售ル等ノコトアルヘカラス

第十二條 入齒其他ノ營業者ハ請求ニ據リタル場合ト雖モ服藥ヲ授與シ若クハ服藥ノ方書其他賣藥ヲ指示スルヲ許サス

第十三條 施術ニ際シ局部ノ状態疑義ニ涉ルモノアルトキハ醫師ノ指圖ヲ受クルニアラサレハ著手スヘカラス

第十四條 醫師ノ治療中ニ係ル患者ハ該醫ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ施術ス可ラス

第十五條 營業者ニシテ結核、癩、梅毒其ノ他傳染性皮膚疾患ニ罹リタルトキハ其治療ニ至ル迄業務ニ從事スルコトヲ得ス

第十六條 營業ニ從事スル者ハ清潔ナル白衣ヲ著用スヘシ

第十七條 警察官吏及衛生技術員ハ營業ノ場所ニ臨ミ帳簿又ハ藥品ノ検査ヲ爲スコトアルヘシ此場合ニ於テ營業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十八條 入齒其他營業者其業ニ關シ犯罪又ハ不正ノ行爲アルトキハ其業ヲ停止若クハ禁止スルコトアルヘシ

第十九條 前條ニ依リ營業禁止ノ處分ヲ受タル者アルトキハ直ニ其免許鑑札ヲ取上クヘシ

〔千葉警〕

〔千葉警〕

其停止ノ處分ニ係ルモノハ免許鑑札ニ停業年月日間ヲ裏書シ廳印ヲ捺シテ之ヲ本人ニ下付スヘシ

第二十條 營業禁止ノ處分ヲ爲シタル後ト雖モ本人ノ行狀ヲ調査シテ其禁止ヲ解クコトアルヘシ

第二十一條 本則ニ依ル願届ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第二十二條 本則第四條乃至第十六條ニ違背シタルモノ第十七條ノ検査ヲ拒ミタル者又ハ營業停止ノ命令ニ従ハサル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十日未滿ノ科料ニ處ス本則第二條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

(木製) 長 二尺五寸

第一號様式

住所 氏名

寸八 幅

(木製)

第二號様式

住所 氏名

寸八 幅

●入齒職工並入齒齒抜口中療治營業者取締ニ關スル件

(明治三十九年一月 訓示第七號)

從來入齒職工トシテ免許鑑札ヲ下付セラレタルモノハ單ニ義齒ノ製作ヲナスニ止マリ入齒々抜等ヲ爲ス事能ハサルモノニ有之然ルニ往々其本職ヲ捨テ却テ入齒々抜ヲ專業トスルモノアリ又齒科ノ治療ハ現行内務省免狀ヲ有スル醫師若クハ齒科醫ナラテハ施術スルコト克ハサルモノナルニ拘ラス入齒々抜口中療治ノ營業鑑札ヲ所持スルモノニシテ全ク齒科醫ト經庭ナキ

●按摩術營業取締規則

(明治四十四年八月十四日 内務省令第十號)

治術ヲ行フモノ不勝趣及聞候條此等ノ營業並治術ヲ行フモノニ就キ鑑札並ニ免狀ヲ調査シ不正ノ行爲アルモノハ之レヲ戒告若クハ相當ノ處分ヲ行ヒ將來各々其業別ニ背戻セサル様嚴重監督セララルヘシ

(沿革)大正九年四月内務省令第九號改正

第一條 按摩術(マツサージ)術ヲ含ム以下ニ倣フ)營業ヲ爲サムトスル者ハ試験合格證書又ハ地方長官ノ指定シタル學校若ハ講習所ノ卒業證書ヲ添ヘ住所地ノ地方長官(東京府ニ於テハ警視總監以下ニ倣フ)ニ願出

テ免許鑑札ヲ受クヘシ

第二條 精神病者、傳染性ノ疾患アル者又ハ素行不良ト認ムル者ニハ免許鑑札ヲ交付セサルモノトス

第三條 按摩術ノ試験ハ地方長官之ヲ舉行ス

試驗ヲ分テ甲種及乙種トス其ノ試験科目ハ左ノ如シ

甲種 一 人體ノ構造及主要器官ノ機能

二 按摩方式及身體各部ノ按摩術

三 消毒法大意

四 按摩術ノ實地

乙種 按摩術ノ實地ヲ行フノ外甲種試験ノ各科目ニ付簡易試験ヲ行フモノトス

第四條 甲種試験ハ四箇年以上按摩術ヲ修業シタル者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

乙種試験ハ盲人ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス但シ二箇年以上ノ修業履歴アルコトヲ要ス

第五條 營業者ハ何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス流派名又ハ卒業シタル學校講習所ノ名稱若ハ修業ノ證明ヲ與ヘタル教師ノ氏名ヲ除ク外業務上其ノ技能、施術方法又ハ經歷ニ關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ス

第五條ノ二 營業者ハ脱臼又ハ骨折ノ患部ニ施術ヲ爲スコトヲ得ス但シ醫師ノ同意ヲ得タル病者ニ就テハ此ノ限ニ在ラス

第五條ノ三 地方長官ノ指定シタル學校若ハ講習所ニ於テ「マツサージ」術ヲ修業シ又ハ「マツサージ」術ノ試験ニ合格シ免許鑑札ヲ受ケタル者ニ非サレハ「マツサージ」術ヲ標榜スルコトヲ得ス

第六條 營業者其ノ住所ヲ他ノ道府縣ニ移シタルトキハ十日以内ニ鑑札ヲ添ヘ後ノ住所地ノ地方長官ニ届出ヘシ

前項ノ場合ニ於テ後ノ住所地ノ地方長官ハ其ノ旨ヲ前ノ住所地ノ地方長官ニ通知スヘシ

第七條 營業者免許鑑札ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ二十日以内ニ住所地ノ地方長官ニ再下付ヲ願出ヘシ

族籍、氏名ニ變更ヲ生シ又ハ生年月日ノ訂正ヲ要スルトキハ其ノ事由ヲ記シ二十日以内ニ鑑札ヲ添ヘ地方長官ニ書換ヲ願出ヘシ

亡失シタル免許鑑札ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ地方長官ニ提出スヘシ

第八條 營業者修業シタルトキハ二十日以内ニ免許鑑札ヲ住所地ノ地方長官ニ返納スヘシ若シ鑑札ヲ返納スルコト能ハサル事由アルトキハ其ノ事由ヲ届出ヘシ

營業者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ二十日以内ニ免許鑑札ヲ返納スヘシ

第九條 營業者第二條ニ該當シ又ハ業務上犯罪若ハ不正ノ行爲アリタルトキハ住所地ノ地方長官ハ期日ヲ定メテ其ノ營業ヲ停止シ又ハ免許ヲ取消ス

シ免許鑑札ヲ返納セシムルコトアルヘシ

本條ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖疾病治癒シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許鑑札ヲ交付スルコトヲ得

第十條 免許鑑札ヲ受ケスシテ營業ヲ爲シ若ハ停止中營業ヲ爲シタル者又ハ第五條、第五條ノ二、第五條ノ三ニ違背シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 第六條第一項第七條又ハ第八條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

附則
本令ハ明治四十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前地方長官ニ於テ交付シタル免許鑑札ハ本令ニ依リ交付シタルモノト看做ス
本令發布ノ際現ニ按摩術(按摩、揉療治ノ類ヲ含ム)又ハ「マツサージ」術營業ヲ爲ス者不令施行後三箇月以内ニ願出ツルトキハ地方長官ハ其ノ履歴ヲ審査シ試験ヲ要セス免許鑑札ヲ交付スルコトヲ得
地方ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ地方長官ハ盲人ニ限リ當分ノ内其ノ履歴ヲ審査シ試験ヲ要セス免許鑑札ヲ交付スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ免許鑑札ヲ得タル者其ノ住所ヲ他ノ道府縣ニ移シタルトキハ後ノ住所地ノ地方長官ニ願出テ更ニ免許鑑札ヲ受クヘシ
本令ノ規定ハ柔道ノ教授ヲ爲ス者ニ於テ打撲、捻挫、脱臼及骨折ニ對シテ行フ柔道整復術ニ之ヲ準用ス

●按摩術營業取締細則

(明治四十四年十月十日 縣令第六十七號)

第一條 按摩術(「マツサージ」術ヲ含ム)以下之ニ做テ營業免許鑑札ヲ受ケ

同第四九號改正

(干葉書)

(干葉書)

ムトスル者ハ按摩術營業取締規則第一條ニ依ルノ外左ニ掲クル事項ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ申請スヘシ

一 住所、族籍、氏名、生年月日

二 精神病又ハ傳染性ノ疾患ナキコトヲ證明セル醫師ノ診斷書

第二條 按摩術ノ試験(甲種、乙種共)ハ隨時之ヲ施行ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ期日及場所ハ當該受験人ニ通知スルモノトス

第三條 按摩術試験ヲ受ケムトスル者ハ履歴書及戸籍抄本ヲ添ヘ知事ニ願出ツヘシ但シ盲人ハ盲人タル旨願書ニ附記スヘシ

第四條 試験ニ關スル規定ニ違反シ又ハ不正ノ所爲アリタル者ハ其ノ試験ヲ無効トス

第五條 試験ニ合格シタル者ニハ合格證書ヲ交付ス

第六條 警察官署ハ按摩術營業者ニシテ精神病又ハ傳染性疾患ニ罹レル疑アリト認ムルトキハ期限及醫師ヲ指定シ診斷書ノ提出ヲ命ジ若ハ警察官署ニシテ之カ診斷ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第七條 營業者本縣内ニ於テ住所ヲ移轉シタルトキハ五日以内ニ住所地所轄警察官署ヲ經テ知事ニ届出ツヘシ

前項ノ場合ニ於テ住所地所轄警察官署ハ前住所地所轄警察官署ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

第八條 營業ノ爲外出スルトキハ免許鑑札ヲ携帯スヘシ

警察官吏免許鑑札ヲ検査スルコトアルモ營業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第九條 按摩術營業取締規則第六條第一項、第七條、第八條ノ願届出ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十條 第六條ノ診斷書提出ノ命ニ從ハス又ハ警察官署ノ診斷ヲ拒ミタル者及ヒ第七條第八條第一項ニ違背シ又ハ第二項ノ検査ヲ拒ミタル者ハ科料ニ處ス

附則

第十一條 本則ハ按摩術營業取締規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條 按摩術營業取締規則發布ノ際按摩術(按摩、揉療治ノ類ヲ含ム)又ハ「マツサージ」術營業ヲ爲セル者ト雖新ニ免許鑑札ヲ受クルニアラサレハ爾後之カ營業ヲ爲スコトヲ得

前項ノ營業者ニシテ免許鑑札ヲ受ケムトスル者ハ履歴書及本則第一條各號ノ事項ヲ具シ明治四十五年三月三十一日迄ニ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ申請スヘシ

第十三條 盲人ニシテ履歴書及本則第一條各號ノ事項ヲ具シ申請シタルトキハ當分ノ内試験ヲ要セス免許鑑札ヲ交付スルコトアルヘシ

第十四條 本則ノ規定ハ柔道ノ教授ヲ爲ス者ニ於テ打撲、捻挫、脱臼及骨折ニ對シテ行フ柔道整復術ニ之ヲ準用ス

●鍼術、灸術營業取締規則

(明治四十四年八月十四日 內務省令第十一號)

第一條 鍼術又ハ灸術營業ヲ爲サムトスル者ハ試驗合格證書又ハ地方長官ノ指定シタル學校若ハ講習所ノ卒業證書ヲ添ヘ住所地ノ地方長官(東京府ニ於テハ警視總監以下之ニ做テ)ニ願出テ免許鑑札ヲ受クヘシ

第二條 精神病者、傳染性ノ疾患アル者又ハ業行不良ト認ムル者ニハ免許鑑札ヲ交付セサルモノトス

禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニハ免許鑑札ヲ交付セサルコトアルヘシ

第三條 鍼術又ハ灸術ノ試験ハ地方長官之ヲ舉行ス

試驗科目ハ左ノ如シ

一 人體ノ構造及主要器官ノ機能並筋ト神經脈管ノ關係

二 身體各部ノ刺鍼法又ハ灸點法並經穴及禁穴

三 消毒法大意

四 鍼術又ハ灸術ノ實地

- 第四條 四箇年以上鍼術又ハ灸術ヲ修業シタル者ニ非サレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス
- 第五條 鍼術ヲ施サムトスルトキハ鍼、手指及手術ノ局部ヲ消毒スヘシ
- 第六條 營業者ハ何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス流派名又ハ卒業シタル學校講習所ノ名稱若ハ修業ノ證明ヲ與ヘタル教師ノ氏名ヲ除ク外業務上其ノ技能、施術方法又ハ經歷ニ關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ス
- 第七條 鍼術又ハ灸術營業者ハ瀉血、切開其ノ他外科手術ヲ行ヒ若ハ電氣、烙鐵ノ類ヲ用キ又ハ藥品ヲ投與シ若ハ之カ指示ヲ爲スコトヲ得ス
- 第八條 營業者其ノ住所他ノ道府縣ニ移シタルトキハ十日以内ニ鑑札ヲ添ヘ後ノ住所地方長官ニ届出ヘシ
- 第九條 前項ノ場合ニ於テ後ノ住所地方長官ハ其ノ旨ヲ前ノ住所地方長官ニ通知スヘシ
- 第十條 營業者免許鑑札ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ二十日以内ニ住所地方長官ニ再下付ヲ願出ヘシ
- 第十一條 族籍、氏名ニ變更ヲ生シ又ハ生年月日ノ訂正ヲ要スルトキハ其ノ事由ヲ記シ二十日以内ニ鑑札ヲ添ヘ地方長官ニ書換ヲ願出ヘシ
- 第十二條 亡失シタル免許鑑札ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ地方長官ニ提出スヘシ
- 第十三條 第十條 營業者廢業シタルトキハ二十日以内ニ免許鑑札ヲ返納スヘシ若シ鑑札ヲ返納スルトコト能ハサル事由アルトキハ其ノ事由ヲ届出ヘシ
- 第十四條 營業者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ二十日以内ニ免許鑑札ヲ返納スヘシ
- 第十五條 第十一條 營業者第二條ニ該當シ又ハ業務上犯罪者ハ不正ノ行爲アリタルトキハ住所地方長官ハ期日ヲ定メテ其ノ營業ヲ停止シ又ハ免許ヲ取消シ免許鑑札ヲ返納セシムルコトアルヘシ
- 第十六條 本條ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖疾病治癒シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許鑑札ヲ交付スルコトヲ得

- 第十二條 免許鑑札ヲ受ケスシテ營業ヲ爲シ若ハ停止中營業ヲ爲シタル者又ハ第六條第七條ニ違背シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス
 - 第十三條 第八條第一項第九條又ハ第十條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス
- 附則
- 本令ハ明治四十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 本令施行前行政廳ニ於テ交付シタル免許鑑札其ノ他免許ノ證ハ本令ニ依リ交付シタル免許鑑札ト看做ス
- 鍼術灸術營業取締細則**
- (明治四十四年十月十日) (縣令第六十六號)
- 第一條 (沿革) 明治四十五年七月縣令第七〇號、大正元年八月同第八七號改正
 - 第二條 鍼術又ハ灸術營業免許鑑札ヲ受ケムトスル者ハ鍼術灸術營業取締規則第一條ニ依ルノ外左ニ掲クル事項ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ申請スヘシ
 - 一 住所、族籍、氏名、生年月日
 - 二 精神病又ハ傳染性ノ病患ナキコトヲ證明セル醫師ノ診斷書
 - 第三條 鍼術又ハ灸術ノ試驗ハ隨時之ヲ施行ス
 - 第四條 前項ノ場合ニ於テ其ノ期日及場所ハ當該受驗人ニ通知スルモノトス
 - 第五條 第三條 鍼術又ハ灸術ノ試驗ヲ受ケムトスル者ハ履歷書及戶籍抄本ヲ添ヘ知事ニ願出ツヘシ但シ盲人ハ盲人タル旨ヲ願書ニ附記スルコトヲ要ス
 - 第六條 第四條 試驗ニ關スル規定ニ違反シ又ハ不正ノ所爲アリタル者ハ其ノ試驗ヲ無効トス
 - 第七條 第五條 試驗ニ合格シタル者ニハ合格證書ヲ交付ス
 - 第八條 第六條 鍼術灸術營業取締規則第五條ノ消毒ニ關シテハ所轄警察官署ノ指示ニ從フヘシ
 - 第九條 第七條 警察官署ハ鍼術又ハ灸術營業者ニシテ精神病又ハ傳染性疾患ニ罹

〔千葉警〕

(明治四十四年十一月十三日) (警察部長通牒)

- レ疑アリト認ムルトキハ期限及醫師ヲ指定シ診斷書ヲ提出ヲ命シ若ハ警察官ニシテ之カ診斷ヲ爲サシムルコトアルヘシ
- 第八條 營業者ハ縣内ニ於テ住所ヲ移轉シタルトキハ五日以内ニ住所地方長官ニ住所地方長官ニ再下付ヲ願出ヘシ
- 第九條 轉警察官署ヲ經テ知事ニ届出ツヘシ
- 第十條 前項ノ場合ニ於テ住所地方長官ハ其ノ旨ヲ前住所地方長官ニ通知スヘシ
- 第十一條 第九條 營業ノ爲メ外出スルトキハ免許鑑札ヲ携帯スヘシ
- 第十二條 警察官更免許鑑札ヲ検査スルトコトアルモ營業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第十三條 第十條 鍼術灸術營業取締規則第八條第一項、第九條、第十條ノ届願出ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ
- 第十四條 第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ科料ニ處ス
 - 一 第六條ノ消毒ニ關シ警察官署ノ指示ニ從ハサル者
 - 二 第七條ノ診斷書提出ノ命ニ從ハス又ハ警察官署ノ指示ニ拒ミタル者
 - 三 第八條、第九條第一項ニ違背シ又ハ第二項ノ検査ヲ拒ミタル者
- 第十五條 第十二條 附則
- 第十六條 本則ハ鍼術灸術營業取締規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第十七條 第十三條 明治十八年七月甲第八十九號鍼術灸術營業取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

● 按摩術營業者再免許ニ關スル件

(大正四年六月二十九日內務省發) (衛第一一六號內務省衛生局長)

按摩術營業取締規則附則第三項ニ依リ免許鑑札ヲ得タル營業者ニシテ一旦該鑑札ヲ返納シタル者ニ對シ試驗ヲ要セス再ヒ免許鑑札ヲ交付シ得ルヤ否ヤニ付伺出ノ向モ有之候處右ハ無試驗交付相成差支無之候條爲念

● 鍼灸按摩營業者ニ關スル件

第三編 衛生 第四章 醫務

- 一、鍼灸、按摩營業者ニ對シ明治四十五年一月以降左ノ通知取有之度候
 - 二、鍼灸、按摩營業免許出願者アルトキハ該出願者ノ業行ノ良否及禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキヤ否ヲ調査シ願書進達ト同時ニ報告スヘシ
 - 三、鍼灸、灸術營業取締規則第六條ニ依リ左ノ事項ヲ鍼灸營業者ニ指示スヘシ
 - イ、「クレゾール」水(クレゾール石鹼液六分、水九十四分)ヲ備フルコト
 - ロ、施術ヲ爲スニ當リ一人毎ニ「クレゾール」水ニ浸漬シタル脱脂綿ヲ以テ自己ノ手指、施術部及鍼器ヲ數回清拭シ消毒終リタル脱脂綿ハ一回毎ニ廢棄スルコト
- 鍼術營業者ニ指示スヘキ消毒藥**
- (大正元年八月八日) (衛第七九三九號)
- 二關スル件
- 明治四十四年十一月十三日付通牒中鍼術灸術營業取締規則第六條ニ依リ鍼術營業者ニ指示スヘキ消毒藥「クレゾール」水ハ便宜酒精(日本藥局方)ヲ使用セシムルモ差支無之候條可然營業者ニ指示有之度候也
- 按摩術營業取締ニ關スル件**
- (明治四十四年十二月二十三日) (衛第八〇〇四號)
- 按摩術營業出願ニ關シテハ傳染性疾患ナキコトヲ證明セル醫師ノ診斷書ヲ添付スヘキコトハ同營業取締規則第一條第二號ニ規定有之候モ從來營業者ノ多クハ「トラーホーム」ノ爲メ盲目トナリ既ニ痼疾ニ陥リ至極セサルモノ多キカ如シ而モ該病ノ如キ多クハ分泌物ニ因テ傳染スルモノニテ既ニ痼疾ニ

陷り分泌物ナキモノハ自然傳染力ヲ有セサルニ拘ラヌ尙傳染性疾患ノ故ヲ以テ營業ヲ繼續スルコトヲ得ストセハ直ニ口糊ニ窮シ慘酷ニ失スルノ嫌アルヲ以テ是等盲目者ニシテ其ノ痼疾ニ陷リ分泌物ナク全ク傳染ノ虞ナキモノニ限リ當分許可ヲ與フル見込ニ付豫メ一般醫師ニ注意シ該患者ニシテ診斷書ヲ請求スル場合ニハ其狀況ヲ明示提出セシムル様御取扱相成度候也

鍼灸按摩營業者ニ關スル件

(明治四十五年一月二十五日 衛第八六九號)

鍼灸按摩營業取締規則第八條按摩術營業取締規則第六條ニ依リ管外ヨリ移轉シ來リタル者ノ届出ニ對シ其ノ取扱方ニ就キ本月十七日付衛第五八七號ヲ以テ及通牒置候處舊免許鑑札下附ノ府縣ヨリ返戻方請求シ來ル向有之候ニ付自今原鑑札添付ノ儘進達セラレ度衛第五八七號通牒ノ取消ノコト、了知有之度候也

鍼灸按摩營業者ニ關シ取扱方

(明治四十五年二月七日 衛第一二三五號)

- 一 鍼灸按摩營業者ニ關シ左ノ通取扱有之度候
- 一 鍼灸按摩營業取締規則第九條第二項、按摩術營業取締規則第七條第二項ニ依リ鑑札書換ヲ爲ス場合ハ住所ノ變更ノトキモ之ニ依ラシムルコト
- 二 按摩術營業取締規則第四條第二項取締規則第十一條等ノ盲人ニ關スル規定ヲ適用スヘキモノハ三尺ノ距離ニ於テ手指ヲ算シ得サルモノ竝ニ視力ノ耗弱ニ依リ他ニ適當ノ生業ヲ得ル能ハサルモノヲ謂フコト
- 三 營業免許鑑札下付申請アルニ當リ素行不良ニシテ鑑札ヲ交附スヘカラ

「マツサージ」術標榜ニ關スル件

(大正九年六月十七日 衛第二二二二號)

按摩術營業者中「マツサージ」術標榜ニ關スル件左記ノ通内務省衛生局長ヨリ通牒有之候ニ付取締上過誤ナキ時期セラレ度此段及通牒候也

本年四月省令第九號按摩術營業取締規則中改正省令第五條ノ三「マツサージ」術標榜ニ關スル件
從來按摩術試験ニ於テ「マツサージ」術ヲモ併課シ兩者ノ區別ヲ設ケサリシ向ニ在リテハ改正省令施行前試験ニ合格シタル者ハ「マツサージ」術試験ニモ合格シタル者ト看做スコト

按摩徒弟ニ關スル件通牒

(大正五年二月三日 內務省四東衛第一一七〇號)

標記ノ件ニ付別紙ノ通り照覆致候條爲參考及通牒候也

警視廳監宛

按摩徒弟ニ關スル件通牒

按摩術學校講習所ノ生徒若 營業者ノ徒等ニシテ實地練習ノ爲施術ヲ行フ場合無鑑札ノ故ヲ以テ往々發シタル、者有之趣ニ候得共右ハ實地練習ヲナス必要上不得止義ニ付學校、講習所ノ生徒又ハ師家ノ徒弟タル證明ヲ有スル者ニシテ師ノ監督ノ下ニ施術ヲ行フハ之ヲ認容相成可然ト存候條其旨管內各警察署へ御示達相成度

內務省衛生局長宛

按摩徒弟ニ關スル件照會

第三編 衛生 第四章 醫務

サルモノアルトキハ其ノ旨ヲ附記シ他ニ適當ナル生業ノ有無ヲモ調査報告スルコト

四 營業免許鑑札下付申請書ニ添付スヘキ醫師ノ診斷書ニシテ往々精神病又ハ傳染性ノ疾患ナキコトヲ明確ニ記載セサルモノアリ書類ノ返戻等ノ手数ヲ煩スモノ尠カラサルニ付進達ニ際シテハ診斷書ヲ査閱スルコト

五 按摩術營業取締規則第十條ニ依リ免許鑑札ノ下付ハ按摩術營業取締規則發布ノ際現ニ營業ヲ爲シ居リタルノ事實カ免許ノ條件ナルニ依リ該履歷書ニハ其ノ營業開始ノ年月日及爾後營業繼續ノ有無ヲ明確ナラシムルコト

六 按摩術營業取締規則第十一條ノ盲人ニ對シ試験ヲ要セス免許鑑札ヲ交付スル場合ニ一ヶ年以上ノ修業履歷アルヲ要ス

七 營業登帳(乙)ニハ從來鍼灸營業トシテ鍼、灸術ヲ混記シタルモノ爾今鍼術、灸術ノ見出ヲ附シ各別ニ記載スルコト

按摩鍼灸營業者其他取締ニ關スル件

(大正四年二月九日 衛第一二〇七號)

行政處分上ニ關シ必要有之候條爾今左記營業者ノ犯罪又ハ不正行爲ニ對シテハ大正二年四月二十八日付衛第三七〇三號(醫師、產婆其他ノ犯罪及不正行爲報告方ノ件)通牒ニ準シ其都度報告セララルヘシ

- 一 按摩術
- 一 鍼灸術
- 一 看護婦

以上

〔千葉警〕

〔千葉警〕

本月十一日內務省四東衛第一一七〇號通牒中師ノ監督ノ下ニ施術ヲ行フハ認容可然ト有之候處右ハ徒弟カ師ノ指揮ニ依リ施術ニ從事スル場合 指稱セラレタルモノト思料致候得共當管内ニハ按摩營業者ノ徒弟ハ俗ニ流シト稱シ道路ニ徘徊シテ師ノ指揮ヲ待タヌ單獨ニ客ノ需ニ應スル者多數ヲ占ムルノ實況ニテ從來無鑑札ノ故ヲ以テ告發セラレタル者ハ概シテ此ノ種ノ者ニ有之件通牒ハ是等ヲモ包含シテ從來業ヲ認ムルノ主旨ニ有之候取扱上疑義ヲ相生シ候ニ付折返シ何分ノ回答相煩シ度

警視廳監宛

按摩徒弟ニ關スル件回答

本月二十二日付衛第二六號ノ二ヲ以テ御照會ニ係ル按摩徒弟ニ關スル內務省四東衛第一一七〇號通牒ノ趣旨ハ學校生徒又ハ營業者ノ徒弟カ師ノ監督ノ下ニ其ノ指定シタル被術者ニ對シテ施術ヲ爲ス場合ハ勿論然ラサルモ生徒又ハ徒弟タル證明書ヲ携帶シ技術練習ノ爲メ客ノ需ニ應スル場合モ亦師ノ監督ノ下ニアルモノトシテ容認相成可然但シ其ノ施術ノ範圍ハ健康者又ハ輕病者ノ慰安ノ按摩ニ限ラシメ候様教師又ハ營業者ニ嚴達相成度此段及回答候也

行幸啓ノ場合ニ於ケル衛生上注意事項ノ件

(大正元年十月二十九日 衛第二二二七號)

(各地方長官宛 宮內內務次官通牒)

(沿革)大正二年一月內第一號改正
行幸啓ノ場合ニ於ケル衛生上注意事項ニ付テハ萬一ノ遺策アルヘカラサルハ勿論ニ候ヘ共余リ嚴密ニ過キ却テ肯綮ヲ得サル如キコト無之候様致度候

二八七

係將來ハ別紙記載事項ニ準據シ深ク御注意成度依而此段申進候也

- 一、御昇降驛、行在所、御駐泊所、御小憩所及其附近ニ對シ豫メ臨時清潔方法ヲ施行セシメ御通過沿道ハ清掃セシムルコト
- 二、御昇降驛、行在所、御駐泊所及小憩所附近ニ對シ一週日前ヨリ時々檢病的戸口調査ヲ行フコト
- 三、行在所、御駐泊所、御小憩所々在及御通過沿道ニ於テハ交通遮斷若ハ隔離ヲ施行セラレ傳染病患者又麻疹、流行性感胃及流行性腦脊髓膜炎患者アル家ニ對シテハ當該吏員ヲシテ豫防措置ヲ指導監督セシムルコト
- 四、行在所、御駐泊所、御小憩所ノ消毒ヲ官内官ヨリ依テセラレタルトキハ可成「アルコホル」加熱加里石鹼水又ハ同綠石鹼水ノ類ヲ以テ拭淨シ若シ「フオルムアルデヒド」消毒ヲ必要トスルニ當テハ可成一週日前ニ行フコト
- 五、行在所及御駐泊所ニ出入スルモノニ對シテハ官内傳染病豫防令及同施行規則ヲ遵守セシムルコト
- 六、御料水ヲ官内官ニ於テ撰定シ設備方ヲ依テセラレタルトキハ「ポンプ」裝置トスルチ可トス但シ其設置ナキトキハ車釣瓶ニシテ細ハ鐵鎖トナスコト
- 七、御料水御料、乳及御料食器ノ取扱人及其家人ニ對シテハ健康診斷ヲ施行シ當該地方ノ病況ニ依リ必要ト認ムルトキハ細菌検査ヲ行フコト
- 八、官列車内又ハ御小憩所等ニ於テ供奉諸員ニ賜ハルヘキ飲食品ノ調達方ヲ依テセラレタルトキハ調理人及其家人ノ健康狀態ニ注意シ且原料品ノ精選、器ノ清潔ニ注意セシムルコト
- 九、獻品ノ定品ノ製作ニ從事スルモノニ就テハ豫メ其健康狀態ニ注意シ又獻納品ノ消毒等ニ關シテハ主任官内官ニ協議スルコト
- 十、供奉諸員ノ旅館ニ對シテハ豫メ其家人及使用人ノ健康狀態ニ注意シ

- ニ庖厨、浴室便所等ノ清潔保持ニ注意セシムルコト
- 十一、供奉諸員ノ旅館ノ水質不良ナル家ニ對シテハ他ノ良水ヲ代用セシメ必要ト認ムルトキハ煮沸ノ事使用セシムルコト
- 十二、行在所、御駐泊所ノ用務ニ從事スル職工人夫ノ類及供奉員用ノ車夫ニ付テハ豫メ健康狀態ヲ検査シ傳染病其他ノ疾病ノ有無ニ注意スルコト
- 十三、行幸啓地ノ當該地方廳ニ於テハハクモ東京御發一週日前ヨリ關係アル郡市區ノ傳染病及麻疹流行性感胃、流行性腦脊髓膜炎ノ日報ヲ當該地御發ノ當日マテ行幸ニ關シテハ行幸ニ務官行啓ニ關シテハ行啓主務官及内務省ニ報告スルコト

千葉縣手数料徵收及其細則

(大正元年十二月二十日 縣令第八號)

(沿革)大正二年二月縣令第一一四號、七年二月同第一二號、同年六月同

第三四號、八年三月同第二〇號、九年三月同第二三號改正

第一條 縣ハ明治三十九年勅令第一七二號及同四十三年勅令第二一〇號及

大正六年勅令第二百二十七號ニ依リ左ノ手数料ヲ徵收ス

- 一 屠畜検査
- 二 米輸出検査
- 三 小麥輸出検査
- 牛 一頭 金貳拾錢
- 馬 一頭 金拾五錢
- 驢 一頭 金拾錢
- 羊 一頭 金拾錢
- 豚 一頭 金拾錢
- 一俵 金四錢
- 一俵 金壹錢

〔千葉縣〕

千葉縣

- 四、鏡術灸術、按摩術「マツサージ」術免許試驗 各一件 金七拾錢
- 五、同上 免許 各一件 金參拾錢
- 六、同上 免許鑑札再渡 各一件 金貳拾錢
- 七、看護婦免許試驗 一件 金七拾錢
- 八、同上 免許 一件 金參拾錢
- 九、同上 免許鑑札再渡 一件 金貳拾錢
- 十、蠶種検査(蠶絲法第二十七條 第二項ノ規定ニ依ルモノ) 一枚又ハ一容器ニ付金貳錢
- 衛生試驗 一件 金五拾錢
- 一藥品 但シ封緘ヲ要スルモノハ一枚金壹錢ヲ加フ
- 飲料 一件 金參拾錢
- 但シ三百件以上一件金貳拾五錢、五百件以上一件金貳拾錢、七百以上一件金拾八錢、千件以上一件金拾五錢
- 定性分析 一件 金貳圓
- 定量分析 一件 金五圓
- 汽罐用及固形物定量 各一件 金壹圓五拾錢
- 醸造用 各一件 金壹圓
- 全硬度及永久硬度ノ檢定 各一件 金參拾錢
- 三水雪飲料 一件 金五拾錢
- 泉 一件 金五圓
- 定性分析 一件 金五圓
- 但シ成分ニ係ルモノハ一件金五拾錢
- 定量分析 一件 金拾圓

二八九

- 但シ成分ニ係ルモノハ一件金壹圓
- 五、清涼飲料ノ定量分析、但シ簡易ナルモノハ一件金參拾錢 一件 金貳圓
- 六、乳 汁 一件 金貳圓
- 一件 金壹圓
- 一件 金貳拾錢
- 七、牛酪、煉乳、乳汁、其ノ他乳製品ノ定量分析 各一件 金參圓
- 八、酒 一件 金五圓
- 一件 金參拾錢
- 防腐劑有無 一件 金參拾錢
- 但シ十件以上一件金貳拾五錢、三十件以上一件金貳拾錢、六十件以上一件金拾五錢「アルコール」定量及「メチールアルコール」檢定 各一件 金壹圓
- 九、燒酎「ブランデー」、葡萄酒ノ定量分析 各一件 金參圓
- 十、酢ノ定量分析 一件 金壹圓五拾錢
- 十一、肉類及肉羹汁ノ定量分析 一件 金參圓
- 十二、肉百弗類、肉製品ノ定量分析 各一件 金五圓
- 十三、穀菽、蔬菜、果實、麵麴、茶、珈琲、菓子、調製 各一件 金五圓
- 十四、素麵ノ定量分析 一件 金參圓
- 十五、麵粉ノ定量分析 一件 金壹圓
- 十六、砂糖、蜜、派、餡類ノ定量分析 各一件 金貳圓
- 十七、醬油、味噌、食鹽ノ定量分析 各一件 金參圓
- 十八、罐詰ノ定量分析 一件 金五圓

- 十九 貯蔵ノ耐否ハ一件金壹圓
- 二十 著色料、化粧品、飲食物 各一件 金壹圓
- 二十一 飲食物用器具、刺器具、玩具類 各一件 金五拾錢
- 二十二 飲食用器具ノ原料、鍍金、鐵ノ合金 各一件 金壹圓
- 二十三 石鹼ノ定量分析 一件 金五圓
- 二十四 石油ノ引火點ノ檢定 一件 金五拾錢
- 二十五 衣服ノ材料 一件 金壹圓
- 二十六 咯痰中ノ結核菌、肺炎菌、肺「ガストマ」 一件 金貳圓
- 二十七 蟲卵鏡檢 各一件 金貳拾五錢
- 二十八 咯痰中ノ「チラテリ」菌鏡檢 一件 金五拾錢
- 二十九 血液寄生蟲ノ鏡檢(「マラリア」 Plasmodium) 一件 金壹圓
- 三十 「ウム」、再歸熱螺旋菌、窒扶斯「ウイダー」(反應) 一件 金五拾錢
- 三十一 尿中ノ糖分、蛋白質ノ定量、細菌「チアス」 一件 金五拾錢
- 三十二 胃内容物、吐物中ノ遊離鹽酸又ハ乳酸ノ定量 一件 金壹圓
- 三十三 糞便中ノ腸寄生蟲卵 各一件 金壹圓
- 三十四 糞便中ノ「コレラ」、「チアス」、赤痢菌ノ培養、結核菌ノ鏡檢 各一件 金五拾錢
- 三十五 但シ動物ヲ用ユル場合ハ一件金貳圓 各一件 金參圓
- 三十六 「ワツセルマン」氏反應 一件 金壹圓

三十七 混合獸肉ノ鑑別

一件 金五拾錢

- 第三條 衛生試驗ニ關シテハ特ニ技術員ノ出張ヲ要スル場合ニ於テハ職員相當ノ旅費及試驗用器具其ノ他材料運搬費ヲ負擔セシム但シ水質検査ノ場合ニ於テ千件以上ヲ取廻メ申請スル者ニ對シテハ此限ニ在ラス
- 第四條 左ニ掲クルモノニ對シテハ手数料及其ノ他ノ費用ヲ徵收セス
 - 一 按摩術「マツサージ」術ノ免許試驗其ノ他ニ付テハ他ニ生業ヲ營ミ難キ者ト認ムルモノ
 - 二 衛生試驗ニ付テハ公益事業ノ爲ニスルモノ
- 第五條 手数料ハ總テ前納トス

宿屋其ノ他ノ井水検査ニ關スル件

(大正二年五月八日 衛第四〇五二號)

今同督勵セラレ、宿屋、料理店、飲食店ノ井水検査ニ付テハ衛生試驗所ニテ試驗スル場合ニ於テモ特ニ千葉縣手数料徵收及其細則第四條第二項ニ依リ手数料ヲ要セサルモノニ付其ノ意ヲ了シ督勵方取扱ハルヘク候也

縣立千葉病院規程

(大正八年一月二十八日 縣令第八號)

- 第一條 縣立千葉病院ハ汎ク患者ヲ診療シ併セテ千葉醫學專門學校生徒ニ見學實習ヲ爲サシムル所トス
- 第二條 本院ニ左ノ部ヲ置ク

〔千葉醫〕

〔千葉醫〕

- 第一內科部
 - 第二內科部
 - 第一外科部
 - 第二外科部
 - 眼科部
 - 小兒科部
 - 産婦人科部
 - 腦病科部
 - 皮膚泌尿器科部
 - 耳鼻咽喉科部
 - 齒科部
 - 理學療法部
 - 藥劑部
 - 病理検査部
 - 細菌検査部
 - 化學検査部
 - 庶務部
- 第三條 患者ヲ分チテ普通學用施設ノ三種トシ之ヲ入院外來ニ區別ス
- 第四條 診察料藥價手術料入院料等ハ別ニ定ムル所ニヨリ之ヲ徵收ス
- 第五條 診察時間ハ左ノ如シ但シ急患者ハ此限ニ在ラス
- 九月十一日ヨリ七月十日迄 午前九時ヨリ(土曜日ハ正午十二時マテ)
- 七月十一日ヨリ九月十日迄 午前八時ヨリ 正午十二時マテ
- 第六條 新來患者ハ住所職業氏名及年齡等ヲ受付ニ申出テ診察券及番號札ヲ受取リ診察所ニ差出スヘシ但シ急診察ヲ受ケムトスル者ハ番外券ヲ求

- 第七條 再來患者ハ診察券ヲ受付ニ示シ番號札ヲ受取リ診察所ニ差出スヘシ
- 第八條 診察所ニ於テ處方箋ヲ受ケタル者ハ之ヲ收入所ニ差出シ代價ヲ納メ藥劑部ヨリ藥劑ヲ受取ルヘシ
- 第九條 手術ヲ受ケムトスル者ハ診察所ヨリ手術券ヲ受取リ之ヲ收入所ニ差出シ料金ヲ納メ其受領證ヲ診察所ニ差出スヘシ
- 第十條 往診ヲ請フ者ハ住所、職業、氏名、年齡等ヲ受付ニ申出テ規定ノ往診料ヲ納ムヘシ
- 第十一條 入院治療ヲ受ケムトスル者ハ千葉町若ハ其ノ附近町村居住者ニシテ一家計ヲ立テ相當ノ資力アル者ヲ保證人トシ第一號書式ノ保證書ヲ院長ニ差出スヘシ
- 第十二條 入院患者ニシテ保護人ヲ伴ハムトスル時ハ其ノ住所氏名、院長ニ届出テ承認ヲ受クヘシ
- 第十三條 手術ヲ要スル者ニシテ必要アリト認ムルトキハ本人及親族ヨリ第六號書式ノ承諾書ヲ差出サシムルコトアルヘシ
- 第十四條 診斷書又ハ處方書ヲ請求セムトスル者ハ所定ノ料金ヲ納メ受領證ヲ診察所ニ差出スヘシ
- 第十五條 施設患者トシテ治療ヲ請フ者ハ第二號書式學用患者トシテ治療ヲ請フ者ハ第三號書式ノ願書ヲ院長ニ差出シ許可ヲ受クヘシ
- 第十六條 施設患者トシテ入院(通院)ノ許可ヲ受ケタル者ハ第四號書式ノ保證書ヲ學用患者トシテ入院(通院)ノ許可ヲ受ケタル者ハ第五號書式ノ承諾書ヲ院長ニ差出スヘシ
- 第十七條 看護婦ハ看護人ヲ派遣シタルトキハ規定ノ料金ノ外其ノ食費寢具及車馬ハ依リテ於テ所辨スヘシ
- 第十八條 本規程ハ大正八年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一號書式

保證書

三錢收
入印紙

右ハ今般入院治療御承認相成候ニ付テハ御規則堅ク可相守ハ勿論本人
(並付添人)事故又ハ費金不納等有之候節ハ總テ拙者ニ於テ引受可申若シ
拙者轉居旅行等致候節ハ確實ナル代人ヲ相定メ御承認ヲ受ケ可申候依テ
保證書如斯候也

大正何年何月何日 住 所 保 證 人 氏 名 印
縣立千葉病院長氏名殿

第二號書式

治療願

右ハ貧困ニシテ治療費ヲ自辨スルコト能ハサルニ付治療入院(通院)御許
可被下度別紙證明書相添此段相願候也

大正何年何月何日 住 所 患 者 氏 名 印
縣立千葉病院長氏名殿

第三號書式

學用治療願

今般縣立千葉病院へ學用入院(通院)御許可相成候ニ付テハ御規則堅ク相
守ルヘキハ勿論萬一不幸ニシテ死去候トキハ千葉醫學專門學校ニ於テ剖
檢候モ不苦候條豫テ此段御受申上置候也

大正何年何月何日 住 所 患 者 氏 名 印
縣立千葉病院長氏名殿

第六號書式

手術承諾書

三錢收
入印紙

右者今般手術相願候上ハ手術中ハ勿論其ノ後ニ至リ如何様ノ義出來候共
異議申出敷爲後日證書差入候也

大正何年何月何日 住 所 患 者 氏 名 印
縣立千葉病院長氏名殿

千葉縣千葉病院使用料徴收規則

(大正七年三月
縣令第十五號)

(沿革)大正七年九月縣令第五〇號、八年七月同第四四號、同年八月同第五
三號、同年同第六三號、九年三月同第二四號、同年四月同第三九

第三編 衛生 第四章 醫務

住 所 患 者 氏 名 印
縣立千葉病院長氏名殿

右ハ學用患者トシテ入院(通院)御許可被下度此段相願候也

大正何年何月何日 住 所 患 者 氏 名 印
縣立千葉病院長氏名殿

第四號書式

保證書

右ハ今般治療入院(通院)御許可相成候ニ付テハ御規則等堅ク爲相守溢リ
ニ退院不爲致ハ勿論本人ニ係ル一切ノ事件ハ拙者引受ケ可申若シ拙者轉
居旅行等致候節ハ確實ナル代人ヲ相定メ御承認ヲ受ケ可申候依テ保證書知
斯候也

大正何年何月何日 住 所 保 證 人 氏 名 印
縣立千葉病院長氏名殿

第五號書式

解剖承諾書

三錢收
入印紙

生年月日

[千葉警]

號改正

第一條 千葉縣千葉病院ニ於テ徴收スル料金ハ左ノ區別ニ從フ

- 一 診察料 金五拾錢乃至拾五圓
但シ知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ診察券ヲ發行シ期限ヲ付スル
コトヲ得診察券ヲ紛失シタルトキハ再渡手數料金拾錢ヲ徴收ス
- 二 藥 價 一 劑 (日ニ分ツモノハ二日分) 金五錢乃至六拾錢
但シ高價藥ヲ要スルトキハ一劑ニツキ金五錢乃至五拾錢ヲ増徴ス
- 三 入院料 一人一日 金六拾五錢乃至五圓
但シ半治療入院料ハ最低入院料ノ半額トス
- 四 手術料 一人一回 金參錢乃至金百圓
- 五 往診料
千葉町内 金貳圓以內
千葉町外 壹里毎ニ金參圓以內
- 六 食 料
日當食 (一日三食) 金貳拾錢乃至壹圓
臨時食 (食券一種) 金七錢乃至壹圓
- 七 醫 證 書 料 一 通 金參拾錢乃至參拾圓
- 八 附 添 看 病 人 料 一 人 一 日 金五拾錢乃至壹圓
- 九 病 理 細 菌 及 化 學 的 檢 査 料 一 件 金五拾錢乃至參拾圓
- 十 物 品 消 毒 料 一 點 金五錢乃至貳圓
- 十一 物 品 置 下 料 一 品 金貳錢乃至貳圓
- 十二 物 品 貸 付 料 一 品 一 日 金貳錢乃至五拾錢
- 十三 患 者 運 搬 車 賃 付 料 一 臺 一 回 金五十錢乃至五圓

第二條 學用患者及治療患者ハ總テ料金ヲ免除ス其ノ他知事ニ於テ必要ト
認ムルトキハ特ニ料金ヲ輕減又ハ免除スルコトヲ得

二九三

- ハ特別ナル徴收方法ヲ定ムルコトヲ得
- 第四條 本則施行ニ關シ必要ナル事項ハ知事之ヲ定ム
- 第五條 本則ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第六條 大正六年四月縣令第十八號縣立千葉病院食費ニ關スル規定ハ本規則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

千葉縣千葉病院使用料徴收規則

(大正七年四月 告示第九十三號)

(沿革) 大正七年九月告示第二三七號、八年七月同第一六四號、同年八月同第二〇五號、同年一二月同第三五七號、九年四月同第九四號、同第一一三號改正

第一條 千葉縣千葉病院使用料徴收規則(以下單ニ規則ト云フ)第一條ノ料金其ノ他ニ付定ムルコト左ノ如シ

- 一 診察券 普通診察ヲ受クル者ニ對シ診察券ヲ發行シ其期間ヲ三十日トシ各部共通トス
- 二 藥價
 - 內服藥
 - 水 劑(一日量) 丸 劑(一日量) 散 劑(一日量) 乳 劑(一日量)
 - 頓用 劑(一回) 拾參錢
 - 外用藥
 - 含嗽劑(劑四〇〇瓦) 洗滌劑(劑四〇〇瓦)
 - 墨法劑(劑四〇〇瓦) 膏 劑(劑四〇〇瓦)
 - 吸入劑(劑四〇〇瓦) 塗布劑(劑一〇〇瓦)
 - 撒布劑(劑一〇〇瓦) 貳拾錢

點眼劑(一劑)	六瓦	拾七錢
坐藥(一劑)	個	拾七錢
入院料(診察料及普通藥價ノミヲ含ム)		
普通病室		
特別	一日	金五圓
特等	一日	金參圓
上等	一日	金貳圓
一等	一日	金貳圓
二等	一日	金貳圓
參等	一日	金貳圓
傳染病室	一日	金貳圓
壹等	一日	金貳圓
貳等	一日	金貳圓
精神病室	一日	金貳圓
壹等	一日	金貳圓
貳等	一日	金貳圓
往診料	一日	金壹圓五拾錢
院長副院長部長副部长		
千葉町內	一回	金貳圓
千葉町外片道一里以內	一回	金參圓
片道一里以上(一里未満ノ端數)ハ一里ヲ加フル毎ニ金參圓ヲ増ス		
但シ十里以上一里ニ付金貳圓トス		
司療醫及醫員ハ前項ノ半額トス		
里程ノ計算ハ明治十三年三月改正千葉縣管内里程表ニ依ル		

[千葉醫]

五食 價料

日常食	一日	壹圓	壹圓
一 等	一日	貳拾錢	參拾錢
二 等	一日	拾七錢	四拾錢
三 等	一日	拾五錢	參拾五錢
粥			
一 等	八拾錢	四拾錢	貳拾參錢
二 等	七拾錢	參拾五錢	貳拾錢
臨時食			
一 等	食券	七拾錢	
二 等	同	五拾五錢	
三 等	同	四拾五錢	
四 等	同	參拾五錢	
五 等	同	貳拾五錢	
六 等	同	貳拾錢	
特別療養食			
附添看病人料			
一 等	一人一日	金壹圓	
二 等	一人一日	金八拾錢	
三 等	一人一日	金六拾錢	
四 等	一人一日	金五拾錢	

- 第二條 入院患者ニシテ他部ノ治療ヲ受クルトキハ外來患者ノ例ニ依ル
- 第三條 入院料ハ入院ノ手續ヲ了シタル日ヨリ之ヲ徴收シ入院中外泊スルコトアルモ之ヲ控除セス入院中病室ヲ轉換シタルトキハ其ノ當日マテ從前ノ料金ヲ徴收シ翌日ヨリ轉換シタル病室ノ等級相當ノ料金ヲ徴收ス

第四條 入院患者ノ料金ハ毎月十日、二十日及末日ヲ以テ打切り之ヲ徴收ス但シ右期日ノ中間ニ於テ退院スルトキハ其ノ際之ヲ徴收スルモノトス

第五條 官公署ノ依託患者其ノ他收納確實ナリト認ムルモノ、料金ハ之ヲ後徵スルコトアルヘシ

第六條 前各條以外ノ料金ニ付テハ規則ノ範圍内ニ於テ知事ノ承認ヲ經病院長其ノ額ヲ定メ之ヲ徴收スルコトヲ得

附則 本細則ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

衛生試驗ニ關スル件

(大正二年四月四日 告示第百二十號)

- 衛生試驗ノ委託ニ關スル手續左ノ通定ム
- 衛生試驗ノ委託ニ關スル手續
- 第一條 本縣衛生試驗所ニ衛生ニ關スル事項ノ試驗ヲ委託セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シタル願書ヲ提出スヘシ
 - 一 住所氏名但シ法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名
 - 二 受驗品名
 - 三 使用ノ目的
 - 四 試驗ノ目的、試驗鑑定ノ項目、分析ヲ要スル成分
 - 五 製法、成分、使用法
 - 六 產地若ハ製造地名及製造者ノ氏名
 - 七 期日ヲ限リテ試驗ヲ要スル者ハ其ノ期日
- 第二條 試驗ノ爲メ提供スヘキ物品ノ數量左ノ如シ
 - 一 水及鐵泉ノ定性分析ハ各五升定量分析ハ各一斗其ノ他ノ試驗ハ各一升以上
 - 二 氷雪ノ飲食用、非飲食用適否ハ五斤以上
 - 三 清涼飲料水ノ定量分析ハ一升適否試驗ハ四合以上

- 四 乳汁ノ定量分析ハ三合(人乳ハ五勺)飲料適否ハ二合五勺、脂肪及比重檢定ハ二合以上
 - 五 半酪、煉乳、乳汁餘其ノ他乳製品ノ定量分析ハ一罐(凡百二十勺)以上
 - 六 酒、燒酎、ブランデー、葡萄酒類ノ定量分析ハ各一升、アルコール定量防腐劑ノ有無ノ檢定ハ五合以上
 - 七 酢ノ定量分析ハ一升五合以上
 - 八 醬油ノ定量分析ハ一升以上
 - 九 味噌ノ定量分析ハ百匁、食鹽ノ定量分析ハ五合以上
 - 十 肉類ノ定量分析ハ一斤、肉羹汁ノ定量分析ハ五合、肉百弗頓ノ定量分析ハ二十匁、肉製品ノ定量分析ハ百匁以上
 - 十一 穀、菽、蔬菜、果實ノ定量分析ハ百匁以上
 - 十二 麵麩ノ定量分析ハ半斤、素麵、澱粉ノ定量分析ハ百匁以上
 - 十三 珈琲ノ定量分析ハ五十匁以上
 - 十四 菓子ノ定量分析ハ半斤以上
 - 十五 調製餡、砂糖、蜜、水飴ノ定量分析ハ五十匁以上
 - 十六 肉類、蔬菜、果實其ノ他食物罐詰ノ定量分析及貯藏ノ否試驗ハ二罐(一罐凡五十匁)以上
 - 十七 著色料ノ衛生上害否ハ五匁、化粧品ノ衛生上害否ハ二十匁以上
 - 十八 飲食物用器具、刺烹具及玩具類ハ二個以上
 - 十九 飲食物用器具原料ハ五十匁、鍍金、鍍著ハ二十匁以上
 - 二十 石鹼ノ定量分析ハ五十匁以上
 - 二十一 石油ノ引火點檢定ハ五合以上
 - 二十二 衣類料ハ一尺平方以上
 - 二十三 土製ハ一貫目以上
- 前項ノ外藥品及細菌ニ關シテハ衛生試驗所ノ指示スル所ニ依リ其ノ現

品ヲ提供スヘシ

第三條 試驗ノ爲メ提供スヘキ物品ニシテ變敗シ易キモノハ願書ヲ差出タル後衛生試驗所ノ指定スル期日ニ於テ提供スヘシ

第四條 試驗ノ爲メ提供ノ物品ハ天災其ノ他不可抗力ニ依リ滅失毀損スルコトアルモ賠償ノ責ニ任セス

第五條 試驗ノ成績書ハ出願者ノ請求ニ依リ之ヲ交付ス

●封緘紙ヲ貼付シタル容器及之ヲ貼付セサル廣告、揭示、印刷物ニ關スル件

(大正二年四月 縣令第三四號)

縣衛生試驗所ニ於テ試驗ヲ爲シタルモ封緘紙ヲ貼付セサル物品ハ其ノ廣告、揭示、印刷物又ハ其ノ容器包紙等ニ衛生試驗所ノ保證若ハ試驗濟其ノ他之ニ類スル文字ヲ記入スルコトヲ得ス但シ試驗成績書ノ全文ヲ表示スルハ此ノ限ニ在ラス

本令ニ違反シタル者ハ拾圓未満ノ科料ニ處ス

●私立衛生會組織届出ニ關スル件

(明治三十一年七月 縣令第一〇四號)

私立衛生會ヲ組織シ開設セントスルトキハ開會前發起者ニ於テ左ノ事項ヲ記載シ當廳ニ申請認可ヲ受クヘシ

但廢止シタルトキハ七日以内ニ届出又認可ヲ受ケル事項ヲ變更セントスルトキハ其都度届出認可ヲ受クヘシ

一 名稱

一 位置

一 目的

一 雜誌發刊ノ有無

シシ3M76

千葉縣
警察法
規 附 奧

大正十年六月五日印刷
大正十年六月八日發行

千葉縣警察部

東京市京橋區加賀町九、十、十一番地

印刷者 大谷仁兵衛

東京市外北品川宿袖ケ崎四六九番地

印刷所 行政學會印刷所

223M-76

